大宮中学校バリアフリー化改修工事

令和８年度

名護市教育委員会　教育施設課

図　面　目　録

図面番号	意　匠　図	図面番号	構造図・便所改修図	図面番号	便所改修図・アスベスト図・スロープ図	図面番号	機械設備工事	図面番号	機械設備工事
Ａ－１	建築工事特記仕様書　（その１）	Ｓ－１	構造設計標準仕様書	アー１	アスベスト撤去１階平面図	Ｍ－０１	機械設備特記仕様書　（１）	Ｅ－１	電気設備特記仕様書　（１）
Ａ－２	建築工事特記仕様書　（その２）	Ｓ－２	鉄筋コンクリート構造配筋標準図　（１）	アー２	アスベスト撤去２階平面図	Ｍ－０２	機械設備特記仕様書　（２）	Ｅ－２	電気設備特記仕様書　（２）
Ａ－３	建築工事特記仕様書　（その３）	Ｓ－３	鉄筋コンクリート構造配筋標準図　（２）	アー３	アスベスト撤去３階平面図	Ｍ－０３	機械設備特記仕様書　（３）	Ｅ－３	電気設備特記仕様書　（３）
Ａ－４	建築工事特記仕様書　（その４）	Ｓ－４	各階梁伏図	アー４	１階エントランス側　便所平面・断面アスベスト撤去図	Ｍ－０４	機械設備特記仕様書　（４）	Ｅ－４	配　置　図
Ａ－５	建築工事特記仕様書　（その５）	Ｓ－５	軸　組　図	アー５	１階～３階　普通教室側　便所平面・断面　アスベスト撤去図	Ｍ－０５	１階水飲場・ＥＶホール配管詳細図（改修前・改修後）	Ｅ－５	幹線設備平面図（改修前・改修後）
Ａ－６	案内図・配置図・面積表	Ｓ－６	土質柱状図			Ｍ－０６	２階水飲場・ＥＶホール配管詳細図（改修前・改修後）	Ｅ－６	１階ＥＶ電気設備平面図
Ａ－７	仕上表・建具表・既設手洗い解体撤去詳細図	Ｓ－７	基礎リスト			Ｍ－０７	３階水飲場・ＥＶホール配管詳細図（改修前・改修後）	Ｅ－７	２階ＥＶ電気設備平面図
Ａ－８	１階平面図（改修前）	Ｓ－８	部材リスト（１）			Ｍ－０８	Ｒ階水飲場・ＥＶホール配管詳細図（改修前・改修後）	Ｅ－８	３階ＥＶ電気設備平面図
Ａ－９	２階平面図（改修前）					Ｍ－０９	消火設備　系統図	Ｅ－９	ＥＶ電気設備平面詳細図
Ａ－１０	３階平面図（改修前）	Ｋ－１	建築改修特記仕様書　（その１）	ＳＬ－１	エントランスポーチ　スロープ　１階平面図（改修前・改修後）	Ｍ－１０	１階消火設備平面図	Ｅ－１０	電灯設備平面図　便所Ｂ
Ａ－１１	Ｒ階平面図（改修前）	Ｋ－２	建築改修特記仕様書　（その２）	ＳＬ－２	エントランスポーチ　スロープ　断面図・建具図（改修後）	Ｍ－１１	２階消火設備平面図	Ｅ－１１	電灯設備平面図　便所Ｇ－１Ｆ
Ａ－１２	１階平面図（改修後）	Ｋ－３	建築改修特記仕様書　（その３）	ＳＬ－３	職員用出入口　スロープ平面詳細図（改修前・改修後）	Ｍ－１２	３階消火設備平面図	Ｅ－１２	電灯設備平面図　便所Ｇ－２Ｆ
Ａ－１３	２階平面図（改修後）	Ｋ－４	建築改修特記仕様書　（その４）	ＳＬ－４	職１階～３階ＥＶ棟　出入口部分スロープ詳細図（改修後）			Ｅ－１３	電灯設備平面図　便所Ｇ－３Ｆ
Ａ－１４	３階平面図（改修後）	Ｋ－５	１階エントランス　便所平面断面詳細図Ｂ（改修前）			ＫＭ－０１	機械設備改修特記仕様書　（１）		
Ａ－１５	Ｒ階平面図（改修後）	Ｋ－６	１階エントランス　建具キープランＢ（改修前）			ＫＭ－０２	機械設備改修特記仕様書　（２）		
Ａ－１６	１階平面詳細図（改修前・改修後）	Ｋ－７	１階エントランス　便所平面詳細図Ｂ（改修後）			ＫＭ－０３	機械設備改修特記仕様書　（３）		
Ａ－１７	２階平面詳細図（改修前・改修後）	Ｋ－８	１階エントランス　便所断面詳細図Ｂ（改修後）			ＫＭ－０４	機械設備改修特記仕様書　（４）		
Ａ－１８	３階平面詳細図（改修前・改修後）	Ｋ－９	１階エントランス　便所展開図Ｂ（改修後）			ＫＭ－０５	機器表（更新）		
Ａ－１９	Ｒ階平面詳細図（改修後）	Ｋ－１０	１階エントランス　建具キープランＢ（改修後）			ＫＭ－０６	特記仕様書（改修）・機器表（撤去）		
Ａ－２０	立面図（改修後）	Ｋ－１１	１階～３階　普通教室側平面断面詳細図Ｇ（改修前）			ＫＭ－０７	１階給排水設備平面図		
Ａ－２１	断面詳細図（改修前・改修後）	Ｋ－１２	１階～３階　普通教室側便所建具Ｇ（改修前）			ＫＭ－０８	２階給排水設備平面図		
Ａ－２２	雑　詳　細　図	Ｋ－１３	１階～３階　普通教室側便所仕上・断面図Ｇ（改修後）			ＫＭ－０９	３階給排水設備平面図		
Ａ－２３	エレベーター詳細図（１）	Ｋ－１４	１階～３階　普通教室側便所断面詳細図Ｇ（改修後）			ＫＭ－１０	便所配管詳細図Ｂ（改修前・改修後）		
Ａ－２４	エレベーター詳細図（２）	Ｋ－１５	１階～３階　普通教室側便所展開図Ｇ（改修後）			ＫＭ－１１	便所配管詳細図Ｇ－１Ｆ（改修前・改修後）		
Ａ－２５	仮　設　計　画　図	Ｋ－１６	１階～３階　普通教室側便所建具Ｇ（改修後）			ＫＭ－１２	便所配管詳細図Ｇ－２Ｆ（改修前・改修後）		
Ａ－２６	磁気探査（鉛直）					ＫＭ－１３	便所配管詳細図Ｇ－３Ｆ（改修前・改修後）		
Ａ－２７	磁気探査（水平・経層）					ＫＭ－１４	換気設備平面図Ｂ（改修前・改修後）		
						ＫＭ－１５	換気設備平面図Ｇ（改修前・改修後）		

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事			工事年度	令和　８　年度		
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	図　面　目　録		
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮　尺	NO SCALE		
摘　要				図面番号			
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	有限会社ナカソネ設計	
					資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹	
					登録番号	１級建築士登録 （大臣）第２６６０９９号	
					所　在　地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 ＴＥＬ　０９８０－５２－２７９７	

建築工事特記仕様書［建築工事編］沖縄県土木建築部

令和8年7月改定版

1 工事概要

(1) 工　事　名　：大宮中学校バリアフリー化改修工事
(2) 工 事 場 所　：名護市宮里地内
(3) 敷 地 面 積　：　27,448.42　㎡
(4) 工 事 種 目　：増築工事

ア 建築物

建築物の名称	EV棟		
主要用途	学校		
構造及び階数	RC造・3階建て		
工事種別	増築		
建築面積	10.96㎡	㎡	㎡
延べ面積	32.88㎡	㎡	㎡

イ 工作物及び立木

工作物等の名称			
数量			

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和　8 年　9 月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 建築工事仕様

(1) 標準仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」[令和7年版]（以下「標準仕様書」という。）による。

(2) 特記仕様

ア　項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
イ　特記事項は、「・」に○印の付いたものを適用する。
「・」に○印がつかない場合は「※」のついたものを適用する。
「・」と「※」に○印がついた場合は共に適用する。
ウ　項目及び特記事項に記載の（　.　.　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
エ　特記事項に記載の（参－　.　）は、標準仕様書の参考資料4各部配筋参考図の当該項目を示す。

4 その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

ア　本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。
イ　調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。
ウ　公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
エ　本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成19年7月24日）に基づき、次に関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア　暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
イ　暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。
ウ　暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(3) ウィークリースタンスの実施

工事現場環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3．取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。
当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ（下記アドレス）を参照すること。
https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html

(4) 工事監理業務への協力等

ア　本工事の工事監理業務（建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。）は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。
イ　工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者（以下「管理技術者等」という。）の氏名等は、発注者から通知する。なお、管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。
ウ　設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。
エ　建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。

(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

請負業者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督員を通して関連市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。
また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。
なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等の過積載等の防止について

ア　工事用資機材等の積載超過がないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。
イ　過積載を行っている資材納入者から資材購入をしないこと。
ウ　資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
エ　さし枠の装置または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることがないようにすること。
オ　「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。
カ　下請契約の相手方又は資材納入者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
キ　アからカの事につき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用の禁止等について

ア　受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。）を使用し、又は使用させてはならない。
イ　受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

ア　本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。
イ　本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。
ウ　「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

(12) ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から25条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（営繕工事編）」（沖縄県土木建築部）によるものとする。

(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

ア　受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の内の事業主が納付義務を負う保険料（以降「法定福利費」という。）を明示すること。
また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。
イ　発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。
【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（国土交通省HP）】
https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf
【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）（国土交通省HP）】
https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf
【各団体が作成した標準見積書（国土交通省HP）】
ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

(14) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24 年法律第100 号）第20 条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
通知様式については、沖縄県技術・建設業課のホームページ（下記アドレス）を参照すること。
https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013334/1013335.html

章	項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	① 適用基準等	⊙ 建築工事監理指針（令和7年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ⊙ 建築工事標準詳細図（令和4年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部 ⊙ 敷地調査共通仕様書（令和4年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部 ⊙ 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿（令和6年版）（一社）公共建築協会 ⊙ 営繕工事写真撮影要領（令和5年版） ⊙ 磁気探査実施要領（令和2年1月）沖縄県土木建築部 ⊙ 沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源化および再生資源活用に関する実施要領（平成25年12月）沖縄県土木建築部 ⊙ 構造計画・施工計画・建築設備計画の留意事項（令和8年4月）沖縄県土木建築部
	② 工事実績情報の登録（1.1.4）	登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。
	③ 工事の一時中止に関する事項（1.1.9）	工事の一時中止に係る計画の作成 (1)　契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2)　工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
	4 工事の余裕期間	・ 余裕期間を設定する工事　【　　方式】 【以下から選択：発注者指定方式／任意着手方式／フレックス方式】 (1)　本工事は余裕期間とし【　　日間】を設定した工事であなお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 (2)　余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書（様式－1）」を作成し、発注者（契約担当者）に通知（提出）すること。 (3)　その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。
	5 遠隔臨場の実施（1.1.14）	・ 本工事は遠隔臨場を適用する。使用する機器及び立合う工程等については監督職員と協議をすることとする。
	6 概成工期（1.2.1）	図示された範囲は【令和　年　月　日】までに完了すること。
	⑦ 品質計画等（1.2.2）	建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。 (1)　風速：V0＝　46　m/s （平12建告第1454号第2） (2)　地表面粗度区分： (8.4.3)（8.5.3）(9.4.4)（10.5.3）(13.2.3)（13.3.3）(13.4.3)（14.7.3） (16.14.5)（23.5.4）
	⑧ 施工図等（1.2.3）	(1)　施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。 (2)　現場代理人等は、施工に先立ち、各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図（各1/50程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、各工事の必要な内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監督員に提出し、確認を受ける。 (3)　施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出する。ただし監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、承諾を受ける。

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	建築工事特記仕様書（その1）	
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮　尺	NO SCALE	
摘　要				図面番号	A－1	
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名	管理建築士　仲宗根 徹
					登録番号	1級建築士登録（大臣）第266099号
					所　在　地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号

章	項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項〈続き〉	⑨ 工事の記録 (1.2.4)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。
	⑩ 電気保安技術者(1.3.3)	電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安技術者を配置し、保安業務を行うこと。
	⑪ 施工条件 (1.3.5)	施工順序等の制約 ・ 無し ⊙ 有り【 ・ 図示 ・ 現場説明書による ・ 】 工事車両の駐車場所 ： ・ 図示 ⊙ 現場説明書による ・ 資材、機材置場 ： ・ 図示 ⊙ 現場説明書による ・ 建設発生土の仮置場 ： ・ 図示 ⊙ 現場説明書による ・ その他の施工条件 ： ・ 図示 ⊙ 現場説明書による ・
	⑫ 施工中の安全確保及び環境保全等(1.3.7) (1.3.10)	(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日 国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。 (2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5～260kW) ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン
	⑬ 交通安全管理 (1.3.8)	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(令和3年2月19日 沖縄県公安委員会告示第38号)
	⑭ 発生材の処理等(1.3.11)	(1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。 発生材の種類：発注者に引き渡すもの＝現場説明書による／特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法＝〃／現場において再利用を図るもの＝〃 (2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。 (3) 受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。 (4) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材の認定を受けた施設又はゆいくる材の認定を受けていないが、再資源化後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出すること。ただし、島内に当該施設がない場合はこの限りではない。 (5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、廃棄物という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。 なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。
	⑮ 主任技術者・監理技術者	(1) 工事請負代金額が4,500万円以上(建築一式工事の場合9,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 【現場施工に着手する日が確定している場合】 請負契約の締結の日の翌日から令和　　年　月　日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。 【現場施工に着手する日が確定していない場合】 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、工事施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 (2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3ヵ月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料等の写し)を提出しなければならない。
	⑯ 主任技術者等の資格	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者等の資格は、以下による。 ・ 1級建築士、又は1級建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの ・ 1級建築士、2級建築士、1級建築施工管理技士、又は2級建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの ア 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 イ 配置予定技術者にあっては、入札開始日前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 ウ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。 (2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。
	⑰ 主任技術者又は監理技術者の兼務	※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認めない。
	⑱ 工事の保険等	(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 【 ・ 火災保険 ・ 建設工事保険 】 【 ・ 組立保険 ・ 請負業者賠償責任保険 】 (2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後1月以内に加入を証明する書類を発注者に提出する。
	⑲ ゆいくる材について	(1) 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。ただし、ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。なお、ゆいくる材以外の再生資材を使用する場合も「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施すること。また、ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用すること。 (2) ゆいくる材の品質管理 ア ゆいくる材の品質管理にあたっては、「標準仕様書」等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。 イ 受注者は、工事請負代金額が 500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に公益財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取及び現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後の現場簡易試験を監督員の立会の下、実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督員に試験結果を報告しなければならない。
	⑳ 技能士(1.5.2)	適用工事種別：鉄筋・ｺﾝｸﾘｰﾄ・防水＝鉄筋施工・圧接・型枠施工・圧送・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水／左官・建具・塗装＝左官・建具製作・ｻｯｼ、ｶﾞﾗｽ施工・塗装建築
	21 化学物質の濃度測定(1.5.10)	(1) 測定時期、測定対象室及び測定箇所数 測定対象室／測定箇所数／測定時期／備考 (2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。
	㉒ 完成時の提出図書 (1.7.1)(1.7.2) (1.7.3)	※完成図　※保全に関する資料 (1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。 (2) 完成図は、(表1.7.1)に次表を含むものとする。 種類：詳細図＝記入内容：監督員との協議による。 (3) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督員と協議するものとする。 (4) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 業務成果品(工事完成図書)は、電子媒体(CD-R等)で(正)1部提出すること。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。 なお、「紙」による提出物は、監督員と協議の上決定すること。 (5) 受注者は、完成通知書の添付書類として以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書 (6) 建築物等の利用に関する説明書について ・「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き(国土交通省ホームページに掲載)を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。 (7) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。
	㉓ 設計図CADデータの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。
	㉔ 情報共有システム	(1) 現場事務所等に、利用する情報共有システムが推奨するパソコンOS及びブラウザの環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあっては、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用承諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること。(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)
	㉕ 墜落制止用器具	・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。
	26 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	・ 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。 実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。
	27 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について	・ 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。 受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県　建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参照し実施するものとする。

工事名称	大宮中学校ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ化改修工事			工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	建築工事特記仕様書(その2)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮　尺	NO SCALE
摘　要				図面番号	A－2
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者 名　称	有限会社ナカソネ設計
				資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
				登録番号	1級建築士登録 (大臣)第266099号
				所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号

② 仮設工事

① 工事用水
構内既存の施設 ⊙ 利用不可　・ 利用できる(有償)　・ 利用できる(無償)

② 工事用電力
構内既存の施設 ⊙ 利用不可　・ 利用できる(有償)　・ 利用できる(無償)

③ 環境対策について
(1) 受注者は、本工事の施工にあたり、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督員の確認を得た上で施工すること。
(2) 赤土等流出防止対策を行う場合、その対策範囲は図示による。

④ 足場その他 (2.2.4)
⊙ 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

5 監督員事務所 (2.3.1)

規模(㎡)		
仕上げ	床	
	内壁・天井	
	屋根	
備品の種類及び数量		

③ 土工事

① 埋戻し及び盛土 (3.2.3)(表3.2.1)
埋戻し及び盛土の種別:
・ A種 適用場所
・ B種 適用場所
・ C種 適用場所
土質 :　受渡場所 :
・ D種 適用場所

② 建設発生土の処理 (3.2.5)
建設発生土の処分は次による。
※ 構外搬出適切処理
搬出先名称 :
搬出先所在地 :
運搬距離 :　km
搬出先基準(条件):
・ 構内堆積　・ 構内敷きならし

④ 地業工事

1 載荷試験 (4.2.3)(4.2.4)

	載荷試験の種類	試験の方法	試験の位置	載荷荷重	報告書の記載事項
杭	・ 水平試験	・ 図示	・ 図示	・ 図示	・ 図示
	・ 鉛直試験	・	・	・	・
	・	・	・	・	・
地盤	・ 平板載荷試験	・ 図示	・ 図示	・ 図示	・ 図示
	・	・	・	・	・

② 杭地業
(1) 杭地業の種類と工法 (4.3.1)(4.4.4)(4.5.1)

杭地業の種類	工法
・ 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC杭)	・ セメントミルク工法
	・ 特定埋設杭工法
・ プレストレスト鉄筋コンクリート杭(PRC杭)	・ プレボーリング拡大根固め工法
	・ 中掘り拡大根固め工法
⊙ 鋼杭地業	・ (　　)工法
・ 場所打ちコンクリート杭地業	・ アースドリル工法
	・ (　　)工法

(2) 杭の寸法等 (4.2.2)(4.3.3)(4.4.3)(4.5.4)

	杭径	杭長(m)	種類	継手数	先端部の形状	備考
試験杭	216.3	10	鋼管杭		先端翼	F1A基礎杭
本杭	216.3	9.5～10	鋼管杭		先端翼	

(3) 杭の品質等 (4.3.4)～(4.3.8)(4.4.4)～(4.4.6)

設計支持力	推定支持力の算定方法	水平方向のずれ精度	継手工法	杭頭の処理

(4) 支持層 (4.3.4)(4.3.5)(4.5.5)(4.5.6)

支持層の位置	支持層の種類	支持層への掘削深さ	支持層への根入れ深さ
図示	図示	図示	図示

(5) 場所打ちコンクリートにおける材料等 (4.5.4)
ア 鉄筋

帯筋		鉄筋の最小かぶり厚さ	備考
・ (参-22)	・ 図示		

イ セメントの種類【・ 普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ　・ 図示 】
ウ コンクリート

設計基準強度	種別	備考

③ 床下防湿層 (4.6.5)
防湿層の範囲は、図示による。

5 鉄筋工事

① 鉄筋(5.2.1)

種類の記号	呼び名(mm)	備考

2 溶接金網 (5.2.2)

網目の形状	寸法	鉄線の径	備考

③ 継手及び定着 (5.3.4)
(1) 継手の種類等

施工部位	継手の種類	備考(重ね継手の長さ等)

(2) 柱、梁の主筋の継手を同一箇所に設ける場合は、応力集中やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承諾を受けて施工すること。
(3) 鉄筋の定着長さ【※図示による。　・　】

④ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (5.3.5)
(1) 軽量コンクリートの場合の最小かぶり厚さ:
(2) 塩害を受けるおそれのある部分等の位置及び最小かぶり厚さ:
(3) 機械式継手及び溶接継手の場合のあきの寸法:

⑤ 各部配筋 (5.3.7)

施工箇所	配筋の方法	その他特記すべき事項
	・ (参-　)による。　⊙ 図示	
	・ (参-　)による。　・ 図示	

6 機械式継手
機械式継手の種類 :・ 図示　・

6 コンクリート工事

① コンクリートの強度

気乾単位容積質量による種類	類別等	設計基準強度(Fc)	施工部位
⊙ 普通コンクリート	※ Ⅰ類	18-15-20	均しｺﾝ
・ 軽量コンクリート	・ Ⅱ類	24-15-20	土間ｺﾝ
⊙ 普通コンクリート	※ Ⅰ類	24+3(6)-15-20	土間ｽﾗﾌﾞ・基礎・地中梁
・ 軽量コンクリート	・ Ⅱ類		
⊙ 普通コンクリート	※ Ⅰ類	24+3(6)-18-20	躯体
・ 軽量コンクリート	・ Ⅱ類		

(6.2.1)(6.2.2)(6.2.3)(6.10.1)(6.13.1)(6.14.1)(6.15.1)

② コンクリートの材料
(1) セメントの種類
※ 普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ　・ ﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄB種　・
(2) ﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄB種の適用箇所:　・ 図示　・
(3) 骨材のアルカリシリカ反応性による区分:　※A　・B　(6.3.1)

③ コンクリートの強度試験
材齢28日圧縮強度の推定に用いる供試体は現場における「水中養生」とする。

④ コンクリート打放し仕上げ (6.2.5)(6.8.1)

仕上げの種別	打増し厚さ	施工部位	備考
図示	図示	図示	

⑤ コンクリートの品質管理
工事に使用するコンクリートは事前に試し練りを行い、その品質等が設計図書の規定に適合していることを確認し、監督職員に報告する。

⑥ 打継ぎ(6.6.4)
打継ぎ目地の寸法は、図示による。

⑦ 型枠 (6.8.1)(6.8.2)
(1) 外部に面する打放し仕上げの打増し厚さ
【 ・ 20mm　・(　　) mm 】
(2) ひび割れ誘発目地の位置、形状及び寸法は、図示による。
(3) MCR工法の適用:　・ 有り 【使用箇所:　・ 図示　・ 】

8 軽量コンクリート (6.10.1)(6.10.2)

施工部位	種類		気乾単位容積質量
	・ 1種	・ 2種	

水又は土に接する軽量コンクリートの使用
・ 有り【使用箇所:　・ 図示　・　】

⑨ 暑中コンクリート
暑中コンクリートの適用は　【　名護市 】の日平均気温の平年値が25℃を超える【　6 月　2 日 】から【　10 月　15 日 】までとする。
(注) 適用する場合は、気象庁HPより日平均気温の平年値を確認し、【　】を記載すること。

⑩ 品質確保
ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄの品質確保については、「ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄの品質確保について」(平成15年11月10日付け国営建第95号)及び「「ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄの品質確保について」の運用について」(平成15年11月10日付け国営技第71号)を適用する。

7 鉄骨工事

1 鋼材(7.2.1)(表7.2.1)

記号の種類	適用箇所	備考
		形状及び寸法は、図示による。

2 高力ボルト (7.2.2)(7.3.2)(7.4.2)(7.4.7)

種類	径	縁端距離	間隔	ゲージ	備考

すべり係数試験 :　【 ・ 実施する　・ 実施しない 】
試験の方法、試験片の摩擦面の処理 :・ 図示　・

3 普通ボルト (7.2.3)(7.3.2)

径	縁端距離	間隔	ゲージ	備考

4 アンカーボルト (7.2.4)(7.3.2)(7.10.3)(表7.10.1)
・ 構造用アンカーボルト

種類	縁端距離	間隔	ゲージ	形状及び寸法	保持及び埋込み工法

・ 建方用アンカーボルト

種類	縁端距離	間隔	ゲージ	形状及び寸法	保持及び埋込み工法

5 デッキプレート (7.2.7)(7.7.8)

施工部位	材質	形状	寸法	備考

デッキプレートと鉄骨部材の溶接方法:・ 図示　・

6 スタッド (7.2.8)

施工部位	材質	形状	寸法	備考

7 柱底均しモルタル(7.2.9)

材料	厚さ	種別	備考

8 材料試験等 (7.2.10)
引張りを受ける材料の試験等:　・ 実施する 【図示(　　)】

9 仮組(7.3.10)
仮組の実施 :【 ・ 実施する　・ 実施しない 】

溶接 (7.6.3)(7.6.4)(7.6.7)(7.6.12)

開先の形状	エンタブの有・無及び適用箇所	スカラップの形状	溶接部の試験

塗料の種別 (7.8.4)(表18.3.1)
錆止め塗料の種別:【 ・ A種　・ B種 】

耐火被覆の種類及び性能 (7.9.2)(7.9.3)

種類	所要性能及び摘要箇所

その他(7.11.2)(7.12.5)
(1) 軽量形鋼構造におけるボルトの接合方法:
(2) 溶融亜鉛めっき高力ボルトを使用する場合の摩擦面の処理:
【 ・ ブラスト処理
・ ブラスト以外の特別な処理方法及びすべり耐力等の確認方法:　】

8 コンクリートブロック・ALCパネル・ECP工事

1 補強コンクリートブロック造 (8.2.2)(8.2.4)(8.2.5)

ブロックの種類及びモデュール呼び寸法	正味厚さ	各部の配筋

2 コンクリートブロック帳壁及び塀 (8.3.2)-(8.3.4)

ブロックの種類及びモデュール呼び寸法	正味厚さ	各部の配筋

塀の場合の化粧ブロックの有無 :　【 ・ 有り　・ 無し 】

3 ALCパネル (8.4.2)-(8.4.5)(表8.4.2)(表8.4.3)
(1) パネルの種類等

パネルの種類	単位荷重	厚さ	長さ	構法

(2) 床パネルの耐火性能 :【 ・ 1時間　・ 2時間　】
(3) 外壁パネル構法の場合の伸縮調整目地の目地幅:
【 ・ 図示　・(　　) mm 】
(4) 耐火目地材の適用 :　【 ・ 適用する　・ 適用しない 】

4 押出成形セメント板(ECP) (8.5.2)-(8.5.4)(表8.5.1)(表8.5.2)

パネルの種類	表面形状	厚さ	幅	取付工法

5 外壁パネル工法 (8.4.3)(8.5.3)
(1) 地震に対する安全性
設計用震度(K_H)

設計用震度	帳壁(仕上面及び構造体から仕上面までの 接合部材)の性能
設計用水平震度(K_H)	設計用震度の地震力に対して、部材に生じる応力度が所定の応力度以内にあり、有害な残留ひずみが生じないこと。ただし、所定の応力度以内にあることの確認が困難な場合は、試験等により設計用震度の地震力に対して有害な残留ひずみが生じないことを確認する。なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。 所定の応力度は、短期許容応力度とし、短期許容応力度が定められていない材料については、関連基規準(製造者等により構成される協会等が定める指針等を含む。)が定める値とする。
※ 1.0	
・	
設計用鉛直震度(KV)	
※ 0.5	
・	

(2) 構造体の層間変形に対する追従性

層間変形角	帳壁(仕上面及び構造体から仕上面までの 接合部材)の性能
・ 1/100	左記の層間変形角に対して、脱落しないこと
・ 1/200	
・	

9 防水工事

① 防水の種類
(1) 防水の種類等 (9.2.2)(9.3.2)(9.4.2)(9.5.2)(9.6.1)

防水の種類	厚さ	施工箇所
図示	図示	図示

(2) 防水層の種類 (9.2.3)(9.3.3)(9.4.3)(9.5.3)(9.6.3)

防水層の種別	工法	備考

(表9.2.3)-(表9.2.9)(表9.3.1)-(表9.3.3)
(表9.4.1)-(表9.4.3)(表9.5.1)(表9.5.2)(表9.6.2)

(3) その他の材料等
・ 押え金物　: 材質(　　) 寸法(　　)
・ 絶縁用シート : 材料(　　)
・ 断熱材　: 材質(　　) 厚さ(　　)
・ 立上り部保護 : 材料(　　) 工法等(　　)
・ 脱気装置　: 種類(　　) 設置数(　　)
・ 仕上げ塗料　: 種類(　　) 使用量(　　)

(4) 施工
・ 下地の処理方法等 :(　　)

② シーリング (9.7.2)(9.7.3)(9.7.5)(16.14.5)(17.3.2)

シーリング材の種類	施工箇所	試験等
MS-2	図示	※ 簡易接着性試験
		・
PU-2	図示	※ 簡易接着性試験
		・

③ 保証
(1) 元請業者、施工業者、製造所の三者連署による保証書を監督員に提出する。
(2) 保証期間は、工事完成後【　5　】年間とする。
アスファルト防水は 【　　】 年間とする。

10 石工事

1 石材(10.2.1)(表10.2.1)(表10.2.2)
(1) 天然石

施工箇所	種類	表面仕上げの種類

(2) テラゾ

施工箇所	種石の種類、大きさ	形状及び寸法	表面仕上げの種類

2 壁の石張り工法 (10.3.2)(10.4.2)(10.5.2)
(1) 工法、加工等

工法	厚さ	石裏面処理	裏打ち処理	備考

(10.2.2) (2) 乾式工法の方式:【 ・ ｽﾗｲﾄﾞ方式　・ ﾛｯｷﾝｸﾞ方式 】
(3) あと施工アンカーの材質及び寸法:
(10.2.3) (4) 外壁湿式工法に使用するドレンパイプの材質:

工事名称	大宮中学校ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ化改修工事			工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	建築工事特記仕様書(その3)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮尺	NO SCALE
摘要				図面番号	A－3
検印	管理建築士	設計	製図	設計者 名称	有限会社ナカソネ設計
				資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
				登録番号	1級建築士登録 (大臣)第266099号
				所在地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号

10 石工事〈続き〉

3 床及び階段の石張り（10.6.2）（10.6.3）

厚さ	石裏面処理	目地幅	備考

4 特殊部位の石張り(10.7.1)（10.7.2)(10.7.3)

施工箇所	工法	石材の厚さ	石裏面処理	裏打ち処理	備考

11 タイル工事

1 タイル（11.2.2)(11.3.2)

(1) タイルの種類

施工箇所	形状・寸法	うわぐすり	吸水率	役物	色	耐滑り性

(2) タイルの試験張り：【 ・ 行う ・ 行わない 】
(3) タイルの見本焼き：【 ・ 行う ・ 行わない 】

2 あと張り工法（11.2.6)(11.3.5)（表11.2.3）（表11.3.2）

壁タイル張りの工法等

タイルの種類	大きさ	工法	張付け材料の種類、塗厚等

モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理：
【 ・ MCR工法 ・ 目荒らし工法 】

12 木工事

1 木材（12.2.1）（表12.2.1）

(1) 木材（下地材）の含水率： ※A種 ・ B種
木材（造作材）の含水率： ※A種 ・ B種

(2) 製材
【 ・「製材の日本農林規格」による
・「製材の日本農林規格」以外による】
【 ・ 下地用針葉樹製材 ・ 造作用針葉樹製材
・ 広葉樹製材 ・ 】

（表12.2.2）

施工箇所	樹種	寸法	等級又は品質	含水率	防虫処理

(3) 造作用集成材
【 ・「集成材の日本農林規格」による
・「集成材の日本農林規格」以外による】
【 ・ 造作用集成材 ・ 化粧ばり造作用集成材
・ 化粧ばり構造用集成材 ・ 】

施工箇所	樹種	寸法	等級又は品質	含水率	化粧薄板の厚さ

(4) 造作用単板積層材
【 ・「単板積層材の日本農林規格」による
・「単板積層材の日本農林規格」以外による】

施工箇所	厚さ	表面の品質	含水率	防虫処理

(5) 合板等 【 ・普通合板 ・構造用合板】

施工箇所	樹種	厚さ品質、等級等	接着の程度	防虫・強度等

(6) パーティクルボード

施工箇所	厚さ	表裏面の状態	曲げ強さ	接着剤	難燃性

(7) 構造用パネル

施工箇所	厚さ	等級

2 土壌の防蟻処理

(1) 施工箇所：「防除施工標準仕様書」（公益社団法人日本しろあり対策協会発行）Ⅰ 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 4 処理の箇所 に準ずることとし、建築物の外周処理を含む。

(2) 処理薬剤：（公社）日本しろあり対策協会又は（公社）日本木材保存協会の認定品とする。

(3) 処理方法：「防除施工標準仕様書」 Ⅰ 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 3 処理の方法 に準ずる。また、土間コンクリートを打設する部分には、薬剤処理後、厚さ0.15mmポリエチレンフィルム敷きを行う。

3 防腐・防蟻・防虫処理（12.3.1)(12.3.2)

木材処理（防蟻・防虫）
(1) 施工箇所：合板、集成材等を除く全ての木材

(2) 処理方法：工場における加圧式とし、十分に乾燥を行う。ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布する。

3 防腐・防蟻・防虫処理（12.3.1)(12.3.2)

(3) 性能区分：性能区分は次による。ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。
ア 造作材にラワン材等広葉樹を使用する場合は、JASの保存処理K1＋保存処理K3とする。
イ 構造材、下地材については、JASの保存処理K3とする。

4 防蟻処理、防虫処理の施工及び保証

(1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。

13 屋根及びとい工事

1 長尺金属板葺（13.2.2）

施工箇所	屋根葺形式	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性、めっき付着量の種類の表示記号	厚さ等

下葺材料： ・ ｱｽﾌｧﾙﾙｰﾌｨﾝｸﾞ940 ・ 改質ｱｽﾌｧﾙﾙｰﾌｨﾝｸﾞ

2 折板（13.3.2）

施工箇所	形式の区分	山高・山ピッチ	耐力による区分	材料による区分	厚さ

(1) 軒先面戸板の適用：【 ・ 有り ・ 無し 】
(2) 断熱材張り【 ・ 実施する ・ 実施しない 】

3 県産瓦葺

(1) 瓦は沖縄県産の赤瓦とする。

(2) 沖縄県技能評価認定制度に基づく琉球赤瓦施工技能評価試験の瓦葺き作業及び漆喰塗り作業に合格した者を、適用する作業中において次の条件で配置し自ら施工すると共に、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
【 ・ 1名以上配置
・ 施工面積 m2につき、 級技能評価試験に合格した者を1名配置】

4 瓦（13.4.3）

(1)瓦の緊結方法：（ ）

5 とい（13.5.2）（表13.5.1）

材種	規格名称	材質	備考

① 金属工事

1 あと施工アンカー（14.1.3）

あと施工アンカーの引抜試験【 ・ 実施する ・ 実施しない 】

2 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理

表面処理の種別をB－1種又はB－2種としたときの複合皮膜の種類：【 ・ A1 ・ A2 】(JIS H 8602)
（14.2.2）（14.7.2）（表14.2.1）

3 鉄鋼の亜鉛めっき

施工箇所	種別	表面処理方法

（14.2.3）（表14.2.2）

④ 軽量鉄骨天井下地（14.4.3）（14.4.4）

屋外の軽量鉄骨天井下地

野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔	野縁の間隔	備考
図示	図示	

・ 補強方法等（ 図示による ）

5 金属成形板張り（14.6.2）（14.6.3）

(1) 金属成形板の種別及び表面処理：

(2) 長尺の場合における伸縮調整継手：

6 アルミニウム製笠木（14.7.2）（14.7.3）（表14.7.1）

(1) 構成部材による種類：

(2) アルミニウム製笠木本体の材料の表面処理の種別及び複合皮膜の種類は次による。
種別：【 ・ A－1 ・ B－1 】
種別をB－1とした場合の複合皮膜の種類：
【 ・ A1 ・ A2 】

(3) 固定金具の間隔及び固定方法：

⑮ 左官工事

1 ラス系下地（15.2.4）

(1) 種類：
・ 通気工法 （ ・ 二重下地 ・ 単層下地 ）
・ 直貼り工法 （ ・ ﾗｽﾓﾙﾀﾙ下地 ・ ﾗｽｼｰﾄﾓﾙﾀﾙ下地 ）
・ 外張断熱工法で断熱材の外側に胴縁を施工する形式の通気工法を行う場合 （ ）
(2) 建築基準法に基づく耐力壁、防火構造、準耐火構造等の指定がある場合の下地の仕様 （ ）

2 せっこうボード その他のボード下地(15.2.5)

材料	種類	厚さ

3 モルタル塗り（15.3.2）（15.3.5）

(1) モルタル：・現場調合材料 ・既調合材料（ ）
(2) 既製目地材の適用及び形状：
(3) 床の目地の設置及び工法：
(4) 外装タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験：
【 ・ 実施する ・ 実施しない 】

4 仕上塗材仕上げ(15.6.2)（表15.6.1）

種類	呼び名	仕上げの形状・工法等

5 マスチック塗料塗り(表15.7.1)

工程	種別	塗料その他

6 せっこうプラスター塗り（15.8.2）（15.8.3）

(1) 下塗り及び中塗りに用いるせっこうプラスター
・ 既調合ﾌﾟﾗｽﾀｰ（下塗り用） ・ 現場調合ﾌﾟﾗｽﾀｰ（下塗り用）
(2) 上塗り： ・ 既調合ﾌﾟﾗｽﾀｰ（上塗り用） ・ しっくい塗り

7 しっくい塗り（15.10.2）

(1) しっくい：・現場調合材料 ・既調合材料（ ）

8 ロックウール吹付け（15.12.3）

仕上げ厚さ：

⑯ 建具工事

1 防火戸等（16.1.3）（16.1.6）

(1) 防火戸の指定及び機構等は、図示による。
(2) 防犯建物部品の適用は、図示による。

2 見本の製作等（16.1.4）

(1) 建具見本の製作：【 ・ 行う ・ 行わない 】
(2) 特殊な建具の仮組：【 ・ 実施する ・ 実施しない 】

③ アルミニウム製建具（16.2.2）（16.2.4）（16.2.5）（表14.2.1）（表16.2.1）

(1) 建具の性能等

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所
C種	S-6	A-4	W-5	100	前室

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・ 防音ドアセット			
・ 断熱ドアセット			
・ 耐震ドアセット			

(3) 外部に面する建具の表面処理の種別及び複合皮膜の種類
種別：B－1
複合皮膜の種類：【 ・ A1 ・ A2 】(JIS H 8602)
(4) 結露水の処理方法：

(5) 水切り及びぜん板等の加工及び組立は、図示による。

4 樹脂製建具（16.3.2）（16.3.3）（16.3.4）（16.3.5）（表16.3.1）（表16.3.2）（表16.3.3）

(1) 建具の性能等

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・ 防音ドアセット			
・ 断熱ドアセット			

(3) 表面色：
(4) 水切り及びぜん板等の加工及び組立は、図示による。
(5) ガラス： ※複層ガラス ・ 単板ガラス ・ 三重ガラス ・
(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【 ・ 】

5 鋼製建具（16.4.1）（16.4.2）

(1) 建具の性能等

施工箇所	気密性	水密性	耐風圧性	備考（材料等）

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・ 簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類：【 ・ JIS G 3302 ・ JIS G 3317 】
(4) 重量がある扉等
・ 24 その他 1重量がある扉等 による.

6 鋼製軽量建具（16.5.2）（16.5.3）（表16.2.1）

(1) 建具の性能等

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・ 簡易気密型ﾄｱｾｯﾄ			

(3) ビニル被覆鋼板：【 ・ 使用する ・ 使用しない 】
(4) カラー鋼板の適用：【 ・ 使用する ・ 使用しない 】

7 ステンレス製建具（16.6.2）（16.6.3）

(1) 建具の性能等

施工箇所	気密性	水密性	耐風圧性	備考（材料等）

(2) 表面仕上げ：【 ※HL ・ ﾊﾞｲﾌﾞﾚｰｼｮﾝ ・ 鏡面 ・ 】

8 木製建具（16.7.2）（16.7.4）

(1) かまち戸
かまちの樹種： 、鏡板の樹種：

(2) ふすま
上張りの種類： 、縁の仕上げ：

⑨ 建具用金物（16.8.2）（16.8.3）（表16.8.1）

(1) 建具用金物の材質、形状及び寸法

形式	金物の種類	見え掛り部の材質	備考
図示	図示	図示	

(2) 建具用金物の取付け位置等は、図示による。

⑩ 鍵（16.8.4）

(1) マスターキー：【 ◉ 製作する ・ 製作しない 】
(2) 関連工事がある場合は、受注者間で協議し1つの鍵箱にまとめて納品する。

11 自動ドア開閉装置（16.9.3）（表16.9.4）

(1) 戸の開閉方法：【 ・ 引戸 ・ 開き戸 ・ 折戸 】
(2) センサーの種類：

12 シャッター（16.11.2）（16.12.2）（16.12.4）

(1) シャッターの種類：【 ・ 重量（ ） ・ 軽量 】
(2) 耐風圧強度：
(3) 開閉機能：【 ・ 手動式 ・ 電動式 】
(4) 重量シャッターの場合のシャッターケース：
【 ・ 設ける ・ 設けない 】
(5) スラットの形式：
【 ・ ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞ形 ・ ｵｰﾊﾞｰﾗｯﾋﾟﾝｸﾞ形 】

13 オーバーヘッドドア（16.13.2）

(1) 耐風圧性能の区分：
(2) 開閉機能：【 ※ﾊﾞﾗﾝｽ式 ・ ﾁｪｰﾝ式 ・ 電動式 】
(3) 収納形式による区分：

⑭ ガラス（16.14.2）（16.14.4）（16.14.5）

(1) ガラスの種類及び厚さ等

ガラスの種類	厚さ等	備考
網入透明ｶﾞﾗｽ	6.8	

(2) ガラス留め材

建具の種類	材種

(3) 熱線反射ガラスの映像調整：

(4) ガラスブロックの材料及び工法

表面形状	呼び寸法	厚さ	壁用金属枠	補強材	色	金属製化粧ｶﾊﾞｰ

17 カーテンウォール工事

1 カーテンウォール（17.2.2）（17.2.3）（17.2.6）（17.3.2）（17.3.3）（17.3.6）

(1) カーテンウォールの種類：【 ・ メタル ・ PC 】
(2) 性能

耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性

(3) 材料の種類

金属材料	シーリング材	耐火目地材	断熱材	構造ガスケット

(4) 先付け材料：【 ・ 建具枠 ・ ｺﾞﾝﾄﾞﾗ用ｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙ ・ 】
仕様等については、図示による。

(5) メタルカーテンウォール製品の見え掛り部分の仕上げ：

(6) PCカーテンウォールの仕上げ：

(7) 構造ガスケットを用いるガラスの取付け：

工事名称	大宮中学校ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ化改修工事			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	建築工事特記仕様書（その4）	
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮尺	NO SCALE	
摘要				図面番号	A－4	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
					登録番号	1級建築士登録（大臣）第266099号
					所在地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号

⑱ 塗装工事

① 塗装の種類及び種別 (18.1.7) (18.2.2) −(18.12.2)

塗装面	素地ごしらえ工程の種別	塗料の名称・種類	塗装工程の種別	施工箇所
図示	図示	図示	図示	図示

防火材料の指定 【 ・有 ・ 無 】

② 保証

(1) 元請業者、施工業者、製造所の三者連署による保証書を監督員に提出する。
(2) 保証期間は、工事完成後【 5 】年間とする。

⑲ 内装工事

1 ビニル床シート等 (19.2.2) (19.2.3)

(1) ビニル床シートの材料及び工法

施工箇所	種類の記号	色柄	厚さ	熱溶接工法の適用
				・有り ・無し
				・有り ・無し

(2) ビニル床タイル、ゴム床タイル

施工箇所	種類(・形状)	厚さ等

(3) 特殊機能床材の適用:
【 ・ 帯電防止床シート又は床タイル ・ 視覚障害者用床ﾀｲﾙ
・ 耐動荷重性床シート ・ 防滑性床シート又は床タイル】

施工箇所	種類(・形状)	厚さ等

2 カーペット敷き (19.3.2) (19.3.3) (表19.3.1) (表19.3.2)

施工箇所	ｶｰﾍﾟｯﾄの種類・種別	厚さ	パイル形状等	工法
				・ ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ ・ 全面接着
				・ ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ ・ 全面接着

(1) 帯電性の適用【 ・有り ・ 無し 】
(2) 見切り、押さえ金物の材質、種類及び形状は図示による。

3 合成樹脂塗床 (19.4.3)

エポキシ樹脂系塗床の仕上げの種類:

4 フローリング張り (19.5.2)(19.5.3)

施工箇所	工法	品名	備考(樹種、種別等)

5 フローリングボードの特殊張り

体育館、武道場等の床の強度、弾力性を特に要求される広い床は、日本体育床下地工業会編「体育館床工事標準施工要領書」による。

6 畳敷き (19.6.2)

(1) 畳の種別【 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種(種別:)】
(2) 畳表に使用する材料は沖縄県産とする。

7 せっこうボード、その他ボード及び合板張り (19.7.2) (19.7.3) (表19.7.5)

(1) せっこうボード

規格名称	種類の記号	厚さ	施工箇所	目地工法の種類

(2) 合板の種類

合板の名称	施工箇所	その他の仕様
		※ 図示(A−)による。

※合板の木材処理(防虫・防蟻)については、本特記仕様書第12章第3項及び第4項を適用する。

(3) 軽量鉄骨壁下地ボード遮音壁に用いる遮音シール材:
【 ・ 】

8 壁紙張り (19.8.2)

品質及び防火性能: 【 】

⑨ 断熱及び防露 (19.9.3)(19.9.4)

断熱材の種類及び厚さ:【 厚25 押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾎﾞｰﾄﾞ3 】

20 ユニット及びその他工事

1 フリーアクセスフロア (20.2.2)

施工箇所	寸法	高さ	耐震性能	所定荷重	帯電防止性能	漏えい抵抗

2 可動間仕切 (20.2.3)

施工箇所	構造形式	構成基材	遮音性	表面仕上げ	建具寸法等

3 移動間仕切 (20.2.4)

施工箇所	種類	表面材	操作方法	遮音性	備考

あと施工アンカーの使用: 【 ・有り ・無し 】
材質、寸法等は図示による。

4 トイレブース (20.2.5)

表面材の材質	脚部の形状及び寸法	ドアエッジの形状及び材質

5 手すり (20.2.6)

(1) 手すり
【 ・ SUS304(表面処理 ・ ※HL程度)
・ 鋼製 表面処理 溶融亜鉛めっき
(※標準仕様書表14.2.2による種別 ・ 種))
・ 】

6 階段滑り止め (20.2.6)

材種	形状	寸法	備考

7 ブラインド (20.2.14)

形式	種類	スラットの材質	スラットの幅	施工箇所

8 ロールスクリーン(20.2.15)

操作方式	幅及び高さ	材種	品質等	施工箇所

9 カーテン (20.2.16)

形式	開閉操作	きれ地の種別等	施工箇所	備考

間知石及びコンクリート間知ブロック積み (20.4.2) (20.4.3)

(1) 間知石

材種	目塗り	目地の材種・厚さ等	施工箇所
			図示【A− 】

(2) コンクリート間知ブロックの適用がある場合の種類及び質量区分 :【 ・ 】

くつふきマット

(1) くつふきマットの材種: 【 ・ 塩化ビニル又はゴム製
・ 硬質アルミニウム合金 ・ ステンレス鋼(SUS304)製 】

(2) 受け枠の材種:
【 ・ 硬質アルミニウム合金 ・ ステンレス鋼(SUS304)製 】

流し台ユニット

名称	寸法	適用内容	規格・品質	備考
流し台				
コンロ台				

㉑ 排水工事

① 排水管 (21.2.1)

材種	管の種類	呼び径	備考
VU管	VU管	φ250	

2 側塊、排水枡等 (21.2.1)

(1) 側塊

形状	寸法	備考

(2) 排水枡

種類	適用荷重	備考

(3) グレーチング

材質	用途	適用荷重	メインバーピッチ	備考

(4) 地業の材料: 【 】

3 基床(21.2.2)

基床の厚さ及び種類:図示による。

4 街きょ、縁石及び側溝(21.3.1)

コンクリート縁石及び側溝

名称	規格名称	形状	寸法等	備考

㉒ 舗装工事

① 路床(22.2.2) (22.2.3)(22.2.5) (表22.2.1)

(1) 路床の種類等

層の種類	厚さ	盛土の材料	路床安定処理	試験
図示	図示	図示	図示	図示

(2) ジオテキスタイルの適用及び品質:

② 路盤 (22.3.2)(22.3.5)

(1) 路盤の厚さ: 【 図示 】
(2) 締固め度試験: 【 図示 】

③ アスファルト舗装 (22.4.2) (22.4.4) (22.4.5)

(1) 構成及び厚さ:【 ⊙ 図示による ・ 】
(2) 加熱アスファルト混合物等の種類:
【 ・ 密粒度アスファルト混合物(13)
・ 再粒度アスファルト混合物(13)】
(3) シールコートの適用:【 ・ 有り ・ 無し 】

4 コンクリート舗装(22.5.2)

(1) 構成及び厚さ:【 ・ 図示によろ(A−) ・ 】

5 カラー舗装 (22.6.2)

(1) 構成及び厚さ:【 ・ 図示によろ(A−) ・ 】
(2) 種類:【 ・ 加熱系 ( ) ・ 常温系 ( ) 】
(3) 添加する着色骨材又は自然石
【 ・ 図示によろ(A−) ・ 】
(4) その他 【 ・ 】

6 透水性アスファルト舗装 (22.7.2)

構成及び厚さ:【 ・ 図示によろ(A−) ・ 】

7 ブロック系舗装 (22.8.1)

(1) ブロック系舗装の適用:【 ・ コンクリート平板舗装
・ インターロッキングブロック舗装 ・ 舗石舗装】
(2) 種類及び寸法等:【 ・ 図示によろ(A−) ・ 】
(3) ジオテキスタイルの適用及び品質:【 】

23 植栽及び屋上緑化工事

1 植栽地の確認 (23.1.3) (23.2.2) (23.2.3)

(1) 植栽地の土壌試験:
(2) 暗きょ、開きょ及び排水層等の設置は、図示による。
(3) 土壌改良材:
(4) 植込み用土:

2 植樹 (23.3.2) −(23.3.4) (23.3.6)

(1) 種類等

樹木の種類	樹高(m)	有効土層の厚さ(cm)	支柱の形	備考
				整備範囲は図示による

(2) 新植樹木の枯補償の期間 ※1年 ・( ) 年】
(3) 移植樹木の枯損処理を行う期間 ※1年 ・( ) 年】

3 芝張り等 (23.4.2)

(1) 芝の種類:
(2) 種子の種類及び量:
(3) 地被類

4 屋上緑化 (23.5.2)(23.5.3) (23.5.4)

土壌層の厚さ	排水層の厚さ	樹木の樹種、寸法、数量	支柱の形式	かん水装置

※見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等は、図示による。
※樹木の固定方法については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。

24 その他

1 重量がある扉等

・ 図示による【 (A−) ・ 】

・ 施工図及び施工計画書(工場製作要領書・工事現場施工要領書を含む)の記載事項は、標準仕様書16章建具工事に加え、標準仕様書7章鉄骨工事に準じることとし、扉の取り付け方法、溶接、塗装計画、ボルト等接合作業手順等を考慮しながら品質計画を作成する。施工図及び施工計画書を工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出し承諾を得るものとする。

工事名称	大宮中学校ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ化改修工事			工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	建築工事特記仕様書(その5)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮 尺	NO SCALE
摘 要				図面番号	A−5
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設計者 名 称	有限会社ナカソネ設計
				資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
				登録番号	1級建築士登録 (大臣)第266099号
				所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7−1号

申請場所：　沖縄県名護市宮里七丁目２番６６号

名護市資料　直近完成建物　完成図・施設台帳より

既設建物　延べ面積					
		1　階	2　階	3　階	合　計
①	A 棟（1-1）	927.54	728.98	326.59	1,983.11
	B 棟（1-2）	479.27	481.03	462.11	1,422.41
	C 棟（1-3）	338.43	334.08		672.51
	D 棟（1-4）	370.838+69.71 440.55	389.913+78.31 468.22	389.913+78.31 468.22	1,376.99
	E 棟（1-5）	166.49	28.00		194.49
	① の 計	2,352.28	2,040.31	1,256.92	5,649.51
②	屋内運動場	1,207.00	193.60		1,400.60
③	屋便体倉	69.09			69.09
④	防災倉庫	9.28			9.28
撤去	車　庫	解体撤去			解体撤去
①～④の合計		3,637.65	2,233.91	1,256.92	7,128.48

名護市資料　直近完成建物　完成図・施設台帳より

既設建物　建築面積		
①	A 棟（1-1）	1,332.50
	B 棟（1-2）	631.92
	C 棟（1-3）	468.33
	D 棟（1-4）	613.57
	E 棟（1-5）	261.86
	受水槽	12.00
	① の 計	3,320.18
②	屋内運動場	1,677.31
③	屋便体倉	69.09
④	防災倉庫	9.28
撤去	車　庫	解体撤去
①～④の合計		5,075.86

508.65（既設面積表AE-06）+104.92（建築台帳記載証明書D棟増築）より

申請建物　延べ面積			
1　階	①	5.350 × 2.050	10.96
2　階	①	5.350 × 2.050	10.96
3　階	①	5.350 × 2.050	10.96
		合　計	32.88

申請建物　建築面積		
①	5.350 × 2.050	10.96
	合　計	10.96

大宮中学校　全体面積表		
	延 べ 面 積	建 築 面 積
既設面積	7,128.48	5,075.86
申請部分面積	32.88	10.96
合　計	7,161.36	5,086.82

ＥＶ昇降路　床面積　算定図			
Ⓐ	1F	1.700 × 2.050	3.485
	2F	1.700 × 2.050	3.485
	3F	1.700 × 2.050	3.485
		合　計	10.45

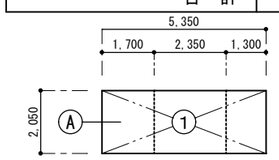

建築面積・床面積　算定図　　A3版　S=1/200　A1版　S=1/100

敷 地 面 積　名護市教育委員会　土地調書より

校舎保有地面積	26,648.42 m2	（第一種中高層住居専用地域部分）
進入口保有地面積	800.00 m2	（準住居地域部分）
合　計	27,448.42 m2	

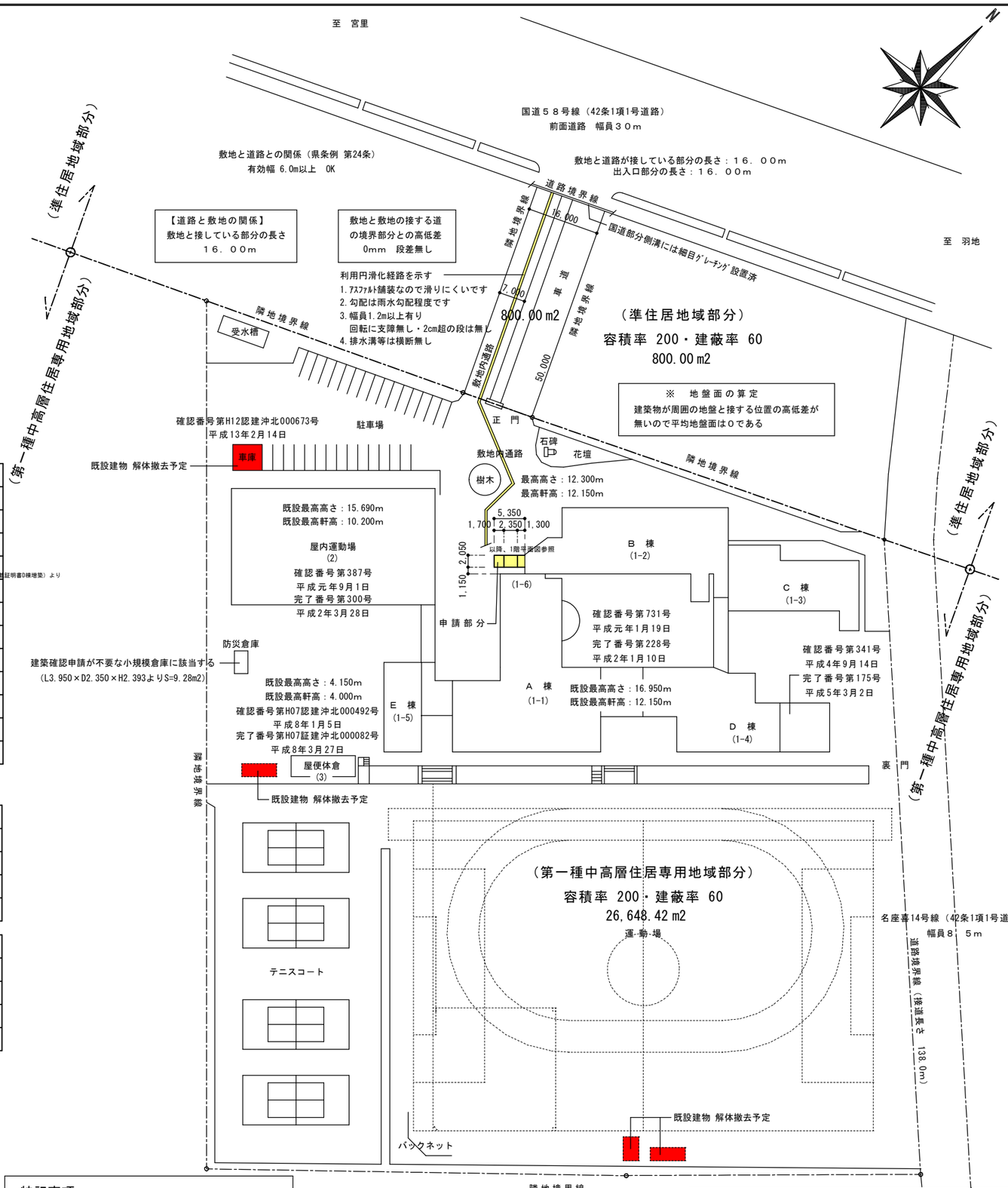

配　置　図　　A3版　S=1/1000　A1版　S=1/500

特記事項

※1　形及び質の変更は無し

※2　敷地内通路内に排水溝無し

※3　解体撤去予定の既設建物（4棟）は申請部分の完了検査前に撤去する。

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ・多目的便所・スロープ）共通	工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	案内図・配置図・面積表
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課	縮　尺	A1版　S=1:100・400　A3版　S=1:200・800
摘　要		図面番号	A－６
検　印	管理建築士 / 設　計 / 製　図	設計者	名　称：有限会社ナカソネ設計 資格者氏名：管理建築士　仲宗根　徹 登録番号：1級建築士登録（大臣）第２６８０９９号 所在地：沖縄県名護市宮里二丁目４番７－１号 TEL 0980-52-2797

内部仕上表

階	NO	室名	床高	天井高	床	巾木	壁	廻り縁	天井	備考
1F	1	前室	－	2.400	ｺﾝｸﾘｰﾄ木ｺﾞﾃ仕上	ﾋﾞﾆﾙ巾木(H=75)	コンクリート打放し補修、ＥＰ－Ⅱ（JIS K 5663 2種）	塩ビ製廻縁	軽量鉄骨下地(19形) 9.5mmPB捨て張り 9.0mmﾛｯｸｳｰﾙ吸音板張り	室名札（平付）
～	2	ＥＶシャフト	－	－	ｺﾝｸﾘｰﾄ金ｺﾞﾃ仕上	－	コンクリート打放し補修	－	－	室名札（平付）排水ﾕﾆｯﾄSUS細目ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ浅型T-2(ｼﾏﾌﾞﾝ同等品)
3F										

外部仕上表

屋根	外壁	犬走り・既設廊下接続部分	軒裏	備考
屋根：陸屋根部分 コンクリート金ゴテ押え、ウレタン塗膜防水（X-2） 屋根スラブ裏　断熱材 厚25mm押出法ポリスチレンフォーム(3種ｂ)打ち込み （JIS A 9521）・　スタイロエース-Ⅱ　同等品以上 XPS3bA	外壁部分 コンクリート打放し補修、防水形複層塗材(E)吹付け仕上 ｺﾝｸﾘｰﾄ面凹凸模様吹付ﾌｯｿ系　水系つやあり上塗2回 （軒天） コンクリート打放し補修、ＥＰ－Ｉ（JIS K 5663 1種）	ｺﾝｸﾘｰﾄ金ｺﾞﾃ薄物仕上げ（先端面取り） ＥＸＰ．Ｊ　５０mmタイプ （床+床・外壁+外壁ｺｰﾅｰ・天井+天井ｺｰﾅｰ・外壁+屋根） コンクリート打放し補修、ＥＰ－Ｉ（JIS K 5663 1種）	コンクリート打放し補修、ＥＰ－Ｉ（JIS K 5663 1種）	縦樋：VP100 外壁同様仕上 ピクトサイン：ステンドグラス製　２００角

注）
1. 造作材：特記なきものは、ﾒﾗﾋﾞｰ CL仕上げとする。
2. 構造材：根太は、ｱﾋﾞﾄﾝ その他は、すべて杉材とする。
3. 防虫防儀処理(土壌処理)は、ｺﾝｸﾘｰﾄにて覆われる全ての範囲とする。
4. ｺﾝｸﾘｰﾄ面金ｺﾞﾃ仕上げは、薄物仕上げとする。
5. 束立・転ばし床組・ﾀｲﾙ・ﾓﾙﾀﾙの下地ｺﾝｸﾘｰﾄ面は、厚物仕上げとする。
6. 金属製建具廻りは、すべて変成ｼﾘｺﾝ系ｼｰﾘﾝｸﾞを施する事。
7. 金属・木製建具ｶﾞﾗｽ留め材は、すべてｼﾘｺﾝ系ｼｰﾘﾝｸﾞを施する事。
8. 物入等金具：丁番 ｽﾗｲﾄﾞ丁番、ﾏｸﾞﾈｯﾄｷｬｯﾁ、取手は隠し掘り込み取手
9. 木質建材（合板、木質ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ、ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ、ＭＤＦ等）、壁紙、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを含む断熱材、接着剤、塗料、仕上塗材等はF☆☆☆☆を使用する事。
10. ｼｯｸﾊｳｽ対策における内装仕上げの制限に抵触する材料はF☆☆☆☆の建材を使用する事。
11. ｼｯｸﾊｳｽ対策における天井裏などの制限に関する部分については、F☆☆☆☆のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散建築材料を使用する事。
12. ケイ酸カルシウム板はノンアスベスト製品とする　　不燃番号：NM-8578
13. 天井：軽量鉄骨下地、ｱ)9.5mm 化粧石膏ボード　　準不燃番号：QM-9821
14. その他上記以外、特記仕様書、図面による。
15. 各仕上材料の発注については監理者及び発注者の承認を得る事。
16. 取り付け位置については監理者及び発注者の承認を得る事。
17. ＥＰ－Ⅰ：JIS K 5663 1種、ＥＰ－Ⅱ：JIS K 5663 2種

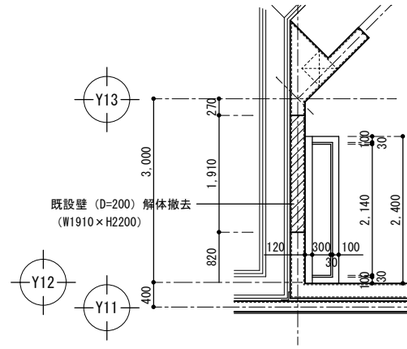

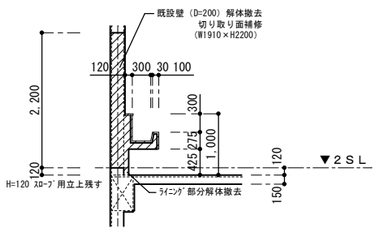

既設手洗い解体撤去詳細図　A3版 S=1/100　A1版 S=1/50

建具記号	AE 1　３箇所
形状・寸法	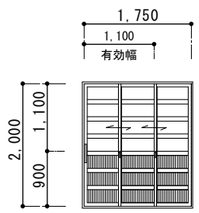
取付場所	ＥＶ・前室
型状	３枚引き戸
材質、仕上	ｱﾙﾐﾆｳﾑﾏｲﾄ（ｼﾙﾊﾞｰ）
見込	100mm
ガラス	ｱ6.8mm　網入透明ｶﾞﾗｽ
金物、その他	引き違い戸錠(2ヶ)，外：ｼﾘﾝﾀﾞｰ　内：ｻﾑﾀｰﾝ 腰下：ｱﾙﾐﾊﾟﾈﾙ，下枠:ｽﾃﾝﾚｽ SUS304 ｽﾃﾝﾚｽ製ﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ L=300　その他付属金物一式

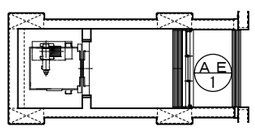

金属製建具　キープラン

性能
1、耐風圧性　Ｓ－６（２８００Ｐａ以上）計算書提出
2、気密性　Ａ－４（２等級）　〃
3、水密性　Ｗ－５（５０等級）　〃
4、遮音性　Ｔ－１（２５等級）　〃
5、ガラスの耐風圧性を必ず確認し工事着工する。

金属製建具　特記事項
1. 本表の寸法は、原則として内法寸法とする。
2. 建具金物は、図面参照とし、特殊金物は、事前に発注し、取付に支障をきたさない様にする。
3. 建具は、専門製作所で製作する事とし、監理者の承諾を得て製作する。
4. ｶﾞﾗｽ留め材は、ｼｰﾘﾝｸﾞを使用する。
5. 建具吊り元は、平面図参照とする。
6. 本工事に疑義のある場合は、監理者の指示による。
7. 金属製建具については、JIS A 1 4706（鋼製及びｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製ｻｯｼ）及びJIS A 1 4702（鋼製ﾄﾞｱ）又は優良住宅部品BLｱﾙﾐｻｯｼ、BL防音ｻｯｼ、BLｽﾃﾝﾚｽｻｯｼ及びBL玄関ﾄﾞｱとする。

木製・金属製建具　共通のﾏｽﾀｰｷｰを、作成提出する事とする。

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）	工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	仕上表・建具表
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課	縮尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100
摘要		図面番号	Ａ－７

検印	管理建築士	設計	製図

設計者		
	名称	有限会社ナカソネ設計
	資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
	登録番号	1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
	所在地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 TEL 0980-52-2797

（改修前）

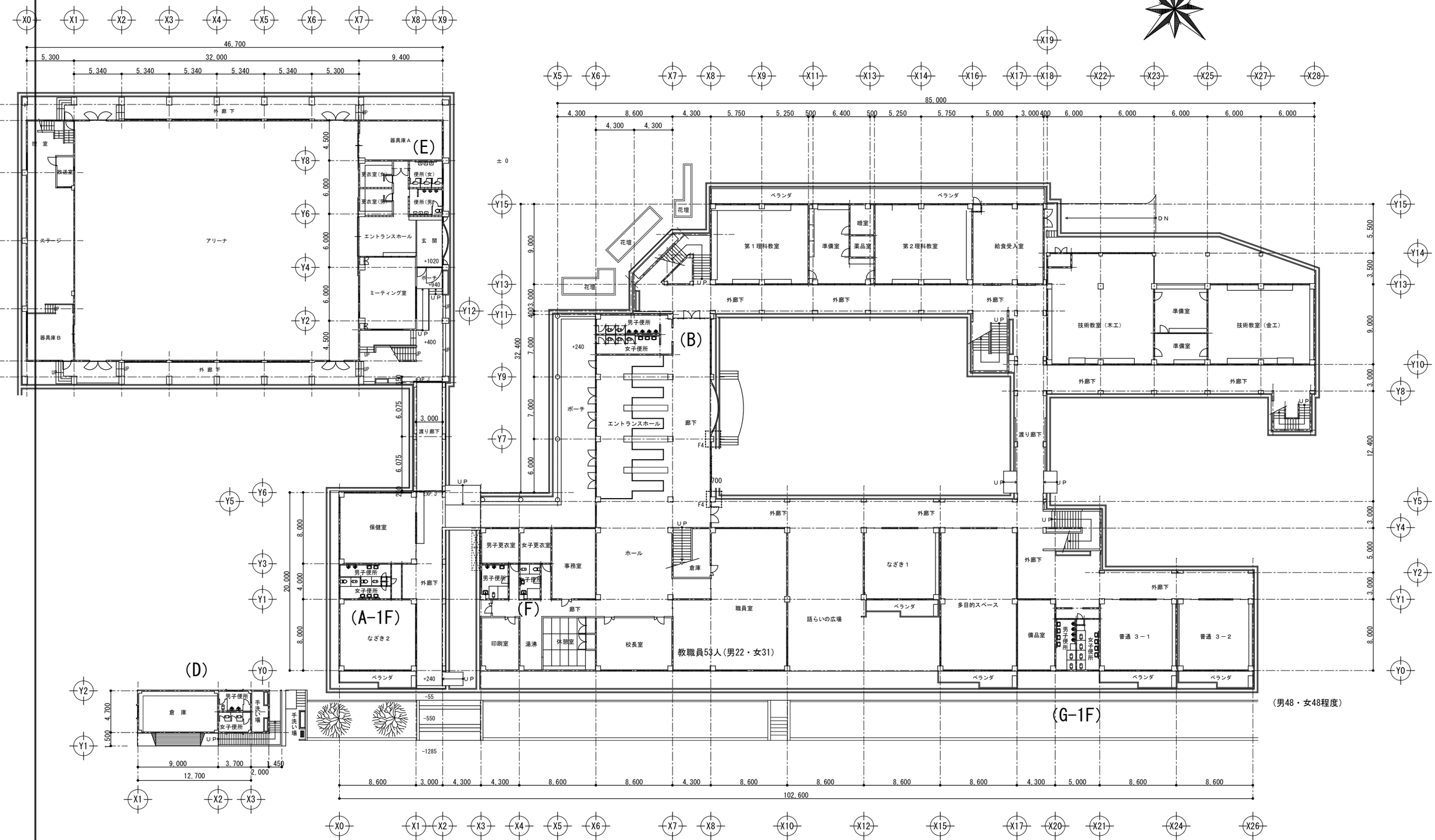

１階平面図（改修前）　A3版 S=1/400　A1版 S=1/200

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）			工事年度	令和 ８ 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	１階平面図（改修前）
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮尺	A1版 S=1:200 A3版 S=1:400
摘要				図面番号	Ａ－８
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称 有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名 管理建築士 仲宗根 徹
					登録番号 １級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
					所在地 沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 TEL 0980-52-2797

（改修前）

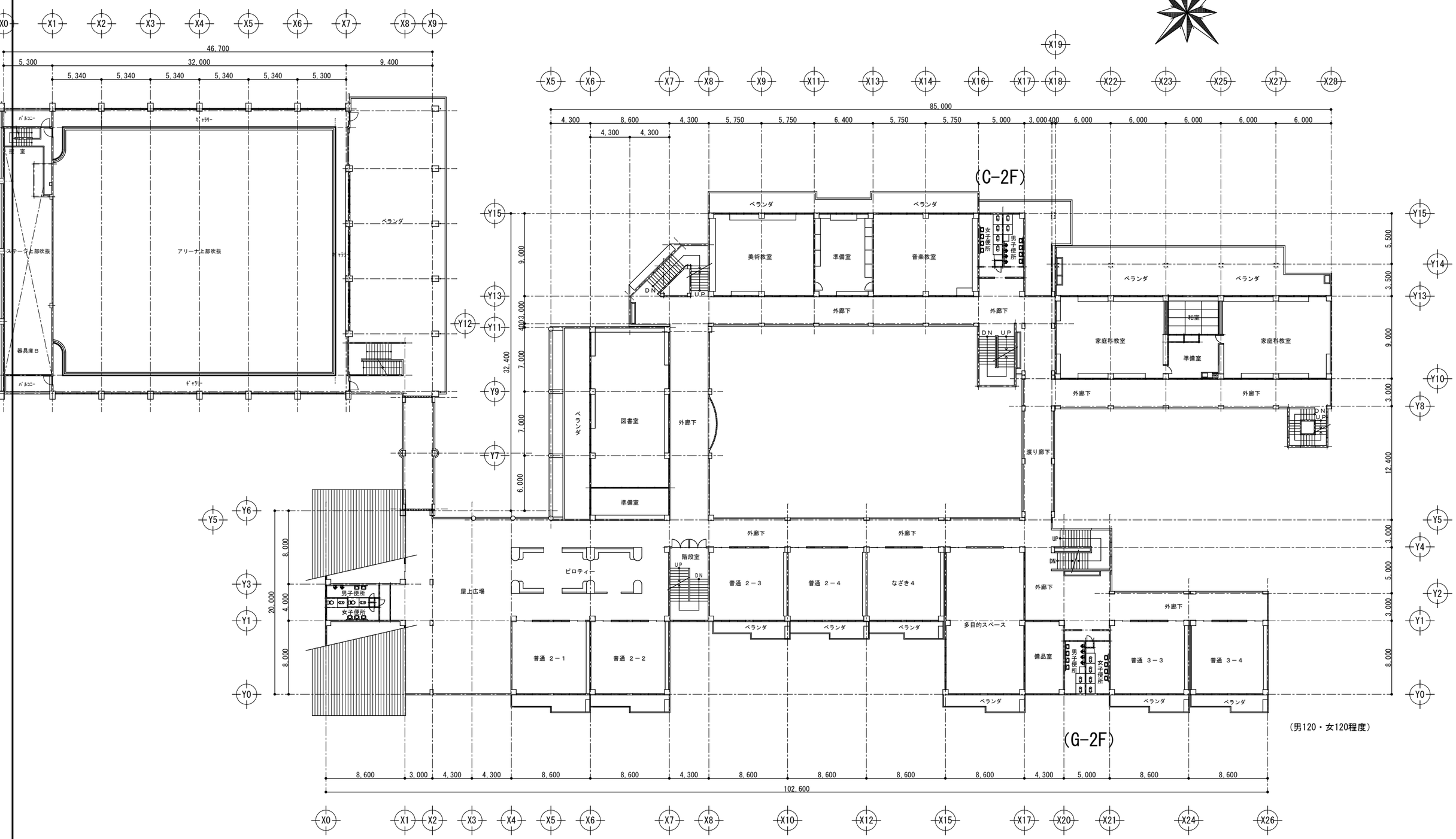

２階平面図（改修前）　A3版　S=1/400　A1版　S=1/200

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）				工事年度	令和　8　年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内				図面名称	２階平面図（改修前）	
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課				縮　尺	A1版　S=1:200　A3版　S=1:400	
摘　要					図面番号	Ａ－９	
検　印	管理建築士	設　計	製　図		設計者	名　称	有限会社ナカソネ設計
						資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
						登録番号	１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
						所在地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 TEL　0980-52-2797

（改修前）

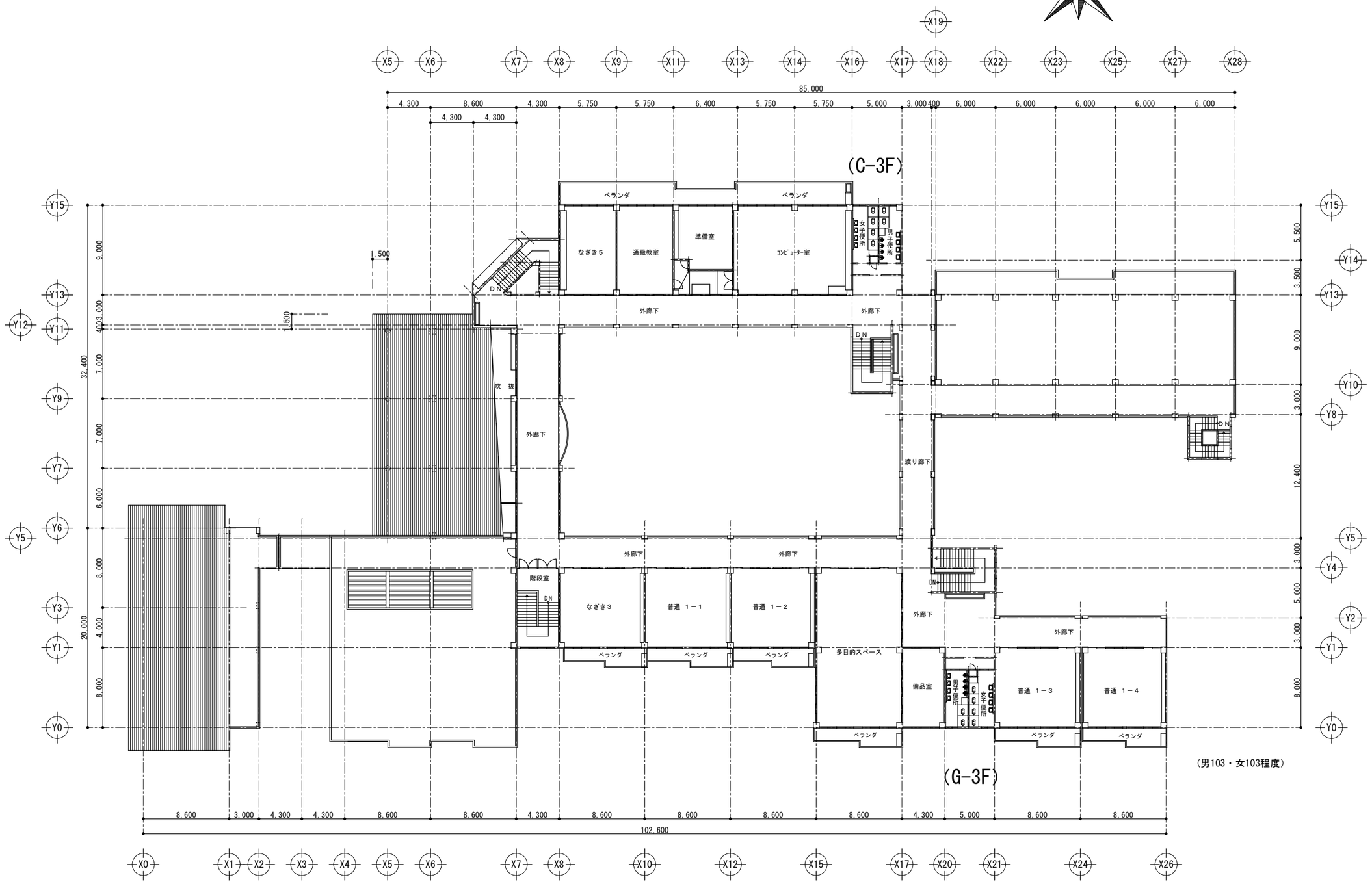

３階平面図（改修前）　A3版　S=1/400　A1版　S=1/200

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）			工事年度	令和　8　年度		
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	３階平面図（改修前）		
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮　尺	A1版　S=1:200　A3版　S=1:400		
摘　要				図面番号	Ａ－１０		
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	有限会社ナカソネ設計	
					資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹	
					登録番号	１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号	
					所在地	沖縄県名護市宮里二丁目４番７－１号 TEL　0980－52－2797	

（改修前）

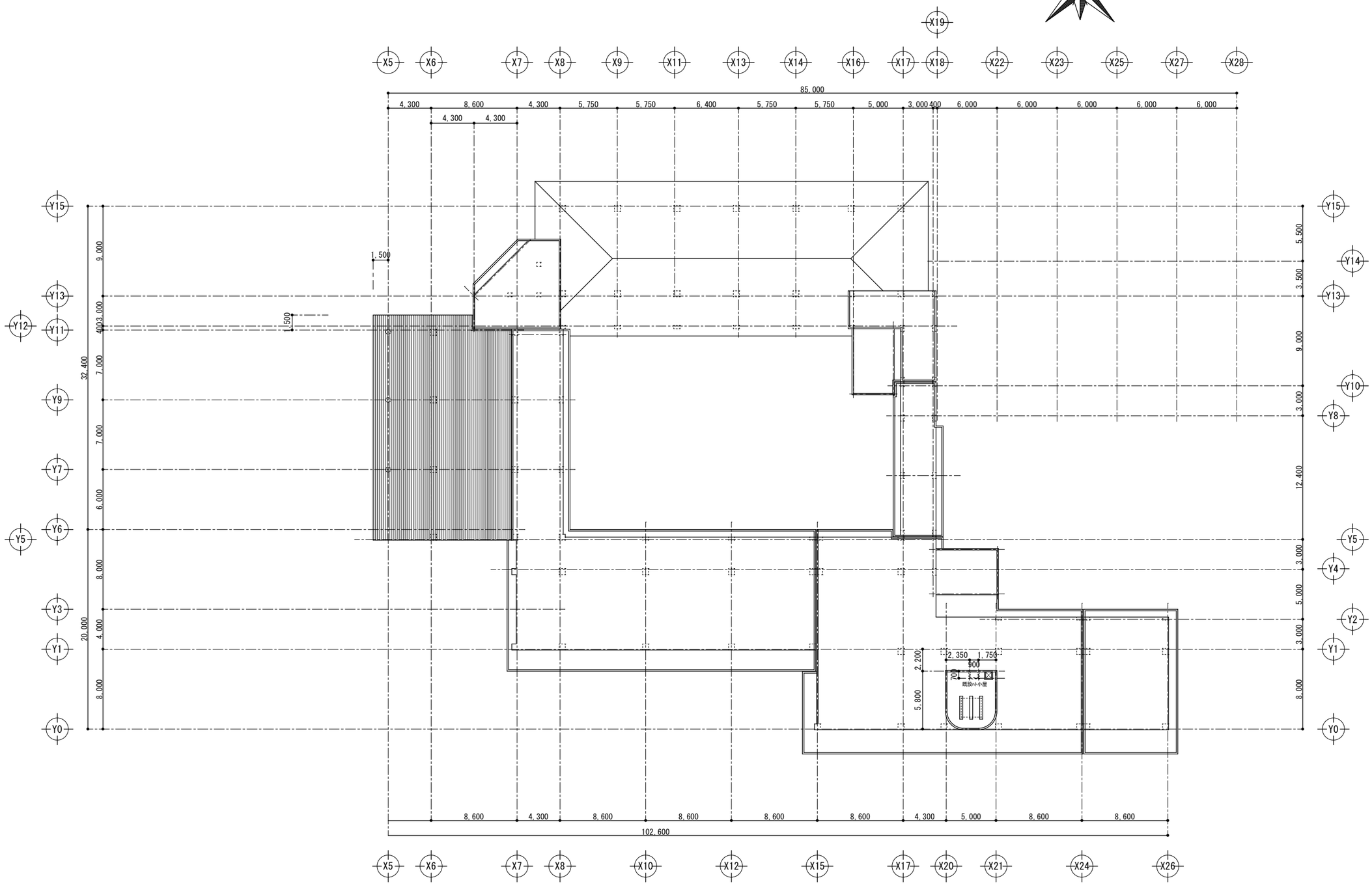

R階平面図（改修前）　A3版 S=1/400　A1版 S=1/200

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ・多目的便所・スロープ）共通				工事年度	令和 8 年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内				図面名称	R階平面図（改修前）	
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課				縮尺	A1版 S=1:200 A3版 S=1:400	
摘要					図面番号	A－１１	
検印	管理建築士	設計	製図		設計者	名称	有限会社ナカソネ設計
						資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
						登録番号	１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
						所在地	沖縄県名護市字宮里２丁目４番７－１号 TEL 0980-52-2797

（改修後）

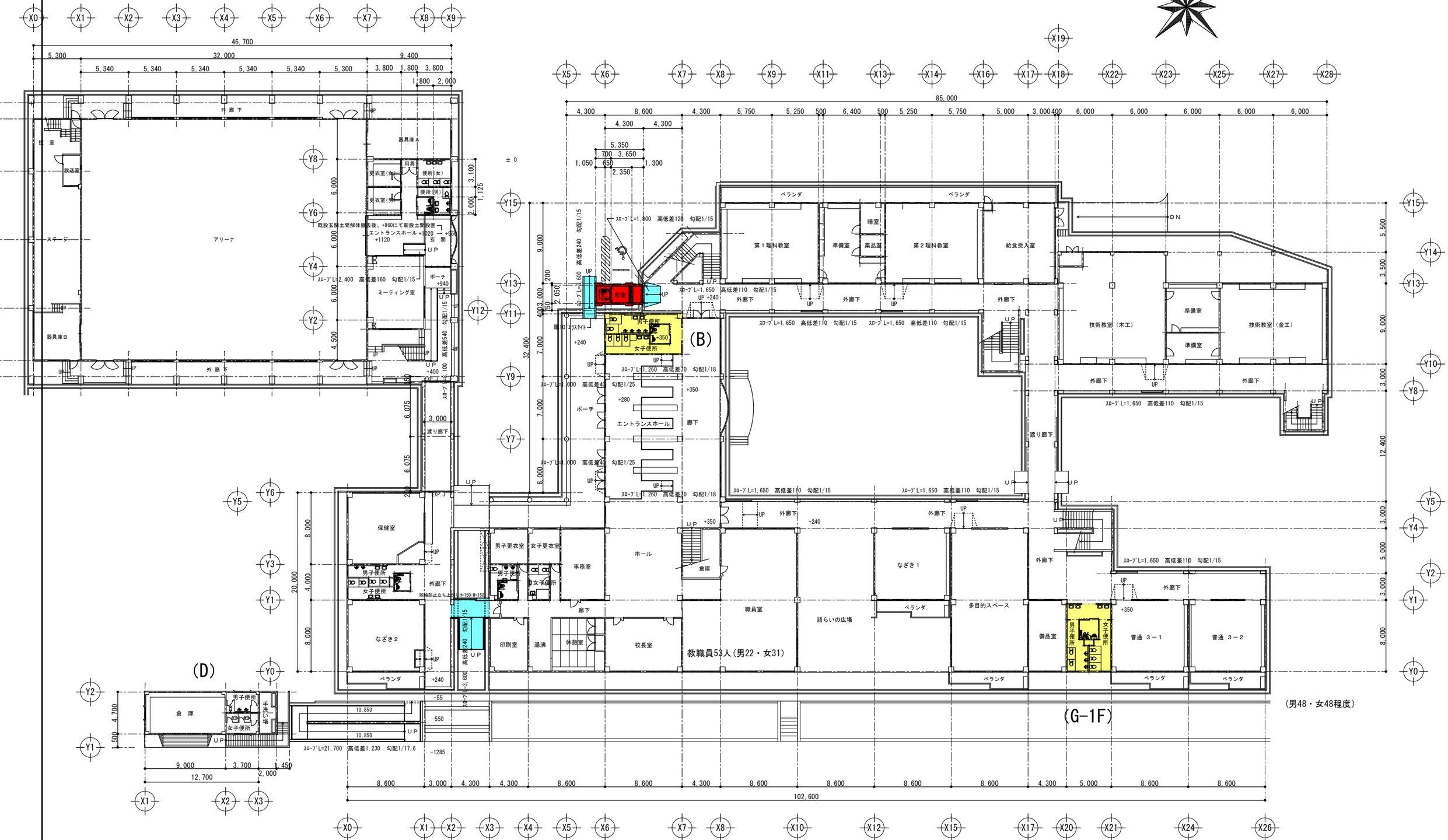

１階平面図（改修後）　A3版 S=1/400　A1版 S=1/200

ＥＶ工事部分　便所改修工事部分　スロープ工事部分

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）			工事年度	令和 8 年度		
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	１階平面図（改修後）		
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮尺	A1版 S=1:200 A3版 S=1:400		
摘要				図面番号	Ａ－１２		
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	有限会社ナカソネ設計	
					資格者氏名	管理建築士 伸宗根 徹	
					登録番号	１級建築士登録（大臣）第２６６９９号	
					所在地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 TEL 0980-52-2797	

（改修後）

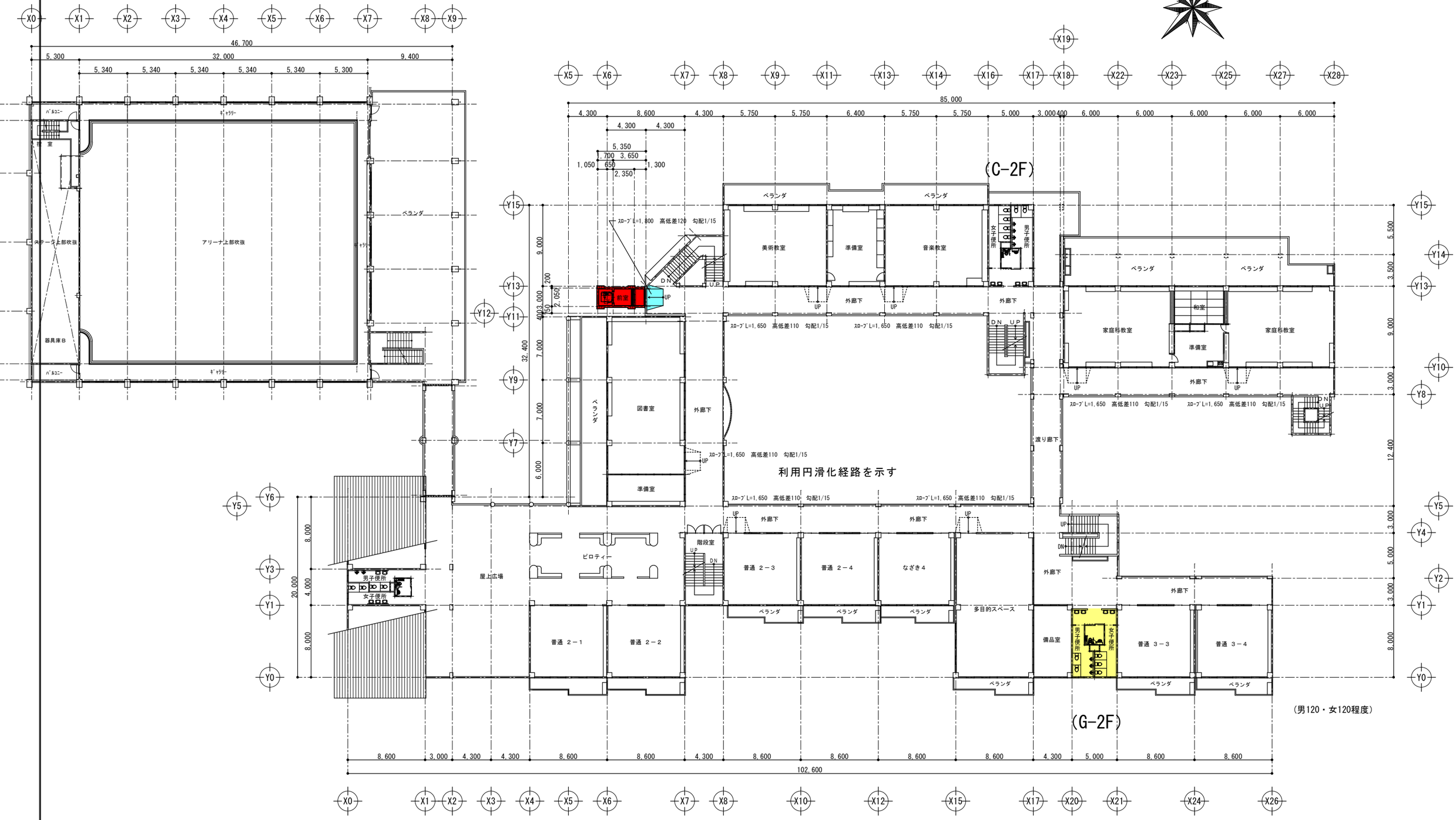

２階平面図（改修後）

A3版 S=1/400
A1版 S=1/200

ＥＶ工事部分　便所改修工事部分　スロープ工事部分

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）			工事年度	令和 8 年度		
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	２階平面図（改修後）		
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮尺	A1版 S=1:200 A3版 S=1:400		
摘要				図面番号	Ａ－１３		
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	有限会社ナカソネ設計	
					資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹	
					登録番号	1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号	
					所在地	沖縄県名護市宮里二丁目４番７－１号 TEL 0980-52-2797	

（改修後）

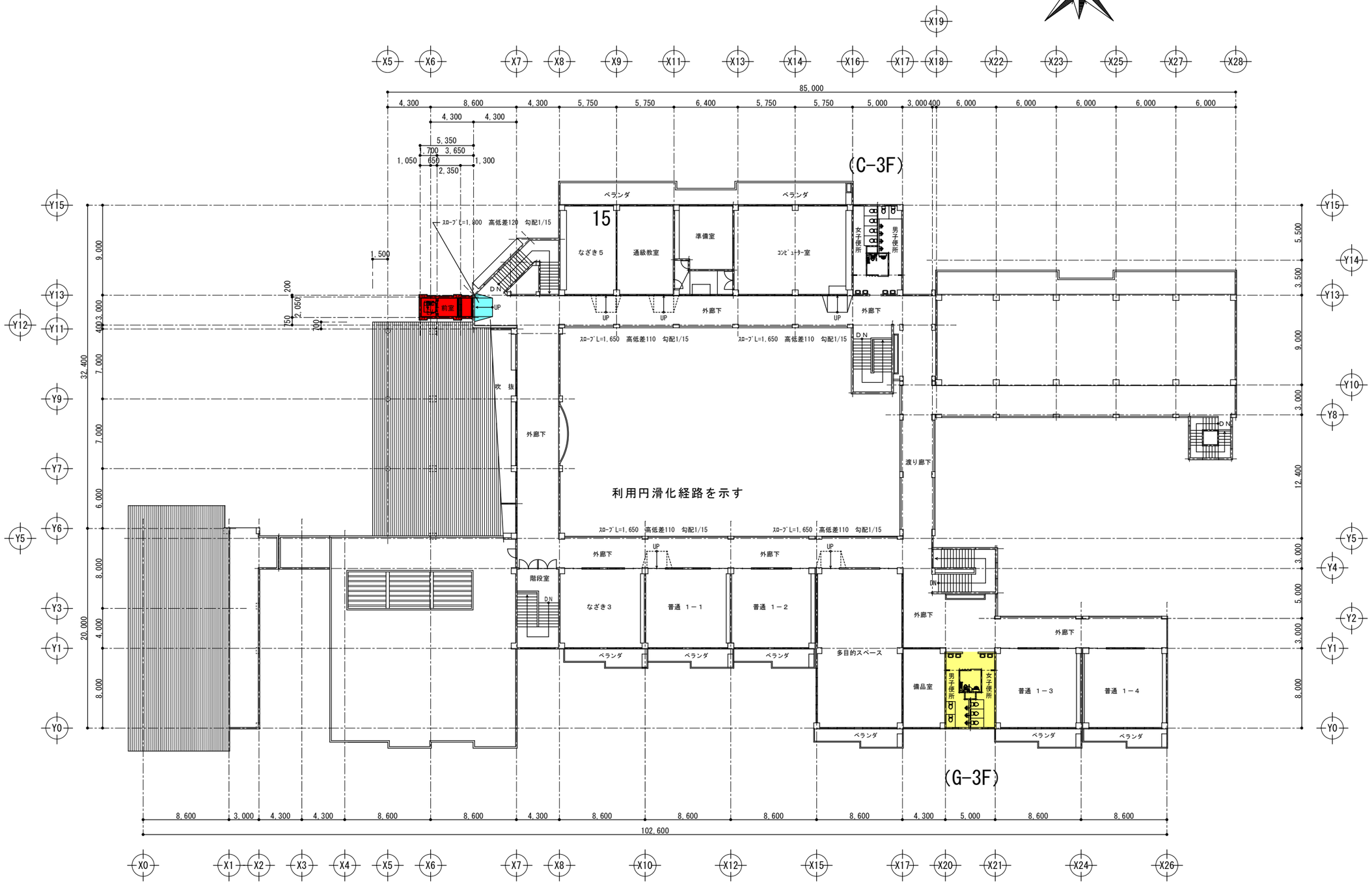

３階平面図（改修後）　A3版 S=1/400　A1版 S=1/200

ＥＶ工事部分　便所改修工事部分　スロープ工事部分

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）			工事年度	令和 ８ 年度		
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	３階平面図（改修後）		
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮 尺	A1版 S=1:200 A3版 S=1:400		
摘 要				図面番号	Ａ－１４		
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設計者	名 称	有限会社ナカソネ設計	
					資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹	
					登録番号	１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号	
					所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 TEL 0980-52-2797	

（改修後）

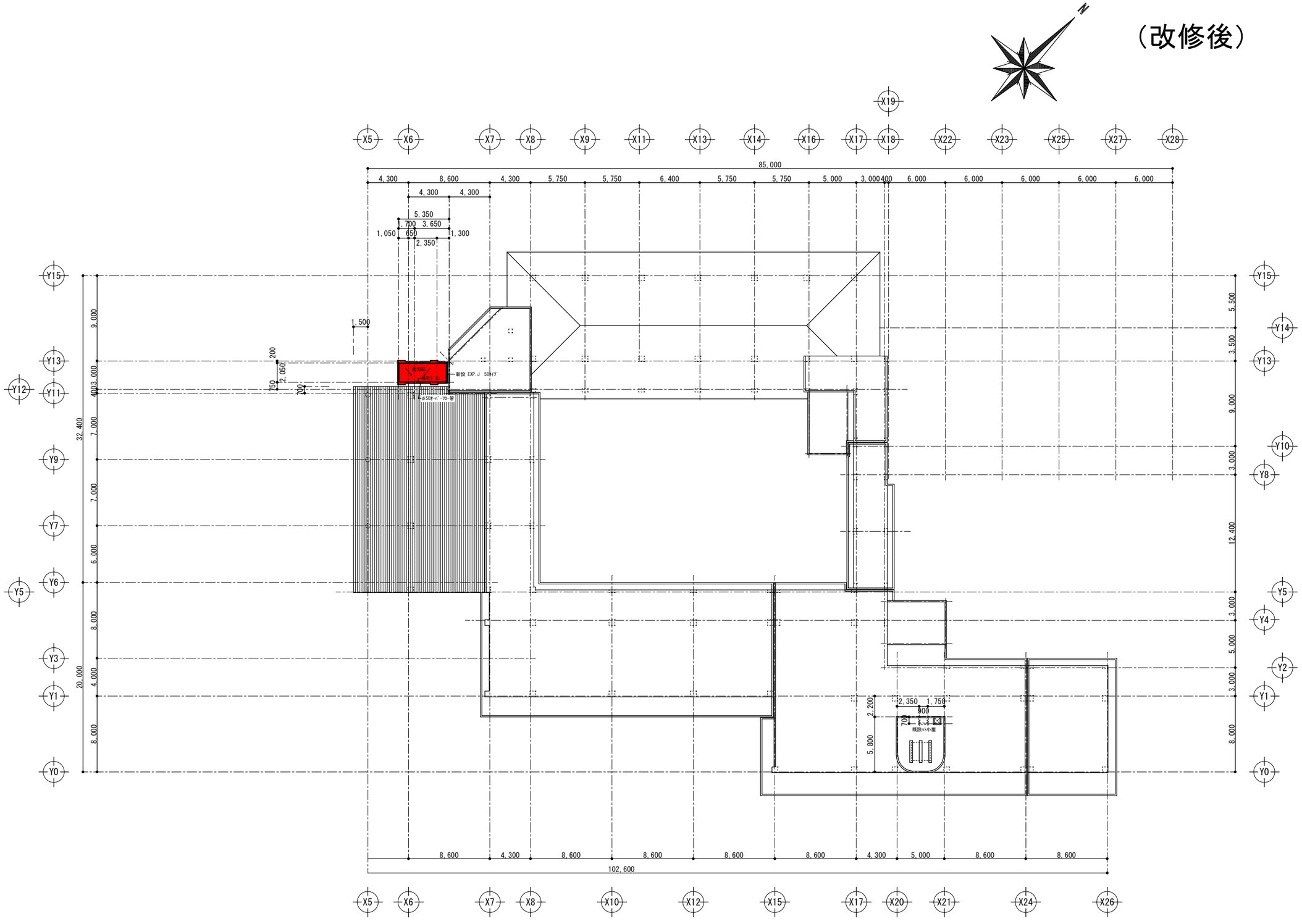

R階平面図（改修後）　A3版 S=1/400　A1版 S=1/200

ＥＶ工事部分

工事名称	大宜中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）			工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	R階平面図（改修後）
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮尺	A1版 S=1:200 A3版 S=1:400
摘要				図面番号	A－１５
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称 有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名 管理建築士 仲宗根 徹
					登録番号 1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
					所在地 沖縄県名護市宮里二丁目４番７－１号 TEL 0980-52-2797

（改修前）

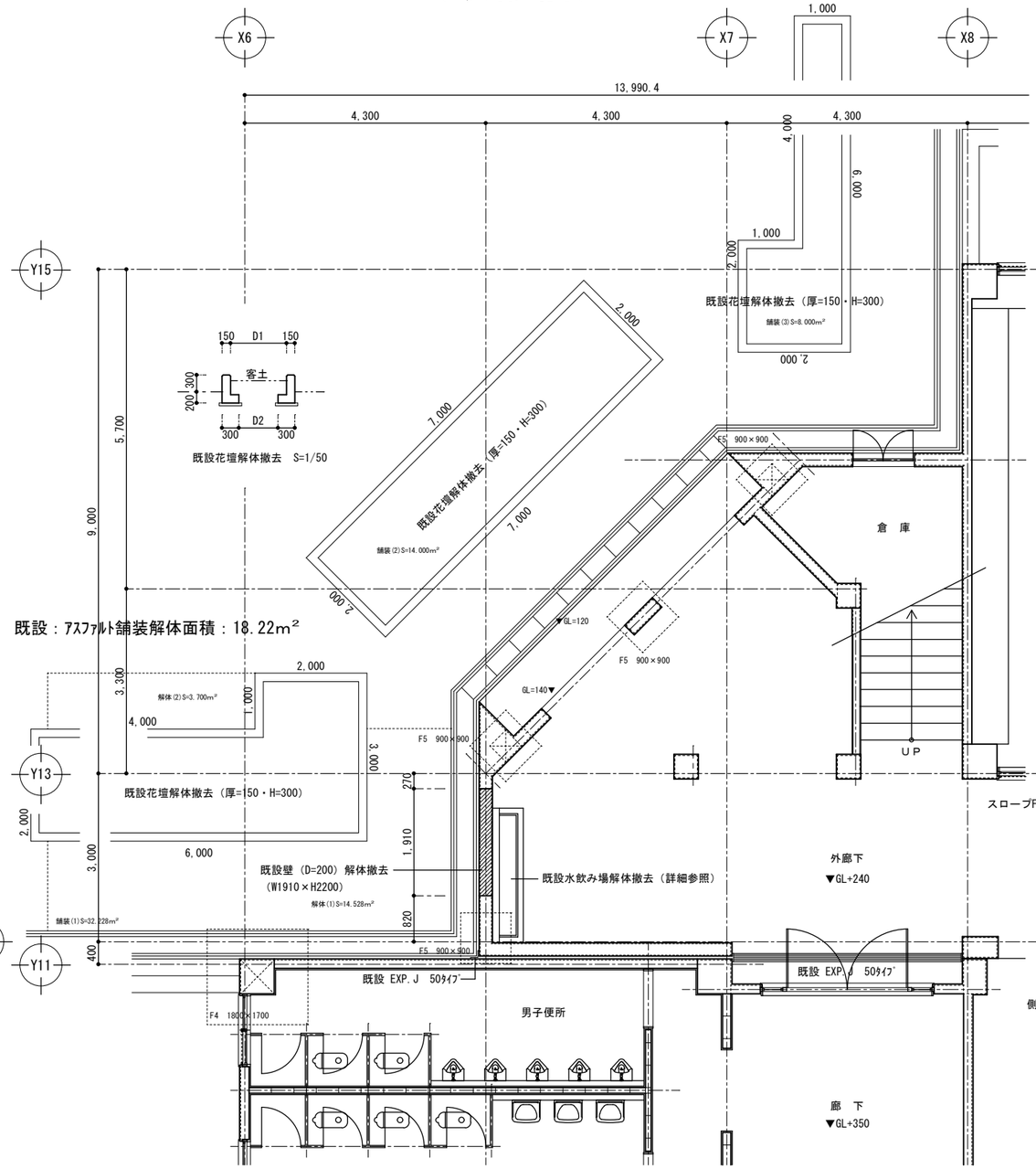

（改修後）

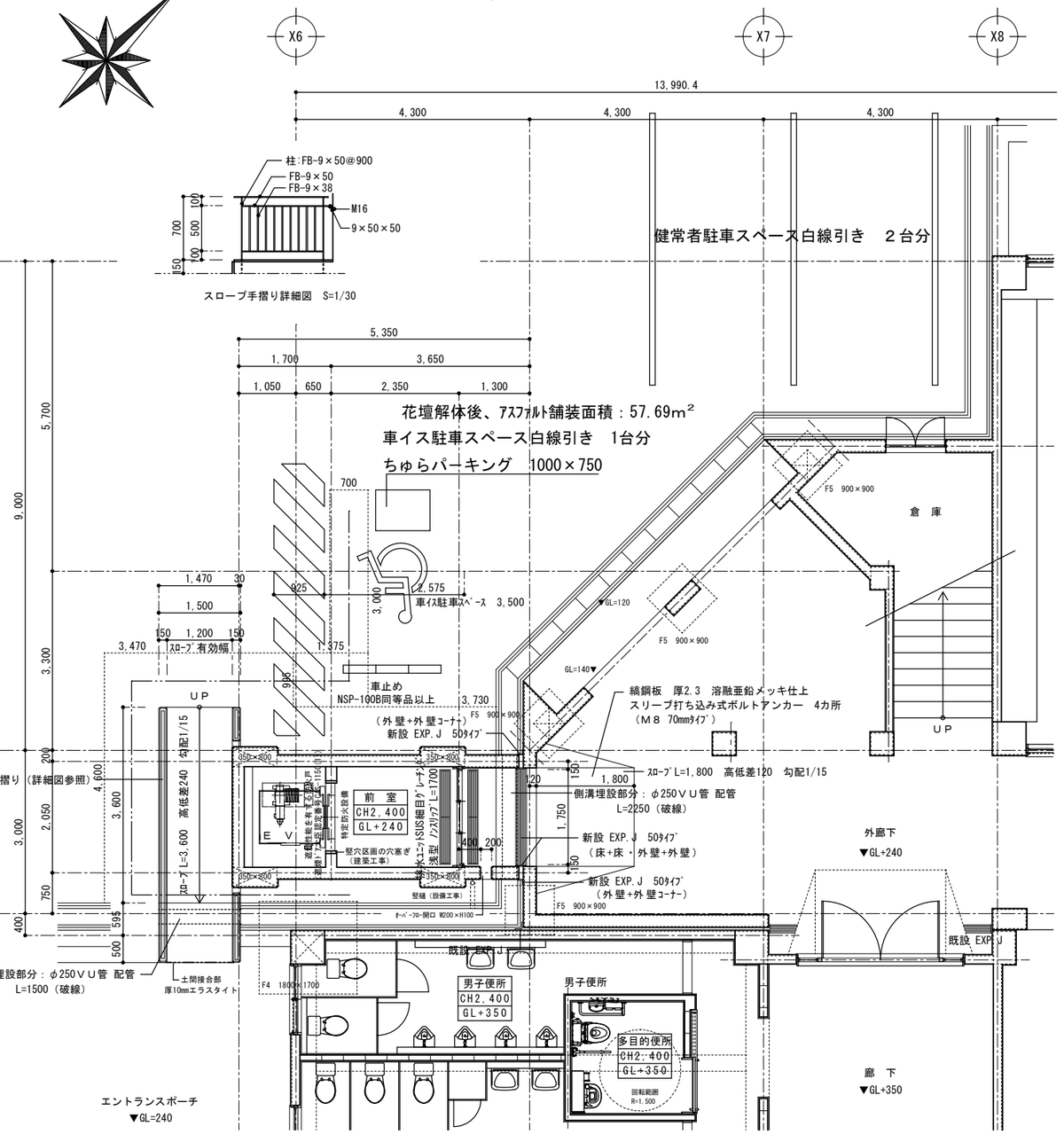

路面シートデザイン〈参考図〉

S=1/20

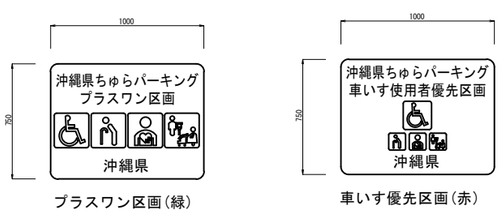

１階平面詳細図（改修前） A3版 S=1/100 A1版 S=1/50

１階平面詳細図（改修後） A3版 S=1/100 A1版 S=1/50

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）			工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	１階平面詳細図（改修前・後）
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮 尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100
摘 要				図面番号	Ａ－１６
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設計者	名 称 有限会社ナカソネ設計 資格者氏名 管理建築士 仲宗根 徹 登録番号 1級建築士登録（大臣）第26099号 所 在 地 沖縄県名護市宮里二丁目4番7－1号 TEL 0980-52-2797

（改修前）

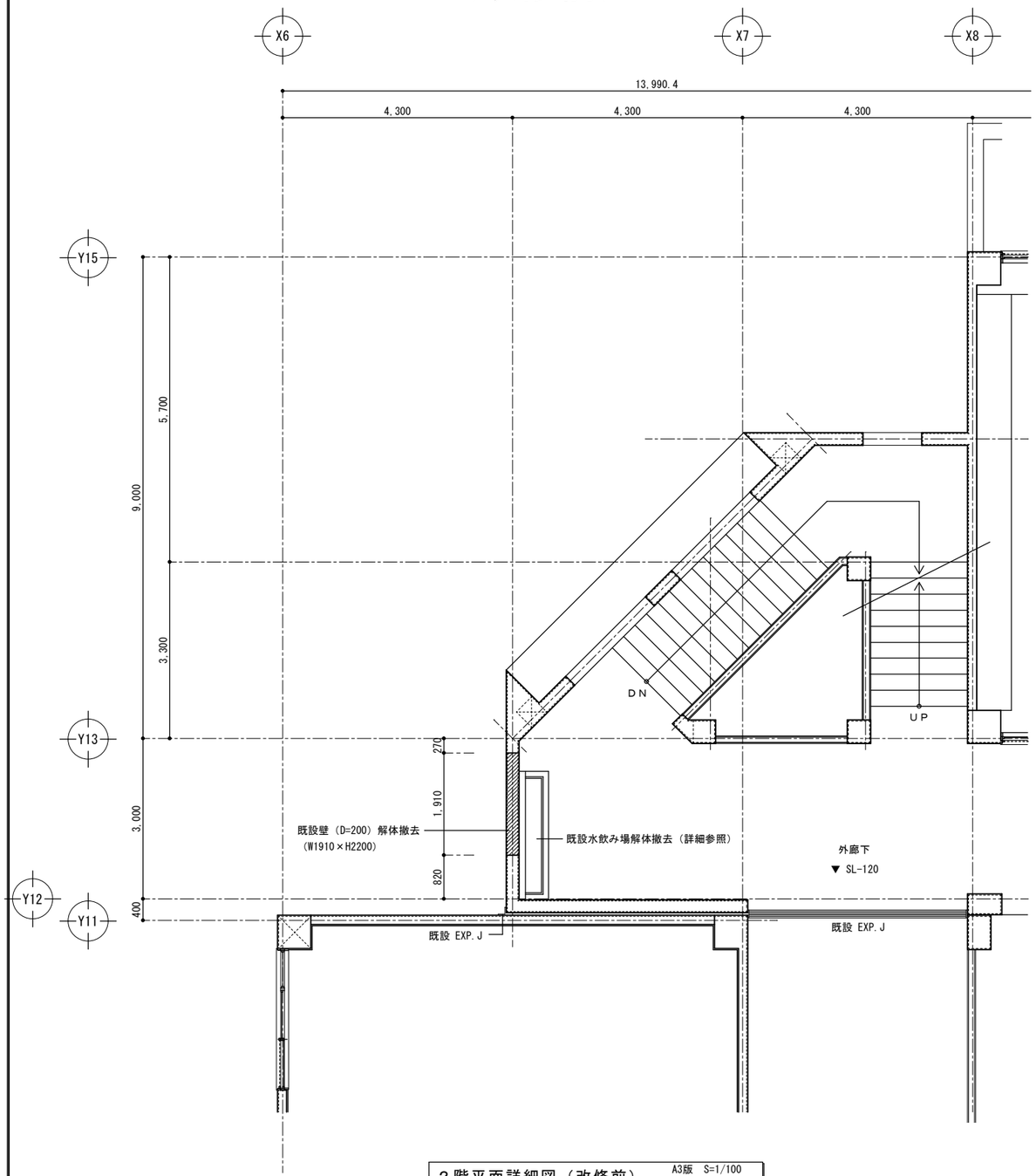

２階平面詳細図（改修前）

A3版　S=1/100
A1版　S=1/50

（改修後）

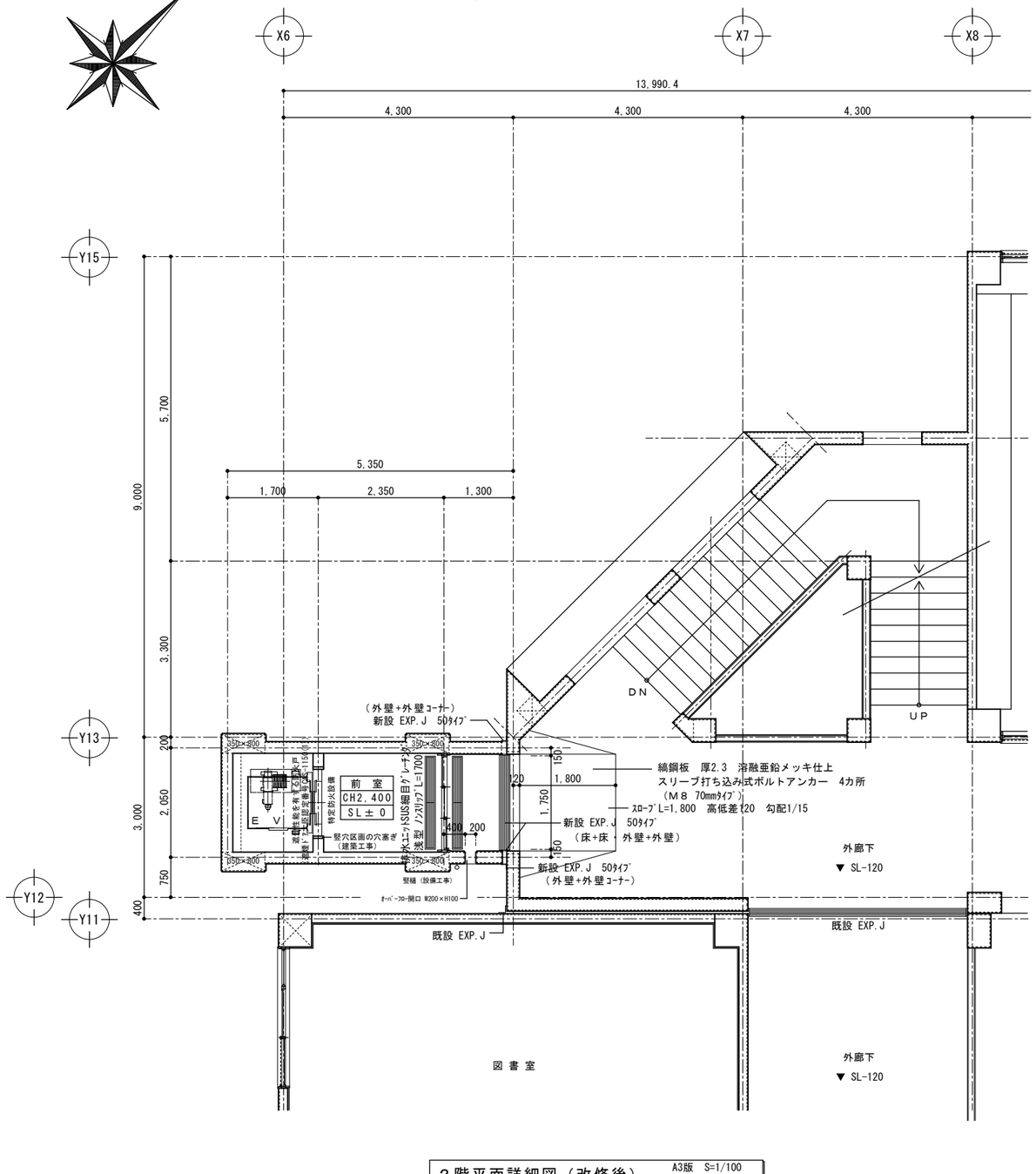

２階平面詳細図（改修後）

A3版　S=1/100
A1版　S=1/50

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）			工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	２階平面詳細図（改修前・後）
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮　尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100
摘　要				図面番号	Ａ－１７
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称：有限会社ナカソネ設計 資格者氏名：管理建築士　仲宗根　徹 登録番号：１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号 所在地：沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号　ＴＥＬ　０９８０－５２－２７９７

（改修前）

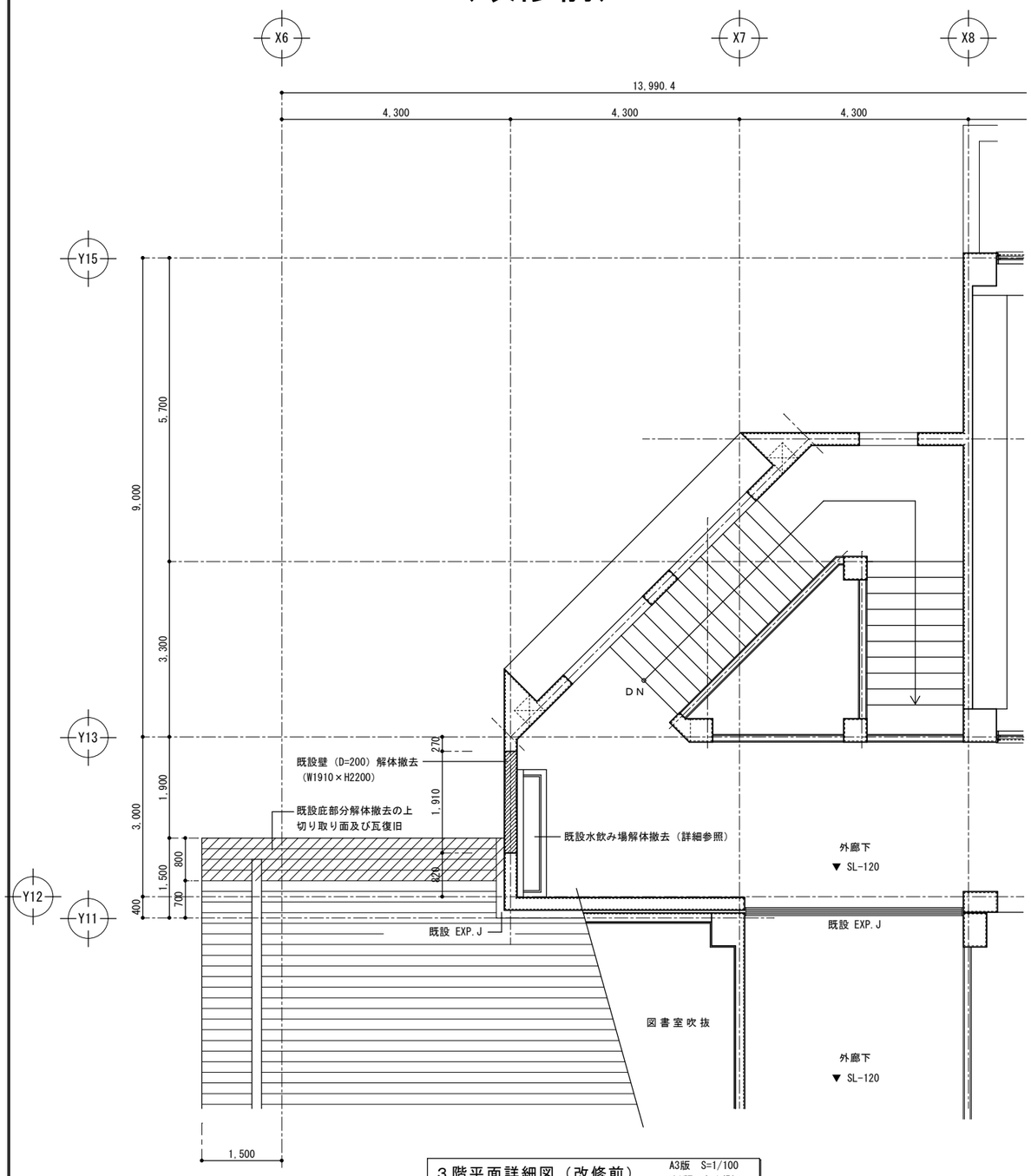

３階平面詳細図（改修前）

A3版　S=1/100
A1版　S=1/50

（改修後）

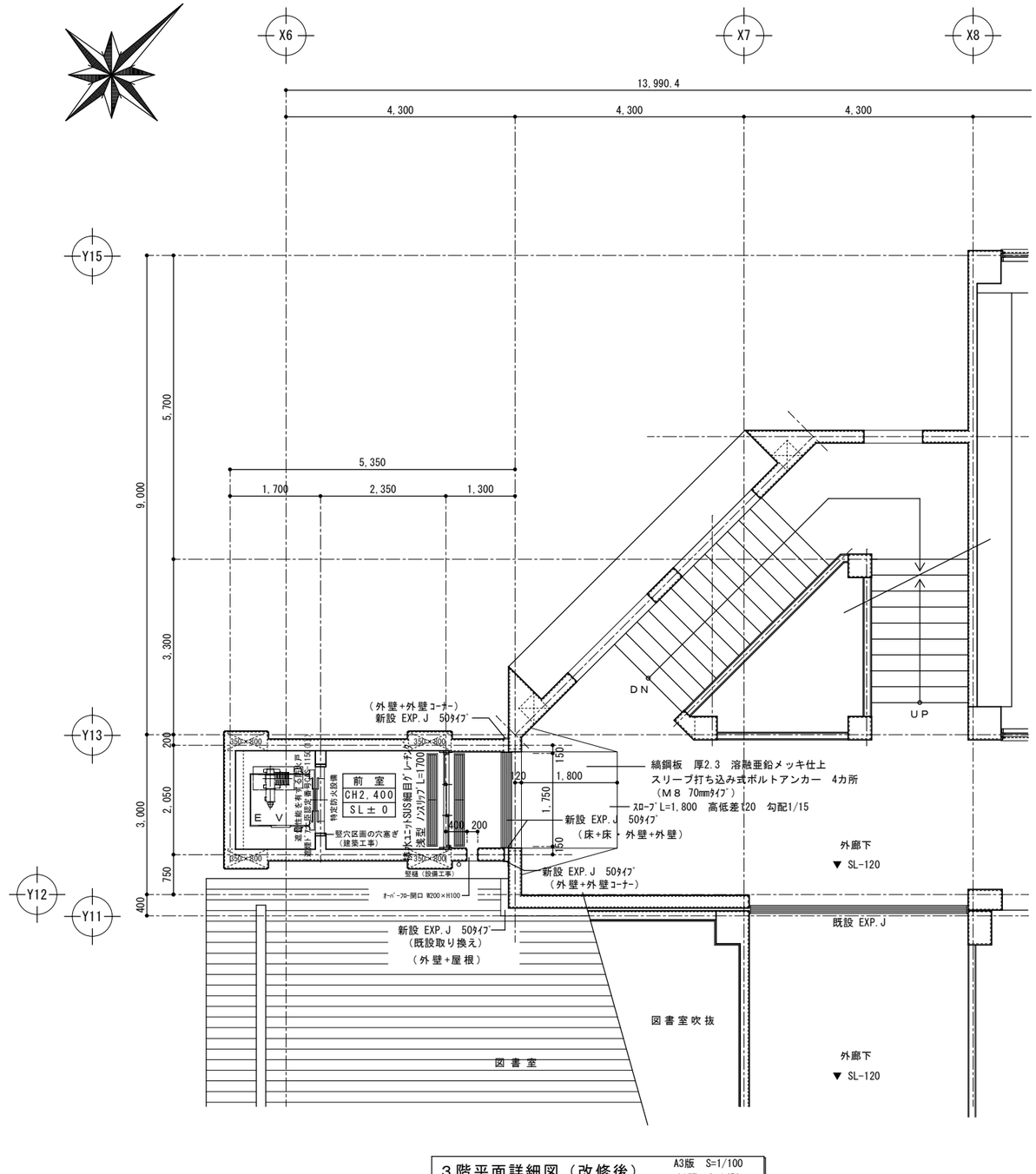

３階平面詳細図（改修後）

A3版　S=1/100
A1版　S=1/50

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）			工事年度	令和　８　年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	３階平面詳細図（改修前・後）	
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮　尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100	
摘　要				図面番号	Ａ－１８	
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
					登録番号	1級建築士登録 （大臣）第２６６０９９号
					所在地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１９ TEL　0980-52-2797

（改修後）

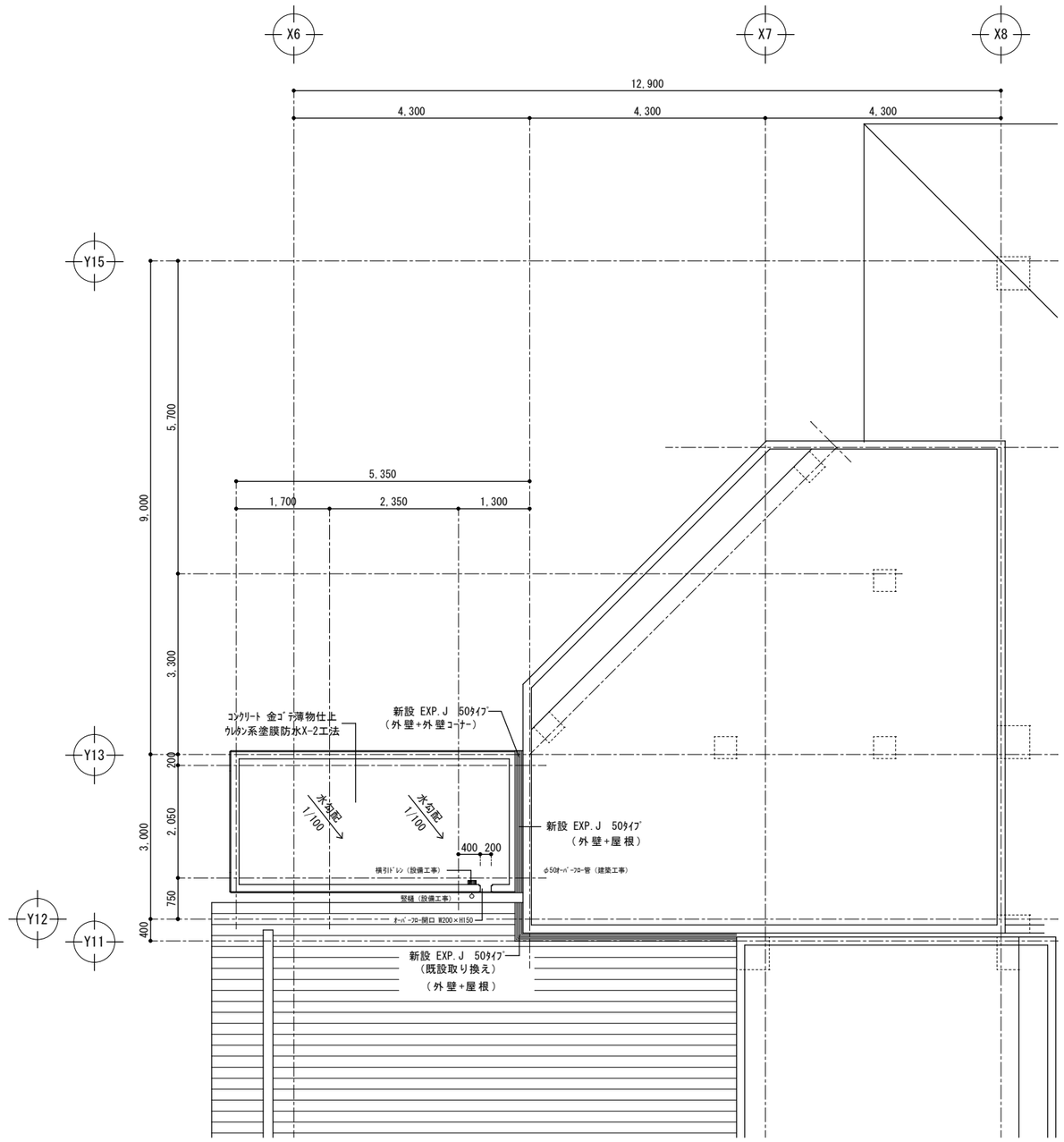

R階平面詳細図（改修後）　A3版 S=1/100　A1版 S=1/50

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	R階平面詳細図（改修前・後）	
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100	
摘要				図面番号	A－19	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
					登録番号	1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
					所在地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 TEL 0980-52-2797

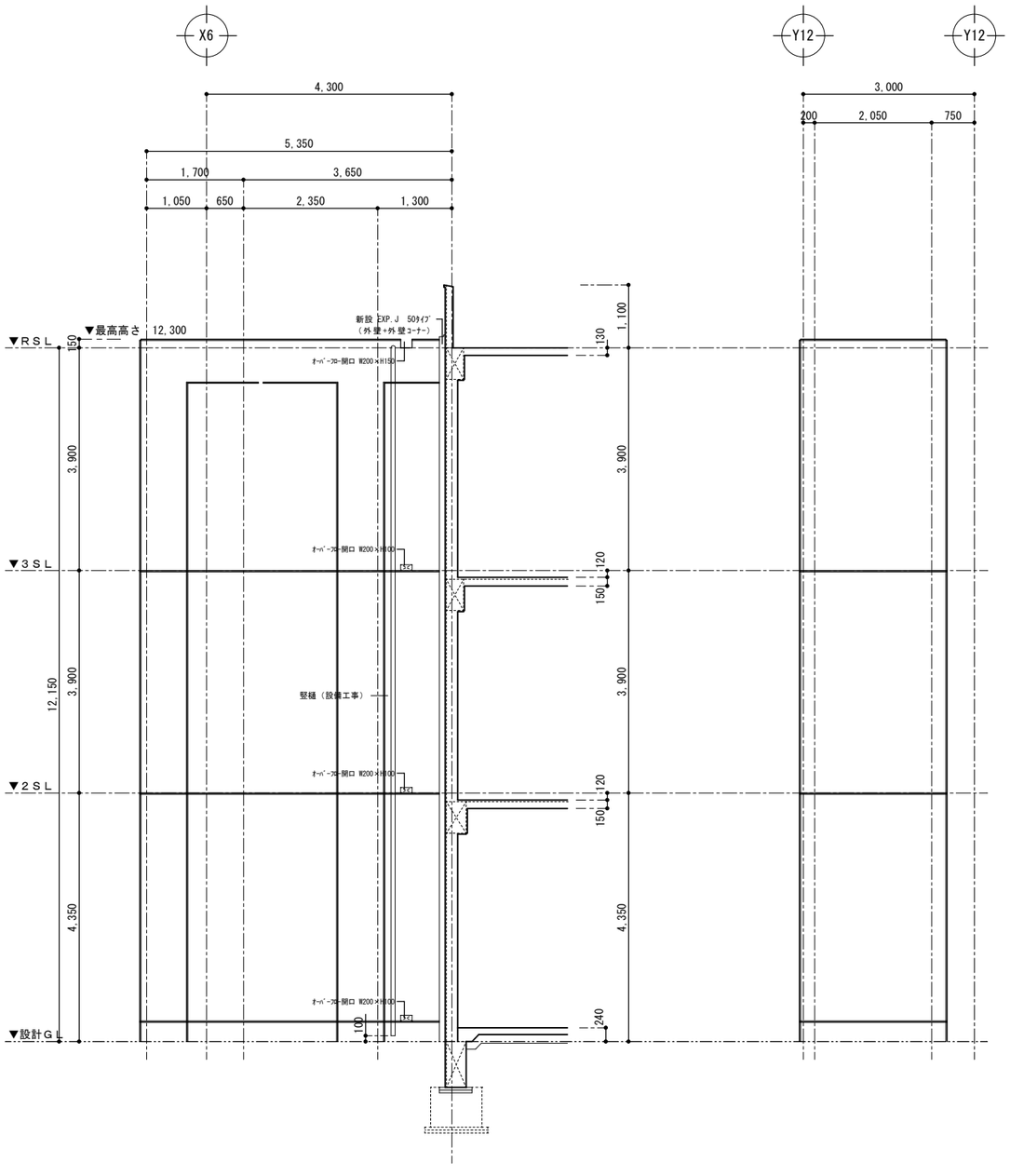

A面 立面図（改修後） A3版 S=1/100 A1版 S=1/50

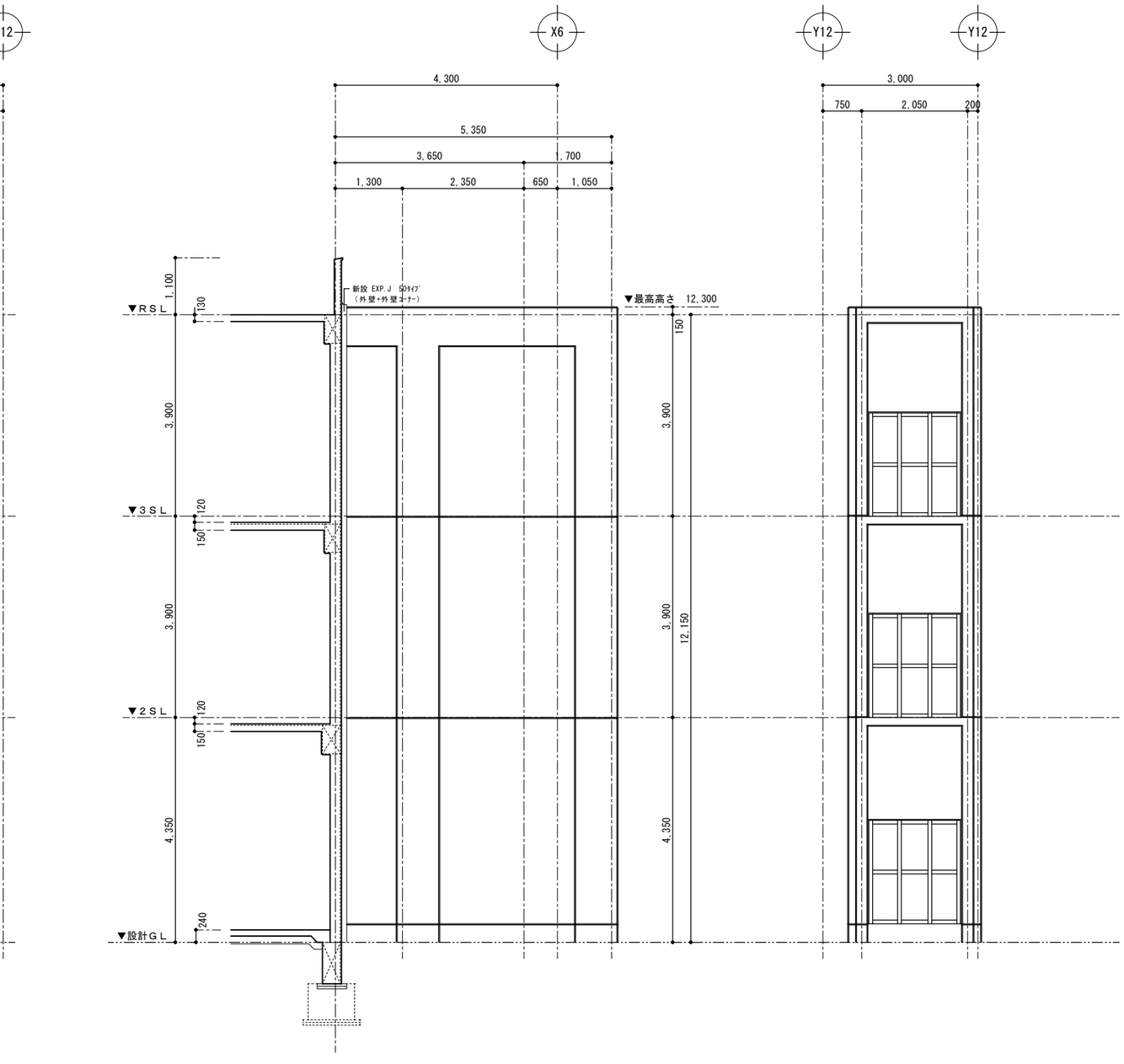

B面 立面図（改修後） A3版 S=1/100 A1版 S=1/50

C面 立面図（改修後） A3版 S=1/100 A1版 S=1/50

D面 立面図（改修後） A3版 S=1/100 A1版 S=1/50

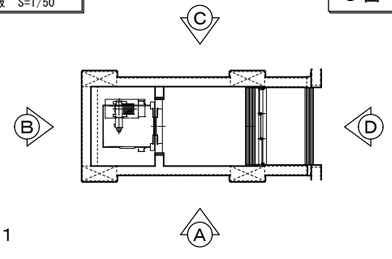

特記事項：形及び質の変更は無し

外壁　基調色：色相１０ＹＲ　明度：９．２　彩度：１

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）			工事年度	令和　８　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	立面図（改修後）
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮　尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100
摘　要				図面番号	Ａ－２０
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称：有限会社ナカソネ設計 資格者氏名：管理建築士　仲宗根　徹 登録番号：１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号 所在地：沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１０　TEL　０９８０－５２－２７９７

（改修前）

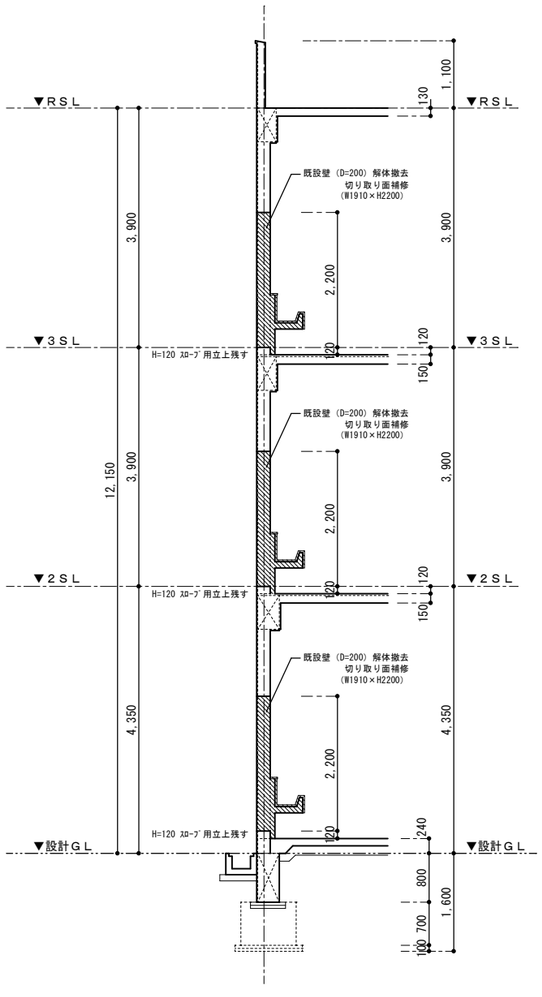

（改修後）

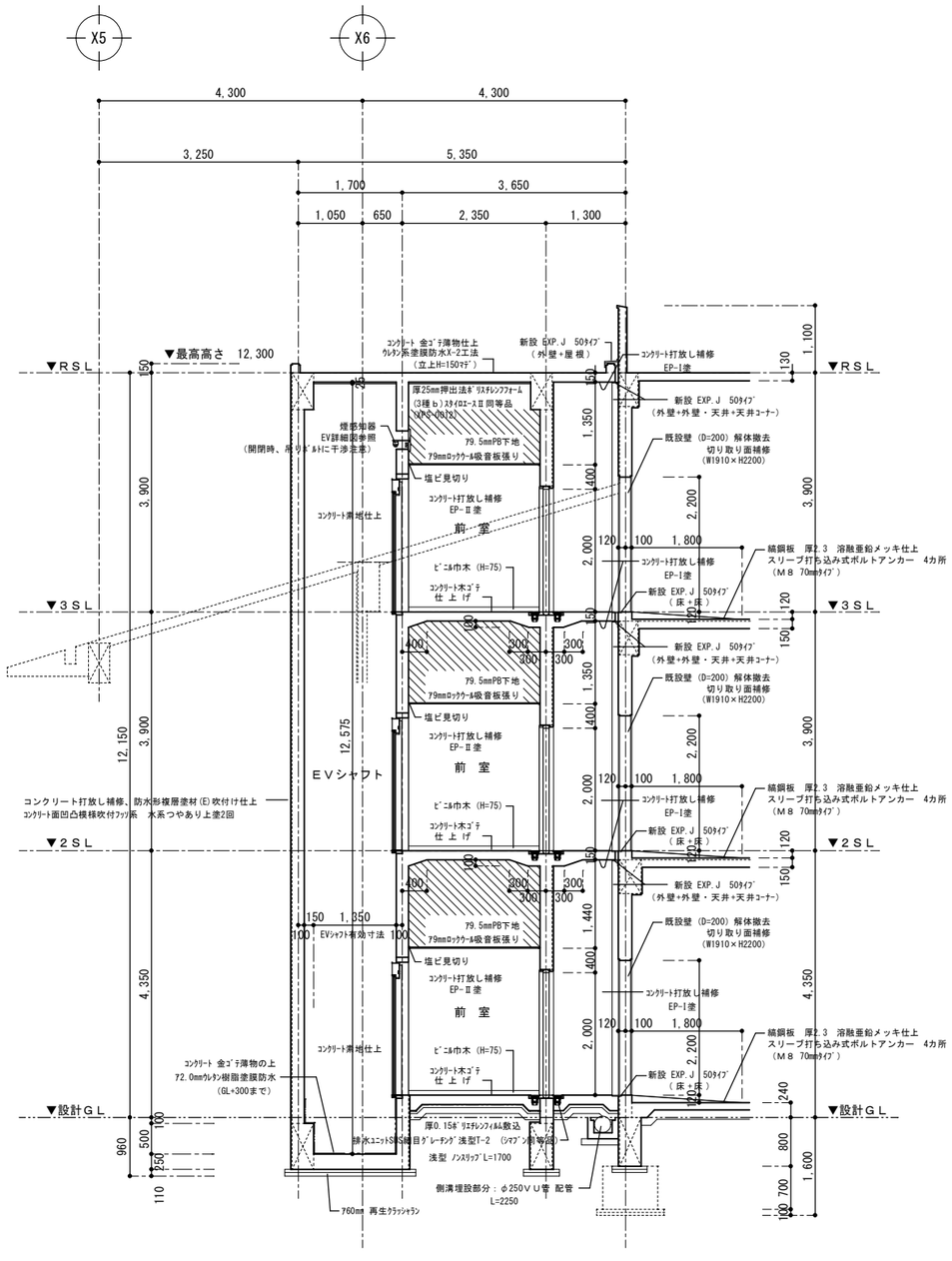

（改修後）

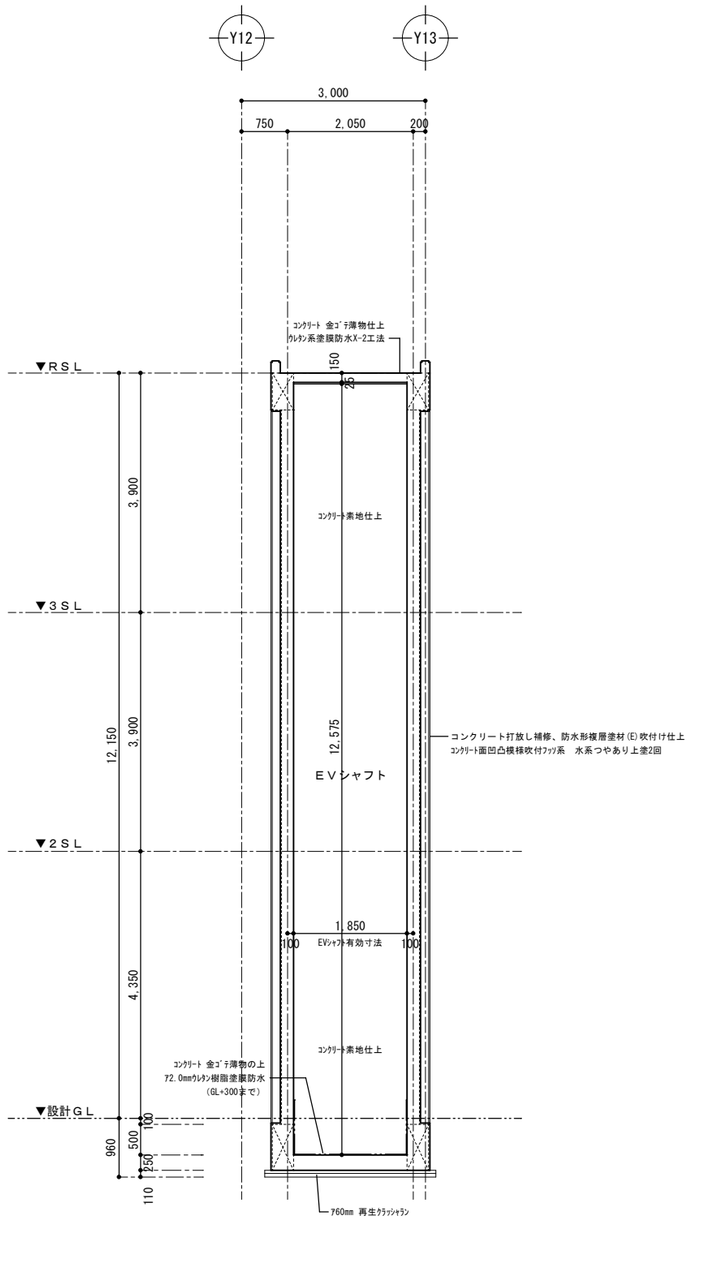

Ａ～Ａ断面詳細図（改修前） A3版 S=1/100 A1版 S=1/50

Ａ～Ａ断面詳細図（改修後） A3版 S=1/100 A1版 S=1/50

Ｂ～Ｂ断面詳細図（改修後） A3版 S=1/100 A1版 S=1/50

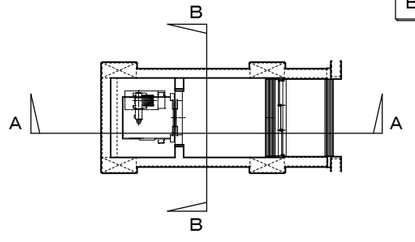

特記事項：形及び質の変更は無し

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）				工事年度	令和 ８ 年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内				図面名称	断面詳細図（改修前・後）	
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課				縮 尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100	
摘 要					図面番号	Ａ－２１	
検 印	管理建築士	設 計	製 図		設計者	名 称	有限会社ナカソネ設計
						資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
						登録番号	1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
						所 在 地	沖縄県名護市字宮二丁目４番７－１号 TEL 0980-52-2797

EXP・J ｶﾊﾞｰ　S=1/5

アルミ　屋根＋屋根

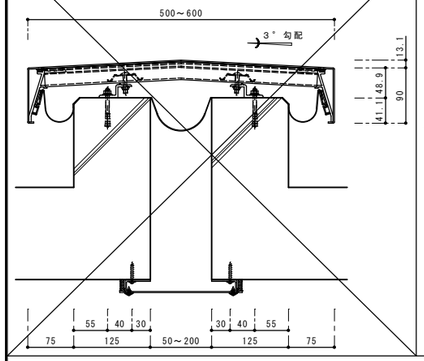

EXP・J ｶﾊﾞｰ　S=1/5

アルミ　床＋床

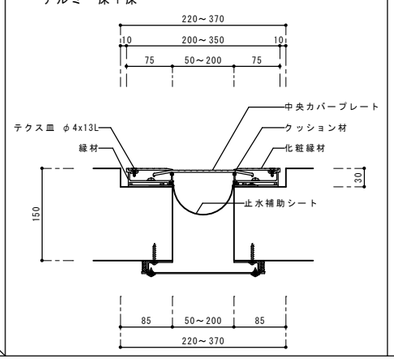

EXP・J ｶﾊﾞｰ　S=1/5

アルミ　外壁＋外壁・天井＋天井（外部）

※天井＋天井は止水補助ｼｰﾄなし

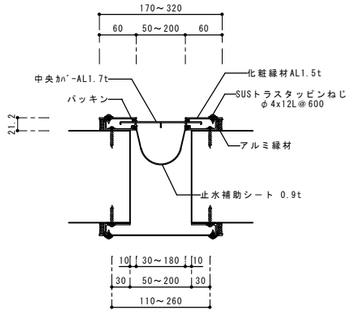

EXP・J ｶﾊﾞｰ　S=1/5

アルミ　外壁＋外壁ｺｰﾅｰ・天井＋天井ｺｰﾅｰ（外部）

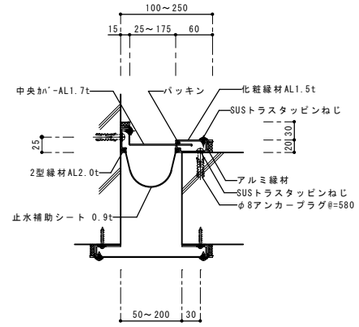

EXP・J ｶﾊﾞｰ　S=1/5

アルミ　外壁＋屋根

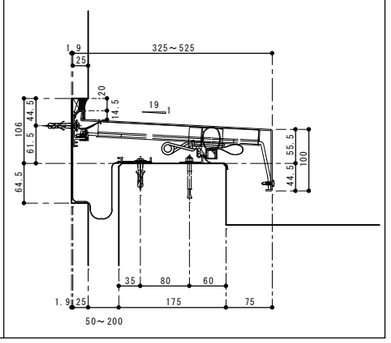

As舗装（車道）

S=1/10

＊現地舗装構成と同等以上とする

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）			工事年度	令和　８　年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	雑 詳 細 図	
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮　尺	A1版　S=1:5　A3版　S=1:10	
摘　要				図面番号	Ａ－２２	
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
					登録番号	１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
					所　在　地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 ＴＥＬ　０９８０－５２－２７９７

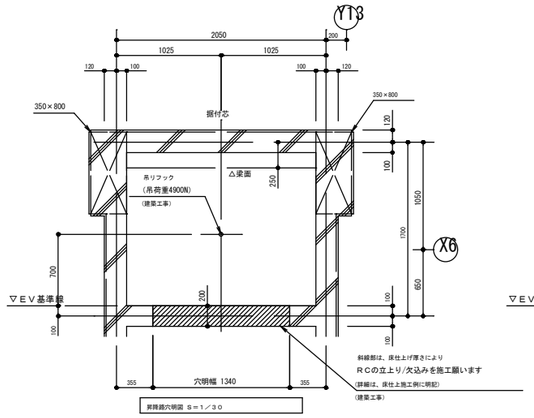

斜線部は、床仕上げ厚さにより
ＲＣの立上り/欠込みを施工願います
（詳細は、床仕上施工例に明記）
（建築工事）

昇降路穴明図 Ｓ＝1／３０

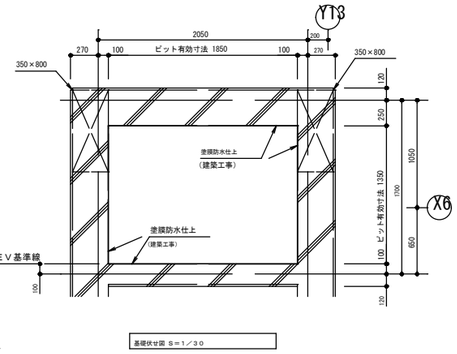

基礎伏せ図 Ｓ＝1／３０

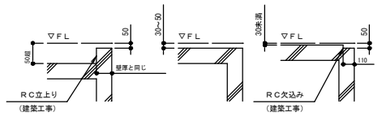

床仕上施工例

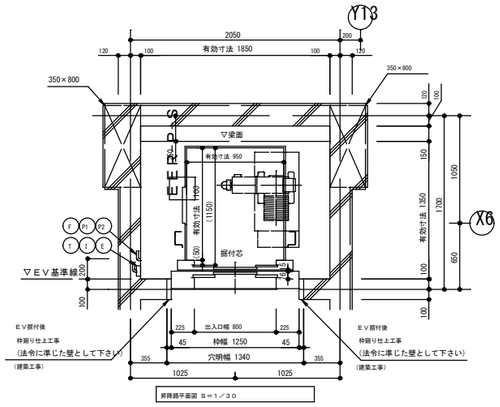

ＥＶ据付後
枠廻り仕上工事
（法令に準じた壁として下さい）
（建築工事）

ＥＶ据付後
枠廻り仕上工事
（法令に準じた壁として下さい）
（建築工事）

昇降路平面図 Ｓ＝1／３０

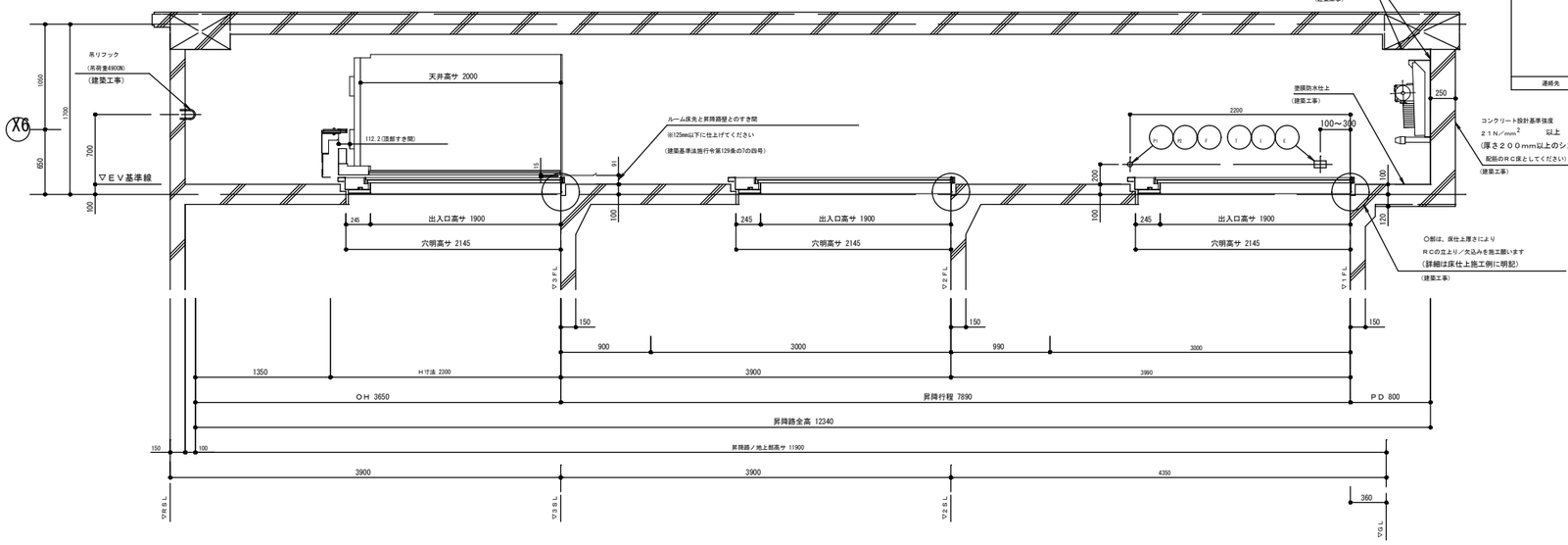

昇降路縦断面図 Ｓ＝1／３０

○部は、床仕上厚さにより
ＲＣの立上り/欠込みを施工願います
（詳細は床仕上施工例に明記）
（建築工事）

コンクリート設計基準強度
２１Ｎ／mm^2 以上
（厚さ２００mm以上のシングル
配筋のＲＣ床としてください）
（建築工事）

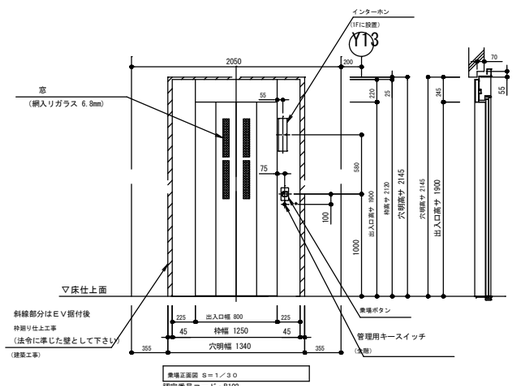

斜線部分はＥＶ据付後
枠廻り仕上工事
（法令に準じた壁として下さい）
（建築工事）

乗場正面図 Ｓ＝1／３０

認定番号コード：B102

エレベーター除外工事	
建築関係	昇降路の築造と各階出入口の穴明け工事
	昇降路ピットの基礎工事
	ピット内防水仕上工事（必要な場合）
	各階エレベーター乗場ユニット取付後のユニットまわりの壁及び床の仕上工事
	エレベーター荷重支持用横梁の設置工事
	エレベーター機器荷揚げ用梁、または荷揚げ用フックの設置工事（吊荷重4900N）
	乗場側昇降路内壁とルーム敷居先端のすき間が125mmを超える場合のふさぎ板追加工事
	煙感知器点検口の設置工事（必要な場合）
電気設備関係	エレベーター専用の0種接地工事
	昇降路内への電源線の引込み工事（単相200V、単相100V）
	工事用の仮設電源の供給工事（単相200V、単相100V）
	昇降路内への電話線引込み工事
	昇降路内への火報接点線引込み工事
	昇降路内への非常放送用配線引込み工事
	昇降路内へのインターホン線引込み工事（管理人室設置の場合）

P1 駆動用電源
単相200Vアース付き（D種接地）
線引き出し長さ：2m（アース線含め3芯） 電線：単線φ2.6mm、または、より線5.5mm
ブレーカー容量：30A

P2 照明・制御用電源
単相100V
線引き出し長さ：2m（2芯） 電線：単線φ1.6mm、または、より線2.0mm
ブレーカー容量：10A

T 電話線（昇降路内への電話線の引込みは電気工事）
器具：中間ボックス（モジュラーローゼット付）

F 火災時管制運転用配線
線引き出し長さ：2m（無電圧A接点） 電線：被覆ケーブル（2芯）単線φ0.9mm以上 ※各火報接点を並列にした線2芯が必要です。

I インターホン用配線（管理人室設置の場合）
線引き出し長さ：1m 電線：被覆ケーブル（６芯以上）単線φ0.9mm以上 （昇降路からインターホン親機の配線距離は90m以内）

E 非常放送用配管、配線
電線：単線、線径は音声信号出力に適合する線　3芯 配管：φ20mm程度（但し、配管径は現地一任）

スイーとモアス モアスタンダード（コード KRJ-00）

★三菱日立小規模建物用小型エレベーター仕様★	※	2SS1HB000
製造者認証番号	第2405050ce030369号	
型式適合認定番号	第0506ce030369号	
戸開走行保護装置大臣認定番号	ENNWN-2568	
巻上ロープ大臣認定番号	MCRL-0004-I	
かご及び主要支持部分大臣認定番号	–	
遮煙ドア大臣認定番号	CAS-1150(1)	
用　途	乗用	
駆動方式	巻胴式・昇降路内駆動機設置	
制御方式	インバーター制御方式	
操作方式	単式自動方式（1BC）	
積載質量・定員	200kg（3名）	
定格速度	上昇20m(最高30m)/min・下降30m/min	
ドア形式	電動4枚戸面引き式	
停止箇所	2箇所(1, 2. 3F)	
エレベーター用電源	単相200V、単相100V　6.0kVA	
モーター容量	2.0kW	
ルーム	鋼板製	
ルーム内法	間口950mm×奥行1100mm×高さ2000mm	
出入口寸法	間口800mm×高さ1900mm	
ロープ	φ8ー2本	
乗場の扉	納入りガラス	
標準装備	停電時バッテリー運転　（停電時着床り下方階自動扉保護装置）	
	停電灯　（バッテリー残量警告ランプ付）	
	はさまりまセンサー　（非接触型はさまれ防止センサー）	
	非常ブザー　（外部連絡用電話機	
	戸開走行保護装置　（乗場ドア施錠装置	
	速度検出装置　（非常停止装置	
	故障時救出運転　（他階救出運転	
	ドア過負荷検出装置　（乗り過ぎ防止装置(秤装置)	
	冠水時管制運転　（スマーと運転機能	
	省エネモード　（お知らせランプ	
	ボタン発音機能　（指定階特機機能	
	非停止階設定機能　（戸開時間延長機能(戸開時ブザー付)	
	クリーン仕様　（管理用キースイッチ(扉下階設置)	
	管理者銘板　（ナイトモード	
	「ヘルスエアー機能」搭載 循環ファン	
耐震クラス	昇降機耐震設計・施工指針(2014年版)　：A14 [2014年建築基準法対応]	
オプション	到着予報チャイム	
	情報表示パネル	
	音声アナウンス	
	P波センサー付地震時管制運転	
	火災時管制運転(避難階床　：1F)	
	難燃戸仕様（全扉　ルーム）	
	遮煙乗場ドア(全階)	
	点字表示	
	段差補正機能	
	管理用キースイッチ増設(全階)	
	非常放送用スピーカー設置	
	インターホン(間接乗場枠組込，：1F)	
	煙感知器点検口スイッチ	
	手すリ(直線タイプ)	
	ルームミラー(アルミ枠)	
	扉いすガード	
連絡先		

遮煙乗場ドア設置時のご注意
・遮煙乗場ドアを設置するためには自動火災報知設備の設置義務が無い建物であっても必ず同設備を設け同設備の受信機もしくは火災報知器からの移報接点（無電圧Ａ接点）をエレベーター制御盤に供給していただく必要があります。 （無電圧Ａ接点・印加電圧ＤＣ２４Ｖ、接点容量０．１Ａ） （自動火災報知設備の設置場所等に関しては行政との確認が必要となります。）

遮煙ドア大臣認定番号
CAS-1150(1)

※昇降路は外から人または物が昇降路内の機器に触れないよう ピット内や天井裏も含めて隙間のない構造として下さい。 ※ピットは必要に応じ防水処理を施工願います。 防水モルタル処理を施工の場合モルタル厚さを 乗場側立上面及び底部においては20mm以内で施工願います。

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）	工事年度	令和　８　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	エレベーター詳細図（１）
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課	縮　尺	A1版　S=1:200　A3版　S=1:400
摘　要		図面番号	Ａ－２３

検印	管理建築士	設　計	製　図

設計者		
	名　称	有限会社ナカソネ設計
	資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
	登録番号	1級建築士登録 （大臣）第２６００９９号
	所在地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 TEL　０９８０－５２－２２９７

スイ～とモアＳ モアスタンダード

１．エレベーター施工区分表

	施 工 項 目	区分		
		建築工事	電気・電話工事	エレベーター工事
1	昇降路の築造と各階出入口の穴明け工事	○		
2	昇降路ピットの基礎工事	○		
3	ピット内防水仕上工事（必要な場合）	○		
4	各階エレベーター乗場ユニット取付後のユニットまわりの壁及び床の仕上工事	○		
5	エレベーター荷重支持用横梁の設置工事	○		
6	エレベーター機器荷揚げ用梁、または荷揚げ用フックの設置工事（吊荷重4900N）	○		
7	乗場側昇降路内壁とルーム数居先端のすき間が125㎜を超える場合のふさぎ板追加工事	○		
8	鉄骨造の場合、ファスナープレート設置工事	○		
9	エレベーター専用のＤ種接地工事		○	
10	昇降路内への電源線の引き込み工事（単相200Ｖ、単相100Ｖ）		○	
11	工事用の仮設電源の供給工事（単相200Ｖ、単相100Ｖ）		○	
12	昇降路内への電話線引込み工事		○	
13	昇降路内へのインターホン線引込み工事（管理人室設置の場合）		○	
14	昇降路内への自火報設備からの火報接点線引込み工事		○	
15	昇降路内への非常放送用スピーカー線引込み工事		○	
16	エレベーター受電盤への電源結線工事（単相200Ｖ、単相100Ｖ）			○
17	昇降路内のエレベーター据付工事			○
18	各階乗場機器取付工事			○
19	エレベータールーム内の電話機取付工事			○

２．注意事項

２－１　免責事項

（１）他業種工事に起因する汚痕、塗装汚れなどに対する機器の補修、取替え工事。
（２）火災、地震、水害、天変地異による機器の損傷。
（３）雨水など、ピット内に水が溜まった場合の工事。（機器交換を含む）

２－２　設置環境

（１）エレベーターは屋内に設置し、外部から風雨が侵入しないようにしてください。
　　エレベーターの乗場が屋上、駐車場、開放廊下などの外部に接する場合は、前室などを設けてください。
（２）屋上(ペントハウス)または地下階にエレベーターの乗場を設置する場合は、万一の停電や故障などの避難経路として、また、メンテナンス会社専門技術者による作業 時 のアプローチ経路として、屋上(ペントハウス)または地下階までの屋内階段を設けてください。
（３）エレベーターの乗場、駆動装置、制御装置に直接またはガラス越しの日光、ガラスや鏡による反射光ならびにエアコンなどの送風が直接あたらないよう計画してください。
（４）温泉ガスなど、金属の損耗および腐食、ならびに電気接点の接触障害を発生させる化学的ガスなどがないことを確認してください。また、海岸近くの場合は、乗場に潮風が直接あたらないよう計画してください。
（５）昇降路内の温度（ 摂氏 - 5℃～40℃の範囲、かつ急激な温度変化がないこと ）、湿度　（　　月平均90%以下、日平均95%以下、かつ氷結・結露がないこと）、電磁波　（電界強度10　　V/ m以下 ）など一般的な環境において設置されるよう計画してください。特に昇降路外周面が外気に接する場合は、昇降路壁に遮熱性を持つ材料を使用すること等により、外気温や輻射熱等による昇降路内温度の急激な上昇および低下を防止してください。
（６）昇降路内壁や鉄骨部材に使用する塗料、接着剤、モルタルなどは、ホルムアルデヒドの発散が少ない材料を使用してください。
（７）エレベーターが発する音・振動が気になりやすい居室、特に寝室とは、昇降路を離して計画してください。
（８）メゾネット建物や免震建物に設置する場合は、当社までお問い合わせください。
（９）労働安全衛生法における『エレベーター構造規格』に準拠したエレベーターではありませんので、労働基準法 別表第１第１号から第５号に該当する事業場へ設置することはできません。また、当該事業場以外に設置する場合であっても、土木・建築等の工事の作業に使用することはできません。

２－３　その他

（１）昇降路には、水・ガス及びエレベーターに関連しない電気の配管・配線・風道等は設けることはできません。(建築基準法施行令による)
（２）ピット内の防水を行なってください。（必要な場合）
（３）ルーム内の電話機は必ず外部と連絡が出来るようにしてください。
（４）煙感知器用点検口設置の際、エレベーター据付条件により点検口設置箇所に制限があるため設置場所については当社までお問い合わせください。
（５）表記寸法は建築工事での誤差は考慮していません。
（６）エレベーターに使用する電源線・電話線を、防火区画が必要な昇降路を貫通して設置する場合、貫通部分から火災や煙が広がらないように適切な措置をとることが必要です。
（関連法令：法36条、令112条21項、令129条の2の4第1項、平12建告1422号）

３．電源・電話線引き込み位置

●最下階昇降路内の壁に、電源と電話線を支給してください。
　やむを得ず指定場所から入線できない場合は当社までご相談ください。

駆動用電源
　単相200Vアース付き（Ｄ種接地）
　線引出し長さ：２m（アース線含め３芯）
　電線：単線φ2.6㎜または、より線5.5㎜

照明・制御用電源
　単相100V
　線引出し長さ：２m（２芯）
　電線：単線φ1.6㎜または、より線2.0㎜

火災時管制運転線
　オプションご採用の場合は、自動火災報知設備　の受信機または　※1
　火災報知器からの移報接点（無電圧Ａ接点　）を昇降路内に　※2
　供給してください。
　各接点を並列に接続した線（２芯）が必要です。
　線引出し長さ：２m
　電線：被覆ケーブル(2芯) 単線φ0.9mm以上
　エレベーター側からの印加電圧：ＤＣ24Ｖ（50mＡ程度）
※1 自動火災報知設備とは、火災報知器、受信機、中継機から構成されるシステムタイプの警報装置です。
※2 無電圧Ａ接点とは常時開放している接点で、短絡する（信号を受ける）と通報動作に入る接点です。
※3 引き込まれた線の先の階が分かるようにしてください。
※4 自動火災報知設備または火災報知器の設置場所については、消防法及び条例に従い適切な場所に設置してください。
　詳しくは、所轄の消防署、行政庁にお問い合わせください。

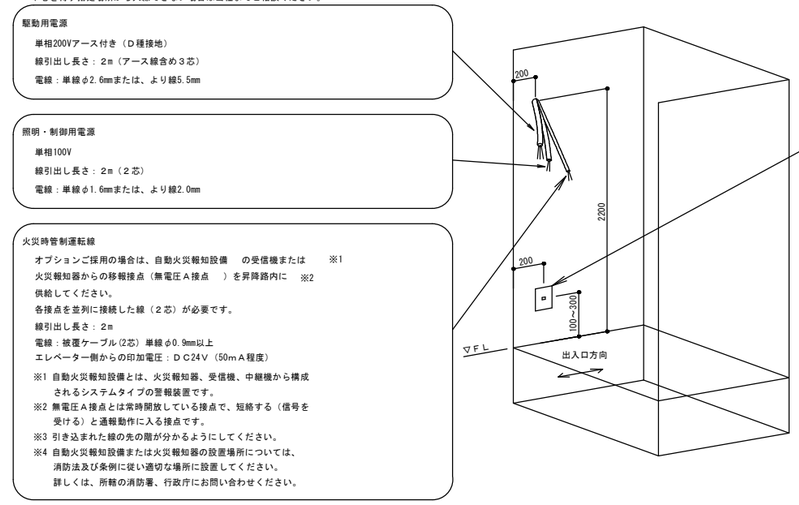

中継ボックス
　電話線
　　昇降路までの配管を施工し、電話線を配線してください。
　インターホン線　（管理人室設置の場合）
　　線引出し長さ：１m
　　電線：被覆ケーブル（6芯以上）単線φ0.9mm以上
　非常放送用配線・配管
　　線引出し長さ：３m
　　電線：被覆ケーブル（3芯）
　　（単線:線径は音声信号出力に適合する線）
※インターホン設置の場合も、施設管理者が24時間対応できる場合を除き、電話機と併設となります。
※インターホンは「スイ～とモアＳ モアロング、モアスタンダード」のみのオプションです。

＜火災時管制運転線　配線例＞

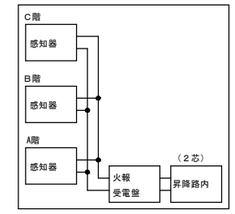

４．電源の確保と配線

●主幹ブレーカーはインバーター適合品の漏電ブレーカーとしてください。
●エレベーター専用のブレーカーを用意してください。定格は右表としてください。

＜ブレーカー容量と電源設備容量＞

機　種	定　員	速　度 (m/min)	出入口方　向	エレベーター専用ブレーカー容量		電源設備容　量 (200V系)	電源設備容　量 (100V系)	電源設備容　量　計
				駆　動　用	照　明　用			
スイ～とモアＳ モアスタンダード	3名	上昇20(最高30) 下降30	一方向	30A	10A	5.9kVA	0.1kVA	6.0kVA

電気・電話工事配線図　　電気(電話)工事　　エレベーター工事

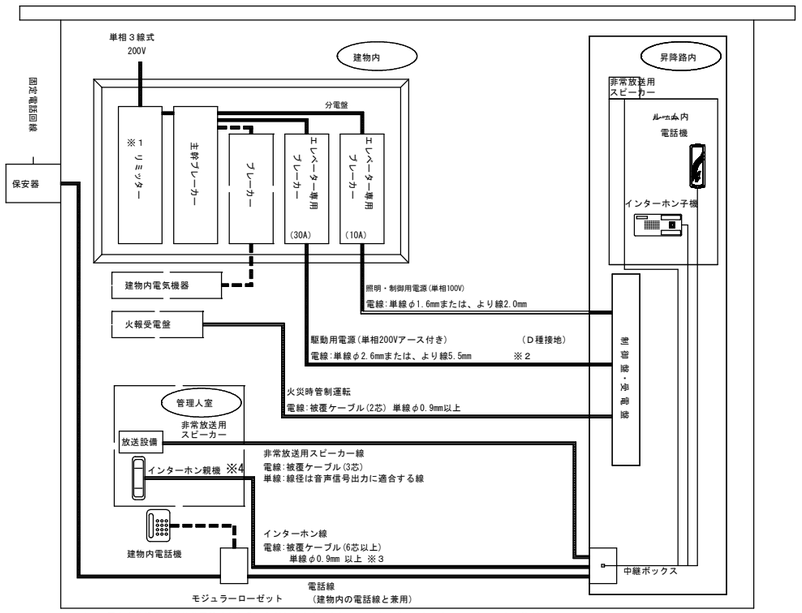

※１　電力会社規定により分電盤外となることがあります。また、アンペアブレーカーやスマートメーター等が設置されている場合があります。
※２　分電盤までの電線総長さが20mを超えないようにしてください。
　　20mを超える場合は、(一社)日本電気協会の内線規定に従い電線サイズを変更してください。
※３　管理人室までの電線総長さが90mを超えないようにしてください。
※４　インターホン親機設置位置に中継ボックス（建築工事：DS4811相当）を施工してください。

警告　エレベーター用の電源は必ずお図に従ってください。守られない場合、エレベーターが損傷、誤作動する恐れがあります。

注意　主幹ブレーカーの容量は、充分に余裕をもって選定してください。容量に余裕がないと、主幹ブレーカートリップが発生し、エレベーターが急停止する恐れがあります。またアース（Ｄ種接地）は必ず用意し、全てエレベーター専用としてください。

注意　お客様と電力会社とのご契約において、使用できる最大電流の上限（以降、契約電流）を設定する場合は、他の電気機器類のご使用を考慮した上で、十分余裕を持った値としてください。契約電流に十分余裕がない場合、リミッター（アンペアブレーカーやスマートメーター等）の上限を超過し、電力供給が断たれ、エレベーターが急停止する恐れがあります。また、契約電流は、電力会社によっては１００Ｖ換算での数値となっている場合があります。エレベーターの駆動用電源は２００Ｖであり、１００Ｖ換算では２倍のアンペア数が必要となりますのでご注意ください。

注意　高圧または特別高圧で受電する場合は、経済産業省で定める「高圧または特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン」に沿った対応が必要となります。ガイドライン対応時にエレベーターの回路種別番号、換算係数などが必要な場合には、当社までお問い合わせください。高調波抑制対策としてエレベーターでの対策が必要となる場合には、当社までお問い合わせください。

５．電話回線接続

電話線との接続

警告　エレベーターのルーム内電話機用の電話回線は、必ず通線の上、通話できることを確認してください。

●エレベーターのルーム内には、外部連絡用の電話機が標準装備されています。
この電話機は、万一ルーム内に閉じ込められた場合など、緊急時の連絡手段となりますので、ご 使用 になる前に建物側の電話回線と接続し、通話できることを必ず確認してください。　※1
なお、固定電話回線 以外の回線をご契約の場合、ルーム内の電話機をご使用いただくために、各々下図に記載された機器の 設置 および回線接続をお願いしておりますので、お客様にて必要な機器をご用意ください。

※1:2024 年 1月 から 、通信事業者の局内設備が従来のアナログ網からIP網に切り替わりました。
本切り替えてはお客様でのお手続きやご自宅などのご利用場所での工事は不要です。
詳細については通信事業者のホームページをご覧ください。

電話回線接続図　　電気(電話)工事　　エレベーター工事

固定電話回線の場合【推奨】

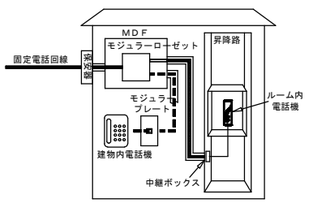

遠隔監視システムについて
●メンテナンス会社が提供する遠隔監視システムを希望される場合は、固定電話回線をご準備いただくか、メンテナンス会社に お 問 い 合せください。
（光回線などのIP回線では対応できない場合があります。）

・ エレベーターの ルームに設置の電話機は必ず通線手続きを行い（お客様にてご契約）、停電時にも通話可能な通信事業者の選定と建物内の停電対応機器をお客様にてご用意ください。
・電話回線を未接続のまま、エレベーターをご利用にならないでください。万一、ご利用中に地震・停電・その他でルーム内に閉じ込められた場合、ルーム内の電話機が ご 使用 できない ため 、外部と連絡を取る こと が できません。

ルーム内電話機を固定電話回線以外に接続される場合

●停電時 にも 通話可能な 通信事業者の 選定と 建物内の 停電対応機器
（ UPS・停電時バッテリー付機器）など をお客様にてご用意ください。　※2
●ご契約の通信事業者により電話・通信回線の停電対応、設置する機器の種類、接続方法が異なります。
詳しくは、通信事業者にお問い合わせください。
※2:動作時間60分以上推奨

光回線（ＩＰ回線）の場合

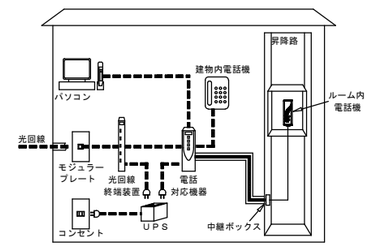

ＣＡＴＶ回線（ＩＰ回線）の場合

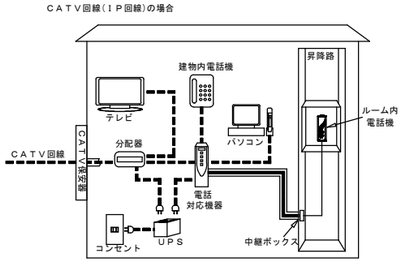

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）			工事年度	令和　８　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	エレベーター詳細図（２）
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮　尺	A1版 S=1:200 A3版 S=1:400
摘　要				図面番号	Ａ－２４
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称：有限会社ナカソネ設計 資格者氏名：管理建築士　仲宗根　徹 登録番号：１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号 所　在　地：沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 TEL 0980-52-2797

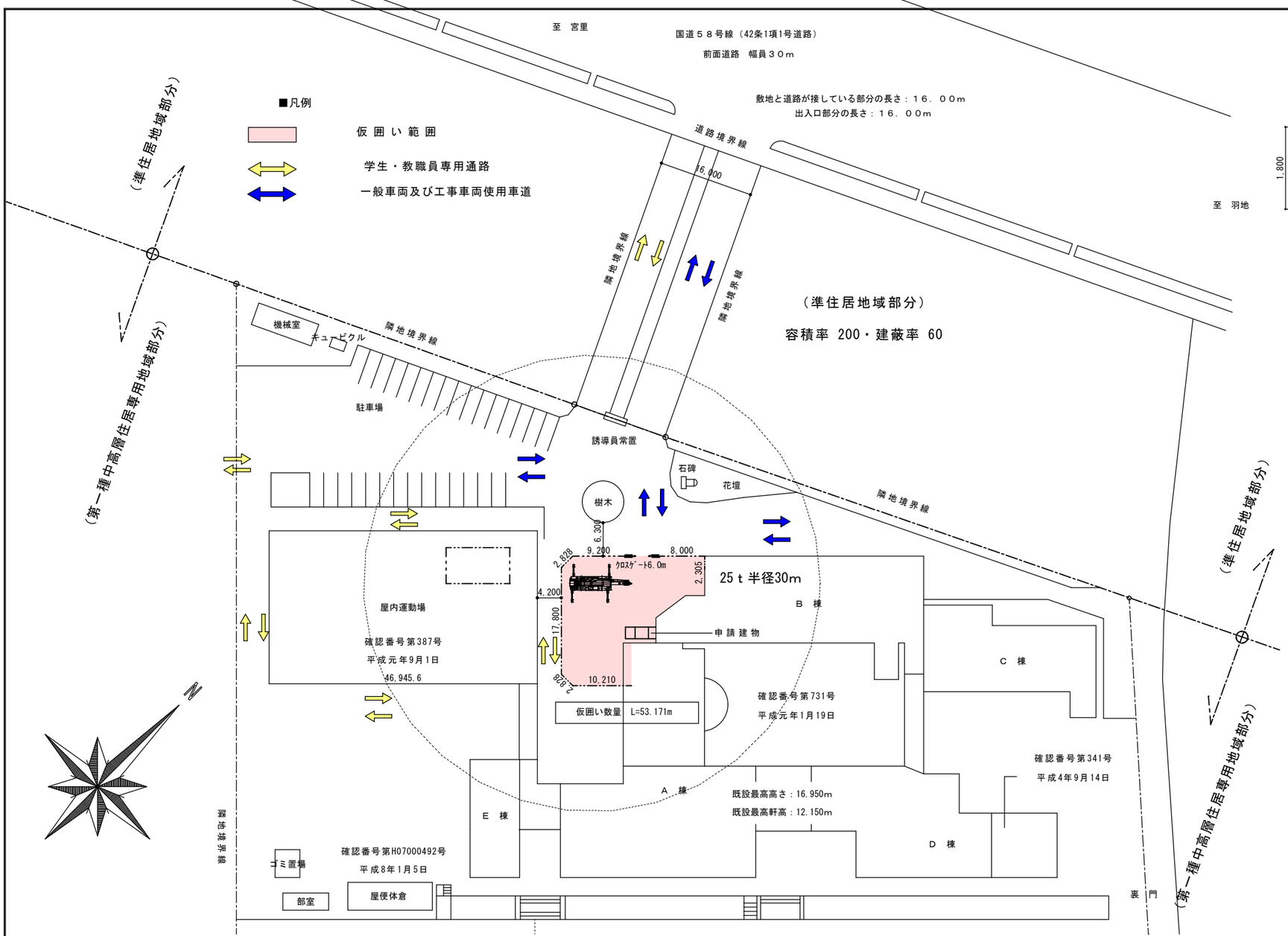

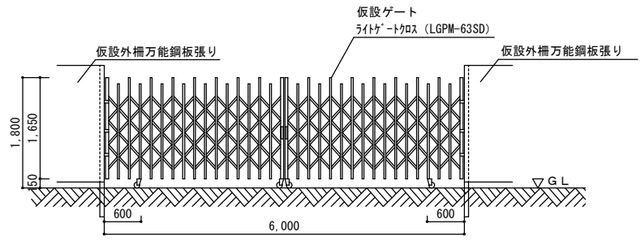

ﾗｲﾄﾄﾞｰﾄｸﾛｽ正面図　S＝1/100

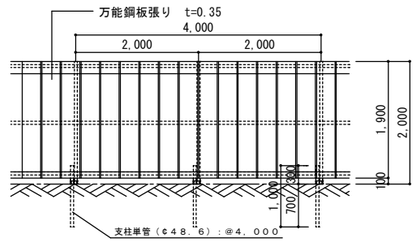

仮設ﾌｪﾝｽ姿図　S＝1／50

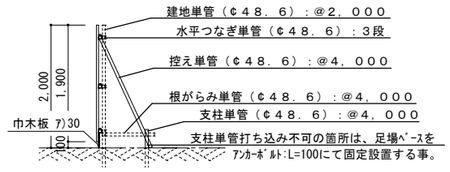

仮設ﾌｪﾝｽ断面図　S＝1／50

※ 指定仮設数量

1. 仮囲い長さ：総合計Ｌ＝66.851m
2. クロスゲート：１箇所 W=6.0m

※工事完了後校門付近・既設駐車場・既設道路、校舎廊下等は
監督員と協議の上、現況復旧とする。

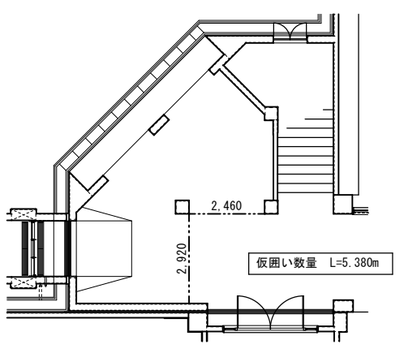

避難階段の為、閉鎖不可

１階EV前仮設計画図　A3版　S=1/200　A1版　S=1/100

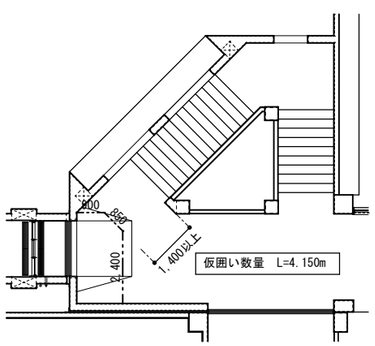

避難階段の為、閉鎖不可

２階EV前仮設計画図　A3版　S=1/200　A1版　S=1/100

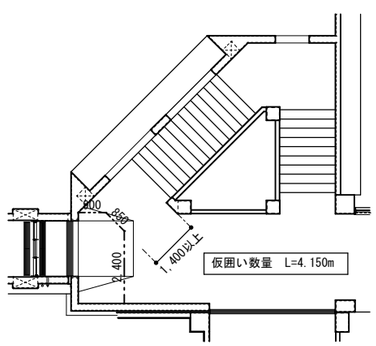

避難階段の為、閉鎖不可

３階EV前仮設計画図　A3版　S=1/200　A1版　S=1/100

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）			工事年度	令和　８　年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	仮設計画図	
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮　尺	A1版　S=1:100・400　A3版　S=1:200・800	
摘　要				図面番号	Ａ－２５	
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
					登録番号	１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
					所在地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 TEL　0980－52－2797

1ヶ所当たりの断面図

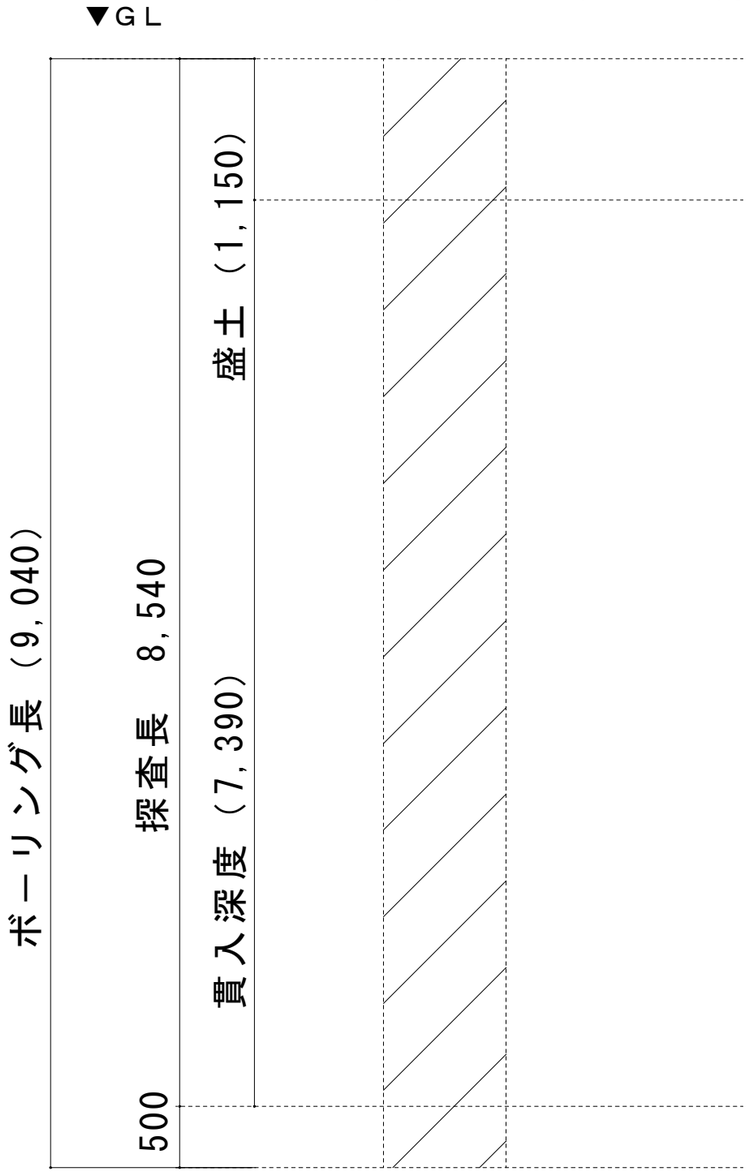

鉛直探査箇所数　４箇所

ボーリング長

9.04m × ４箇所＝36.16m

探査長

8.54m × ４箇所＝34.16m

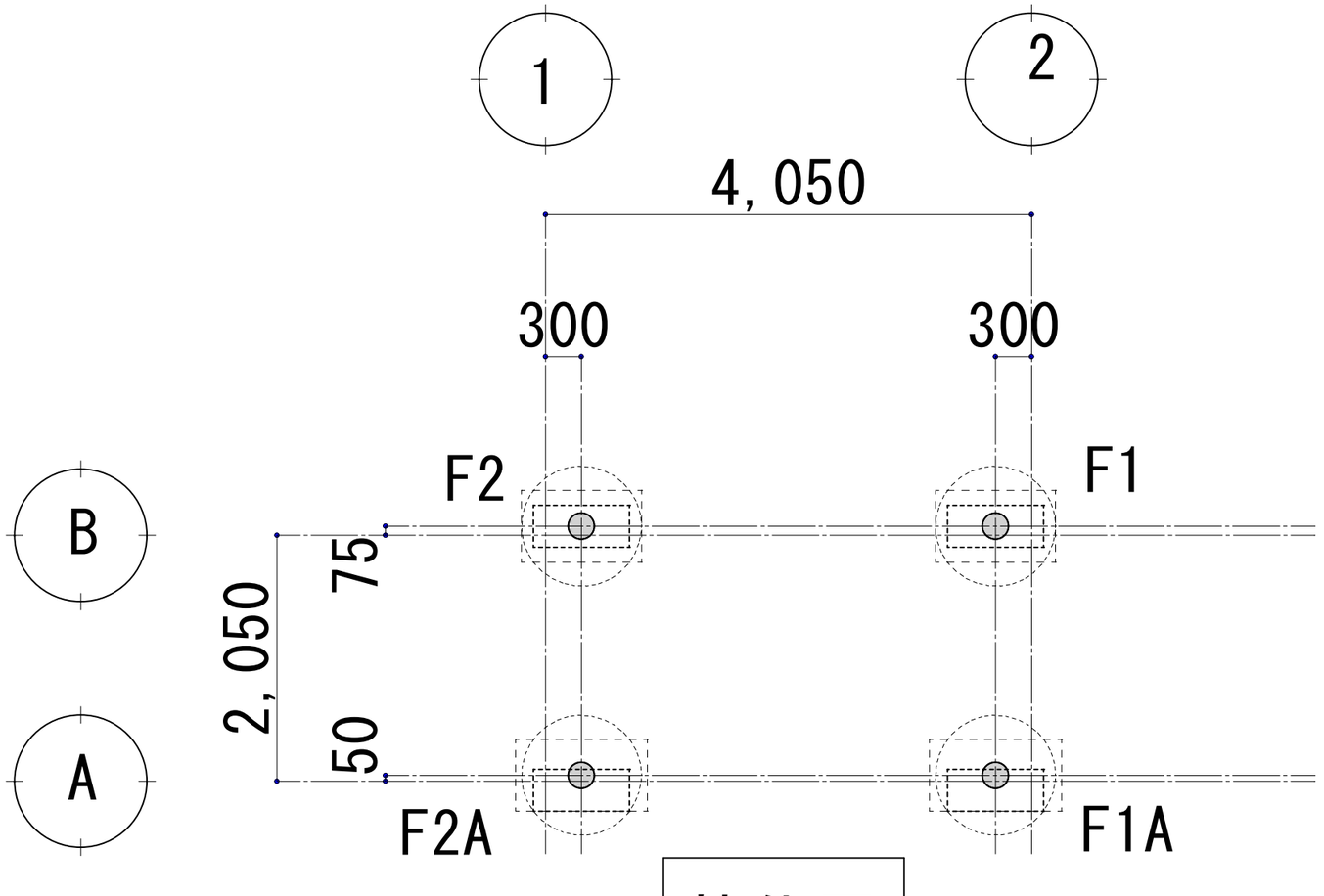

杭伏図

※節杭φ600＝鉛直探査φ1，000のため、

探査箇所は各１点とする。

※水平探査、経層探査からの差引数量（水平、１層、２層）

3.14×0.5×0.5＝0.785㎡× ４箇所＝3.14㎡

※経層探査からの差引数量（３層）

3.14×0.5×0.5＝0.785㎡×2箇所＝1.57㎡

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事			工事年度	令和　8　年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	磁気探査	
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮　尺	A1版　S=1:100　A3版　S=1:200	
摘　要				図面番号	A－26	
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
					登録番号	1級建築士登録（大臣）第26099号
					所在地	沖縄県名護市宮里1丁目4番7－1号 TEL 0980－52－2797

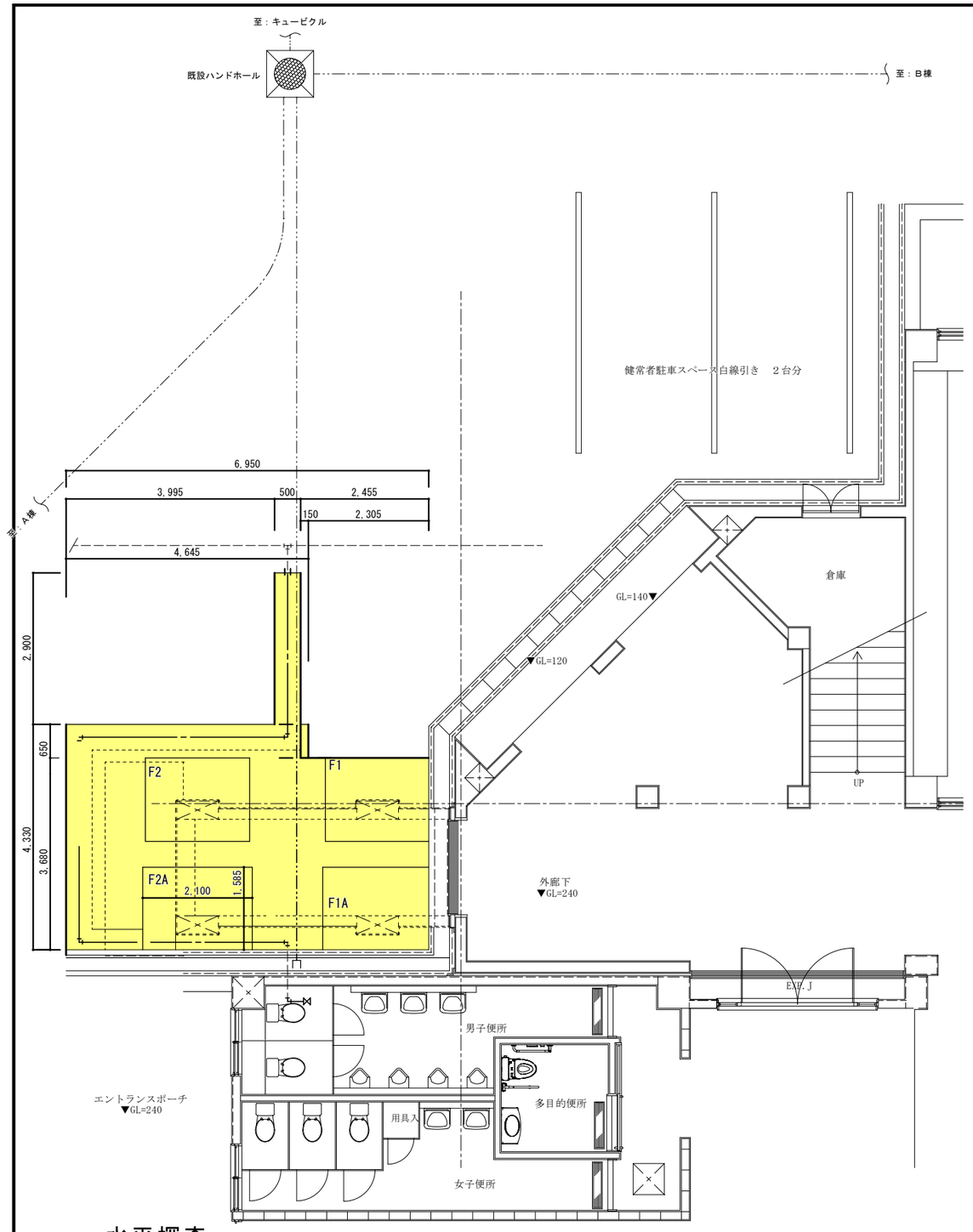

水平探査範囲図　SCALE　1：50

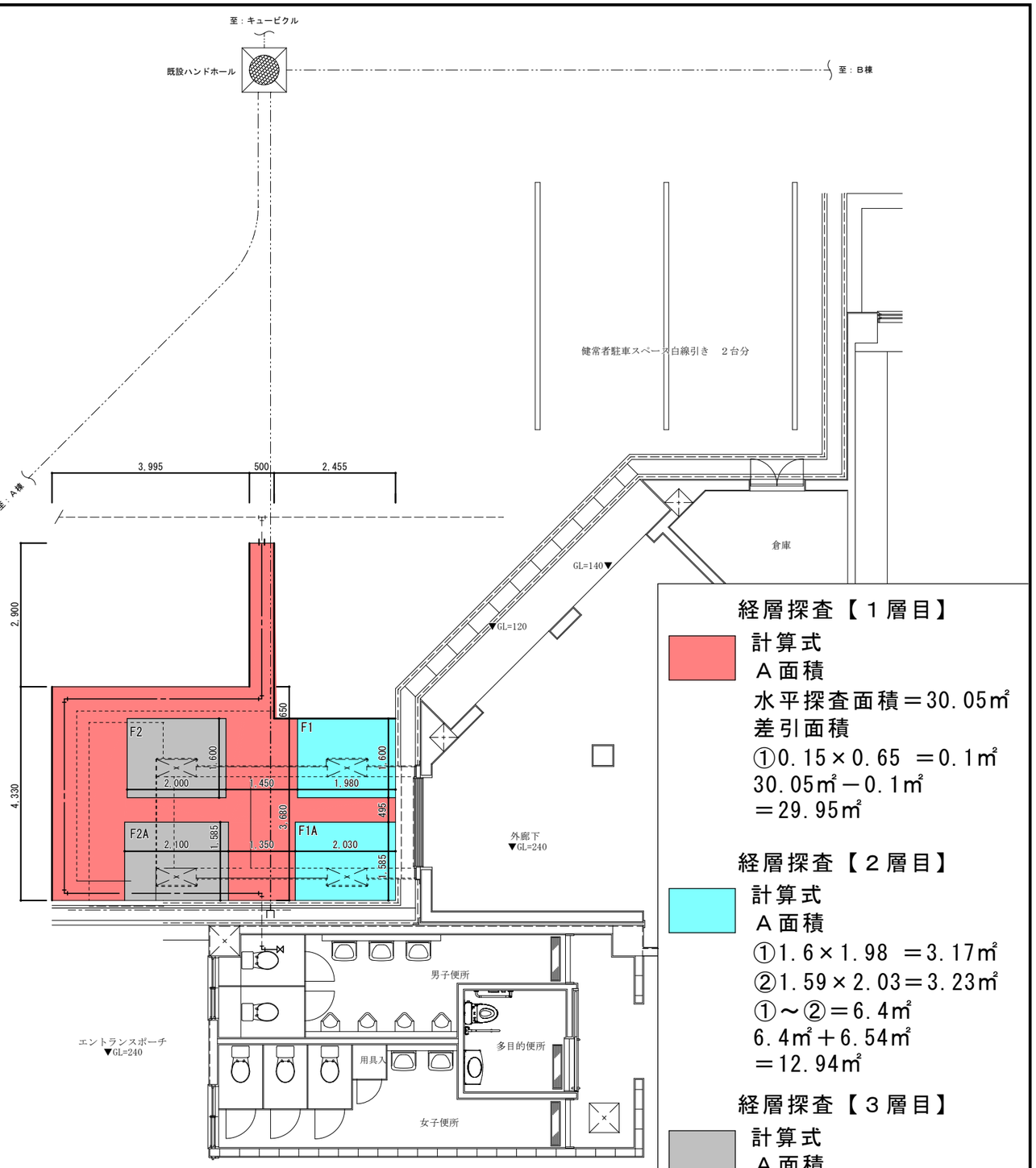

経層探査範囲図　SCALE　1：50

水平探査

計算式

Ａ面積

①6.95×3.68　＝25.58㎡

②4.65×0.65　＝3.02㎡

③2.9×0.5　＝1.45㎡

①～③＝30.05㎡

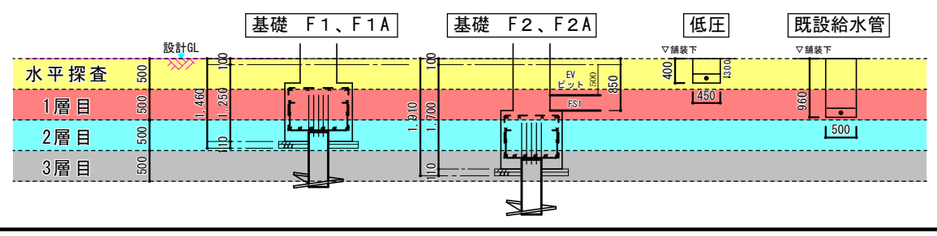

経層探査【１層目】

計算式

Ａ面積

水平探査面積＝30.05㎡

差引面積

①0.15×0.65　＝0.1㎡

30.05㎡－0.1㎡

＝29.95㎡

経層探査【２層目】

計算式

Ａ面積

①1.6×1.98　＝3.17㎡

②1.59×2.03＝3.23㎡

①～②＝6.4㎡

6.4㎡＋6.54㎡

＝12.94㎡

経層探査【３層目】

計算式

Ａ面積

①1.6×2.0　＝3.2㎡

②1.59×2.1＝3.34㎡

①～②＝6.54㎡

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事			工事年度	令和　８　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	磁気探査図（水平・経層）
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100
摘要				図面番号	Ａ－２７
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称：有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名：管理建築士　仲宗根　徹
					登録番号：１級建築士登録（大臣）第２６０６９９号
					所在地：沖縄県名護市宮里二丁目４番７－１号 TEL 0980-52-2797

構造設計標準仕様

適用は■ 印を記入する。

1. 建築物の構造内容

（1）工事名称　大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）
　建築場所　沖縄県名護市宮里七丁目２番６６号
（2）工事種別　■新築　□増築　□増改築　□改築
（3）構造種別
　□木造（W）　□補強コンクリートブロック造（ＣＢ）　□鉄骨造（S）
　■鉄筋コンクリート造（RC）　□壁式鉄筋コンクリート造（WRC）
　□鉄骨鉄筋コンクリート造（ＳＲＣ）　□壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造（ＷＰＲＣ）
　□プレキャスト鉄筋コンクリート造（ＰＲＣ）　□
（4）階　数
　地下　　階　　地上　3　階　　塔屋　　階
（5）主要用途　学校
（6）屋上付属物
　□高架水槽　　kN　□キュービクル　　kN　□広告塔　□煙突
（7）特別な荷重
　■エレベータ　　□リフト　　kN　□ホイスト　　20ｋN
　□倉庫積載床用
（8）付帯工事
　□門塀　□擁壁　□　□　□
（9）増築計画　□有（　　）　■無
（10）構造計算ルート　　X方向ルート（　1　）　Y方向ルート（　1　）
　耐震安全性の分類　Ⅱ類　　重要度係数　Ｉ　＝　1.0

2. 使用構造材料

（1）コンクリート ※水セメント比　55%以下とする。　※(　)内は暑中28S91の標準値を示す。

適用箇所	種類	設計基準強度 FC=N/mm2	品質管理強度（呼び強度）	スランプ cm	備考 構造体強度補正値28S91
均しコンクリート	■普通	18	18	15	
土間コンクリート	■普通	24	24	15	
土間スラブ	■普通	24	24+3(6)	15	3(6)
基礎、基礎梁	■普通	24	24+3(6)	15	3(6)
躯体	■普通 □軽量	24	24+3(6)	18	3(6)
躯体	□普通 □軽量				
	□普通 □軽量				
混和剤					

（2）コンクリートブロック（ＣＢ）
　□Ａ種　□Ｂ種　□Ｃ種　厚□100、　□120、　□150、　□190、

（3）鉄筋

	種類	径	使用箇所	継手工法
異形鉄筋	■SD295	D10～D16	躯体一般	■重ね継手 D10～D16
	■SD345	D19～D25	柱・梁主筋等	■ガス圧接継手 D19以上
	□SD390			
高強度せん断補強筋	□			
丸　鋼	□SR235			
溶接金網(JIS G 3551)	□			

（4）鉄骨

種類	使用箇所	現場溶接	備　考
□SS400 □SS490 □SN400A,B,C	一般鋼材	□有 □無	
□SS490 □STKR490 □		□有 □無	
□BCR295 □BCP235 □BCP325	柱	□有 □無	
□SN490A □SN490B □SN490C	ダイヤフラム	□有 □無	
□SNR400 □ □		□有 □無	

（5）ボルト
□高力ボルト　□普通：Ｆ8Ｔ（溶融亜鉛ドブ漬け　大臣認定品）
　□普通：Ｆ10Ｔ　□特殊：Ｓ10Ｔ 認定品 □M12 □M16 □M20 □M22 □M24 ）
□中ボルト　　高力ボルトすべり係数試験　□要　□否
　M12　　高力ボルト導入張力確認試験　□要　□否
□アンカーボルト
　□ABR400 伸び能力有 M16　Ｌ＝ 640　㎜　ナット（ □ シングル □ダブル）
□露出型柱脚
　□Ｉスペース柱脚工法
□頭付スタッド
　φ＝　　Ｌ＝　　㎜　仕様箇所（ □柱 □大梁 □小梁）
　φ＝　　Ｌ＝　　㎜　仕様箇所（ □柱 □大梁 □小梁）

（6）屋根、床、壁
□角波トタン（外壁）
□折版　（リスト参照）
□デッキプレート（リスト参照）
□キーストンプレート
□特殊デッキプレート
□押出成形セメント板

3. 地　盤

（1）地盤調査
■有（■敷地内 □近隣）　■ボーリング調査　□平板載荷試験　□水平地盤反力係数の測定
　□液状化判定　□現場透水試験　□土質試験
□無　（調査予定　□有　□無）　□
（2）地盤調査計画
□ボーリング調査　□静的貫入試験　□標準貫入試験　□水平地盤反力係数の測定
□土質試験　□物理調査　□平板載荷試験　□試験堀（支持層の確認）
（3）地盤調査及び試験杭の結果により、杭長、杭種、基礎形状を変更する場合もある
（4）ボーリング標準貫入値、土質構成（基礎・杭の位置を明記すること）

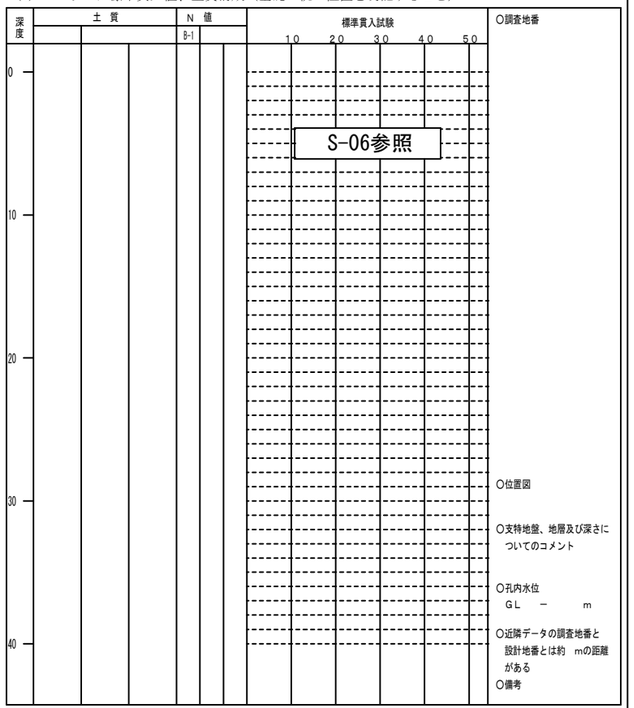

4. 地業工事

（1）直接基礎　□ベタ基礎　□布基礎　□独立基礎　試験堀　□有　□無
　深さＧＬ－　m　支持層 － 長期許容支持力度　kN/㎡　載荷試験　□有　□無
（2）基礎杭　S-07参照

杭　種	材　料	施工法	備考
□ＲＣ □PRC □ＰＨＣ□Ｈ鋼 □ＣＰＲＣ	PRC （□Ｉ種□II種□III種） PHC （□A種□B種□C種） PHC （□A種　溝付　）	□プレボーリング併用打撃工法 □埋込み(セメントミルク工法) □Ｈｙｐｅｒ-ストレートNT工法	
□鋼管 □摩擦杭	鋼材 □SS400 □STK400		
□場所打ち コンクリート杭	コンクリートＦｃ　N/mm2 スランプ　cm セメント量　kN/㎡ 鉄筋　主筋　SD HOOP　SD	□オールケーシング □拡底杭 □リバースサーキュレーション □アースドリル　□ミニアース □ＢＨ　□深礎　□手掘 □機械堀	拡底杭 日本建築センター認定 第　　号 年　月　日

杭仕様　■施工計画書承認　■杭施工結果報告書
試験杭　（■有　□無）　（□打ち込み　□載荷）　2本

杭径（㎜）	設計支持力（ｔ）	杭の先端の深さ（m）	本数	特記事項

5. 鉄筋コンクリート工事

（1）コンクリート
■　コンクリートはJIS認定工場の製品とし施工に関してはJASS5による。
■耐久設計基準強度　Fd□一般　■標準　□長期
■　セメントは、JIS R5210の普通ポルトランドセメントを標準とする。
■　調合計画は、工事開始前にエ事監理者の承認を得ること。
■　寒中、暑中、その他特殊コンクリートの適用を受ける期間に当る場合は、調合、打ち込み、養生、管理方法など必要事項について、工事監理者の承認を得ること。
■　フレッシュコンクリートの塩化物測定は、原則として工事現場で(財)国土開発技術研究センターの技術評価をうけた測定器を用いて行い、試験結果の記録及び測定器の表示部を一回の測定ごとに撮影した写真(カラー)を保管し承認を得る。
　測定検査の回数は、通常の場合、１日１回以上とし、１回の検査における測定試験は、同一試料から取り分けて３回行い、その平均値を試験値とする。
■　構造体コンクリート現場の圧縮度試験供試体（JASS5T-603）は、現場水中養生、または現場　封かん養生とし、採取は打ち込み工区ごと、打ち込み日ごととする。
　また、打込み量が150m3をこえる場合は150m3ごとまたは、その端数ごとに一回を標準とする。一回に採取する供試体は、適当な間隔をおいた３台の運搬車からその必要本数を採取する。なお、供試体の数量は、特別指示なき場合は、１回当り６本以上とし、そのうち４週用に３本を用いる。
　※高強度コンクリート(Fc=27N/㎡以上)を使用した場合は150m3を100m3へ読み替える。
　試験体の３本は圧縮強度の平均値を出すので、別々の運搬車からコンクリートを採取する。
　{３本＝３台、６本＝（１台×２本）＝３台}
■　ポンプ打ちコンクリートは、打ち込む位置にできるだけ近づけて垂直に打ちコンクリートの自由落下高さは、コンクリートが分離しない範囲とする。ポンプ圧送に際しては、コンクリート圧送技士または同等以上の技能を有する者が従事すること。なお、灯ち込み継続中における打継ぎ時間間隔の限度は、外気温が25℃未満の場合は120分、25℃以上の場合は90分以内とする。
　コンクリートの練り混ぜ開始から打ち終わりまでの時間限度は外気温が25℃未満の場合は90分,25℃以上の場合は60分を原則とする。

（２）　鉄　筋
■　鉄筋はJIS G3112の規格品を標準とする。施工はJASS5による。
□　高強度せん断補強筋は、JIS　G　3137に規定されるD種1号適合品とする。
■　鉄筋の加工寸法、形状、かぶり厚さ、鉄筋の継手位置、継手の重ね長さ、定着長さは「鉄筋コンクリート構造配筋基準図(1)(2)」または「壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)(2)」による。
■　D16未満は、すべて重ね継手とする。継手（D16以上）をガス圧接とする場合は、日本圧接協会「鉄筋のガス圧接工事標準仕様書」による。
■　ガス圧接部の抜き取り検査は、同一作業班が同一日に施エした圧接箇所ごと（200箇所を超えるときは、200箇所ごと）に１回行い、超音波探傷試験の場合は30ヶ所以上とする。
　外観検査 ■ 有 □ 無、引張試験 □ 有 ■ 無、超音波深傷試験 ■ 有 □ 無
■　柱の帯筋（ＨＯＯＰ）の加工方法は、　■Ｈ型（タガ型）　□Ｗ型（溶接型）
　□Ｓ型（スパイラル型）とする。
■　コンクリート及び鉄筋の試験は「沖縄県建設技術センター」等で現場代理人及び工事監理者双方の立会いの共で行うこと。

（３）　型　枠
■　材料　合板厚　12㎜を標準とする。■施工はJASS5による。
■　型枠存置期間

種類 / 部位		せき板 基礎、梁側、柱、壁		せき板 スラブ下、はり下		支柱 スラブ下		支柱 はり下
セメントの種類 / 平均気温		早強度ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種	早強度ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種	早強度ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種	早強度ポルトランドセメント 普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種
コンクリートの存置期間の標準日数（日）	15℃以上	2	3	4	6	8	17	28
	5℃～15℃	3	5	6	10	12	25	28
	5℃未満	5	8	10	16	15	28	28
コンクリートの圧縮強度		5.0N/mm2		設計基準強度の50%		設計基準強度の85%		100%

注）１　片持ばり、庇、スパン9.0m以上のはり下は、工事監理者の指示による。
注）２　大ばりの支柱の盛りかえは行わない。また、その他のはりの場合も原則として行わない。
注）３　支柱の盛りかえは、必ず直上階のコンクリート打ち後とする。
注）４　盛りかえ後の支柱頂部には、厚い受板、角材または、これに代わるものを置く。
注）５　支柱の盛りかえは、小ばりが終ってから、スラブを行う。
　一時に全部の支柱を取り払って、盛りかえをしてはならない。
注）６　上表以外のセメントを使用する場合は工事監理者の指示による。

6. 鉄骨工事

（1）鉄骨工事は指示のない限り下記による
■　日本建築学会「JASS6」「鉄骨精度検査基準」「鉄骨工字技術指針」
■　鋼材倶楽部「建築鉄骨工事施工指針」
（2）　工事監理者の承認を必要どするもの
■　制作工場　■製作要領書　■工作図　■施工計画書
　建設省告示第1103号による認定工場（部材リストを確認し決定する）
■　材料規格証明書または試験成績書
■鋼材　■高力ボルト　■特殊ボルト　■頭付スタッド
■社内検査表
（3）工事監理者が行う検査項目
（□　印以外の項目の検査結果については、工事管理者に報告するニと）
■原寸検査　■組立・開先検査　■製品検査　■建方検査
（4）　接合部の溶接は下記によること
■　東京都アーク溶接」工事管理基準（建築構造設計指針第12章）
■　鉄骨造等の建築物の工事に関する東京都取扱要綱（建築構造設計指針第12章）
■　日本建築学会「溶接工作基準、同解説Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ」
（5）　接合部の検査
■　溶接部の検査（検査結果は後日工事監理者に報告すること）

検査箇所	検査方法	検査率又は検査数 社内	第三者	工事管理者	備　考
□突合せ溶接部	超音波深傷試験	100 %個	AOQL：4.0 第6水準	抜き取り	
□	外観(目視)検査	100 %	100 %	抜き取り	
□	マクロ試験・その他	個	個	個	
第三者検査機関名					
第三者検査機関とは、建築主、工事管理者又は工事施工者が、受入検査を代行させるために自ら契約した検査会社をいう。					

注）現場溶接部については原則として第三者による全数検査を行うこと。

■　高カボルトは「JIS B1186の高カボルト」を標準とする。摩擦面の処理は黒皮などを座金外径２倍以上の範囲でショットブラスト、グラインダー掛け等を用いて除去した後、屋外に自然放置して発生した、赤さび状態あること。ただし、ショットブラスト、グリットブラストによる処理で表面あらさが50S以上である場合は、赤さびは発生しないままでよい。
■　高カボルトの締付けに使用する機器はよく調整されたものを使用し、締付けの順序は部材が十分密着するよう注意して行う。また、締付けは一次、二次締めとする。締付け後の検査は、各締付け工法別に適切な締付けが行なわれているか検査する。
（6）防錆塗装
■　防錆塗装の範囲は、高カボルト接合の摩擦面及びコンクリートで被覆さ.れる以外の部分とする。錆止めペイントは、JIS K5621、２回塗りを標準とする。
■　現場における高カボルト接合部及び接合部の素地調整は入念に行い、塗装は工場塗装と同じ錆止めペイントを使用し２回塗りとする。
（7）　耐火被覆の材料
□

7. 設備関係

■　特記以外の梁貫通孔は原則として設けない、設ける場合は設計者の承認を得ること。
■　設備機器の架台及び基礎については工事監理者の承認を得ること。
■　床スラブ内に設備配管等を埋込む場合はスラブ厚さの1/3以下とし管の間隔を３倍以上かつ5cm以上とする。
　ＣＤ管の集中する床はワイヤーメッシュ(4φ-150x150程度)を入れる等ひび割れ対策を行う事。

令129条の２の３の事項
・建築物に設ける建築設備にあっては、構造耐力上安全なものとして、以下の構造方法による。
■　建築設備（昇降機を除く。）、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐れのおそれがないものとすること。
■　屋上から突出する水槽、煙突、冷却塔その他これらに類するものは、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、緊結すること。
□　煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支枠を設けたものを除き、90 cm以下とすること。
□　煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5 cm以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さが25 cm以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とすること。
■建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、
　■風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること
　■建築物の部分を貫通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。
　■管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可撓継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。
　■管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。
□法第20 条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものにあっては建設省告示第1389 号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとすること。
□給湯器は令129条の2の3第1項第二号に規定される平成12建告第1388号に適合する構造方法とする。

8. その他

■　諸官庁への届出書類は遅滞なく提出すること。
■　各試験の供試体は公的試験機関にて試験を行い工事監理者に報告すること。
■　必要に応じて記録写真を撮り保管すること。

構造設計者　ASD planning　一級建築士事務所登録第147-2879号
　照屋国彦　一級建築士登録（大臣）第309297号

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）	工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	構造設計標準仕様
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課	縮　尺	A1版　S=－　A3版　S=－
摘　要		図面番号	Ｓ－1

検印	管理建築士	設　計	製　図

設計事務所
名　称　有限会社ナカソネ設計
資格者氏名　管理建築士　仲宗根　徹
登録番号　1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
所在地　沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号
TEL　0980－52－2797

鉄筋コンクリート構造配筋標準図（1）

① 一般事項

（1） 構造図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する。

（2） 記号

d…異形棒鋼の呼び名に用いた数値　丸鋼では径　D…部材の成　R…直径

@…間隔　r…半径　℄…中心線　l o…部材間の内法距離　h o…部材間の内法高さ

ＳＴ…あばら筋　ＨＯＯＰ…帯筋　Ｓ．ＨＯＯＰ…補強帯筋　φ…直径又は丸鋼

② 鉄筋加工、かぶり

（1） 鉄筋末端部の折曲げの形状

折曲げ角度	１８０°	１３５°	９０°
図	d, R, 余長	d, R, 余長	d, R, 余長
鉄筋の余長	４ｄ以上	６ｄ以上（※４ｄ以上）	８ｄ以上（※４ｄ以上）
折曲げ内法寸法Ｒは、ＳＲ235は３ｄ以上、ＳＤ295Ａ、ＳＤ295Ｂ、ＳＤ345のＤ16以下は、３ｄ以上、Ｄ19以上は４ｄ以上			

折曲げ角度９０°はスラブ筋・壁筋の末端部またはスラブと同時に打ち込むＴ形およびＬ形梁のキャップタイにのみ用いる。

d, キャップタイ, 135°, 余長

※片持スラブ上端筋の先端

（2） 鉄筋中間部の折曲げの形状　鉄筋の折曲げ角度90°以下

図	鉄筋の使用箇所による呼称	鉄筋の種類	鉄筋の径による区分	鉄筋の折り曲げ内のり寸法（R）
d, R	帯筋 あばら筋 スパイラル筋	ＳＲ235、ＳＤ295Ａ	16φ D16 以下	３ｄ以上
		ＳＤ295Ｂ、ＳＤ345	19φ D19 以上	４ｄ以上
d, R	上記以外の鉄筋	ＳＲ235、ＳＤ295Ａ	16φ D16 以下	４ｄ以上
		ＳＤ295Ｂ、ＳＤ345	19φ～25φ D19～D25	６ｄ以上
			28φ～32φ D29～D38	８ｄ以上

（3） 鉄筋の定着及び重ね継手の長さ

鉄筋の種類	普通、軽量コンクリートの設計基準強度の範囲（N/mm2）	定着長さ 柱に定着する大梁 Ｌ２	フックなし Ｌ１	フックなし Ｌ２	フックなし Ｌ３ 小梁	フックなし Ｌ３ スラブ	フックあり Ｌ１	フックあり Ｌ２	フックあり Ｌ３ 小梁	フックあり Ｌ３ スラブ	重ね継手長さ フックなし	重ね継手長さ フックあり
ＳＤ295Ａ ＳＤ295Ｂ ＳＤ345	18	40d	45d	40d	25d	10d かつ 150mm 以上	35d	30d	15d	－	45d	35d
	21～27		40d	40d			30d	25d			40d	30d
	30～36		40d	40d			25d	20d			40d	25d
ＳＤ390	21～27		45d	40d			35d	30d			45d	35d
	30～36		40d	40d			30d	25d			40d	30d

継　手

1．末端のフックは、定着および重ね継手の長さに含まない

2．継手位置は、応力の小さい位置に設けることを原則とする

3．直径の異なる鉄筋の重ね継手長さは、細い方の鉄筋の継手長さとする

4．Ｄ29以上の異形鉄筋は、原則として、重ね継手としてはならない

5．鉄筋径の差が７㎜を超える場合は、圧接としてはならない

ガス圧接形状

3mm以下, θ, d, θ＞80°, 圧接面, 1.4d以上, 1.1d以上, r＝d/4以上, r＝d/5以下, d/4以下

圧接継手

a≧400

重ね継手（下図のいずれかとする）

L1, 1.5L1以上, L1, 0.5L1以上

（4） かぶり厚さ　（単位：mm）

ひびわれ誘発目地部など鉄筋のかぶり厚さが部分的に減少する箇所についても最小かぶり厚さを確保する

部位			設計かぶり厚さ (mm)	最小かぶり厚さ (mm)
土に接しない部分	屋根スラブ 床スラブ 非耐力壁	屋内	30	20
		屋外	40 (1)	30 (20)
	柱 はり 耐力壁	屋内	40	30
		屋外	50 (2)	40 (30)
	擁壁		50 (3)	40
土に接する部分	柱・はり・床スラブ・耐力壁		50	40 (4)
	基礎・擁壁		70	60 (4)

かぶり厚さ

注（1） 耐久性上有効な仕上げのある場合、工事監理者の承認を受けて30mmとすることができる。

（2） 耐久性上有効な仕上げのある場合、工事監理者の承認を受けて40mmとすることができる。

（3） コンクリートの品質および施工方法に応じ、工事監理者の承認を受けて40mmとすることができる。

（4） 軽量コンクリートの場合は、10mm増しの値とする。

（5） （ ）内は仕上げがある場合。

（5） 鉄筋のあき

丸鋼では径、異形鉄筋では呼び名に用いた数値1.5ｄ以上

粗骨材の最大寸法の1.25倍以上かつ25以上

異形鉄筋, 丸鋼, 間隔, あき, do

図の●印の鉄筋の重ね継手の末端にはフックが必要

柱, 柱

（6） 鉄筋のフック　（ａ～ｆに示す鉄筋の末端部にはフックを付ける。）

ａ．丸鋼　ｂ．あばら筋、帯筋　ｃ．煙突の鉄筋

ｄ．柱、梁（基礎梁は除く）の出すみ部分の鉄筋（右図参照）

ｅ．単純梁の下端筋

ｆ．その他、本配筋標準に記載する箇所

③ 杭　（地震力等の水平力を考慮する必要のある場合は、別途検討すること。）

（1） ＰＲＣ杭、又はＰＨＣ杭の全てに補強を行う

所定の位置に止まった場合

補強筋, L1, 1.5φ, 150, ▽基礎下端, H00P@100, φ, コンクリート止め板

所定より低く止まった場合

但しｌ≦φの場合　ｌ＞φの場合は工事監理者の指示による

3-D16（放射状）, 基礎下端, 45°, L1, 1.5φ, 150, 150, H00P@100, φ

杭　径	300φ、350φ	400φ	450φ	500φ	600φ
補強筋	6-D10	8-D13	10-D13	8-D16	10-D16
ＨＯＯＰ	D10-@100				

（2） 現場打ちコンクリート杭

杭頭処理, ハツリ部分, 余盛コンクリート 800～1000, 100以上, 杭主筋40d, へりあき200以上, φ, 柱間隔は2×φかつφ+1000以上

℄, 45d 重ね継手, H00P筋の継手は片側溶接10d又は重ね継手40d, スペーサー フラットバー-83,000（各4ヶ所）, 主筋のかぶりは100以上とする, φ

④ 基　礎

（1） 直接基礎

D1, 捨てコンクリート, 45°, d, b, a, b

ベース筋
a=D1.2dの範囲
主筋間隔は200以下
bの範囲
主筋間隔の1.5倍かつ300以下

℄

（2） 杭基礎

フック付き, 20d以上, かぶり厚さ, 20d（両側）

フック無し, 余長4d, 20d以上, 40d（片側）

（3） べた基礎

ハンチを付けた場合（a≧3）

L2 or L3, a, 1, b, h0, 1/10 h0, ≧15d, L2, 2, 1

1. 耐圧版鉄筋の継手位置は床スラブにならう
   但し上筋と下筋を読みかえる
2. ①の鉄筋はスラブ主筋の径以上とする
3. ②の鉄筋はＤ13以上
4. 埋戻し土のある場合は40を70とする

（4） 基礎接合部の補強

L1, L2, W1, 2-D16以上, 45°～60°, L1

3-D13, 20, 150, ≧L2, 3-D13, 3-D13, 20, 500mmこえる場合, L2, ※, 150, ※印筋はD10-@200ダブルとする。, 3-D13, d

W1の三角壁厚さは、200以上又は地中梁幅とし、配筋は同厚の壁リストにならう

d～d断面

⑤ 地中梁

（1） 独立基礎、杭基礎の場合　（定着、継手）

折曲げ起点は柱の３／４をこえることを原則とする

外端部, 内端部, lo, lo/4, lo/2, lo/4, 5d, 15d, （継手範囲）, L2, L1, L2

（2） 布基礎、べた基礎の場合　（定着、継手）

※上端主筋の定着は、やむを得ない場合、上向きとすることができる

外端部, 内端部, lo, lo/4, lo/2, lo/4, 15d, 15d, L2, L1, 上端筋継手範囲, 下端筋継手範囲, 上端筋継手範囲

（3） せいの高い梁のあばら筋

D:1500を超える場合

D, 50, 50, イの拡大図

⑥ 柱

（1） 柱主筋の継手

ho/4, ho/2, 1000程度, ho/4, ho/4, ho/2, ho/4, ho, 圧接継手, 重ね継手

継手の好ましい位置

（2） 柱主筋の定着

鉄筋のフックは柱頭の四隅の鉄筋並びに梁のせいが小さく、設計応力に対して必要な定着長さが不足する箇所につける

L2, ho/2+15d, ho, 400以上, 400以上, ho, ho/2+15d, L1, 150以上

（3） 帯　筋

①H型（タガ型）②W型（溶接型）③S型（スパイラル型）

第1帯筋, 100以下, パネル部分は0.2%以上とする。, 設計ピッチ以下, 第1帯筋

注 1． 第１帯筋は、梁づらに入れる
注 2． W型で現場溶接をする場合は主筋の位置をさける
注 3． フックおよび継手の位置は、交互とする

135°, 5d以上, 10d以上, ≧15d, 口 型, 口 型, 5d, l, 2d, 2d, ≧4d, 135°, 135°, 135°, 135°, Ⅲ 型, L

lは片面溶接10d
両面溶接5d以上

Lは中間部50dかつ300以上
末端部の添巻は1.5巻以上とする。

Lは50dかつ300以上とする

（4） 斜め柱・斜め梁

○柱幅と斜材(柱または梁)幅が同一　○柱幅と斜材幅が異なる　○柱脚が斜材となる

L2, L2, 1.5D, 柱D, L2, P, P, P, P, 1.5D, 柱D, 40D, L2

注 1． 1.5Dの範囲の柱の帯筋は一段太いものか、又はダブル巻きとし@100以下とする
注 2． ①の鉄筋は2-D13かつ、2本の一段太い鉄筋とする

（5） 絞り

e, 6d, 100, D, 帯筋より１サイズ太く又は同サイズ２本, 100, 6d, e≦D/6

（6） 二段筋の保持

e, 15d, 6d, L1, D, 400, e>D/6

a, a, 6φ-@1000, a, a, a, 6φ-@1000, 150

a=1.5×（呼び名の数値）

構造設計者	ASD planning　照屋国彦	一級建築士事務所登録第147-2879号 一級建築士登録（大臣）第309297号

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）				工事年度	令和　８　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内				図面名称	鉄筋コンクリート構造配筋標準図（１）
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課				縮　尺	A1版　S=－　A3版　S=－
摘　要					図面番号	Ｓ－２
検　印	管理建築士	設　計	製　図		設計事務所	名　称　有限会社ナカソネ設計 資格者氏名　管理建築士　仲宗根　徹 登録番号　１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号 所在地　沖縄県名護市字宮三丁目４番７－１号　ＴＥＬ　０９８０－５２－２７９７

鉄筋コンクリート構造配筋標準図（2）

L＝鉄筋コンクリート構造配筋
標準図(1)の2－(3)による。

7. 大梁、小梁、片持梁

（1） 定着

ⓐ大梁

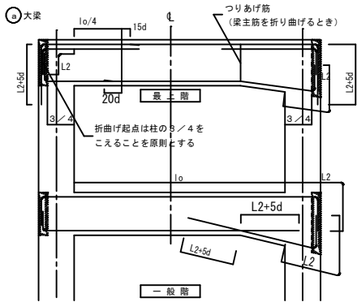

柱幅が大きい場合

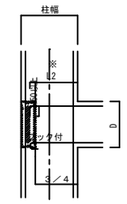

※ 柱幅が大きくて、直線部だけでL2がとれる場合でも柱の3/4をこえて中間折曲げテール長150以上又は180°フック付とする

ⓑ小梁の定着

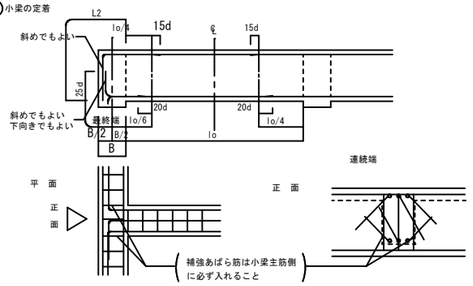

ⓒ片持梁の定着

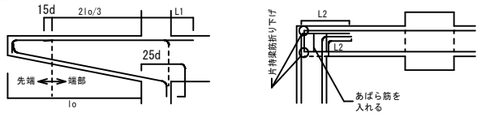

（2） 大梁主筋の継手

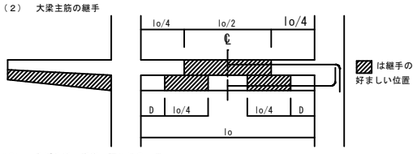

（3） あばら筋、腹筋、幅止めの配置

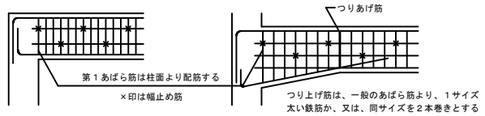

（4） あばら筋の型 （注、床版がない場合は135°以上のフックとする）

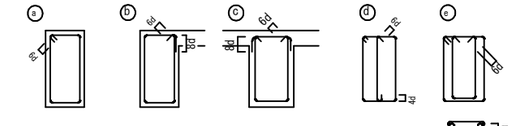

（イ） 原則としてⓐのフック先曲げとする。片側床版付(L型)梁でⓑ、両側床版付(T型)梁でⓑ又はⓒとすることができる。

（ロ） フックの位置はⓐにあっては交互、ⓑにあっては スラブ側とする。

（5） 幅止め筋の本数、加工

腹筋	D<600不要	
	600≦D<900	2-D10（9φ）1段
	900≦D<1200	4-D10（9φ）2段
	1200≦D	D10（9φ）@300以内
幅止め筋	D10（9φ）@1000以内で割り付ける	

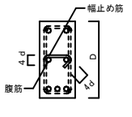

8. 床 板

（1） 定着および継手

ⓐ 片持床スラブ

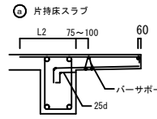

継手の位置は原則として下表による。

		標準継手位置
上端筋	短辺方向	B
	長辺方向	B
下端筋	短辺・長辺方向	A C

ⓑ 一般床スラブ

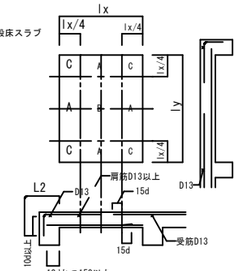

（2） 屋根スラブの補強

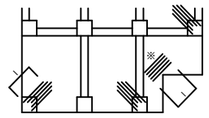

ⓐ補強筋は各5-D10またはスラブ主筋の同一径でl=1,500とし、上端筋の下に配筋する

ⓑ※の個所(入隅)は各階補強する

（3） 片持ちスラブの出隅部補強

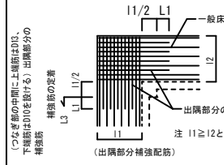

注）出隅部の補強筋は、計算により算出する。

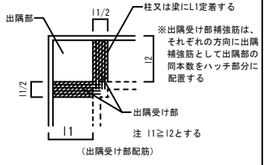

（4） 床板開口部の補強 （開口の径500程度の場合）

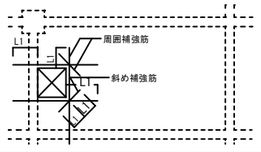

床板厚さD	周囲	斜め
D≦150	各2-D13	各1-D13
150<D≦200	各2-D13	各2-D13
200<D≦300	各2-D19	各2-D16

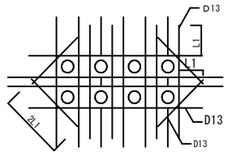

注）設備の小開口が連続してあく場合は縦、横、斜補強筋とは別に開口によって切られる鉄筋と同じ鉄筋を開口をさけて補強する。

（5） 床板段差

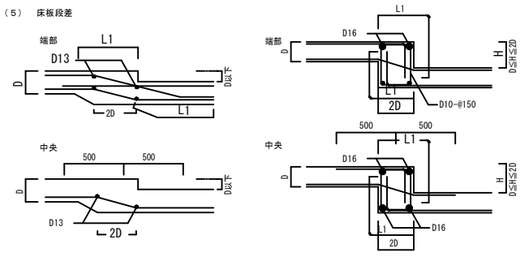

（6） 土間コンクリート

ⓐ軽作業の土間

ⓑ間仕切壁との交叉部

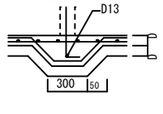

（7） 釜場

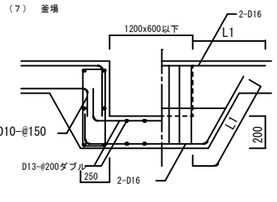

（8） 打継ぎ補強 （ダメ穴打継面について）

●設計配筋間隔の1/2ピッチ 長さ2L1以上

●無筋部分D10-@200 長さ800以上

9. 壁

（1） 定着

ⓐ 梁に

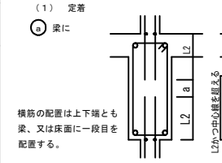

ⓑ 柱に（平面図）

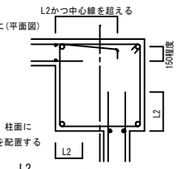

ⓒ 床に

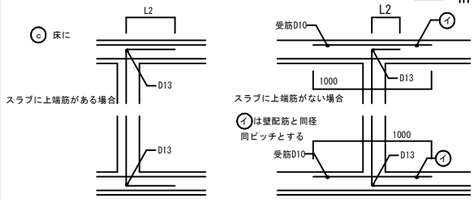

ⓓ 壁と壁（平面図）

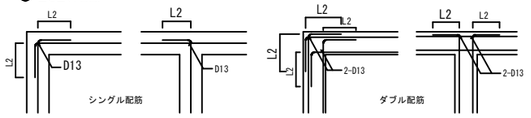

（2） スリット部 （設計図に記入のあるとき）

スリット部の鉄筋の被り厚さは2-（4）かぶり厚さの表、最小かぶり厚さとする。

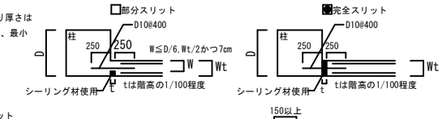

（3） 手摺、パラペット

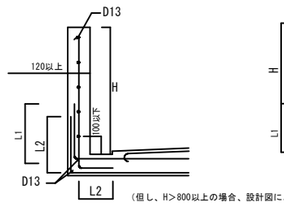

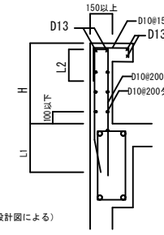

（4） コンクリートブロックの帳壁

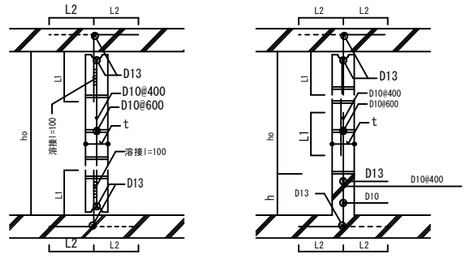

注）ho≦25tかつ3500以下とする。但し直交方向25t以内に壁、又は柱がある場合は除く

注）hはコンクリートブロック段数調節寸法とする。但し、200≦h≦400

注）継手部は必ずモルタルをてん充すること

10. 柱、梁増打コンクリート補強

（増打するときは事前に設計者、及び工事監理者と打合せのこと）

（1） 柱

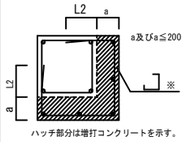

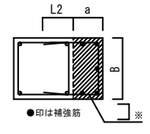

ハッチ部分の面積Acm2
補強タテ筋

A<500	500≦A<1000	1000≦A<1500
3-D16	4-D16	6-D16

※柱と同径、同ピッチとする。

（2） 梁

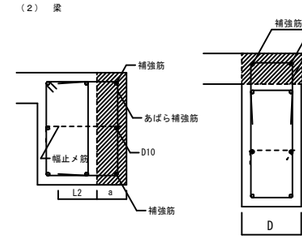

●補強筋は、梁主筋の一段落し径（D16以上）とする。

●あばら補強筋は、梁と同径、同ピッチとする。

●腹筋D10ピッチは、梁の腹筋と合せる。

●D≧400の場合は補強筋を3本とする。

●aは70～200程度。

●梁下端増打コンクリートの場合も上端増打コンクリート補強と同様とする。

●ハッチ部分は増打コンクリートを示す。

11. 梁貫通孔補強

（1） 設置可能範囲

梁端部（スパンl/10以内かつ2D以内）は避ける。

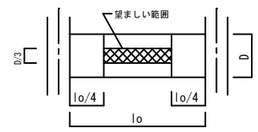

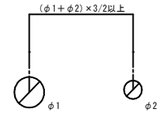

貫通孔が連続して間隔等がとれない場合は設計者又は工事監理者と打合せのこと。

（2） 鉄筋標準配筋 但し、φ≦D/3とする。

80≦φ≦100	100<φ≦150	150<φ≦250
折筋 2-(2-D13)	折筋 2-(2-D13)	斜筋 4-(2-D13)
縦筋 ST 2-D13	縦筋 ST 2-D13 @100	縦筋 ST 2-D13 @100
	横筋 2-(2-D13)	横筋 2-(2-D13)
		上下縦筋 ST 2-D13

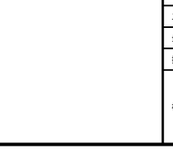

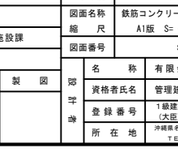

φ＞250
孔補強の有効範囲と定着長さのとり方

※部分について計算で確認された場合は右記の位置、寸法によらなくて良い

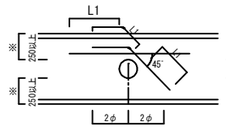

●梁幅が、400を超える場合は補強筋でD13はD16又は、2-D13は3-D13と、各々読みかえる

（3） 既製品 （使用するときには、設計者又は工事監理者と打合せのこと。）

□リング型 □パイプ型 □金網型 □プレート型

構造設計者	ASD planning	一級建築士事務所登録第147-2879号	
	照屋国彦	一級建築士登録（大臣）第309297号	

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）			工事年度	令和 ８ 年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	鉄筋コンクリート構造配筋標準図（2）	
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮尺	A1版 S=－ A3版 S=－	
摘要				図面番号	S－3	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
					登録番号	1級建築士登録（大臣）第266099号
					所在地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 TEL 0980－52－2797

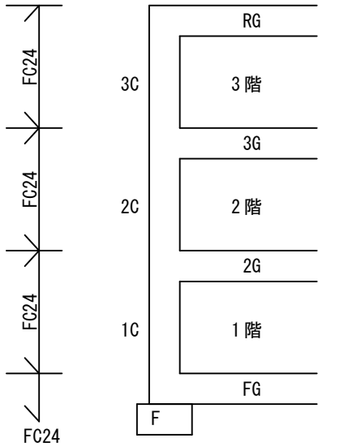

コンクリート強度（設計基準強度）

※耐久設計基準強度を採用する場合は
大きい方の値を採用

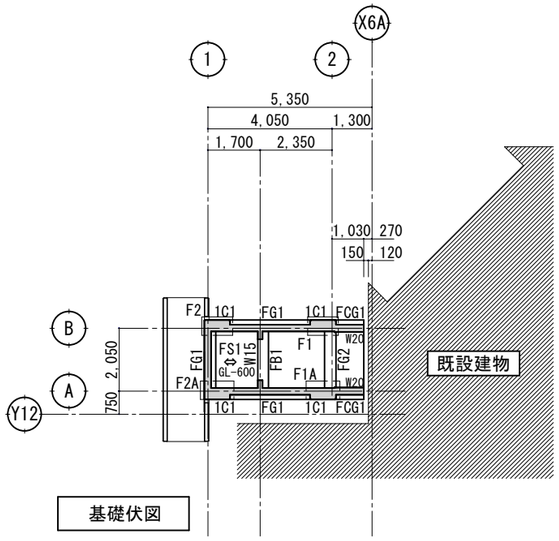

基礎伏図

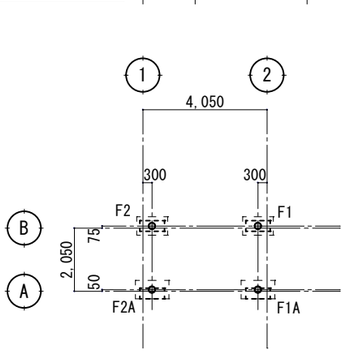

杭伏図

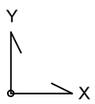

特記事項
基礎形式　　杭基礎
コンクリート設計基準強度　別図による
鉄筋強度　Ｄ１６以下 ＳＤ２９５（ＪＩＳ規格品） Ｄ１９以上 ＳＤ３４５（ＪＩＳ規格品）
記入無き壁はＥＷ２０とする
記入無き床は土間コンクリートとする。 ・土間コンクリートに有害な沈下が生じないように十分に転圧する事。 ・ひび割れ誘発目地を配置する場合は３ｍ以下の間隔とする。
記入無き地中梁天端　設計GL-100　とする。
室内土間天端は意匠図面参照とする （犬走・駐車場等の土間高さは意匠図面参照）
設計GL±0＝EL±0

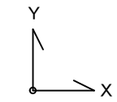

Ｒ階梁伏図

特記事項
コンクリート設計基準強度　別図による
鉄筋強度　Ｄ１６以下 ＳＤ２９５（ＪＩＳ規格品） Ｄ１９以上 ＳＤ３４５（ＪＩＳ規格品）
特記無き梁高さはＳＬ±0とする
特記無きスラブ高さはＳＬ±0とする

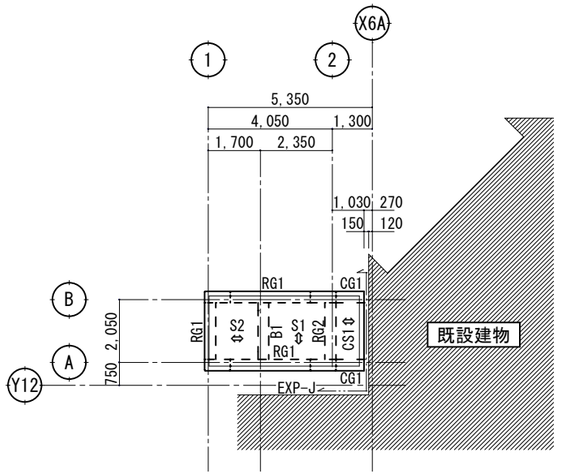

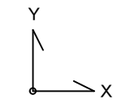

３階梁伏図

特記事項
コンクリート設計基準強度　別図による
鉄筋強度　Ｄ１６以下 ＳＤ２９５（ＪＩＳ規格品） Ｄ１９以上 ＳＤ３４５（ＪＩＳ規格品）
特記無き壁はＥＷ２０とする
特記無き梁高さはSL±0とする
特記無きスラブ高さはSL±0とする

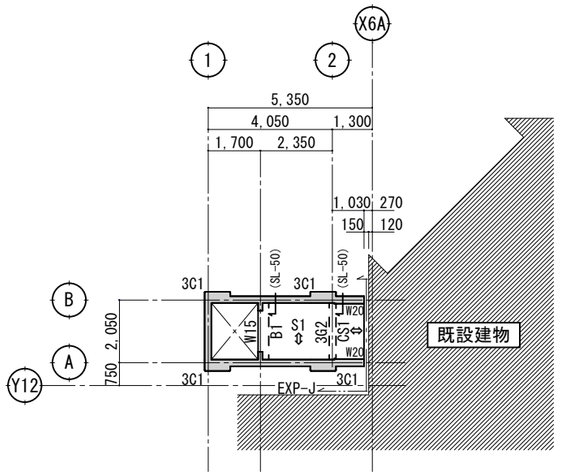

２階梁伏図

特記事項
コンクリート設計基準強度　別図による
鉄筋強度　Ｄ１６以下 ＳＤ２９５（ＪＩＳ規格品） Ｄ１９以上 ＳＤ３４５（ＪＩＳ規格品）
特記無き壁はＥＷ２０とする
特記無き梁高さはSL±0とする
特記無きスラブ高さはSL±0とする

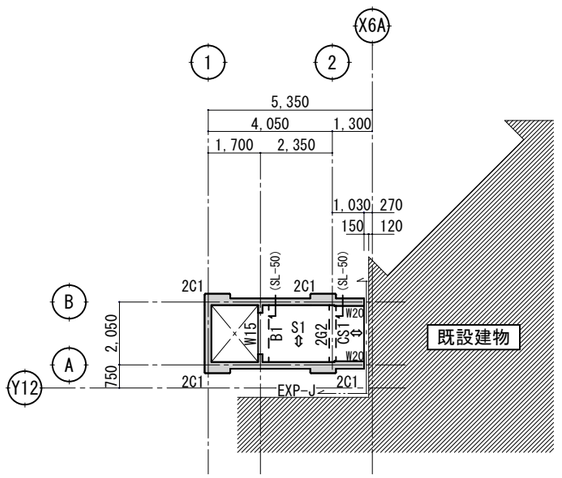

構造設計者　ASD planning　一級建築士事務所登録第147-2879号
照屋国彦　一級建築士登録（大臣）第309297号

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）				工事年度	令和　8　年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内				図面名称	各階梁伏図	
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課				縮　尺	A1版　S=1:100　A3版　S=1:200	
摘　要					図面番号	Ｓ－４	
検　印	管理建築士	設　計	製　図		設計者	名　称	有限会社ナカソネ設計
						資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
						登録番号	１級建築士登録（大臣）第266099号
						所　在　地	沖縄県名護市宮里３丁目４番７−１号 TEL 0980−52−2797

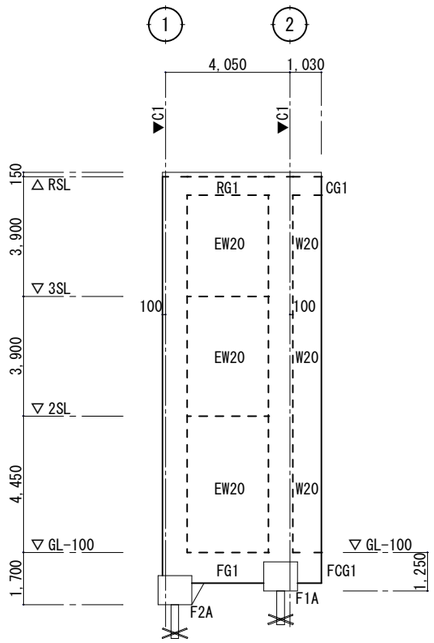

A通り軸組図

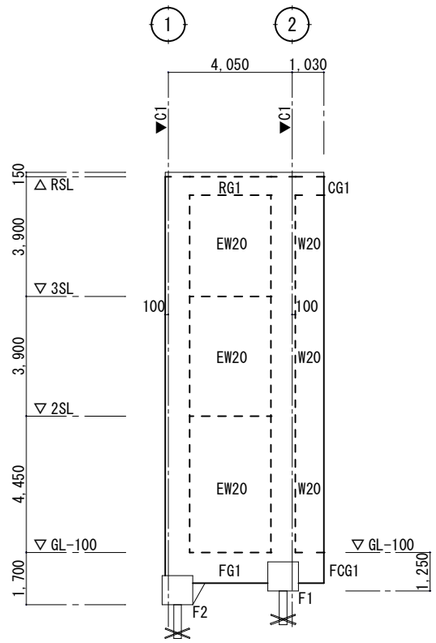

B通り軸組図

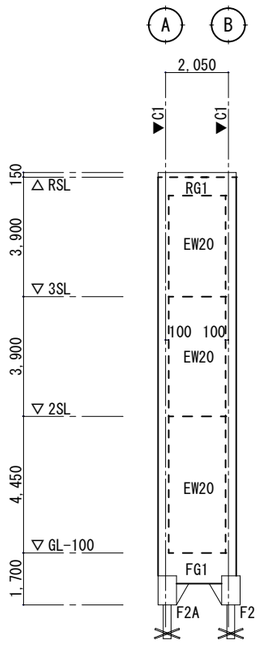

1通り軸組図

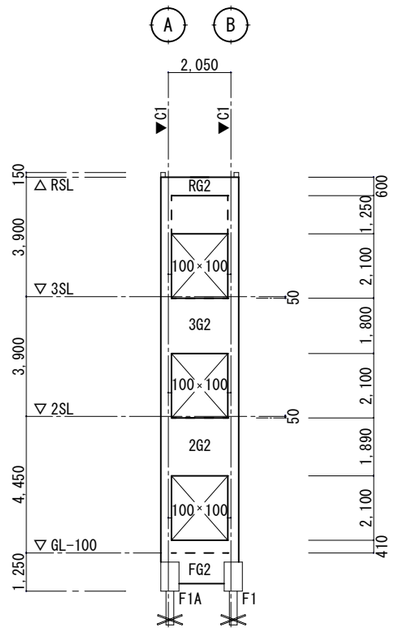

2通り軸組図

※壁はW２０とする。

構造設計者	ASD planning　一級建築士事務所登録第147-2879号 照屋国彦　一級建築士登録（大臣）第309297号

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）				工事年度	令和　８　年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内				図面名称	軸組図	
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課				縮　尺	A1版　S=1:100　A3版　S=1:200	
摘　要					図面番号	Ｓ－５	
検　印	管理建築士	設　計	製　図		設計者	名　称	有限会社ナカソネ設計
						資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
						登録番号	１級建築士登録（大臣）第２０６０９９号
						所　在　地	沖縄県名護市宮里３丁目４番７－１号　TEL　0980－52－2797

土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名	大宮中学校バリアフリー化土質調査業務委託
事業・工事名	
調査目的及び調査対象	建築　構造物基礎

ボーリング名	R7B-1	調査位置	沖縄県名護市宮里地内			北緯	° ′ ″
発注機関	名護市教育委員会	調査期間	令和7年11月13日～ 令和7年11月15日			東経	° ′ ″
調査業者名	株式会社 綜合設計コンサルタント 電　話 0980-54-1130	管理技術者	太田　清志 地質調査技士 登録番号：	現場代理人	川上　一樹 地質調査技士 登録番号：	コア鑑定者	長間　勝也 地質調査技士 登録番号：第20029号
ボーリング責任者	田代　哲 地質調査技士 登録番号：						
孔口標高	ＥＬ 0.00m	角度	180° 上 90° 下 0° 0°	方向	北 0° 90° 東 180° 南 270° 西	地盤勾配	0° 水平 0° 鉛直 90°
使用機種	試錐機	東邦D0D-S0					
総削孔長	16.00m	エンジン	ﾔﾝﾏｰTF-70V-E	ポンプ	KAAZ SX401		

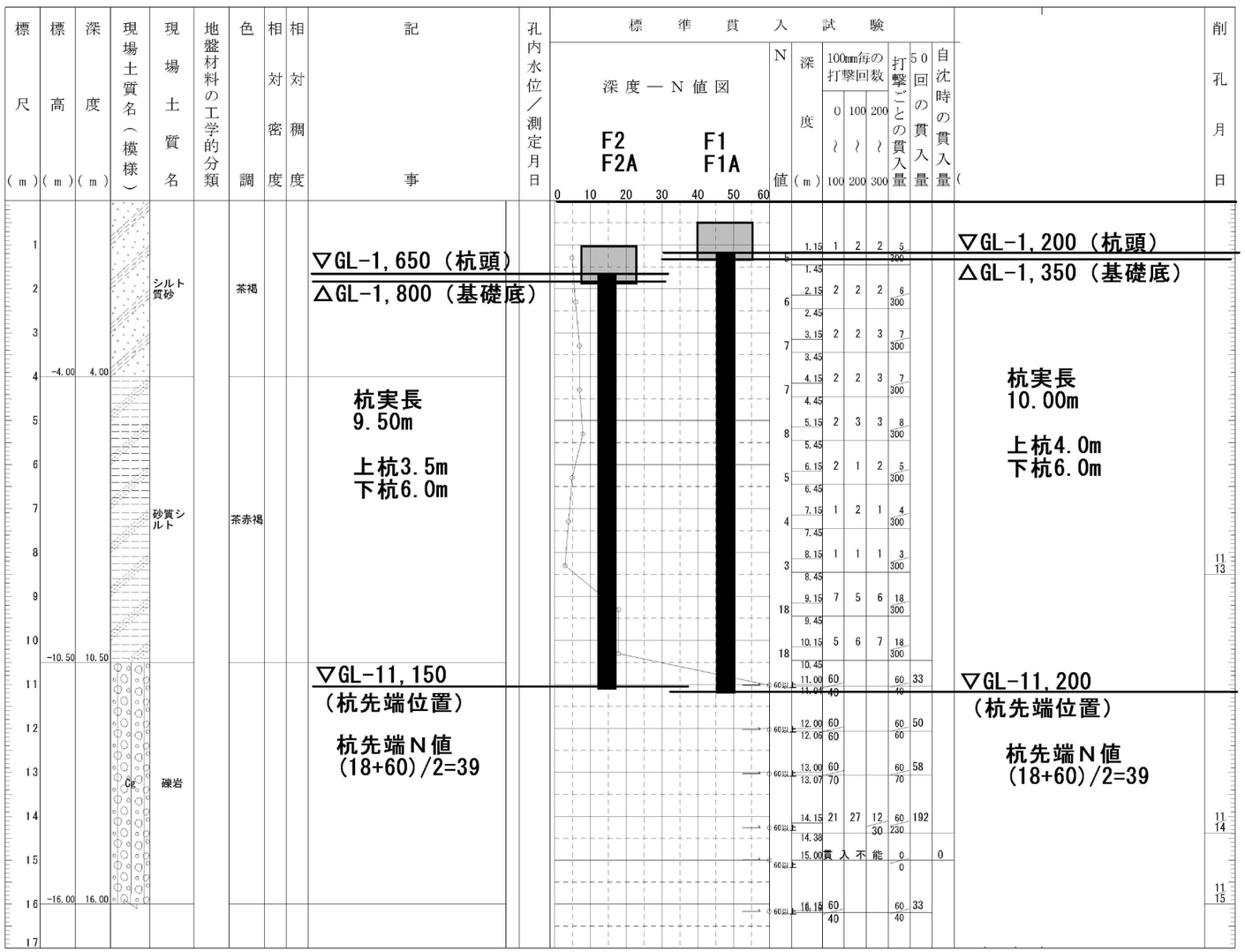

構造設計者	ASD planning　一級建築士事務所登録第147-2879号 照屋国彦　一級建築士登録（大臣）第309297号

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）			工事年度	令和　8　年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	土質柱状図	
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮尺	A1版　S=－　A3版　S=－	
摘要				図面番号	Ｓ－6	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
					登録番号	1級建築士登録（大臣）第266099号
					所在地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7－1号 TEL 0980-52-2797

基礎リスト

※特記外
1）支持層は礫岩（Ｎ値60)とする。
2）ハカマ筋は縦横各Ｄ１３@３００とする。
3）地業　捨てコンクリート50mm　敷砂利60mm

F1

1-216.3φ
先端翼　600φ
杭耐力　550KN/P

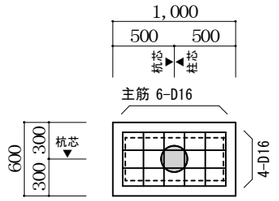

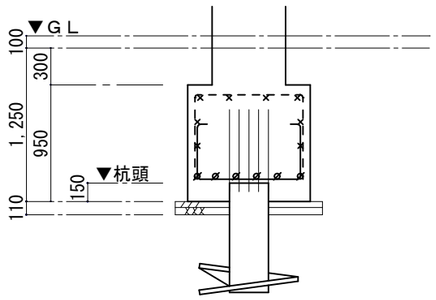

F1A

1-216.3φ
先端翼　600φ
杭耐力　550KN/P

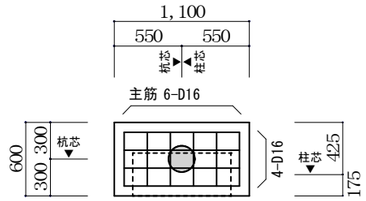

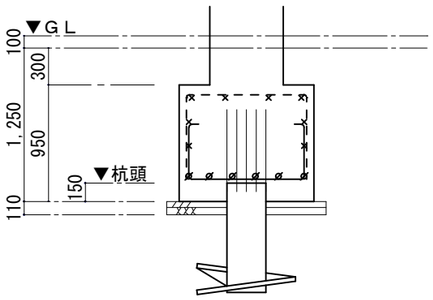

F2

1-216.3φ
先端翼　600φ
杭耐力　550KN/P

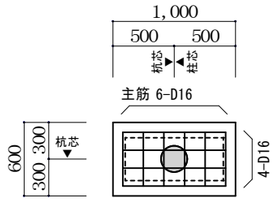

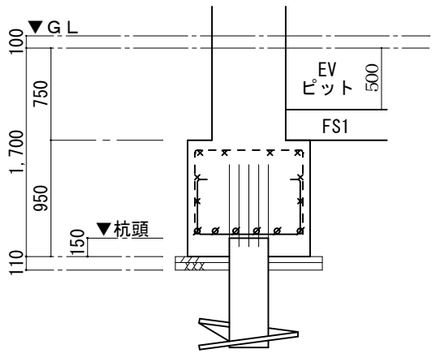

F2A

1-216.3φ
先端翼　600φ
杭耐力　550KN/P

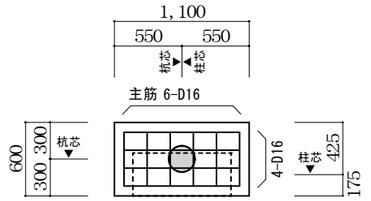

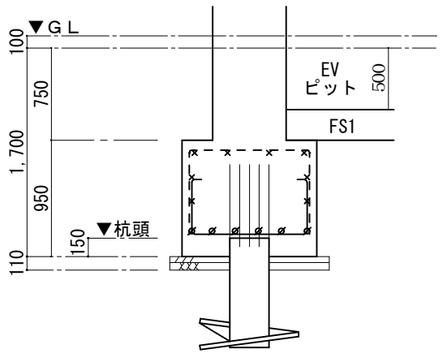

杭仕様		※杭メーカーを変更する場合は鋼管径・鋼管厚みを同一とする事。 先端翼の径・厚みは変更可能とし杭耐力は同等以上とする。									
工　法		イシジプラスエ法　　TACP-0591　R1-9-24									
適　用		F1,F1A		F2,F2A							
杭本数		2本		2本							
杭　径		上杭 216.3x10.3 下杭 216.3x8.2		上杭 216.3x10.3 下杭 216.3x8.2							
材　種		STK490		STK490							
先端翼		600φ36		600φ36							
杭頭補強		8-D19(L=670)		8-D19(L=670)							
杭耐力	長期	550　KN/P(長期)		550　KN/P(長期)							
	短期	1100 KN/P(長期)		1100 KN/P(長期)							
先端Ｎ値		60以上									
先端土質		礫岩									
杭　長 （ｍ）	上杭	10.0	4.00	9.5	3.50						
	下杭		6.00		6.00						
杭先端位置		GL-11.20m		GL-11.15m							

※特記事項
杭工事は建築工事監理指針の遵守及び施工計画書を作成し
工事工程・品質管理を適切に行う。
杭施工時は杭伏図（施工図）を上図とは別に作成し確認を行う。
（基礎リストより杭芯寸法を追い出し作成する事（ダブルチェック））

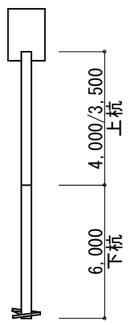

杭頭接合部（各基礎共通）

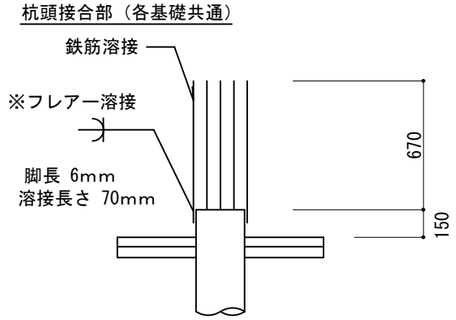

構造	ASD planning　一級建築士事務所登録第147-2879号
設計者	照 屋 国 彦　一級建築士登録（大臣）第309297号

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）	工事年度	令和　８　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	基礎リスト
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課	縮　尺	A1版　S=1:25 A3版　S=1:50
摘　要		図面番号	Ｓ－７

検印	管理建築士	設　計	製　図

設計者		
	名　称	有限会社ナカソネ設計
	資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
	登録番号	1級建築士登録 （大臣）第２６６０９９号
	所在地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 TEL　0980-52-2797

梁リスト

符　号	RG1	RG2	3G2(2G2)	B1	CG1
位　置	全断面	全断面	全断面	全断面	全断面
断　面	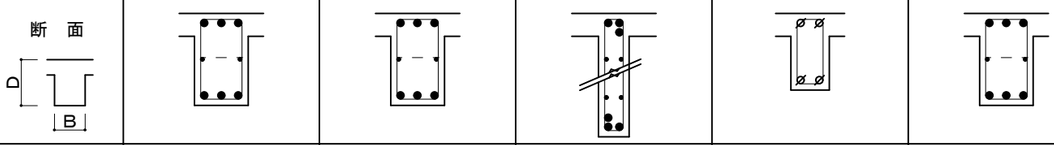				
ＢｘＤ	350X600	350X600	200X1,800(200X1,890)	250X500	350X600
上端筋	3-D19	3-D19	3-D19	2-D16	3-D19
下端筋	3-D19	3-D19	3-D19	2-D16	3-D19
ＳＴＰ	□-D10@200	□-D10@200	□-D10@200	□-D10@200	□-D10@200
腹　筋	2-D10	2-D10	W20横筋に準じる	-	2-D10
巾止筋	D10@1000	D10@1000	壁筋に準じる	-	D10@1000
備　考	-	-	（　）内　2G2	-	-

地中梁リスト

※共通事項　（捨コン50　敷き砂利60）

符　号	FG1	FG2	FB1	FCG1
位　置	全断面	全断面	全断面	全断面
断　面	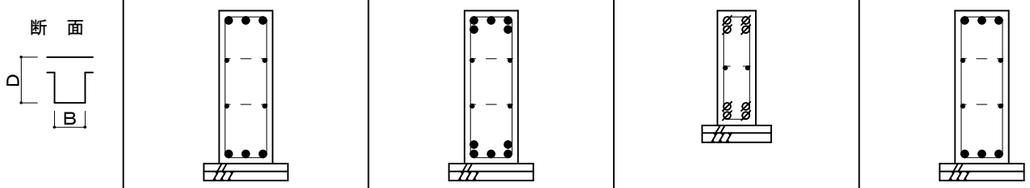			
ＢｘＤ	350X1,000	350X1,000	250X750	350X1,000
上端筋	3-D19	5-D19	4-D16	3-D19
下端筋	3-D19	5-D19	4-D16	3-D19
ＳＴＰ	□-D10@200	□-D10@150	□-D10@200	□-D10@200
腹　筋	4-D10	4-D10	2-D10	4-D10
巾止筋	D10@1000	D10@1000	D10@1000	D10@1000
備　考	-	-	-	-

梁主筋柱定着図

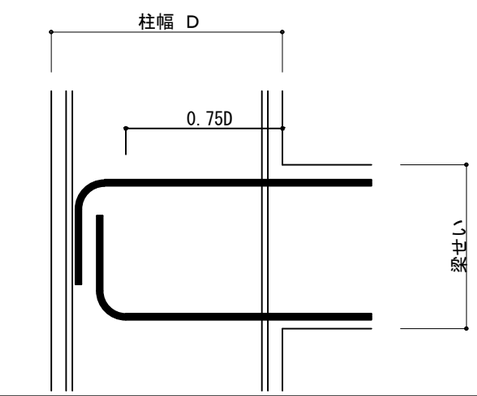

柱梁仕口部　梁主筋位置図

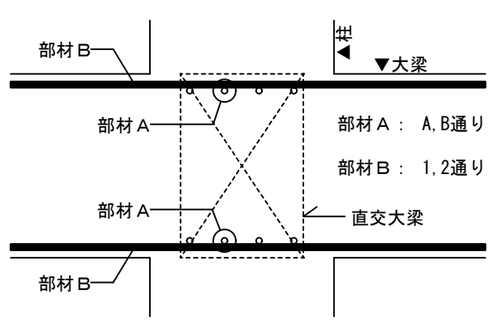

※特記事項
・地上大梁，地中大梁　全てに適用する。

柱リスト

※特記事項
・仕口部フープ　口－Ｄ１３@１００とする。
・最上階柱頭のフックは全数フックとする。

符　号	3C1,2C1,1C1
位　置	全断面
断　面	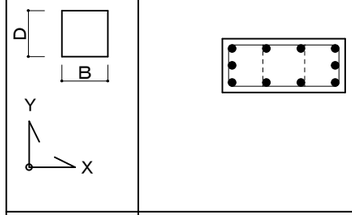
ＢｘＤ	800X350
柱頭　主筋	10-D19
柱脚　主筋	同　上
フープ	□　-D13@100
サブフープ	⋮⋮　-D10@1000

壁リスト

符　号		W15	W20	EW20
断　面		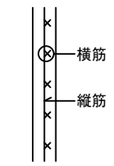		
壁　厚		150	200	200
縦　筋		D13@200	D10@150	D10@150
横　筋		D13@200	D10@150	D10@150
開　口補強筋	縦	2-D13	-	-
	横	2-D13	-	-
	斜	1-D13	-	-
端部補強筋		-	4-D13	-
配筋状態		シングル	ダブル	ダブル
備　考		-	-	耐震壁

スラブリスト

※特記無き限り主筋方向は短辺方向とする。

符　号	版　厚	位　置	短辺方向	長辺方向	備　考
S1	150	上端筋	D10,13　@　200	D10　@　200	
		下端筋	D10　@　200	D10　@　200	
S2	150	上端筋	D10,13　@　200	D10,13　@　200	
		下端筋	D10,13　@　200	D10,13　@　200	
FS1	250	上端筋	D13　@　200	D13　@　200	
		下端筋	D13　@　200	D13　@　200	
土間コン	150	上端筋	D10　@　200	D10　@　200	
		下端筋	D10　@　200	D10　@　200	

・土間コン下　敷砂利（クラッシャー）　標準厚み６０ｍｍ：地盤状況に応じ厚みを調整する。
・有害な沈下の発生を抑制する為、敷砂利（クラッシャー）を十分に転圧し締め固める。

片持ちスラブリスト

※主筋方向は片持ち（跳ね出し）長さ方向とする。

符　号	版　厚	位　置	主筋方向	配力筋方向	備　考
CS1	基端　150	上端筋	D10,13　@　200	D10　@　200	
	先端　150	下端筋	D10　@　200	D10　@　200	

雑配筋図

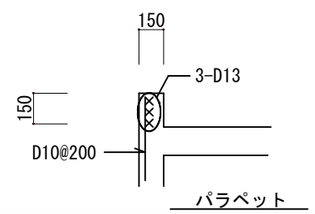

構造設計者　ASD planning　一級建築士事務所登録第147-2879号
照屋国彦　一級建築士登録（大臣）第309297号

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）			工事年度	令和　８　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	部材リスト（１）
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮　尺	A1版　S=1:20　A3版　S=1:40
摘　要				図面番号	Ｓ－８
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計事務所	名称：有限会社ナカソネ設計 資格者氏名：管理建築士　仲宗根　徹 登録番号：１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号 所在地：沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号　TEL　0980-52-2797

建築改修工事特記仕様書［建築工事編］沖縄県土木建築部

令和8年7月改定版

1 工事概要

(1) 工　事　名　：大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）
(2) 工 事 場 所　：名護市宮里地内　　（地域地区等:　　）
(3) 敷 地 面 積　：　27,448.42　㎡
(4) 工 事 種 目　：改修工事

ア 建築物

建築物の名称	多目的便所改修		
主要用途	中学校		
構造及び階数	RC造・3階建て		
工事種別	改修		
建築面積	㎡	㎡	㎡
延べ面積	㎡	㎡	㎡

イ 工作物及び立木

工作物等の名称			
数量			

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和　　8 年　　9 月 時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 建築工事仕様

(1) 標準仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」[令和7年版]（以下「標準仕様書」という。）による。

(2) 特記仕様

ア　項目は、番号に〇印の付いたものを適用する。
イ　特記事項は、「・」に〇印の付いたものを適用する。
「・」に〇印がつかない場合は「※」のついたものを適用する。
「・」と「※」に〇印がついた場合は共に適用する。
ウ　項目及び特記事項に記載の（　．　．　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
エ　特記事項に記載の（参－　．　）は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）[平成31年版]巻末の各部配筋参考図の当該項目を示す。

4 その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力
ア　本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。
イ　調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。
ウ　公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
エ　本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成19年7月24日）」に基づき、次に関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。
ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(3) ウィークリースタンスの実施

工事現場環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3．取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。
当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ（下記アドレス）を参照すること。
https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html

(4) 工事監理業務への協力等

ア　本工事の工事監理業務（建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。）は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。
イ　工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者（以下「管理技術者等」という。）の氏名等は、発注者から通知する。なお、管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。
ウ　設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。
エ　建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。

(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

請負業者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督員を通して関連市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。
また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。
なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等の過積載等の防止について

ア　工事用資機材等の積載超過がないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。
イ　過積載を行っている資材納入者から資材購入をしないこと。
ウ　資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
エ　さし枠の装置または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることがないようにすること。
オ　「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。
カ　下請契約の相手方又は資材納入者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
キ　アからカの事につき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用の禁止等について

ア　受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。）を使用し、又は使用させてはならない。
イ　受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

ア　本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。
イ　本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。
ウ　「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

(12) ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から26条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（営繕工事編）」（沖縄県土木建築部）によるものとする。

(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

ア　受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の内の事業主が納付義務を負う保険料（以降「法定福利費」という。）を明示すること。
また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。

イ　発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。
【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（国土交通省HP）】
https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf
【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）（国土交通省HP）】
https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf
【各団体が作成した標準見積書（国土交通省HP）】
ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

(14) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100 号）第20 条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
通知様式については、沖縄県技術・建設業課のホームページを参照すること。
HP:https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013334/1013335.html

章	項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	① 適用基準等	⦿ 建築改修工事監理指針（令和7年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ⦿ 建築工事標準詳細図（令和4年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部 ⦿ 敷地調査共通仕様書（令和4年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部 ⦿ 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿（令和6年版）（一社）公共建築協会 ⦿ 営繕工事写真撮影要領（令和5年版） ・磁気探査実施要領（令和2年1月）沖縄県土木建築部 ⦿ 沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源化および再生資源活用に関する実施要領（平成25年12月）沖縄県土木建築部 ⦿ 構造計画・施工計画・建築設備計画の留意事項（令和8年4月）沖縄県土木建築部
	② 工事実績情報の登録（1.1.4）	登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。
	③ 工事の一時中止に関する事項（1.1.9）	工事の一時中止に係る計画の作成 (1)　契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2)　工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
	4 工事の余裕期間	・余裕期間を設定する工事　【　　方式】 【以下から選択：発注者指定方式／任意着手方式／フレックス方式】 (1)　本工事は余裕期間として【　日間】を設定した工事である。 なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 (2)　余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書（様式－1）」を作成し、発注者（契約担当者）に通知（提出）すること。 (3)　その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」によ
	5 遠隔臨場の実施（1.1.14）	・本工事は遠隔臨場を適用する。使用する機器及び立合う工程等については監督職員と協議をすることとする。
	6 概成工期（1.2.1）	図示された範囲は【令和　　年　　月　　日】までに完了すること。
	⑦ 品質計画等（1.2.2）	建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。 (1)　風速：V0＝　46　m/s （平12建告第1454号第2） (2)　地表面粗度区分： (3.5.4)（3.9.3）(5.13.5)（9.3.4）
	⑧ 施工図等（1.2.3）	(1)　施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。 (2)　現場代理人等は、施工に先立ち、各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図（各1/50程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、各工事の必要な内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監督員に提出し、確認を受ける。 (3)　施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出する。ただし監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、承諾を受ける。
	⑨ 工事の記録（1.2.4）	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。
	⑩ 電気保安技術者（1.3.3）	電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安技術者を配置し、保安業務を行うこと。
	⑪ 施工条件（1.3.5）	施工順序等の制約 ・無し ⦿ 有り【　・図示 ⦿ 現場説明書による　・　】 工事車両の駐車場所　：⦿ 図示 ・ 現場説明書による ・ 資材、機材置場　：⦿ 図示 ・ 現場説明書による ・ 建設発生土の仮置場　：・ 図示 ・ 現場説明書による ・ その他の施工条件　：⦿ 図示 ・ 現場説明書による ・
	⑫ 施工中の安全確保及び環境保全等（1.3.7）（1.3.11）	(1)　「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号　最終改正平成13年4月9日　国土交通省告示第487号）による建設機械を使用する。 (2)　本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW） ア　バックホウ イ　車輪式トラクタショベル ウ　ブルドーザ エ　発動発電機 オ　空気圧縮機 カ　油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） キ　ローラ類 ク　ホイールクレーン
	⑬ 交通安全管理（1.3.9）	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。（令和3年2月19日　沖縄県公安委員会告示第38号）

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	建築改修工事特記仕様書（その1）	
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮　尺	NO SCALE	
摘　要				図面番号	K－1	
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名	管理建築士　仲宗根 徹
					登録番号	1級建築士登録　（大臣）第266099号
					所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号

1 一般共通事項〈続き〉

⑭ 発生材の処理等(1.3.12)

(1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。

	発生材の種類
発注者に引き渡すもの	
特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法	
現場において再利用を図るもの	

(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。

(3) 受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。
また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。

(4) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材の認定を受けた施設又はゆいくる材の認定を受けていないが、再資源化後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出すること。ただし、島内に当該施設がない場合はこの限りではない。

(5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。

(6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について
ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、廃棄物という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。
「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。
http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html
なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。
イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。
ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。

(7) 建設発生土の処分は次による。
※構外搬出適切処理
搬出先名称 (　　)
搬出先所在地 (　　)
運搬距離 (　　km)
搬出先基準(条件) (　　)
・構内堆積　・構内敷きならし

⑮ 主任技術者・監理技術者

(1) 工事請負代金額が4,500万円以上(建築一式工事の場合9,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。
ア 現場施工に着手するまでの期間
【現場施工に着手する日が確定している場合】
請負契約の締結の日の翌日から令和　年　月　日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。
【現場施工に着手する日が確定していない場合】
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、工事施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。
イ 検査終了後の期間
工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

⑯ 主任技術者・監理技術者〈続き〉

(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について
ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3ヵ月以上の雇用関係が成立していなければならない
イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料等の写し)を提出しなければならない。

⑰ 主任技術者等の資格

(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者等の資格は、以下による。
・1級建築士、又は1級建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの
・1級建築士、2級建築士、1級建築施工管理技士、又は2級建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの
ア 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
イ 配置予定技術者にあっては、入札開始日前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
ウ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。
(2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。

⑱ 主任技術者又は監理技術者の兼務

※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。
・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認めない。

⑲ 工事の保険等

(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。
【 ◉ 火災保険　◉ 建設工事保険　】
【 ◉ 組立保険　◉ 請負業者賠償責任保険　】
(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後1月以内に加入を証明する書類を発注者に提出する。
(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。
ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。
イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。
ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。
エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

⑳ ゆいくる材について

(1) 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。ただし、ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。なお、ゆいくる材以外の再生資材を使用する場合も「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施すること。また、ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用すること。
(2) ゆいくる材の品質管理
ア ゆいくる材の品質管理にあたっては、「標準仕様書」等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。
イ 受注者は、工事請負代金額が 500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に公益財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。
ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取及び現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後の現場簡易試験を監督員の立会の下、実施しなければならな
エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督員に試験結果を報告しなければならない。

㉑ 石綿含有建材の事前調査(1.5.1)

(1)石綿含有建材の事前調査
調査の範囲【 ・施工範囲と同一　・　】
既存の設計図書の資与　【 ・有り　・無し ・　】
石綿含有建材の調査報告 【 ◉ 有り　・無し ・　】
(2)分析調査
◉「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成18 年8月21 日 基発第0821002 号、最終改正 令和3年12月22日 基発1222 第17号)

施工数量調査(1.6.2)

施工に先立ち実施する施工数量調査の範囲及び調査方法
調査の範囲 【 ・施工範囲と同一　・　】
調査の方法 【　】

㉓ 技能士(1.7.2)

適用工事種別	技能検定作業
鉄筋・ｺﾝｸﾘｰﾄ・防水	鉄筋施工・圧接・型枠施工・圧送・ｼｰﾘﾝ
左官・建具・塗装	防水・左官・建具製作・ｻｯｼ・ｶﾞﾗｽ施工・

化学物質の濃度測定(1.7.10)

(1) 測定時期、測定対象室及び測定箇所数

測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考

(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。

㉕ 完成時の提出図書(1.9.1)(1.9.2)(1.9.3)

※完成図　※保全に関する資料
(1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。
(2) 完成図は、(表1.7.1)に次表を含むものとする。

種類	記入内容
詳細図	監督員との協議による。

(3) 本工事は電子納品対象工事とする。
電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督員と協議するものとする。
(4) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。
業務成果品(工事完成図書)は、電子媒体(CD-R等)で(正)1部提出すること。
「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。
なお、「紙」による提出物は、監督員と協議の上決定すること。

(5) 受注者は、完成通知書の添付書類として以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。
ア ゆいくる材利用状況報告書
イ ゆいくる材出荷量証明書
(6) 建築物等の利用に関する説明書について
・「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き(国土交通省ホームページに掲載)を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。
(7) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定す

㉖ 設計図CADデータの貸与

本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。

情報共有システム

(1) 現場事務所等に、利用する情報共有システムが推奨するパソコンOS及びブラウザの環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。

情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。

(2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあっては、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用承諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。
(3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること。(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)

㉘ 墜落制止用器具

・墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。

「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事

・ 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。
実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。

建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について

・ 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。
受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。
実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参照し実施するものとする。

② 仮設工事

① 工事用水

構内既存の施設 ◉ 利用不可　・利用できる(有償)　・利用できる(無償)

② 工事用電力

構内既存の施設 ◉ 利用不可　・利用できる(有償)　・利用できる(無償)

③ 環境対策について

(1) 受注者は、本工事の施工にあたり、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督員の確認を得た上で施工すること。
(2) 赤土等流出防止対策を行う場合、その対策範囲は図示によ

④ 足場その他(2.2.1)(表2.2.1)

(1) 内部足場【 ・ 脚立、足場板等　・　】
(2) 外部足場【 ・ 枠組足場　・くさび緊結足場　・単管本足場　・仮設ｺﾝﾄﾞﾗ・移動式足場　・　】
(3) 防護シート　【　設置する　・設置しない　】
(4) 材料等の運搬方法: ・A種　・B種　・C種　・D種　・E種
・「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

⑤ 既存部分の養生(2.3.1)

備品等	養生方法、保管場所等

6 仮設間仕切り(2.3.2)

(1) 仮設間仕切り

設置箇所	種別	片面への塗装等の仕上げ		備考(厚さ等)
		・有り	・無し	
		・有り	・無し	

(2) 仮設扉

設置箇所	種別	備考

7 監督員事務所(2.4.1)

規模(㎡)		
仕上げ	床	
	内壁・天井	
	屋根	
備品の種類及び数量		

③ 防水改修工事

① 改修工法の種類、種別及び工程等(3.1.4)(表3.1.1)(表3.1.2)(3.2.5)(3.2.6)(3.3.2)(3.3.3)(表3.3.3)～(表3.3.10)(3.3.5)(3.4.2)(3.4.3)(表3.4.1)～(表3.4.3)(3.5.2)-(3.5.4)(表3.5.1)～(表3.5.3)(3.6.3)(3.7.2)(3.7.8)

(1) 防水改修工法の種類等

工法の種類・種別	施工箇所	材料の種類及び厚さ	備考

(2) シーリング改修工法の種類等

工法の種類	施工箇所	試験等
		※簡易接着性試験・

(3) 既存下地の補修箇所の形状、長さ等は、図示による。(A-)
(4) 改修用ドレンを設ける場合: 【　】
(5) 防水層の種別: 【　】
(6) その他の材料等
・固定金具　: 材質(　) 寸法(　)
・絶縁用シート: 材料(　)
・断熱材　: 材質(　) 厚さ(　)
・立上り部保護: 材料(　) 工法等(　)
・脱気装置　: 種類(　) 設置数(　)
・仕上げ塗料　: 種類(　) 使用量(　)
・平場の保護コンクリート、保護モルタ　厚さ等(　)

2 とい(3.8.2)(3.8.3)(表3.8.1)

(1) といの材料等

材種	規格名称	材質	備考

(2) たてどい受金物の取付けは、図示による。

3 アルミニウム製笠木(3.9.2)(表3.9.1)(3.9.3)

(1) 構成部材による種類:
(2) アルミニウム製笠木本体の材料の表面処理の種別及び複合皮膜の種類は次による。
種別: 【 ・A-1　・B-1 】
種別をB－1とした場合の複合皮膜の種類【 ・A1　・A2】(JIS H 8602)
(3) 既存笠木撤去後の新規アルミニウム製笠木の下地補修の工法: 押出し　形
(4) 固定金具の間隔及び固定方法は、図示による。

④ 保証

(1) 元請業者、施工業者、製造所の三者連署による保証書を監督員に提出する
(2) 保証期間は、工事完成後【　】年間とする。
アスファルト防水は 【　】 年間とする。

⑤ その他

既設資材の処理及び処分方法:

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事(多目的便所)			工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	建築改修工事特記仕様書(その2)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮　尺	NO SCALE
摘　要				図面番号	K－2
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名	管理建築士　仲宗根 徹
					登録番号	1級建築士登録 (大臣)第266099号
					所在地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号

4 外壁改修工事

1 外壁改修工法の種類等 (4.1.4)

(1) コンクリート打放し仕上げ外壁 (4.2.2)～(4.2.8)

改修の内容	改修工法の種類	使用する材料	特記事項
ひび割れ部改修			
欠損部改修			

・自動低圧式エポキシ樹脂注入工法におけるエポキシ樹脂注入量：注入口1箇所当たり【　　】mℓ
・手動式エポキシ樹脂注入工法における注入口間隔：【　　】mm
・機械式エポキシ樹脂注入工法における注入口間隔：【　　】mm

(2) モルタル塗り仕上げ外壁 (4.3.2)～(4.3.16)

改修の内容	改修工法の種類	使用する材料	特記事項
ひび割れ部改修			
欠損部改修			
浮き部改修			

(3) タイル張り仕上げ外壁

改修の内容	改修工法の種類	使用する材料	特記事項
ひび割れ部改修			
欠損部改修			
浮き部改修			
目地改修工法			

(4) タイルの種類

施工箇所	形状・寸法	うわぐすり	吸水率	役物	色	備考

・タイルの試験張り：【 ・ 行う ・ 行わない 】
・タイルの見本焼き：【 ・ 行う ・ 行わない 】
・外装タイル張り下地等の下地モルタルの接着性試験：【　　】

(5) タイル張り工法

タイルの種類	大きさ	工法	張付け材料の種類、塗厚等

(6) 塗り仕上げ外壁 (4.5.2)～(4.5.6)

仕上塗材の種類	種類（呼び名）	仕上げの形状	工法	下地処理の方法等

2 外壁改修塗り仕上げの種類 (4.1.5)

改修後の新規仕上げの種類：

3 その他

既設資材の処理及び処分方法：

5 建具改修工事

① 改修工法 (5.1.3)

【・かぶせ工法◯・撤去工法 】
・新規に建具を設置する場合における開口の開け方及び補修方法：【　　】

2 防火戸等 (5.1.4)(5.1.7)

(1) 防火戸の指定及び機構等は、図示による。
(2) 防犯建物部品の適用は、図示による。

3 見本の製作等 (5.1.5)

(1) 建具見本の製作：【 ・ 行う ・ 行わない 】
(2) 特殊な建具の仮組：【 ・ 実施する ・ 実施しない 】

④ アルミニウム製建具 (5.2.2) (5.2.4) (5.2.5) (表5.2.2)

(1) 建具の性能等

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所
	S-6	A-4	W-5	100・50	図面参照

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・ 防音ドアセット			
・ 断熱ドアセット			
・ 耐震ドアセット			

(3) 外部に面する建具の表面処理の種別及び複合皮膜の種類
種別：B－1
複合皮膜の種類：【 ・ A1 ・ A2 】(JIS H 8602)
(4) 結露水の処理方法：
(5) 水切り及びぜん板等の加工及び組立は、図示による。

5 樹脂製建具 (5.3.2) (表5.3.1) (表5.3.2) (5.3.4) (5.3.5)

(1) 外部に面する樹脂製建具の性能等級等

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・ 防音ドアセット			
・ 断熱ドアセット			
・ 耐震ドアセット			

(3) 表面色：
(4) 水切り及びぜん板等の加工及び組立は、図示による。

6 鋼製建具 (5.4.2) (表5.2.1) (表5.4.1)

(1) 建具の性能等

施工箇所	気密性	水密性	耐風圧性	備考(材料等)

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・ 簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類：【 ・ JIS G 3302 ・ JIS G 3317 】

⑦ 鋼製軽量建具 (5.5.2) (5.5.3)

(1) 建具の性能等

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所
	S-6	A-4	W-5	100	図面参照

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・ 簡易気密型ドアセット			

(3) ビニル被覆鋼板：【 ・ 使用する ・ 使用しない 】
(4) カラー鋼板の適用：【 ・ 使用する ・ 使用しない 】

8 ステンレス製建具 (5.6.2) (表5.2.1) (表5.4.1)

(1) 建具の性能等

施工箇所	気密性	水密性	耐風圧性	備考(材料等)

(2) 表面仕上げ：【 ※HL ・ ﾊﾞｲﾌﾞﾚｰｼｮﾝ ・ 鏡面 ・ 】

⑨ 木製建具 (5.7.2)

(1) かまち戸
かまちの樹種：　　、鏡板の樹種：
(2) ふすま
上張りの種類：　　、縁の仕上げ：

⑩ 建具用金物 (5.8.2) (5.8.3) (表5.8.1)

(1) 建具用金物の材質、形状及び寸法

形式	金物の種類	見え掛り部の材質	備考

(2) 建具用金物の取付け位置等は、図示による。

⑪ 鍵 (5.8.4)

(1) マスターキー：【 ◉ 製作する ・ 製作しない 】
(2) 関連工事がある場合は、受注者間で協議し1つの鍵箱にまとめて納品する。

自動ドア開閉装置 (5.9.2)(表5.9.4)

(1) 戸の開閉方法：【 ・ 引戸 ・ 開き戸 ・ 折戸 】
(2) センサーの種類：

シャッター (5.11.2)(5.12.2) (5.12.4)

(1) シャッターの種類：【 ・ 重量（　　） ・ 軽量 】
(2) 耐風圧強度：
(3) 重量シャッターの場合のシャッターケース：【 ・ 設ける ・ 設けない 】
(4) スラットの形状：【 ・ ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞ形 ・ ｵｰﾊﾞｰﾗｯﾋﾟﾝｸﾞ形 】

オーバーヘッドドア (5.13.2)

(1) 耐風圧性能の区分：
(2) 開閉機能：【 ※ﾊﾞﾗﾝｽ式 ・ ﾁｪｰﾝ式 ・ 電動式 】
(3) 収納形式による区分：

⑮ ガラス (5.14.2)(5.14.4) (5.14.5)

(1) ガラスの種類及び厚さ等

ガラスの種類	厚さ等	備考
図面参照		

(2) ガラス留め材

建具の種類	材種

(3) 熱線反射ガラスの映像調整：
(4) ガラスブロックの材料及び工法

表面形状	呼び寸法	厚さ	壁用金属枠	補強材	色	金属製化粧カバー

(5) ガラスブロック積みに用いる化粧目地モルタルの色：

⑯ その他

既設資材の処理及び処分方法：

6 内装改修工事

① 既存床の撤去等 (6.2.1)

既存床仕上材	工法	備考

2 木下地等 (6.5.1)(6.5.2) (表6.5.1)

(1) 木材（下地材）の含水率：※A種 ・B種
木材（造作材）の含水率：※A種 ・B種

(2) 製材
【・「製材の日本農林規格」による
・「製材の日本農林規格」以外による】
【・下地用針葉樹製材 ・造作用針葉樹製材
・広葉樹製材 ・　　】

施工箇所	樹種	寸法	等級又は品質	含水率	防虫処理・難燃処理

(表6.5.2)

(3) 造作用集成材
【・「集成材の日本農林規格」による
・「集成材の日本農林規格」以外による】
【・造作用集成材 ・化粧ばり造作用集成材
・化粧ばり構造用集成材 ・　　】

施工箇所	樹種	寸法	等級又は品質	含水率	化粧薄板の厚さ

(4) 造作用単板積層材
【・「単板積層材の日本農林規格」による
・「単板積層材の日本農林規格」以外による】

施工箇所	厚さ	表面の品質	含水率	防虫処理

(5) 床張り用合板等 【 ・普通合板 ・構造用合板】

施工箇所	樹種	厚さ品質、等級等	接着の程度	防虫・強度等

(6) パーティクルボード

施工箇所	厚さ	表裏面の状態	曲げ強さ	接着剤	難燃性

(7) 構造用パネル

施工箇所	厚さ	等級

3 土壌の防蟻処理

(1) 施工箇所：「防除施工標準仕様書」（公益社団法人日本しろあり対策協会発行）Ⅰ 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 4 処理の箇所 に準ずることとし、建築物の外周処理
(2) 処理薬剤：（公社）日本しろあり対策協会又は（公社）日本木材保存協会の認定品とする。
(3) 処理方法：「防除施工標準仕様書」 Ⅰ 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 3 処理の方法 に準ずる。また、土間コンクリートを打設する部分には、薬剤処理後、厚さ0.15mmポリエチレンフィルム敷きを行う。

4 防腐・防蟻・防虫処理(6.5.5)

木材処理（防蟻・防虫）
(1) 施工箇所：合板、集成材等を除く全ての木材
(2) 処理方法：工場における加圧式とし、十分に乾燥を行う。ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布する。
(3) 性能区分：性能区分は次による。ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。
ア 造作材にラワン材等広葉樹を使用する場合は、JASの保存処理K1＋保存処理K3とする。
イ 構造材、下地材については、JASの保存処理K3とする。

5 防蟻処理、防虫処理の施工及び保証

(1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
(2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。

⑥ 軽量鉄骨天井下地 (6.6.3)(6.6.4)

(1) 屋外の軽量鉄骨天井下地

野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔	野縁の間隔	備考
図面参照		

(2) 既存の埋込みインサート【 ・ 使用する ・ 使用しない 】
(3) あと施工アンカーの引抜き試験：【 ◉ 行う（荷重　　N程度） ・ 行わない 】
(4) 各補強の方法は、図示による。

⑦ ビニル床シート等 (6.8.2)(6.8.3)

(1) ビニル床シートの材料及び工法

施工箇所	種類の記号	色柄	厚さ	熱溶接工法の適用
				・有り ・無し
				・有り ・無し

(2) ビニル床タイル、ゴム床タイル

施工箇所	種類（・形状）	厚さ等

(3) 特殊機能床材の適用：
【 ・ 帯電防止床シート又は床タイル ・ 視覚障害者用床ﾀｲﾙ
・ 耐動荷重性床シート ・ 防滑性床シート又は床タイル】

施工箇所	種類（・形状）	厚さ等

8 カーペット敷き (6.9.3) (表6.9.1) (表6.9.2)

施工箇所	ｶｰﾍﾟｯﾄの種類・種別	厚さ	パイル形状等	工法
				・ ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ ・ 全面接着
				・ ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ ・ 全面接着

(1) 帯電性の適用【 ・ 有り ・ 無し 】
(2) 見切り、押さえ金物の材質、種類及び形状は図示による。

9 合成樹脂塗床 (6.10.3)

エポキシ樹脂系塗床の仕上げの種類：

フローリング張り

施工箇所	工法	品名	備考(樹種、種別等)

フローリングボードの特殊張り

体育館、武道場等の床の強度、弾力性を特に要求される広い床は、日本体育床下地工業会編「体育館床工事標準施工要領書」による。

畳敷き (6.12.2)

(1) 畳の種別【 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種（種別：　　）】
(2) 畳表に使用する材料は沖縄県産とする。

⑬ せっこうボード、その他ボード及び合板張り (6.13.2)(6.13.3) (表6.13.5)

(1) せっこうボード

規格名称	種類の記号	厚さ	施工箇所	目地工法の種類

(2) 合板の種類

合板の名称	施工箇所	その他の仕様
		※ 図示（A－　）による。

※合板の木材処理（防虫・防蟻）については、本特記仕様書第6章第3項及び第4項を適用する。
(3) 軽量鉄骨壁下地ボード遮音壁に用いる遮音シール材：【 ・　　】

壁紙張り (6.14.2)

品質及び防火性能：【　　】

⑮ モルタル塗り (6.15.3) (6.15.6)

(1) 既製目地材の適用及び形状：
(2) 床の目地の設置及び工法：

⑯ タイル張り (6.16.2)(6.16.3) (6.16.4) (表6.16.4)

(1) 伸縮目地材の位置は、図示による。
(2) タイルの種類

施工箇所	形状・寸法	うわぐすり	吸水率	役物	色	備考

(3) タイルの試験張り：【 ・ 行う ◉ 行わない 】
(4) タイルの見本焼き：【 ・ 行う ◉ 行わない 】
(5) 壁タイル張りの工法等

タイルの種類	大きさ	工法	張付け材料の種類、塗厚等

セルフレベリング材塗り (6.17.3) (表6.17.1)

(1) セルフレベリング材の塗厚：

その他

既設資材の処理及び処分方法：

7 塗装改修工事

① 塗装の種類及び種別 (7.1.4)(7.2.2) ～(7.13.2)

塗装面	下地調整工程の種別	塗料の名称・種類	塗装工程の種別	施工箇所
	図面参照			

② 保証

(1) 元請業者、施工業者、製造所の三者連署による保証書を監督員に提出する。
(2) 保証期間は、工事完成後【 3 】年間とする。

③ その他

既設資材の処理及び処分方法：

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）			工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	建築改修工事特記仕様書(その3)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮　尺	NO SCALE
摘　要				図面番号	K－3
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者 名　称	有限会社ナカソネ設計
				資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
				登録番号	1級建築士登録 （大臣）第266099号
				所在地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号

8 耐震改修工事

1 既存部分の撤去等

(1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2)

(2) 既存部分の目荒らしの程度:(8.21.3)(8.22.3)(8.23.3)

(3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様:(8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)

2 材料及び品質

(1) 鉄筋

(8.2.1) ア 鉄筋の種類等

種類の記号	呼び名(mm)	備考

(8.3.4)(8.4.2) イ 鉄筋の継手

施工部位	継手の種類	備考(重ね継手の長さ等)

(表8.3.4) ウ 鉄筋の定着長さ

【 ※ 図示による(A−) ・ 】

エ 帯筋組立の形

施工箇所	配筋の方法		その他特記すべき事項
	・(参−)による。	・ 図示	

オ 柱、梁の主筋の継手を同一箇所に設ける場合は、応力集中やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承諾を受けて施工すること。

(8.4.2)(8.4.3) カ 機械式継手、溶接継手の場合のあきの寸法:

(8.3.8) キ 圧接部の超音波探傷試験: 【 ・ 行う ・ 行わない】

ク 機械式継手の種類: ・ 図示 ・

(8.2.2) (2) 溶接金網

網目の形状	寸法	鉄線の経	備考

(3) あと施工アンカー

(8.2.4) ア あと施工アンカーの材料

種類	引張耐力	せん断耐力	径・埋込み深さ	アンカー及び接合筋	確認強度
金属系					
接着系					

イ アンカー筋の新設壁内への定着長さ: 【 】

ウ あと施工アンカーの性能確認試験:

【 ・ 実施する ・ 実施しない 】

(8.12.4) エ 埋込み配管等の探査の範囲及び方法は、図示による。

(4) コンクリート

(8.1.3)(8.9.1) ア コンクリートの種類等

気乾単位容積質量による種類	類別等	設計基準強度(Fc)	施工部位
(表8.1.1)(表8.9.1)			
・ 普通ｺﾝｸﾘｰﾄ	※ Ⅰ類		
・ 軽量ｺﾝｸﾘｰﾄ	・ Ⅱ類		
・ 普通ｺﾝｸﾘｰﾄ	※ Ⅰ類		
・ 軽量ｺﾝｸﾘｰﾄ	・ Ⅱ類		
・ 普通ｺﾝｸﾘｰﾄ	※ Ⅰ類		
・ 軽量ｺﾝｸﾘｰﾄ	・ Ⅱ類		

イ 材齢28日圧縮強度の推定に用いる供試体は現場における「水中養生」とする。

ウ セメントの種類:

※ 普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ ・ ﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄB種 ・

エ ﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄB種の適用箇所: ・ 図示 ・

オ 骨材のアルカリシリカ反応性による区分:※A ・ B

(8.1.4)(表8.1.4)(8.7.8) カ コンクリート打放し仕上げの種別等

仕上げの種別	打増し厚さ	施工部位	備考

キ 軽量コンクリート

施工部位	種類		気乾単位容積質量
	・ 1種	・ 2種	

ク 水又は土に接する軽量コンクリートの使用

・ 有り【使用箇所: ・ 図示 ・ 】

(8.21.8) ケ コンクリートの打込み工法:【・流込み工法 ・圧入工法】

(5) 鋼材

(8.2.8)(表8.2.7) ア 鋼材の種類等

記号の種類	適用箇所	備考
		形状及び寸法は、図示による。

(8.17.4) イ 錆止め塗料の種別: 【 ・ A種 ・ B種 】

(8.18.2)(8.18.3) ウ 耐火被覆の種別及び性能

種類	所要性能及び摘要箇所

(8.2.14) エ 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験:

(6) 高力ボルト

(8.2.9)(8.13.2) ア 高力ボルトの種類等

種類	径	縁端距離	間隔	ゲージ	備考

すべり係数試験 : 【 ・ 実施する ・ 実施しない 】

(8.14.2) 試験の方法、試験片の摩擦面の処理 : ・ 図示 ・

(8.15.3) ア 技能資格者の技能付加試験:【 ・ 行う ・ 行わない】

(8.15.4)(8.15.7) イ 開先の形状等

(8.15.12)

開先の形状	エンドタブの有・無及び適用箇所	スカラップの形状	溶接部の試験

(8.17.4) ウ 錆止め塗料の種別: 【 ・ A種 ・ B種 】

(8.18.2)(8.18.3) エ 耐火被覆の種類及び性能

種類	所要性能及び摘要箇所

(8.20.5) オ 溶融亜鉛めっき高力ボルトを使用する場合の摩擦面の処理:

【 ・ ブラスト処理

・ ブラスト以外の特別な処理方法及びすべり耐力等の確認方法: 】

(8) モルタル及びグラウト材

(8.2.6) ア モルタルの圧縮強度及びフロー値:

(8.2.13) (9) 連続繊維補強材

材料	工法	引張り強度	ヤング係数	備考

ア 強度試験の実施:

【 ・ 引張強度試験 ・ 付着強度試験 (試験数量:)】

3 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事

(1) コンクリートの打込み及び仕上げ

打込み工法の種類	増設工事後の仕上げ	備考

(8.21.8)(8.21.10) (2) 壁の配筋及び開口部の補強は、図示による。

(8.3.7)

4 鉄骨ブレース設置工事

(1) 仮組: 【 ・ 実施する ・ 実施しない 】

(2) ブレース設置後の仕上げは、図示による。

(8.13.10)(8.22.9)

5 柱補強工事

(8.23.5)(8.23.6)(8.23.7)(8.24.7)

工法	補強後の仕上げ	その他(打込み工法、面取りの大きさ等)

6 耐震スリット新設工事

(8.25.2)

スリット		耐火材		遮音材	
幅	深さ	使用箇所	仕様	使用箇所	仕様

7 免震・制震改修工事

(8.26.7)(8.26.10) (1) 支承材又は減衰材

材質	諸元	防錆処置	寸法許容差	設置後の仕上げ

(8.26.13)(8.27.4) (2) 性能確認試験の項目及び数量:【 】

(8.27.6)(8.27.8) (3) 製品検査

(8.26.7)(8.27.4)

項目	内容	判定基準	検査頻度等

(4) 支承材の耐火被覆の適用:【 ・ 有り(仕様:) ・ なし】

(8.26.16)(8.27.9) (5) 検査の項目及び数量: 【 】

(8.26.15) (6) エキスパンションジョイントの仕様及び工法は、図示による。

8 既存杭の撤去等

(8.28.2) (1) 撤去範囲及び撤去方法:図示による。

9 その他 既設資材の処理及び処分方法:

9 環境配慮工事

① 石綿含有建材の除去工事

(9.1.1) (1) 石綿粉じん濃度の測定時期、測定場所及び測定点数

測定時期	測定場所	測定点数	備考
処理作業中	セキュリティーゾーン入口	図面参照	空気の流れを確認
	負圧・除じん装置の排出口	〃	除じん装置の性能確認
	施工区画周辺又は敷地境界	〃	
処理作業後(隔離シート除去前)	処理作業室内	〃	
	施工区画周辺又は敷地境界	〃	

② 石綿含有吹付け材の除去

(9.1.3) (1) 除去工法:

(2) 飛散防止措置: ・ 湿潤化 ・ 固形化

(3) 処分方法:

③ 石綿含有保温材等の除去

(9.1.4) (1) 除去工法:

(2) 飛散防止措置: ・ 湿潤化 ・ 固形化

(3) 処分方法:

④ 石綿含有成形板の除去(9.1.5) (1) 処分方法: 現場説明書による

5 外断熱改修工事

(9.2.2)

断熱材		外装材		備考
種類	厚さ	種類	防火性能	

(9.2.3)(9.2.4)

既存外壁仕上材撤去	下地面清掃	下地欠損部改修方法	通気層の有無・厚さ

6 断熱・防露改修工事

工法	断熱材の種類	厚さ

7 屋上緑化改修工事

(9.4.2)(9.4.3)

芝等の種類	見切り材等	かん水装置	既存保護層等の撤去

※樹木の固定方法については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。

8 透水性アスファルト舗装改修工事

(9.5.3) (1) 既存舗装の撤去:

(2) 路床

盛土の材料	フィルター層材料・厚さ	路床安定処理	実施する試験

(9.5.4)(9.5.5) (3) ジオテキスタイルの適用及び品質:

(9.5.9) (4) 路盤、舗装

路盤の厚さ	舗装の厚さ	開粒度アスファルト混合物抽出試験	備考

(5) 構成及び厚さ:【 ・ 図示による(A−) ・ 】

10 その他

1 県産瓦葺

(1) 瓦は沖縄県産の赤瓦とする。

(2) 沖縄県技能評価認定制度に基づく琉球赤瓦施工技能評価試験の瓦葺き作業及び漆喰塗り作業に合格した者を、適用する作業中において次の条件で配置し自ら施工すると共に、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

【 ・ 1名以上配置

・ 施工面積 ㎡につき、 級技能評価試験に合格した者を1名配置 】

工事名称	大宮中学校ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ化改修工事(多目的便所)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	建築改修工事特記仕様書(その4)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	NO SCALE
摘 要		図面番号	K−4

検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
					登録番号	1級建築士登録 (大臣)第266099号
					所在地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7−1号

（改修前）

（ Ｂ ）

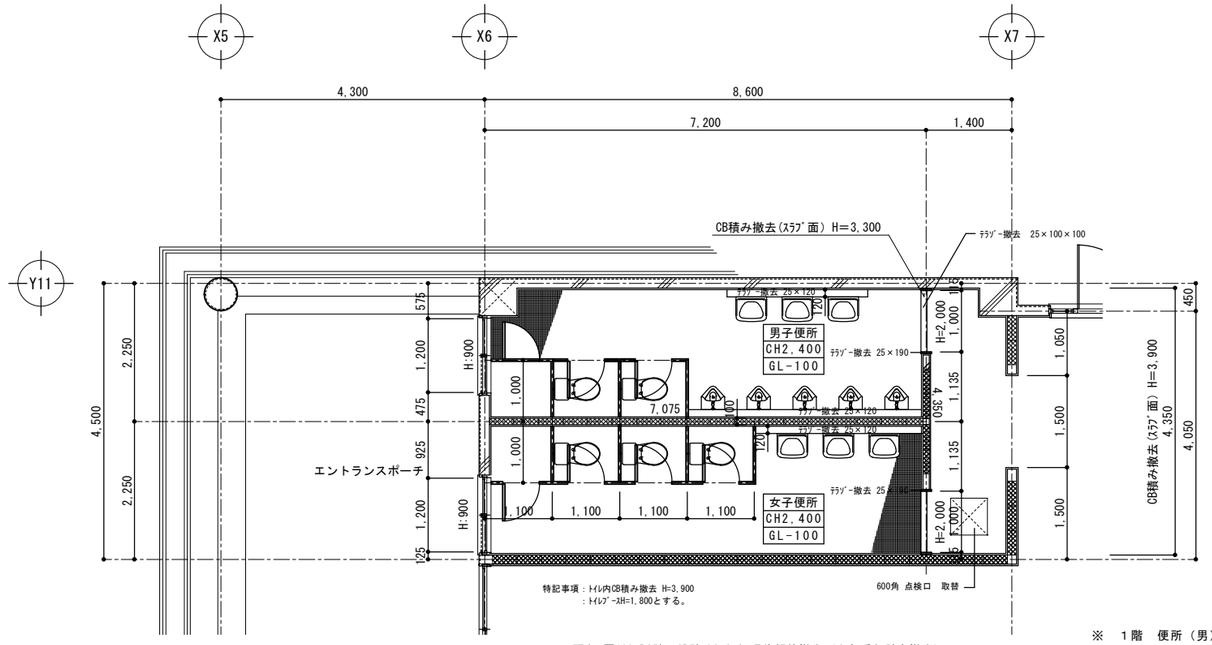

※ 既存 厚100 RC壁・CB壁はｶｯﾀｰ処理後解体撤去（上部垂れ壁も撤去）
ｶｯﾀｰ処理長さ L=34.870m

１階 ｴﾝﾄﾗﾝｽﾎｰﾙ側 便所平面詳細図（改修前） A3版 S=1/100 A1版 S=1/50

※ １階 便所（男）（女）仕上げ
床：25角ﾓｻﾞｲｸﾙﾀｲﾙ貼り
壁：108角半磁気質ﾀｲﾙ貼り
腰壁：108角半磁気質ﾀｲﾙ貼り
廻り縁：塩ﾋﾞ製廻り縁
天井：厚5.0 ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾎﾞｰﾄﾞ目透かし張りＶＰ塗 ※（形成板 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有）

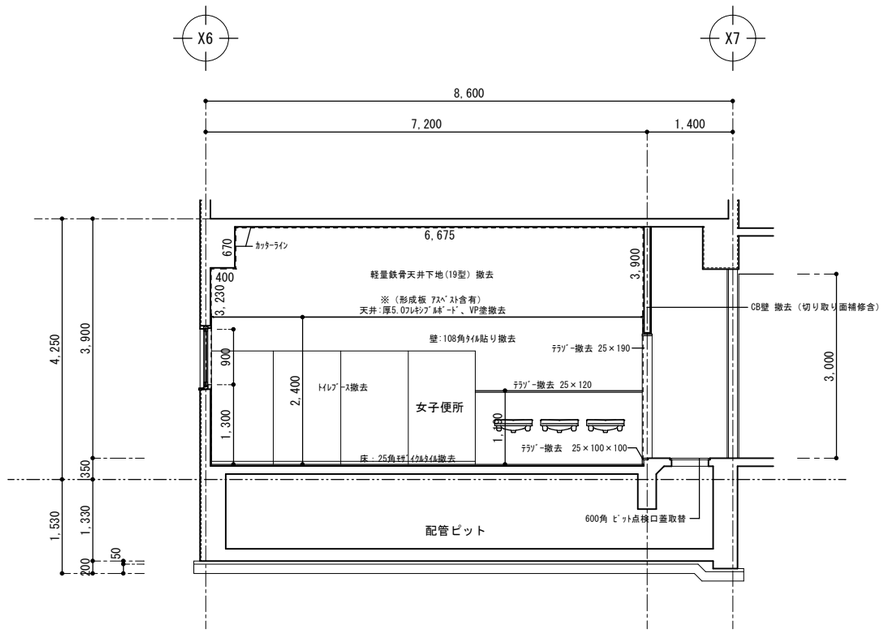

１階 ｴﾝﾄﾗﾝｽﾎｰﾙ側 便所断面詳細図（改修前） A3版 S=1/100 A1版 S=1/50

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）			工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	１階職員室 ｴﾝﾄﾗﾝｽ側 便所平面・断面詳細図・（改修前）
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100
				図面番号	Ｋ－５
摘要				設計者	名称：有限会社ナカソネ設計
検印	管理建築士	設計	製図		資格者氏名：管理建築士 仲宗根 徹
					登録番号：１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
					所在地：沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 TEL 0980-52-2797

建具記号（箇所）	① TB　1箇所	② TB　1箇所	
型状、寸法	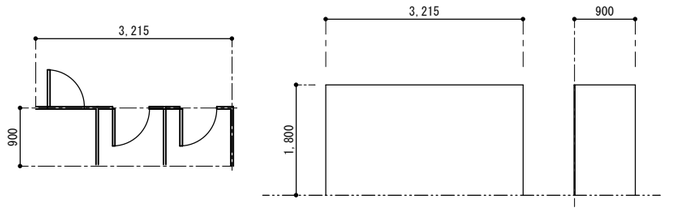	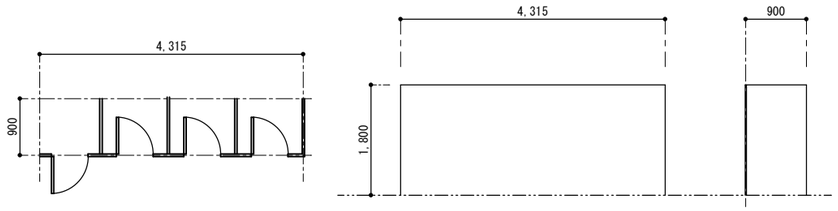	
取付場所	1階　男子トイレ	1階　女子トイレ	
型式	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	
材質、仕上	ﾒﾗﾐﾝ樹脂版	ﾒﾗﾐﾝ樹脂版	
見込	40mm	40mm	
ガラス			
金物、その他	その他付属金物一式撤去含む。	その他付属金物一式撤去含む。	

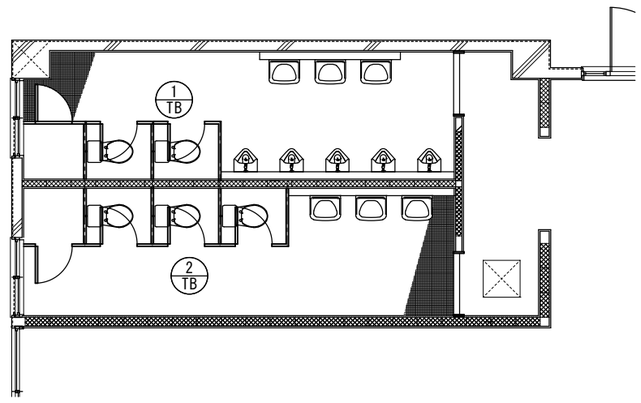

建具キープラン　A3版　S=1/100　A1版　S=1/50

（改修前）

（ B ）

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）			工事年度	令和　8　年度		
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	1階職員室 ﾒﾝﾄﾝｽ側 便所建具表（改修前）		
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100		
摘要				図面番号	K－6		
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	有限会社ナカソネ設計	
					資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹	
					登録番号	1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号	
					所在地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 TEL 0980-52-2797	

（改修後）

（ B ）

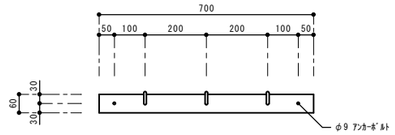

清掃用具掛け正面図

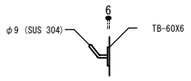

清掃用具掛け側面図

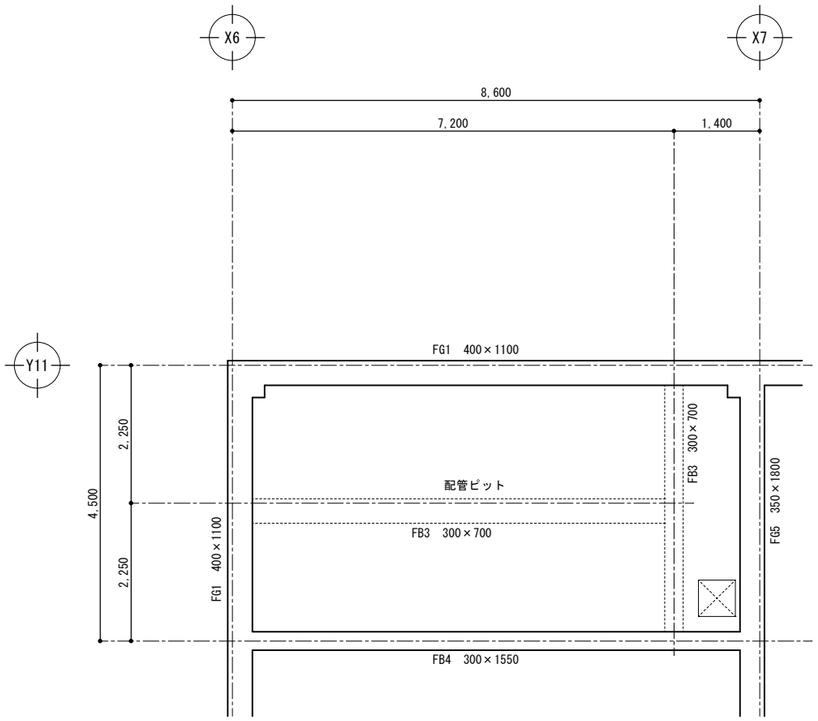

１階 ｴﾝﾄﾗﾝｽﾎｰﾙ側 ﾋﾟｯﾄ平面詳細図 （改修後）　A3版 S=1/100　A1版 S=1/50

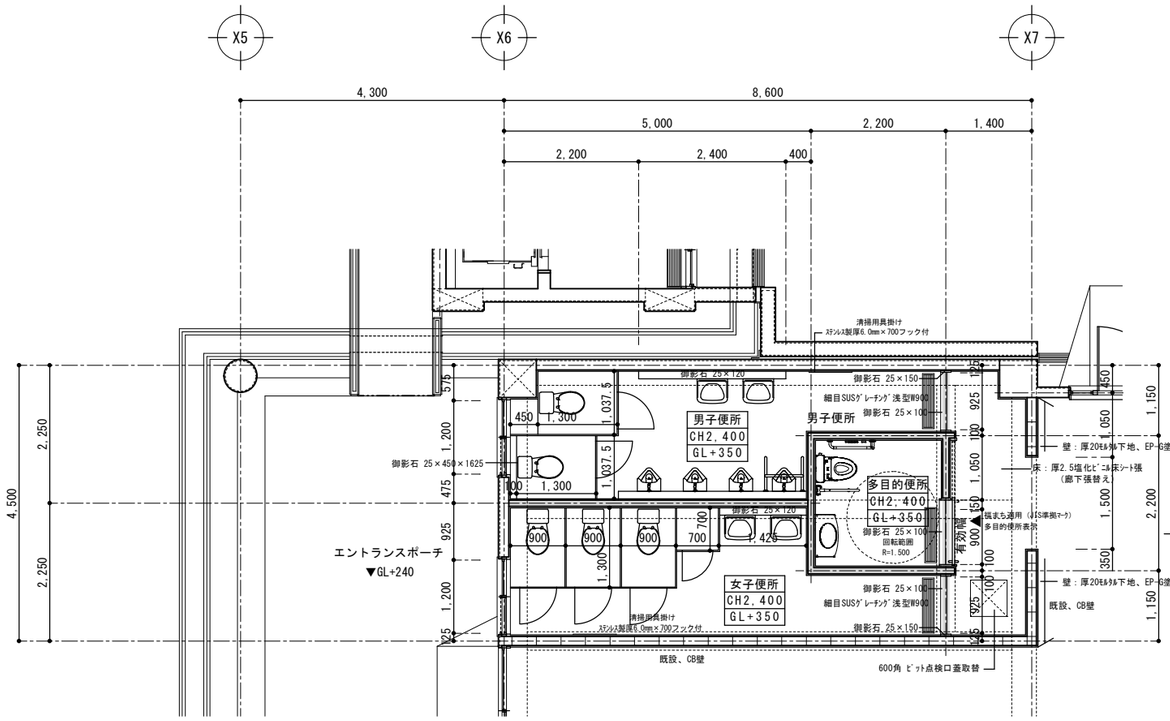

※天井点検口を男子・女子・多目的便所に設置（計3箇所）

※軽量鉄骨壁下地部分に手洗い器・手摺・その他取付品の取付用補強を設置

１階 ｴﾝﾄﾗﾝｽﾎｰﾙ側 便所平面詳細図 （改修後）　A3版 S=1/100　A1版 S=1/50

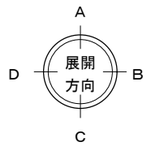

《 内 部 仕 上 表 》

階	番号	位置／室名	床高	床	幅木	腰壁	壁	天井	天井高	廻り縁	備考
1階	1	男子便所	図示	100角 磁器質タイル張り 防滑ﾀｲﾌﾟ（レベル調整増しコン有り）	同右	既存 RC壁・CB壁の上、100角 陶器質タイル張り 軽量鉄骨壁下地、厚12.5 耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ・100角 陶器質ﾀｲﾙ張り	既存 RC壁・CB壁 及び 新設、軽量鉄骨壁下地（100型） 厚12.5 耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ下地、EP-G塗	軽量鉄骨天井下地組(19型) 厚５．０mmケイカル板 目透し貼り ＥＰ－Ｇ塗	H=2,400	塩ビ製見切り縁	御影3方枠(25×150) 御影面台(25×120) 御影框(25×100) 天井点検口450×450 用具掛け（ｽﾃﾝﾚｽ製） 25角ｱﾙﾐ壁見切縁 細目SUSｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ洗型W900
	2	女子便所	図示	100角 磁器質タイル張り 防滑ﾀｲﾌﾟ（レベル調整増しコン有り）	同右	既存 RC壁・CB壁の上、100角 陶器質タイル張り 軽量鉄骨壁下地、厚12.5 耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ・100角 陶器質ﾀｲﾙ張り	既存 RC壁・CB壁 及び 新設、軽量鉄骨壁下地（100型） 厚12.5 耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ下地、EP-G塗	軽量鉄骨天井下地組(19型) 厚５．０mmケイカル板 目透し貼り ＥＰ－Ｇ塗	H=2,400	塩ビ製見切り縁	御影3方枠(25×150) 御影面台(25×120) 御影框(25×100) 天井点検口450×450 用具掛け（ｽﾃﾝﾚｽ製） 25角ｱﾙﾐ壁見切縁 細目SUSｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ洗型W900
	3	多目的便所	図示	100角 磁器質タイル張り 防滑ﾀｲﾌﾟ（レベル調整増しコン有り） 一部、厚2.5 塩化ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ張り 防滑ﾀｲﾌﾟ（平面詳細参照）	同右	既存 RC壁・CB壁の上、100角 陶器質タイル張り 軽量鉄骨壁下地、厚12.5 耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ・100角 陶器質ﾀｲﾙ張り	既存 RC壁・CB壁 及び 新設、軽量鉄骨壁下地（100型） 厚12.5 耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ下地、EP-G塗	軽量鉄骨天井下地組(19型) 厚５．０mmケイカル板 目透し貼り ＥＰ－Ｇ塗	H=2,400	塩ビ製見切り縁	天井点検口450×450 御影框（25×100） 25角ｱﾙﾐ壁見切縁 細目SUSｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ洗型W900
	4	入口・廊下部分	図示	既存、床仕上そのまま	ビニル巾木 H=100	既存コンクリート面、EP-G塗 軽量鉄骨壁下地、厚12.5mm 耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ下地EP-G塗	既存コンクリート面、EP-G塗 軽量鉄骨壁下地、厚12.5mm 耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ下地EP-G塗	既存、コンクリート面、EP-G塗	H=3,000	－	600角ﾋﾟｯﾄ点検口 身障者ﾏｰｸ 室名札 200×200 ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ

※既設 RC壁・CB壁面　解体後、下地処理として厚20ﾓﾙﾀﾙ塗有り

新設、軽量鉄骨壁下地を示す

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）			工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	1階職員室 ｴﾝﾄﾗﾝｽ側 便所仕上表・平面詳細図・（改修後）
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100
摘要				図面番号	K－7
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称：有限会社ナカソネ設計 資格者氏名：管理建築士 仲宗根 徹 登録番号：1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号 所在地：沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 TEL 0980-52-2797

（改修後）

（ B ）

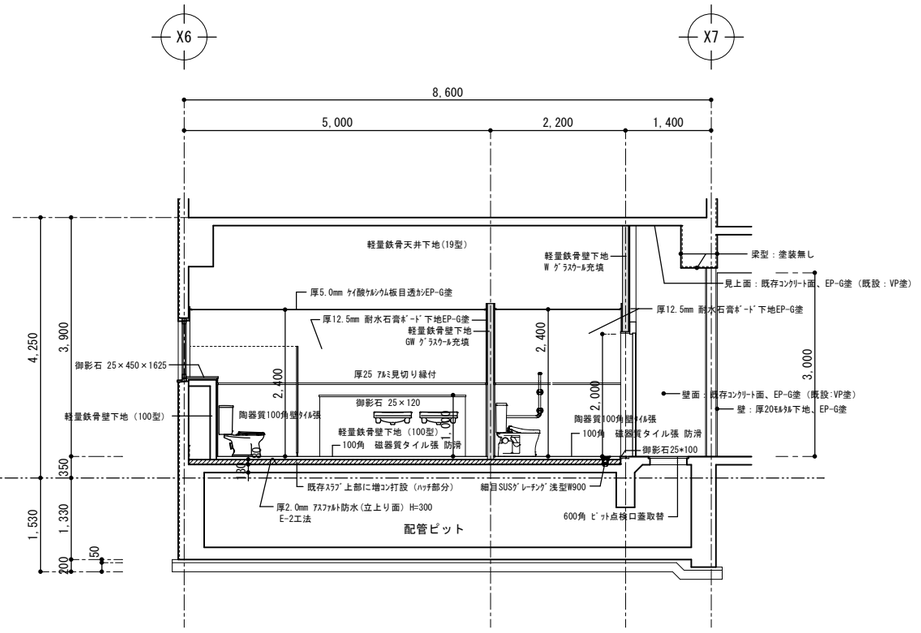

軽量鉄骨壁下地　脚部詳細図　S=1/5

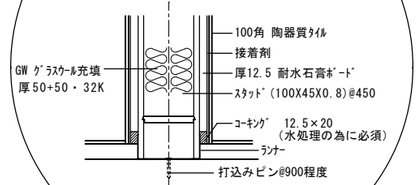

※　増しコンクリート強度　18-15-20

１階職員室 ｴﾝﾄﾗﾝｽ側 便所断面詳細図（改修後）	A3版　S=1/100 A1版　S=1/50

新設、軽量鉄骨壁下地を示す

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）			工事年度	令和　8　年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	１階職員室 ｴﾝﾄﾗﾝｽ側 便所断面詳細図（改修後）	
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮　尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100	
摘　要				図面番号	K－8	
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
					登録番号	1級建築士登録 （大臣）第２６６０９９号
					所　在　地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 TEL　0980－52－2797

室　名	1階　エントランス側　男子便所
床	100角　磁器質タイル張り（レベル調整増しコン有り） 防 滑 ﾀｲﾌﾟ
巾　木	100角　陶器質タイル張り
壁	既存 RC壁・CB壁　及び　新設、軽量鉄骨壁下地（100型） 腰上：厚12.5　耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ下地、EP-G塗 腰下：100角　陶器質タイル張り
廻り縁	塩ビ製見切り
天　井	軽量鉄骨天井下地組(19型) 厚5.0　ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板目透かし、EP-G塗
備　考	用具掛けT=25　ｽﾃﾝﾚｽﾌｯｸ付　　600角 ﾋﾟｯﾄ点検口蓋取替 25角 ｱﾙﾐ壁見切縁　　細目SUSｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ浅型W900

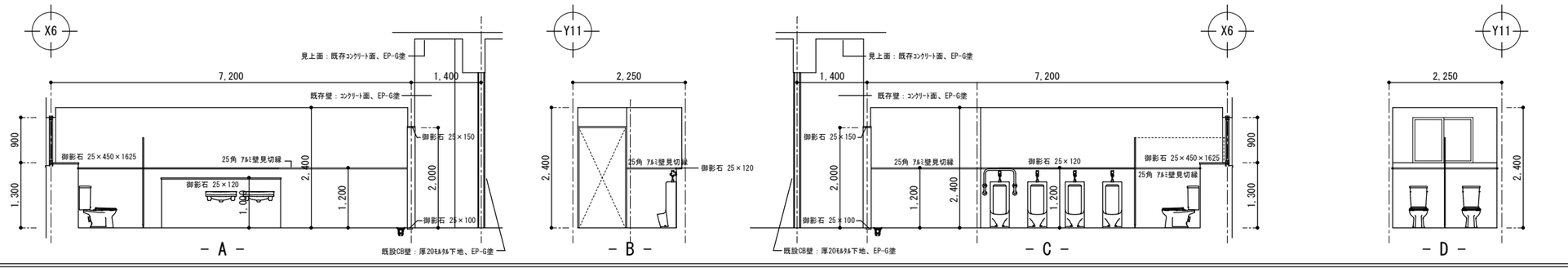

室　名	1階　エントランス側　女子便所
床	100角　磁器質タイル張り（レベル調整増しコン有り） 防 滑 ﾀｲﾌﾟ
巾　木	100角　陶器質タイル張り
壁	既存 RC壁・CB壁　及び　新設、軽量鉄骨壁下地（100型） 腰上：厚12.5　耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ下地、EP-G塗 腰下：100角　陶器質タイル張り
廻り縁	塩ビ製見切り
天　井	軽量鉄骨天井下地組(19型) 厚5.0　ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板目透かし、EP-G塗
備　考	用具掛けT=25　ｽﾃﾝﾚｽﾌｯｸ付　　600角 ﾋﾟｯﾄ点検口蓋取替 25角 ｱﾙﾐ壁見切縁　　細目SUSｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ浅型W900

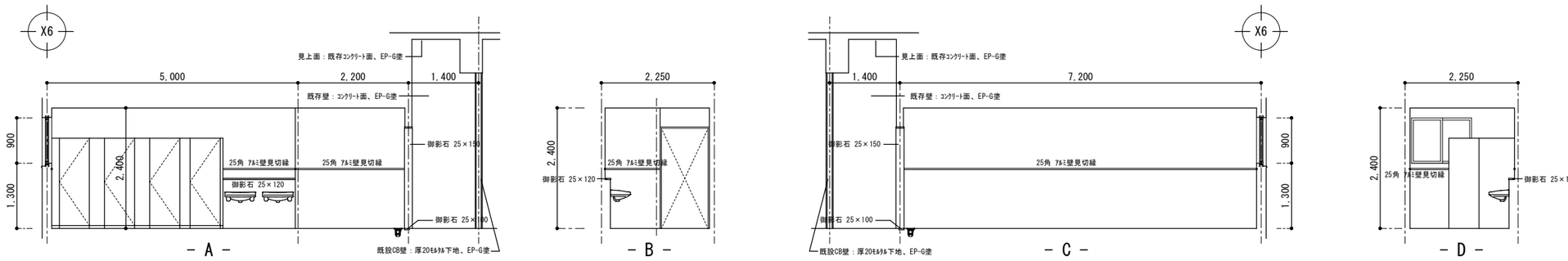

室　名	1階　エントランス側　多目的便所
床	100角　磁器質タイル張り（レベル調整増しコン有り） 一部、厚2.5　塩化ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ張り（平面詳細参照）防 滑 ﾀｲﾌﾟ
巾　木	100角　陶器質タイル張り
壁	既存 RC壁・CB壁　及び　新設、軽量鉄骨壁下地（100型） 腰上：厚12.5　耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ下地、EP-G塗 腰下：100角　陶器質タイル張り
廻り縁	塩ビ製見切り
天　井	軽量鉄骨天井下地組(19型) 厚5.0　ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板目透かし、EP-G塗
備　考	用具掛けT=25　ｽﾃﾝﾚｽﾌｯｸ付　　600角 ﾋﾟｯﾄ点検口蓋取替 25角 ｱﾙﾐ壁見切縁　　細目SUSｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ浅型W900

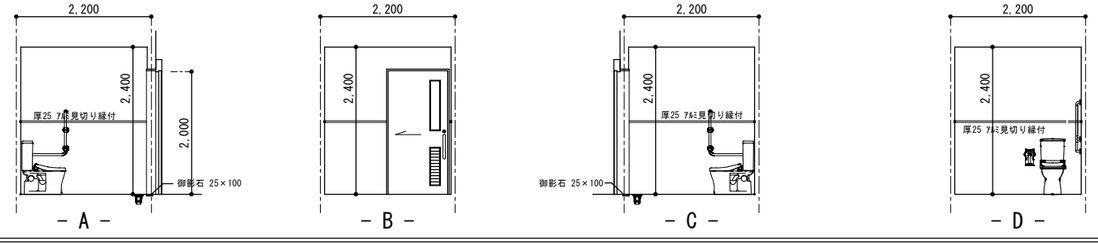

（改修後）

（ B ）

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）	工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	1階職員室 ｴﾝﾄﾗﾝｽ側 便所展開図（改修後）
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課	縮　尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100
摘　要		図面番号	K－9

検　印	管理建築士	設　計	製　図

設計者		
	名　称	有限会社ナカソネ設計
	資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
	登録番号	1級建築士登録 （大臣）第２６６０９９号
	所在地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 TEL　０９８０－５２－２７９７

建具記号（箇所）	3 SD　1箇所	6 TB　1箇所	7 TB　1箇所
型状、寸法	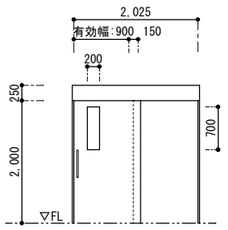	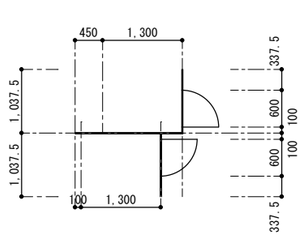 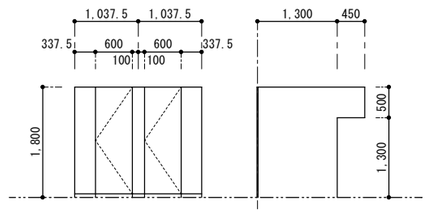	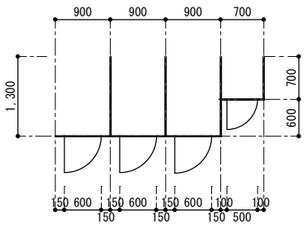 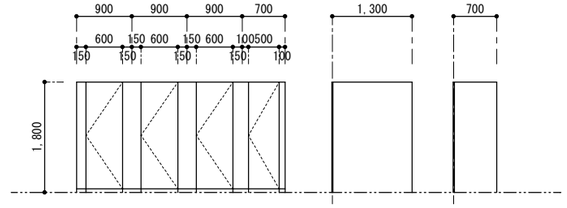
取付場所	多目的トイレ	男子トイレ	女子トイレ
型式	片引き戸	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ
材質、仕上	上枠､竪枠：亜鉛ﾒｯｷ鋼板1.6mm, 点検ｶﾊﾞｰ：亜鉛ﾒｯｷ鋼板0.8mm, ﾄﾞｱ表面材：化粧鋼板0.6mm OP	ｿﾘｯﾄﾞ板ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（抗菌、耐水、軽量、耐衝撃）	ｿﾘｯﾄﾞ板ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（抗菌、耐水、軽量、耐衝撃）
見込	枠：100mm　扉：40mm	壁：16mm、扉：16mm　標準色	壁：16mm、扉：16mm　標準色
ガラス	厚4mm　型板ｶﾞﾗｽ	-	-
金物、その他	錠：GOAL PSS-45FL(表示･非常解錠装置付)，取っ手：ｽﾃﾝﾚｽ L=452mm，ﾊﾝｶﾞｰﾚｰﾙ，ﾊﾝｶﾞｰﾛｰﾗｰ，ﾌﾚ止めﾛｰﾗｰ，戸車ﾚｰﾙ，制動装置，自閉装置，その他付属金物一式含む	ｸﾞﾚﾋﾞﾃｨﾋﾝｼﾞ、表示付ｽﾗｲﾄﾞﾎﾞﾙﾄ(非常開放装置付)2箇所、ｽﾃﾝﾚｽ巾木、戸当り帽子掛け その他付属金物一式含む。	ｸﾞﾚﾋﾞﾃｨﾋﾝｼﾞ、表示付ｽﾗｲﾄﾞﾎﾞﾙﾄ(非常開放装置付)2箇所、ｽﾃﾝﾚｽ巾木、戸当り帽子掛け その他付属金物一式含む。

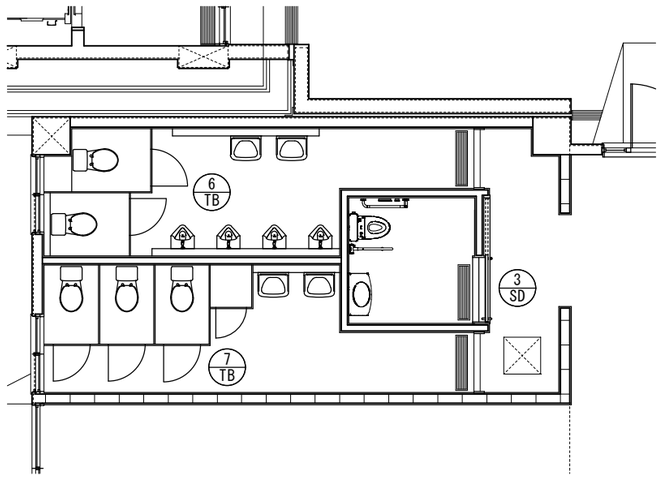

建具キープラン　A3版　S=1/100　A1版　S=1/50

性　能

1、耐風圧性　Ｓ－６（２８００Ｐａ以上）計算書提出
2、気密性　Ａ－４（２等級）　〃
3、水密性　Ｗ－５（５０等級）　〃
4、遮音性　Ｔ－１（２５等級）　〃
5、ガラスの耐風圧性を必ず確認し工事着工する。

金属製建具　特記事項

1. 本表の寸法は、原則として内法寸法とする。
2. 建具金物は、図面参照とし、特殊金物は、事前に発注し、取付に支障をきたさない様にする。
3. 建具は、専門製作所で製作する事とし、監理者の承諾を得て製作する。
4. ｶﾞﾗｽ留め材は、ｼｰﾘﾝｸﾞを使用する。
5. 建具吊り元は、平面図参照とする。
6. 本工事に疑義のある場合は、監理者の指示による。
7. 金属製建具については、JIS A 1 4706（鋼製及びｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製ｻｯｼ）及びJIS A 1 4702（鋼製ﾄﾞｱ）又は優良住宅部品BLｱﾙﾐｻｯｼ、BL防音ｻｯｼ、BLｽﾃﾝﾚｽｻｯｼ及びBL玄関ﾄﾞｱとする。

木製･金属製建具　共通のﾏｽﾀｰｷｰを、作成提出する事とする。

（改修後）

（Ｂ）

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）			工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	１階職員室 ｴﾝﾄﾗﾝｽ側便所建具表（改修後）
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100
摘要				図面番号	Ｋ－１０
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称：有限会社ナカソネ設計 資格者氏名：管理建築士　仲宗根　徹 登録番号：１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号 所在地：沖縄県名護市字当山４番７－１号 TEL 0980-52-2797

（改修前）

（G-1F・G-2F・G-3F共通）

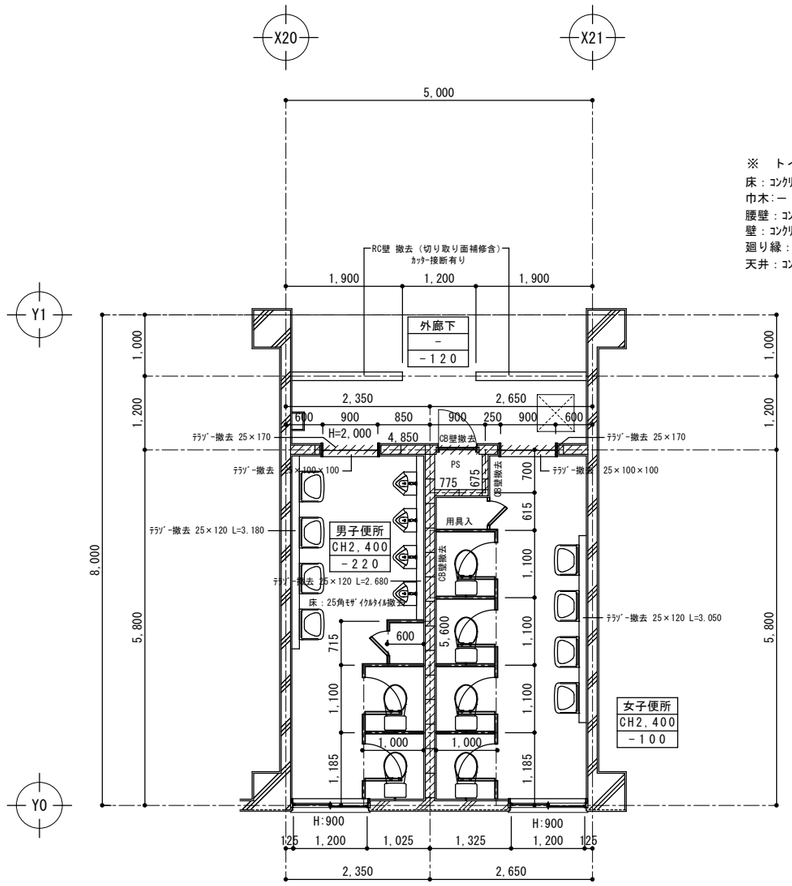

※　トイレ前出入口　仕上げ
床：ｺﾝｸﾘｰﾄ金ｺﾞﾃ仕上
巾木：ー
腰壁：ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼ仕上
壁：ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼ仕上
廻り縁：ー
天井：ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼ補修の上、VP塗

※　既存 厚100 RC壁・CB壁はｶｯﾀｰ処理後解体撤去（上部垂れ壁も撤去）
3階ｶｯﾀｰ処理長さ　L=40.740m
2階ｶｯﾀｰ処理長さ　L=40.290m
1階ｶｯﾀｰ処理長さ　L=45.960m

１～3階 普通教室側 便所平面詳細図（改修前）

A3版　S=1/100
A1版　S=1/50

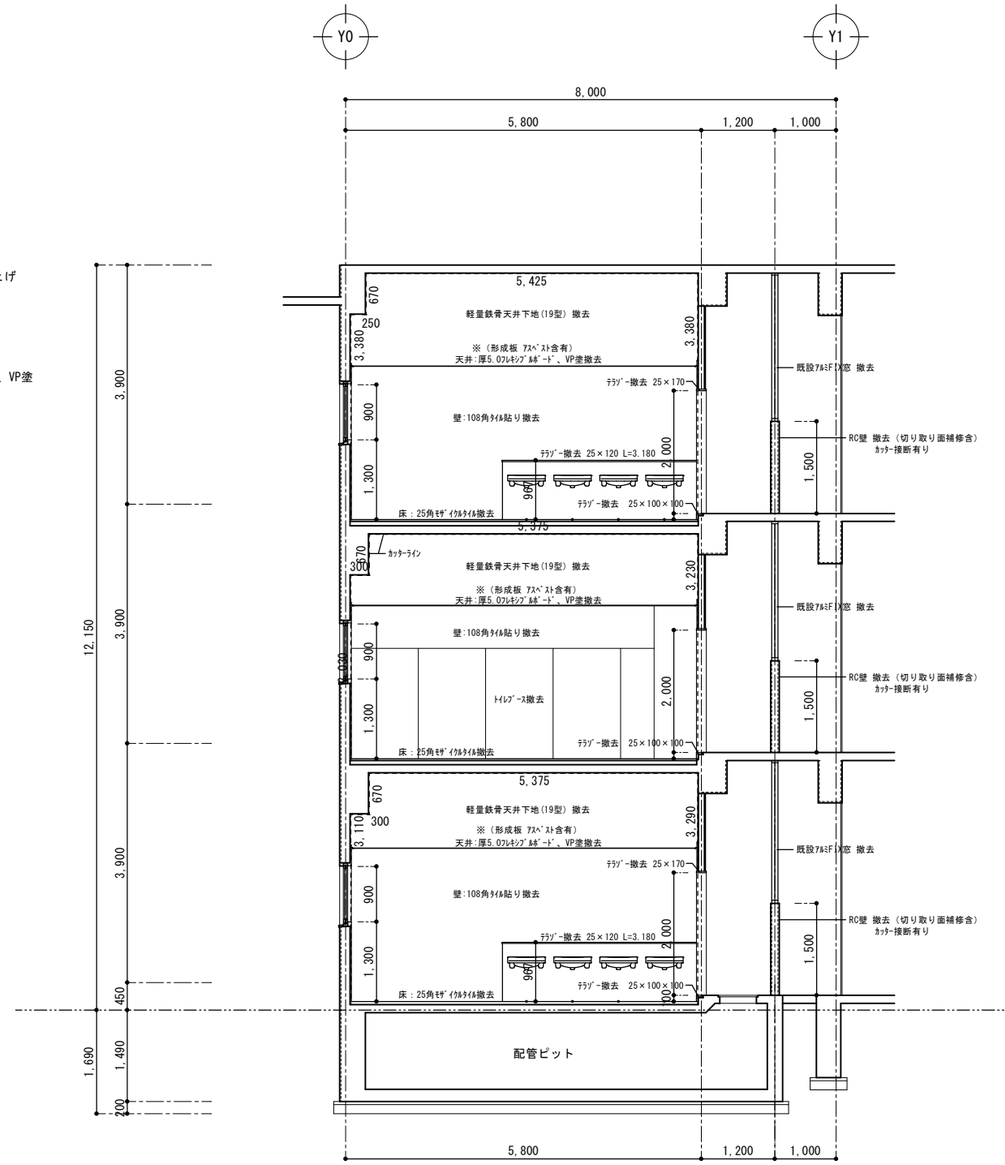

※　便所（男）（女）仕上げ
床：25角ﾓｻﾞｲｸﾙﾀｲﾙ貼り
壁：108角半磁気質ﾀｲﾙ貼り
腰壁：108角半磁気質ﾀｲﾙ貼り
廻り縁：塩ﾋﾞ製廻り縁
天井：厚5.0 ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾎﾞｰﾄﾞ目透かし張りＶＰ塗　※（形成板 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有）

１～3階 普通教室側 便所断面詳細図（改修前）

A3版　S=1/100
A1版　S=1/50

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）			工事年度	令和　8　年度		
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	１～3階 普通教室側 便所平面・断面詳細図・（改修前）		
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100		
摘要				図面番号	Ｋ－１１		
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	有限会社ナカソネ設計	
					資格者氏名	管理建築士　仲宗根 徹	
					登録番号	1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号	
					所在地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 TEL 0980-52-2797	

建具記号（箇所）	1 AD　3箇所	1 AW　1箇所	2 AW　1箇所	3 AW　1箇所
型状、寸法	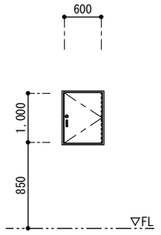	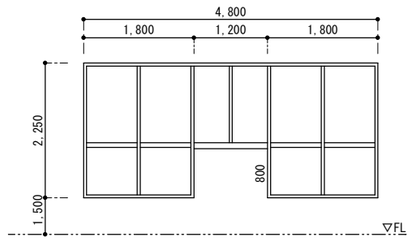	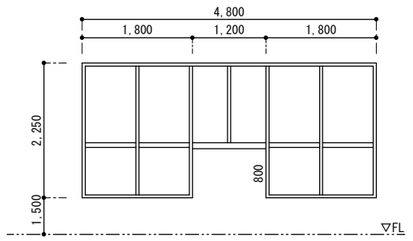	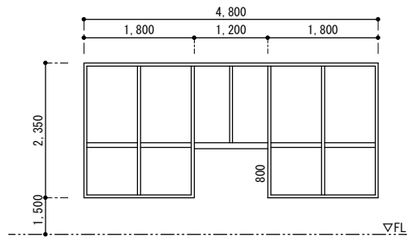
取付場所	1階・2階・3階　トイレ入口部分	1階　トイレ入口部分	2階　トイレ入口部分	3階　トイレ入口部分
型式	片開き戸	ＦＩＸガラス窓	ＦＩＸガラス窓	ＦＩＸガラス窓
材質、仕上	ｱﾙﾐﾆｳﾑｱﾙﾏｲﾄ	ｱﾙﾐﾆｳﾑｱﾙﾏｲﾄ	ｱﾙﾐﾆｳﾑｱﾙﾏｲﾄ	ｱﾙﾐﾆｳﾑｱﾙﾏｲﾄ
見込	70mm	70mm	70mm	70mm
ガラス		厚5.0　透明ｶﾞﾗｽ	厚5.0　透明ｶﾞﾗｽ	厚5.0　透明ｶﾞﾗｽ
金物、その他	その他付属金物一式撤去含む。	その他付属金物一式撤去含む。	その他付属金物一式撤去含む。	その他付属金物一式撤去含む。

建具記号（箇所）	1 TB　3箇所	2 TB　3箇所
型状、寸法	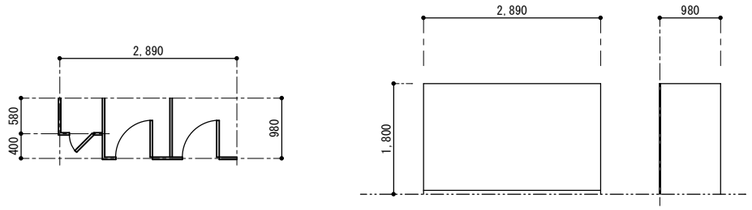	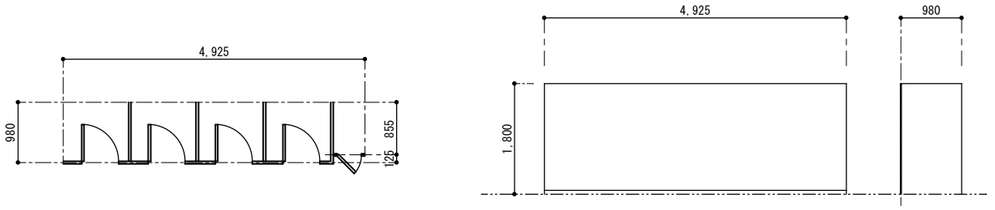
取付場所	1.階・2階・3階　男子トイレ	1階・2階・3階　女子トイレ
型式	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ
材質、仕上	ﾒﾗﾐﾝ樹脂版	ﾒﾗﾐﾝ樹脂版
見込	40mm	40mm
ガラス		
金物、その他	その他付属金物一式撤去含む。	その他付属金物一式撤去含む。

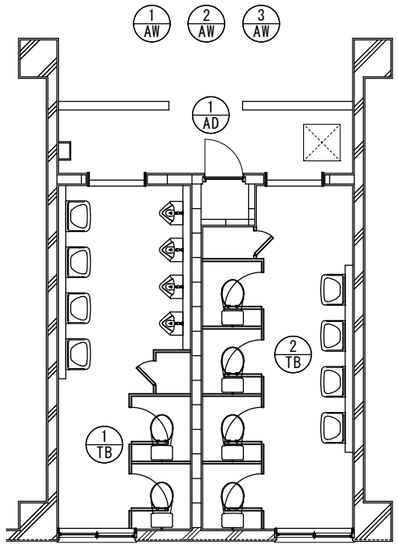

建具キープラン　A3版　S=1/100　A1版　S=1/50

（改修前）

(G-1F・G-2F・G-3F共通)

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）			工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	1～3階 普通教室側 便所建具表（改修前）
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100
摘要				図面番号	K－12
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称：有限会社ナカソネ設計 資格者氏名：管理建築士　仲宗根 徹 登録番号：1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号 所在地：沖縄県名護市宮里二丁目４番７－１号 TEL 0980-52-2797

（改修後）

（G-1F・G-2F・G-3F共通）

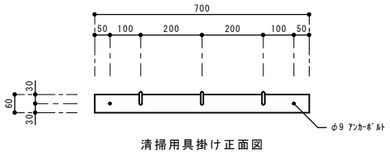

清掃用具掛け正面図

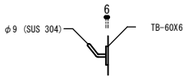

清掃用具掛け側面図

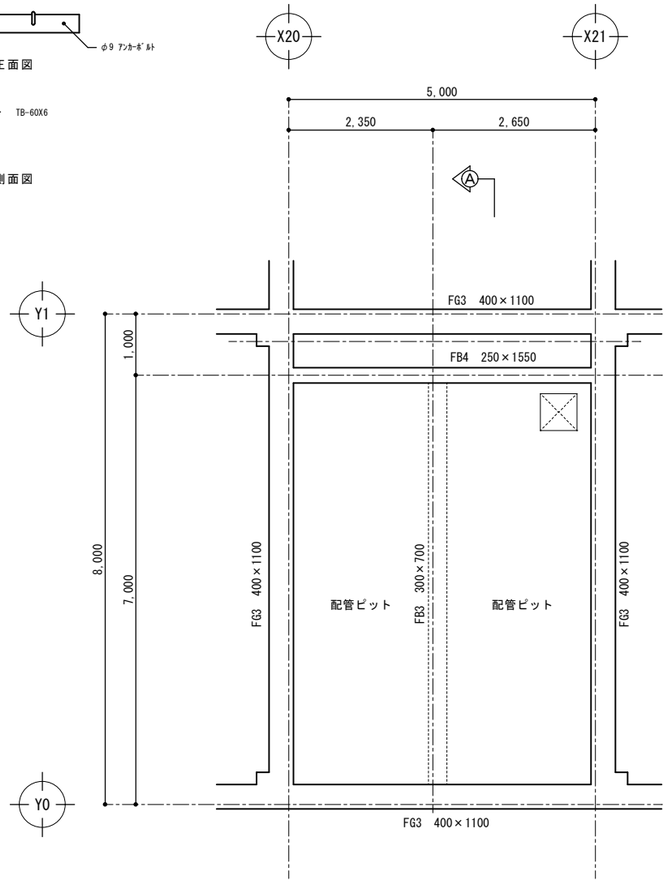

１～3階 普通教室側 ﾋﾟｯﾄ平面詳細図（改修後）　A3版 S=1/100　A1版 S=1/50

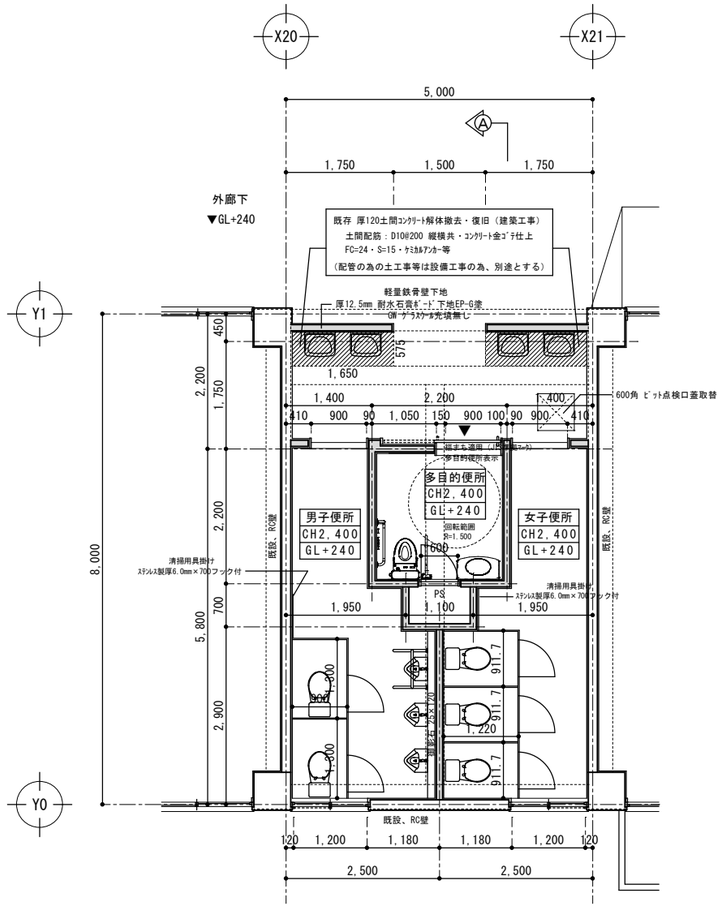

※天井点検口を男子・女子・多目的便所に設置（計3箇所）
※軽量鉄骨壁下地部分に手洗い器・手摺・その他取付品の取付用補強を設置

１～3階 普通教室側 便所平面詳細図（改修後）　A3版 S=1/100　A1版 S=1/50

《 内 部 仕 上 表 》

階	番号	位置／室名	床高	床	幅木	腰壁	壁	天井	天井高	廻り縁	備考
1～3階	1	男子便所	図示	100角 磁器質ﾀｲﾙ張り 防滑ﾀｲﾌﾟ（ﾚﾍﾞﾙ調整増しｺﾝ有り）	同右	既存 RC壁・CB壁の上、100角 陶器質ﾀｲﾙ張り 軽量鉄骨壁下地、厚12.5 耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ・100角 陶器質ﾀｲﾙ張り	既存 RC壁・CB壁 及び 新設、軽量鉄骨壁下地（100型） 厚12.5 耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ下地、EP-G塗	軽量鉄骨天井下地組(19型) 厚5．0mmｹｲｶﾙ板 目透し貼り ＥＰ－Ｇ塗	H=2,400	塩ビ製見切り縁	御影3方枠(25×150) 御影面台(25×120) 御影框(25×100) 天井点検口450×450 用具掛け（ｽﾃﾝﾚｽ製） 25角ﾀﾙﾐ壁見切縁
	2	女子便所	図示	100角 磁器質ﾀｲﾙ張り 防滑ﾀｲﾌﾟ（ﾚﾍﾞﾙ調整増しｺﾝ有り）	同右	既存 RC壁・CB壁の上、100角 陶器質ﾀｲﾙ張り 軽量鉄骨壁下地、厚12.5 耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ・100角 陶器質ﾀｲﾙ張り	既存 RC壁・CB壁 及び 新設、軽量鉄骨壁下地（100型） 厚12.5 耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ下地、EP-G塗	軽量鉄骨天井下地組(19型) 厚5．0mmｹｲｶﾙ板 目透し貼り ＥＰ－Ｇ塗	H=2,400	塩ビ製見切り縁	御影3方枠(25×150) 御影面台(25×120) 御影框(25×100) 天井点検口450×450 用具掛け（ｽﾃﾝﾚｽ製） 25角ﾀﾙﾐ壁見切縁
	3	多目的便所	図示	100角 磁器質ﾀｲﾙ張り 防滑ﾀｲﾌﾟ（ﾚﾍﾞﾙ調整増しｺﾝ有り）	同右	既存 RC壁・CB壁の上、100角 陶器質ﾀｲﾙ張り 軽量鉄骨壁下地、厚12.5 耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ・100角 陶器質ﾀｲﾙ張り	既存 RC壁・CB壁 及び 新設、軽量鉄骨壁下地（100型） 厚12.5 耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ下地、EP-G塗	軽量鉄骨天井下地組(19型) 厚5．0mmｹｲｶﾙ板 目透し貼り ＥＰ－Ｇ塗	H=2,400	塩ビ製見切り縁	天井点検口450×450 御影框（25×100） 25角ﾀﾙﾐ壁見切縁
	4	入口・廊下部分	図示	既存、床仕上そのまま	同右	既存コンクリート面、EP-G塗 軽量鉄骨壁下地、厚12.5mm 耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ下地EP-G塗	既存コンクリート面、EP-G塗 軽量鉄骨壁下地、厚12.5mm 耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ下地EP-G塗	既存コンクリート面、EP-G塗	図示	－	600角ﾋﾟｯﾄ点検口 身障者ﾏｰｸ 室名札 200×200 ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ

※既設 RC壁・CB壁面 解体後、下地処理として厚20ﾓﾙﾀﾙ塗有り

新設、軽量鉄骨壁下地を示す

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）		工事年度	令和 8 年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内		図面名称	１～3階 普通教室側 便所仕上表・平面詳細図・（改修後）	
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課		縮尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100	
摘要			図面番号	K－１３	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称 有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名 管理建築士 仲宗根 徹
					登録番号 1級建築士登録（大臣）第266099号
					所在地 沖縄県名護市宮里二丁目4番7－1号 TEL 0980-52-2797

（改修後）

(G-1F・G-2F・G-3F共通)

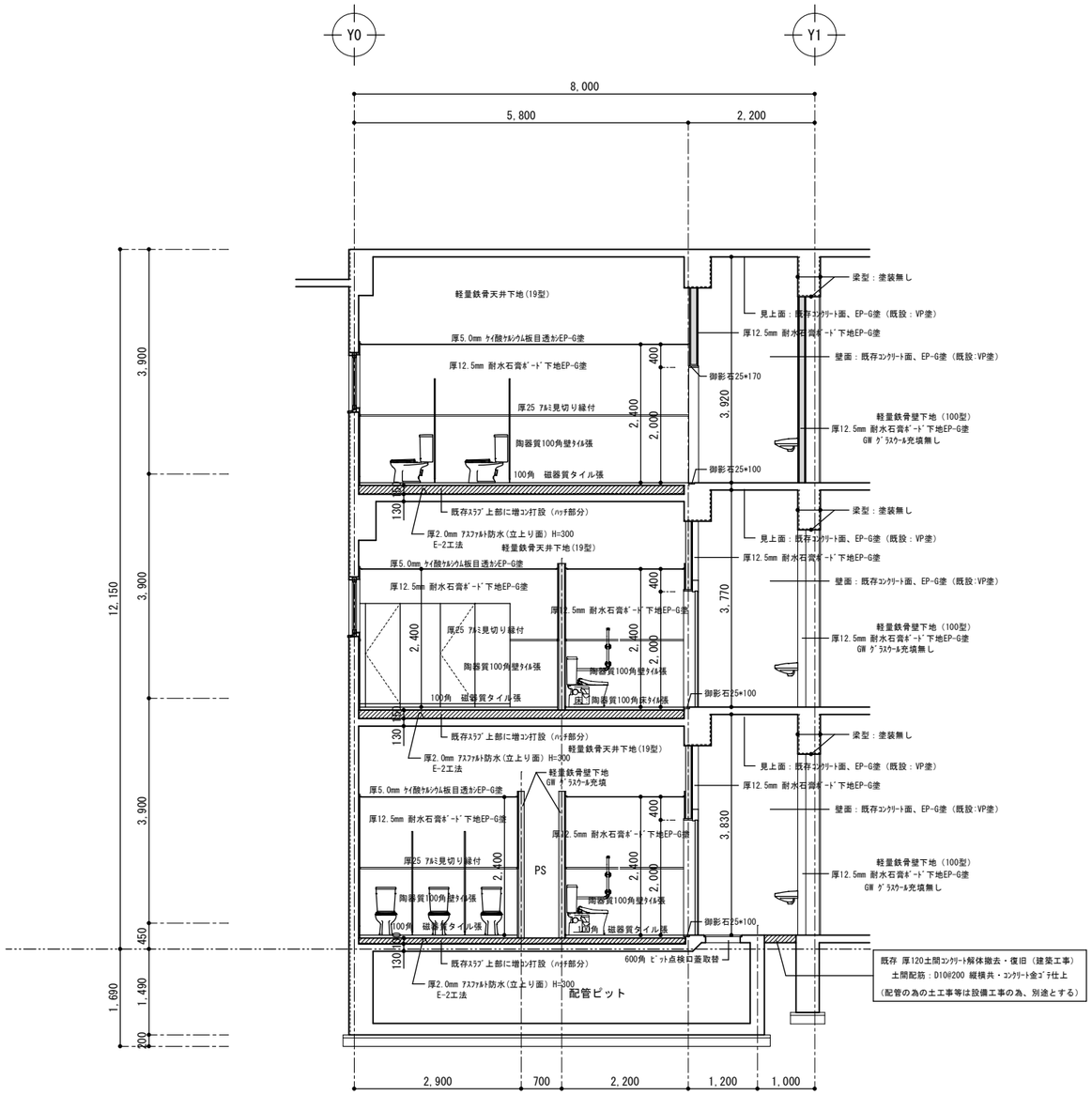

※ 増しコンクリート強度 18-15-20

１～3階 普通教室側 便所断面詳細図（改修後）

A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

軽量鉄骨壁下地 脚部詳細図 S=1/5

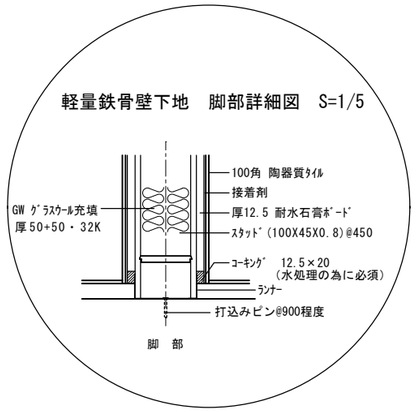

新設、軽量鉄骨壁下地を示す

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	１～3階 普通教室側 便所断面詳細図（改修後）	
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮 尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100	
摘 要				図面番号	K－１４	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設計者	名 称	有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
					登録番号	1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
					所 在 地	沖縄県名護市宮里二丁目４番７－１９ TEL 0980-52-2797

室　名	1階～3階　普通教室側　男子便所
床	100角　磁器質タイル張り（レベル調整増しコン有り） 防 滑 ﾀｲﾌﾟ
巾　木	100角　陶器質タイル張り　　框：25×100 御影石
壁	既存 RC壁・CB壁　及び　新設、軽量鉄骨壁下地（100型） 腰上：厚12.5　耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ下地、EP-G塗 腰下：100角　陶器質タイル張り
廻り縁	塩ビ製見切り
天　井	軽量鉄骨天井下地組(19型) 厚5.0　ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板目透かし、EP-G塗
備　考	用具掛けT=25　ｽﾃﾝﾚｽﾌｯｸ付　　600角 ﾋﾟｯﾄ点検口蓋取替 25角 ｱﾙﾐ壁見切縁

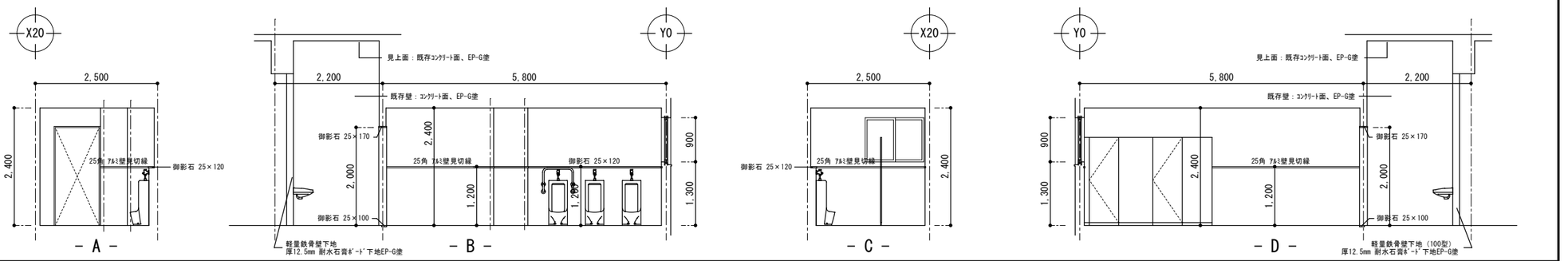

室　名	1階～3階　普通教室側　女子便所
床	100角　磁器質タイル張り（レベル調整増しコン有り） 防 滑 ﾀｲﾌﾟ
巾　木	100角　陶器質タイル張り　　框：25×100 御影石
壁	既存 RC壁・CB壁　及び　新設、軽量鉄骨壁下地（100型） 腰上：厚12.5　耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ下地、EP-G塗 腰下：100角　陶器質タイル張り
廻り縁	塩ビ製見切り
天　井	軽量鉄骨天井下地組(19型) 厚5.0　ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板目透かし、EP-G塗
備　考	用具掛けT=25　ｽﾃﾝﾚｽﾌｯｸ付　　600角 ﾋﾟｯﾄ点検口蓋取替 25角 ｱﾙﾐ壁見切縁

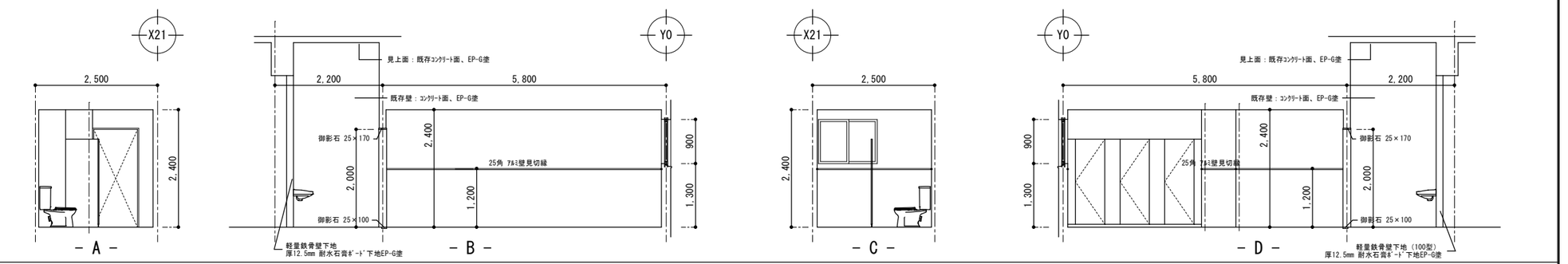

室　名	1階～3階　普通教室側　多目的便所
床	100角　磁器質タイル張り（レベル調整増しコン有り） 防 滑 ﾀｲﾌﾟ 一部、厚2.5　塩化ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ張り（平面詳細参照）　防 滑 ﾀｲﾌﾟ
巾　木	100角　陶器質タイル張り　　框：25×150 御影石
壁	既存 RC壁・CB壁　及び　新設、軽量鉄骨壁下地（100型） 腰上：厚12.5　耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ下地、EP-G塗 腰下：100角　陶器質タイル張り
廻り縁	塩ビ製見切り
天　井	軽量鉄骨天井下地組(19型) 厚5.0　ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板目透かし、EP-G塗
備　考	用具掛けT=25　ｽﾃﾝﾚｽﾌｯｸ付　　600角 ﾋﾟｯﾄ点検口蓋取替 25角 ｱﾙﾐ壁見切縁

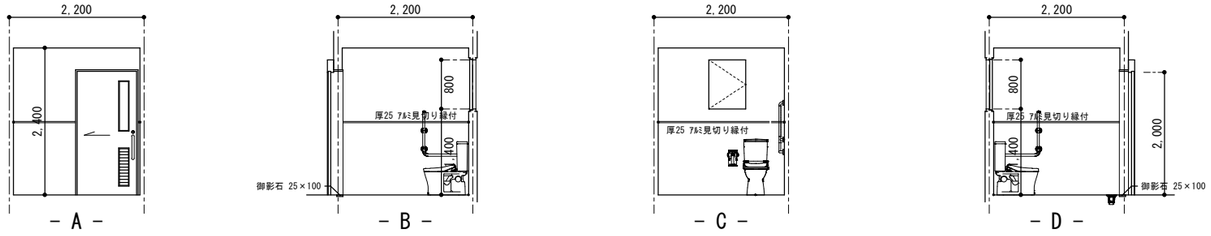

（改修後）

(G-1F・G-2F・G-3F共通)

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）			工事年度	令和　8　年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	1～3階 普通教室側 便所展開図（改修後）	
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮　尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100	
摘　要				図面番号	K－15	
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
					登録番号	1級建築士登録 （大臣）第２６６９９号
					所在地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 TEL 0980-52-2797

建具記号（箇所）	4 SD　3箇所	8 TB　3箇所	9 TB　3箇所
型状、寸法	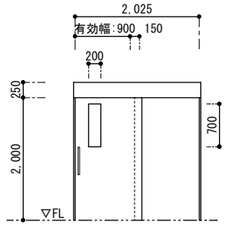	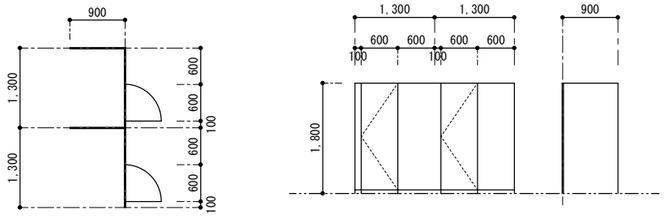	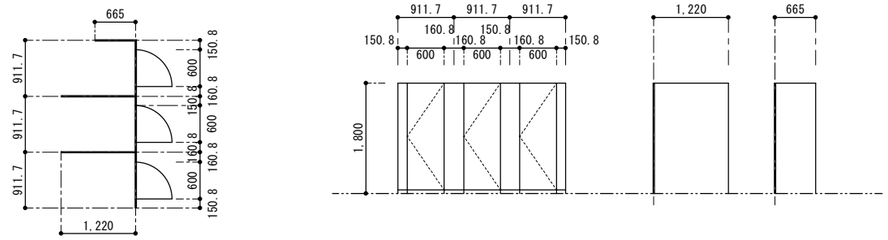
取付場所	多目的トイレ	男子トイレ	女子トイレ
型式	片引き戸	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ
材質、仕上	上枠、竪枠：亜鉛ﾒｯｷ鋼板1.6mm，点検ｶﾊﾞｰ：亜鉛ﾒｯｷ鋼板0.8mm，ﾄﾞｱ表面材：化粧鋼板0.6mm OP	ｿﾘｯﾄﾞ板ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（抗菌、耐水、軽量、耐衝撃）	ｿﾘｯﾄﾞ板ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（抗菌、耐水、軽量、耐衝撃）
見込	枠：100mm　扉：40mm	壁：16mm、扉：16mm　標準色	壁：16mm、扉：16mm　標準色
ガラス	厚4mm　型板ｶﾞﾗｽ	－	－
金物、その他	錠：GOAL PSS-45FL(表示・非常解錠装置付)，取っ手：ｽﾃﾝﾚｽ L=452mm，ﾊﾝｶﾞｰﾚｰﾙ， ﾊﾝｶﾞｰﾛｰﾗｰ，ﾌﾚ止めﾛｰﾗｰ，戸車ﾚｰﾙ，制動装置，自閉装置，その他付属金物一式含む	ｹﾞﾚﾋﾞﾃｨｴﾝｼﾞ、表示付ｽﾗｲﾄﾞｷﾞﾙﾄ(非常開放装置付)2箇所、ｽﾃﾝﾚｽ巾木、戸当り帽子掛け その他付属金物一式含む。	ｹﾞﾚﾋﾞﾃｨｴﾝｼﾞ、表示付ｽﾗｲﾄﾞｷﾞﾙﾄ(非常開放装置付)2箇所、ｽﾃﾝﾚｽ巾木、戸当り帽子掛け その他付属金物一式含む。

建具記号（箇所）	2 AD　3箇所
型状、寸法	
取付場所	多目的トイレ
型式	片開き戸
材質、仕上	ｱﾙﾐﾆｳﾑｱﾙﾏｲﾄ(ｽﾃﾝｶﾗｰ)
見込	70mm
ガラス	
金物、その他	堀込取手、ｼﾘﾝﾀﾞｰ錠 その他付属金物一式含む。

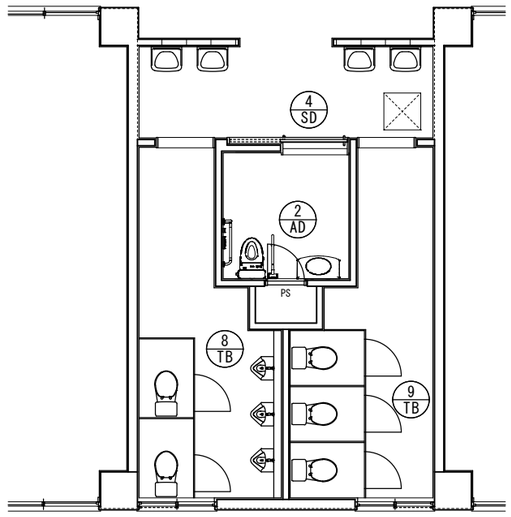

建具キープラン　A3版　S=1/100　A1版　S=1/50

性　能

1、耐風圧性　Ｓ－６（２８００Ｐａ以上）計算書提出
2、気密性　Ａ－４（２等級）　〃
3、水密性　Ｗ－５（５０等級）　〃
4、遮音性　Ｔ－１（２５等級）　〃
5、ガラスの耐風圧性を必ず確認し工事着工する。

金属製建具　特記事項

1. 本表の寸法は、原則として内法寸法とする。
2. 建具金物は、図面参照とし、特殊金物は、事前に発注し、取付に支障をきたさない様にする。
3. 建具は、専門製作所で製作する事とし、監理者の承諾を得て製作する。
4. ｶﾞﾗｽ留め材は、ｼｰﾘﾝｸﾞを使用する。
5. 建具吊り元は、平面図参照とする。
6. 本工事に疑義のある場合は、監理者の指示による。
7. 金属製建具については、JIS A 1 4706（鋼製及びｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製ｻｯｼ）及びJIS A 1 4702（鋼製ﾄﾞｱ）又は優良住宅部品BLｱﾙﾐｻｯｼ、BL防音ｻｯｼ、BLｽﾃﾝﾚｽｻｯｼ及びBL玄関ﾄﾞｱとする。

木製・金属製建具　共通のﾏｽﾀｰｷｰを、作成提出する事とする。

（改修後）

(G-1F・G-2F・G-3F共通)

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）			工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	1～3階 普通教室棚 便所建具表（改修後）
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100
摘要				図面番号	K－16
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称：有限会社ナカソネ設計 資格者氏名：管理建築士　仲宗根 徹 登録番号：1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号 所在地：沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号　TEL 0980-52-2797

（ｱｽﾍﾞｽﾄ撤去）

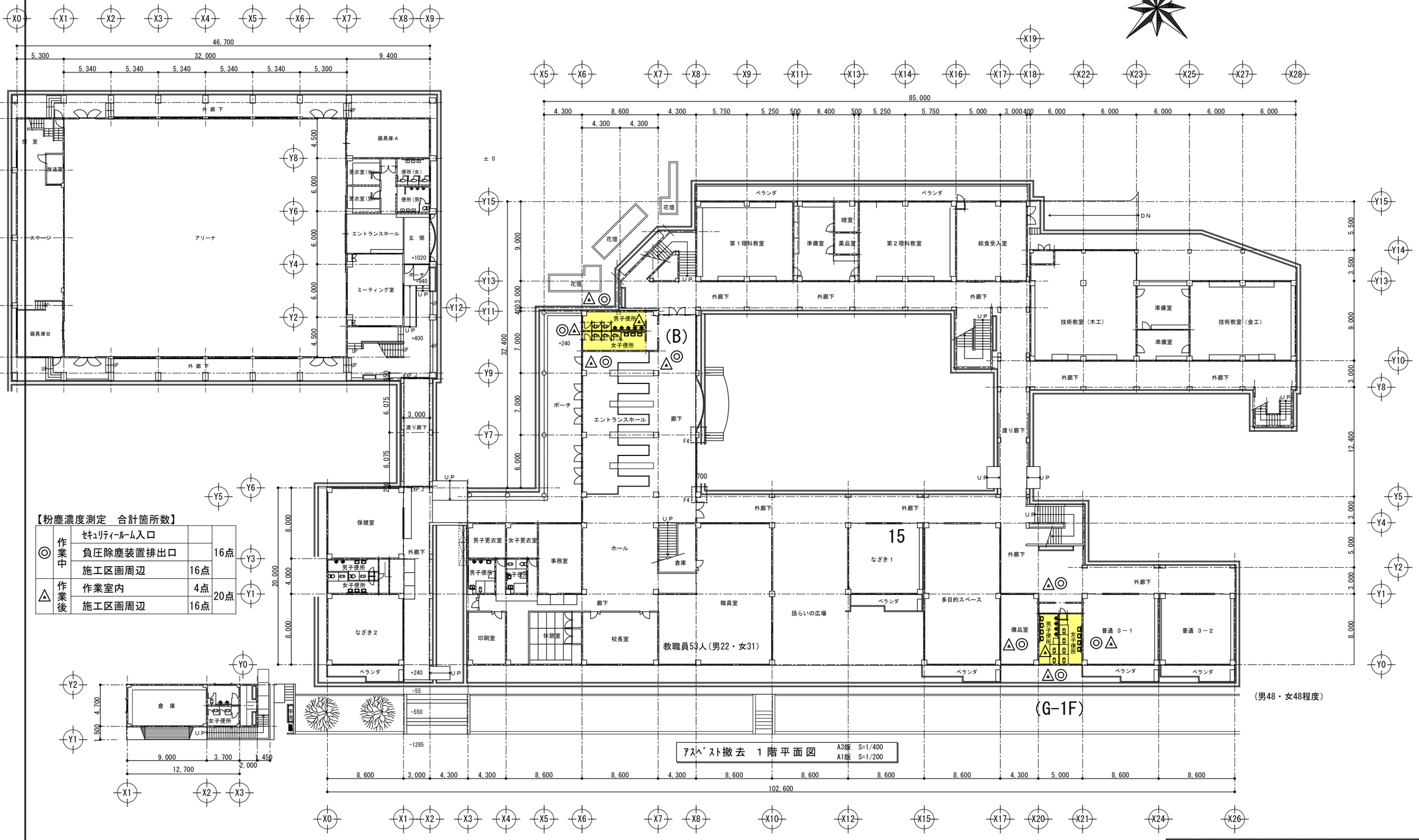

ｱｽﾍﾞｽﾄ撤去　１階平面図　A3版 S=1/400　A1版 S=1/200

【粉塵濃度測定　合計箇所数】

◎	作業中	ｾｷｭﾘﾃｨｰﾙｰﾑ入口		16点
		負圧除塵装置排出口		
		施工区画周辺	16点	
△	作業後	作業室内	4点	20点
		施工区画周辺	16点	

便所内部：天井 ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾎﾞｰﾄﾞ成形板（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有）
ﾚﾍﾞﾙ3相当・開口部養生・ｸﾘｰﾝﾙｰﾑ無

職員室 便所前廊下：ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ接着剤・ｿﾌﾄ巾木接着剤（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有）
ﾚﾍﾞﾙ1相当・開口部・壁・天井養生・ｸﾘｰﾝﾙｰﾑ有

2階 便所内部：天井 VP塗装及び下地ﾓﾙﾀﾙ（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有）
1階・2階 便所前室：壁VP塗装（青・赤）・下地ﾓﾙﾀﾙ（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有）
ﾚﾍﾞﾙ1相当・開口部・床及び壁養生・ｸﾘｰﾝﾙｰﾑ有

屋外便所内部：天井 VP塗装及び下地ﾓﾙﾀﾙ（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有）
ﾚﾍﾞﾙ1相当・開口部・床及び壁養生・ｸﾘｰﾝﾙｰﾑ有

体育館、便所前廊下：ｿﾌﾄ巾木接着剤（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有）
ﾚﾍﾞﾙ3相当・開口部養生
ｸﾘｰﾝﾙｰﾑ無（集塵ｻﾝﾀﾞｰ使用の為）

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）			工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	ｱｽﾍﾞｽﾄ撤去　1階平面図
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮尺	A1版 S=1:200　A3版 S=1:400
摘要				図面番号	ｱｽﾍﾞｽﾄ撤去－1
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称：有限会社ナカソネ設計 資格者氏名：管理建築士　仲宗根 徹 登録番号：1級建築士登録（大臣）第266099号 所在地：沖縄県名護市宮里三丁目4番7－19 TEL 0980-52-2797

（ｱｽﾍﾞｽﾄ撤去）

ｱｽﾍﾞｽﾄ撤去　２階平面図　A3版 S=1/400　A1版 S=1/200

（男120・女120程度）

便所内部：天井 ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾎﾞｰﾄﾞ成形板（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有）
ﾚﾍﾞﾙ3相当・開口部養生・ｸﾘｰﾝﾙｰﾑ無

職員室 便所前廊下：ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ接着剤・ｿﾌﾄ巾木接着剤（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有）
ﾚﾍﾞﾙ1相当・開口部・壁・天井養生・ｸﾘｰﾝﾙｰﾑ有

2階 便所内部：天井 VP塗装及び下地ﾓﾙﾀﾙ（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有）
1階・2階 便所前室：壁VP塗装（青・赤）・下地ﾓﾙﾀﾙ（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有）
ﾚﾍﾞﾙ1相当・開口部・床及び壁養生・ｸﾘｰﾝﾙｰﾑ有

屋外便所内部：天井 VP塗装及び下地ﾓﾙﾀﾙ（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有）
ﾚﾍﾞﾙ1相当・開口部・床及び壁養生・ｸﾘｰﾝﾙｰﾑ有

体育館、便所前廊下：ｿﾌﾄ巾木接着剤（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有）
ﾚﾍﾞﾙ1相当・開口部・床及び壁及び天井養生
ｸﾘｰﾝﾙｰﾑ無（集塵ｻﾝﾀﾞｰ使用の為）

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）			工事年度	令和 ８ 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	ｱｽﾍﾞｽﾄ撤去 ２階平面図
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮 尺	A1版 S=1:200 A3版 S=1:400
摘 要				図面番号	ｱｽﾍﾞｽﾄ撤去－２
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設計者	名 称 有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名 管理建築士 仲宗根 徹
					登録番号 1級建築士登録（大臣）第２６０９９号
					所在地 沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 TEL 0980-52-2797

（ｱｽﾍﾞｽﾄ撤去）

ｱｽﾍﾞｽﾄ撤去 ３階平面図　A3版 S=1/400　A1版 S=1/200

便所内部：天井 ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾎﾞｰﾄﾞ成形板（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有）
ﾚﾍﾞﾙ3相当・開口部養生・ｸﾘｰﾝﾙｰﾑ無

職員室 便所前廊下：ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ接着剤・ｿﾌﾄ巾木接着剤（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有）
ﾚﾍﾞﾙ1相当・開口部・壁・天井養生・ｸﾘｰﾝﾙｰﾑ有

2階 便所内部：天井 VP塗装及び下地ﾓﾙﾀﾙ（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有）
1階・2階 便所前室：壁VP塗装（青・赤）・下地ﾓﾙﾀﾙ（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有）
ﾚﾍﾞﾙ1相当・開口部・床及び壁養生・ｸﾘｰﾝﾙｰﾑ有

屋外便所内部：天井 VP塗装及び下地ﾓﾙﾀﾙ（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有）
ﾚﾍﾞﾙ1相当・開口部・床及び壁養生・ｸﾘｰﾝﾙｰﾑ有

体育館、便所前廊下：ｿﾌﾄ巾木接着剤（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有）
ﾚﾍﾞﾙ1相当・開口部・床及び壁及び天井養生
ｸﾘｰﾝﾙｰﾑ無（集塵ｻﾝﾀﾞｰ使用の為）

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）			工事年度	令和 ８ 年度		
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	ｱｽﾍﾞｽﾄ撤去 ３階平面図		
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮 尺	A1版 S=1:200 A3版 S=1:400		
摘 要				図面番号	ｱｽﾍﾞｽﾄ撤去－３		
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設計者	名 称	有限会社ナカソネ設計	
					資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹	
					登録番号	1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号	
					所在地	沖縄県名護市宮里二丁目４番７－１号 TEL 0980-52-2797	

（ｱｽﾍﾞｽﾄ撤去）
（ Ｂ ）
ﾚﾍﾞﾙ3相当

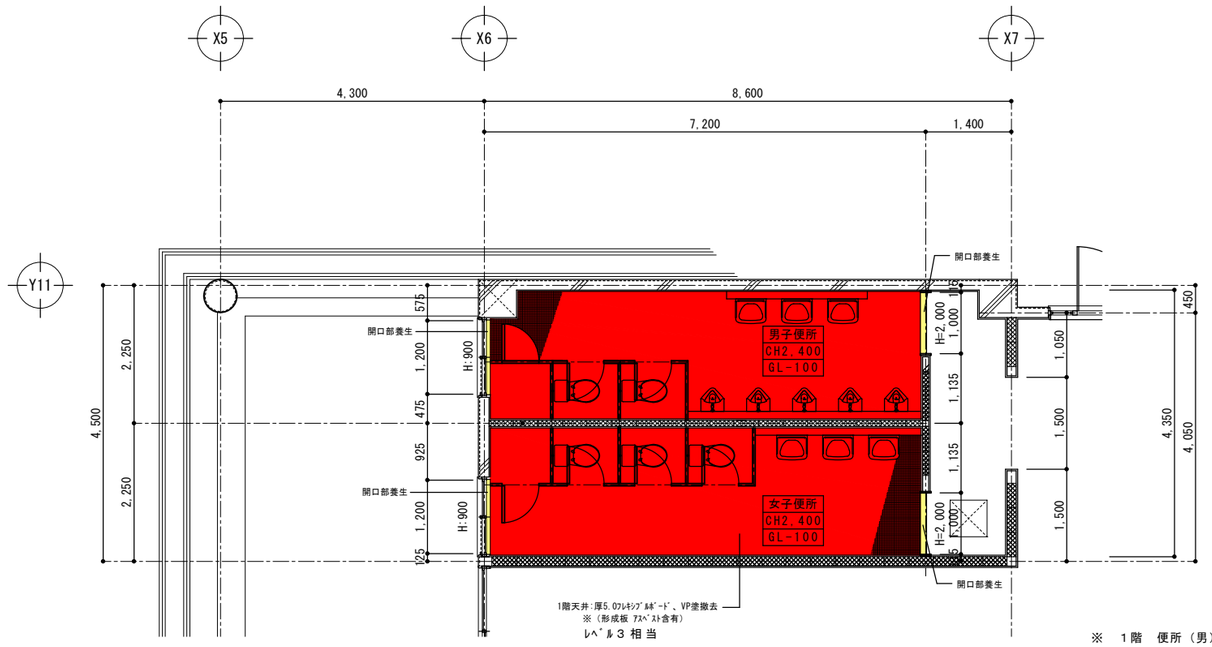

１階 ｴﾝﾄﾗﾝｽﾎｰﾙ側 便所平面ｱｽﾍﾞｽﾄ撤去図　A3版 S=1/100　A1版 S=1/50

※ １階 便所（男）（女）仕上げ
床：25角ﾓｻﾞｲｸﾙﾀｲﾙ貼り
壁：108角半磁気質ﾀｲﾙ貼り
腰壁：108角半磁気質ﾀｲﾙ貼り
廻り縁：塩ﾋﾞ製廻り縁
天井：厚5.0 ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾎﾞｰﾄﾞ目透かし張りＶＰ塗 ※（形成板 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有）

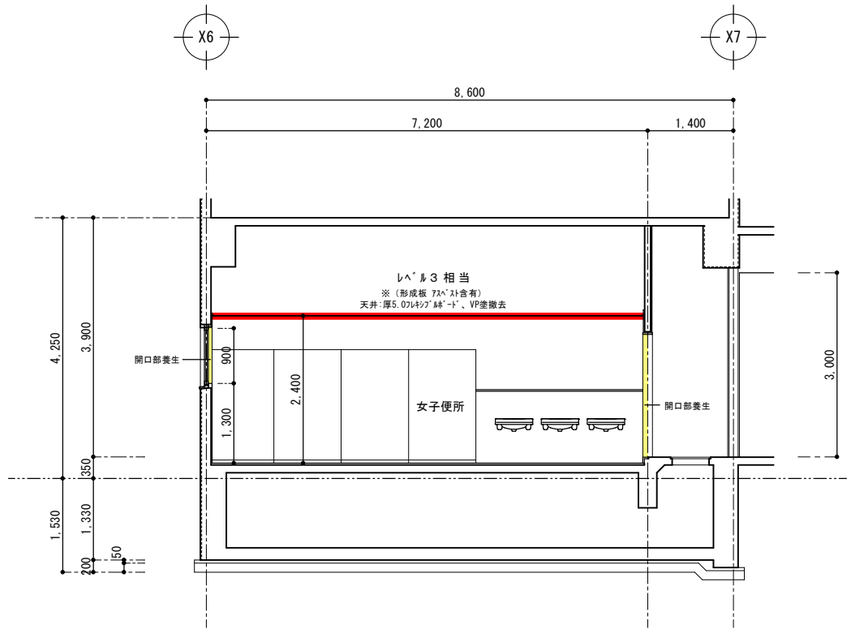

１階 ｴﾝﾄﾗﾝｽﾎｰﾙ側 便所断面ｱｽﾍﾞｽﾄ撤去図　A3版 S=1/100　A1版 S=1/50

【特記仕様書】

1. 屋内床養生シートは、厚0.15ポリエチレンシート　二重張りとする
2. 屋内壁・天井養生シートは、厚0.10ポリエチレンシート　一重張りとする
3. 粉じん濃度測定は、作業中にクリーンルーム出入口1カ所、屋外4方位（P-1～P-4）測定を行う
   作業後（養生シート撤去前）に便所内1カ所、屋外4方位（P-1～P-4）測定を行う
4. 作業前・作業後に真空掃除機による清掃を行う
5. 石綿含有建材等の処分は管理型及び安定型処分とし、マニフェスト及び報告書を作成し提出する事
6. その他の内容の施工については、施工前に監理者及び監督員と十分に協議し施工する事

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）			工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	1階職員室 ｴﾝﾄﾗﾝｽ側 便所平面・断面ｱｽﾍﾞｽﾄ撤去図
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100
摘要				図面番号	ｱｽﾍﾞｽﾄ撤去－４
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称：有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名：管理建築士 仲宗根 徹
					登録番号：1級建築士登録（大臣）第２６００９９号
					所在地：沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 TEL 0980-52-2797

（ｱｽﾍﾞｽﾄ撤去）

(G-1F・G-2F・G-3F共通)

ﾚﾍﾞﾙ3相当

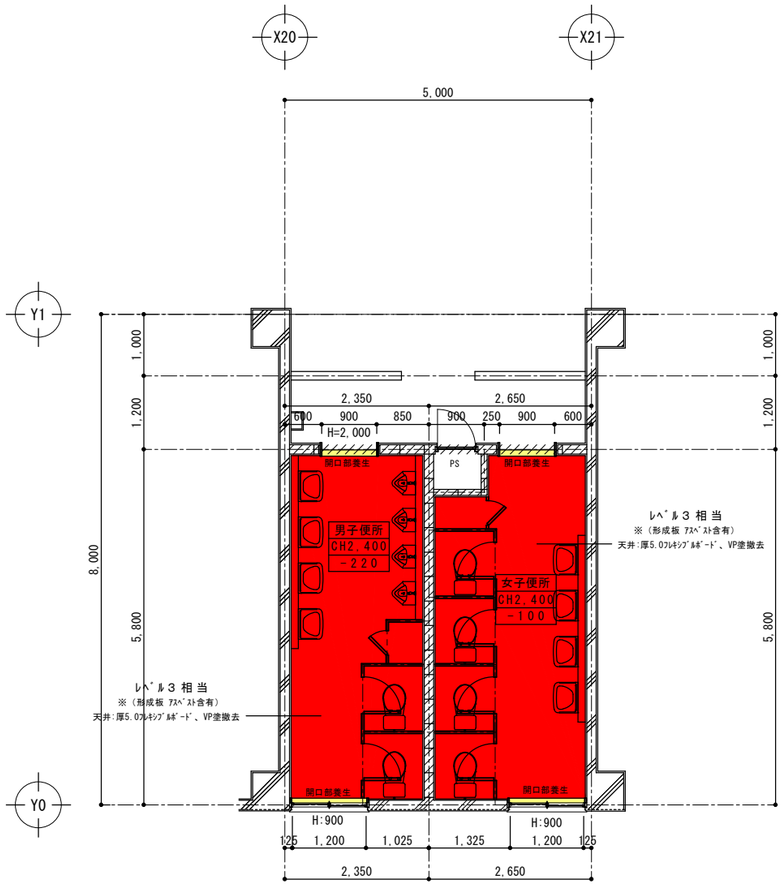

１～3階 普通教室側 便所平面詳細図（改修前）　A3版 S=1/100　A1版 S=1/50

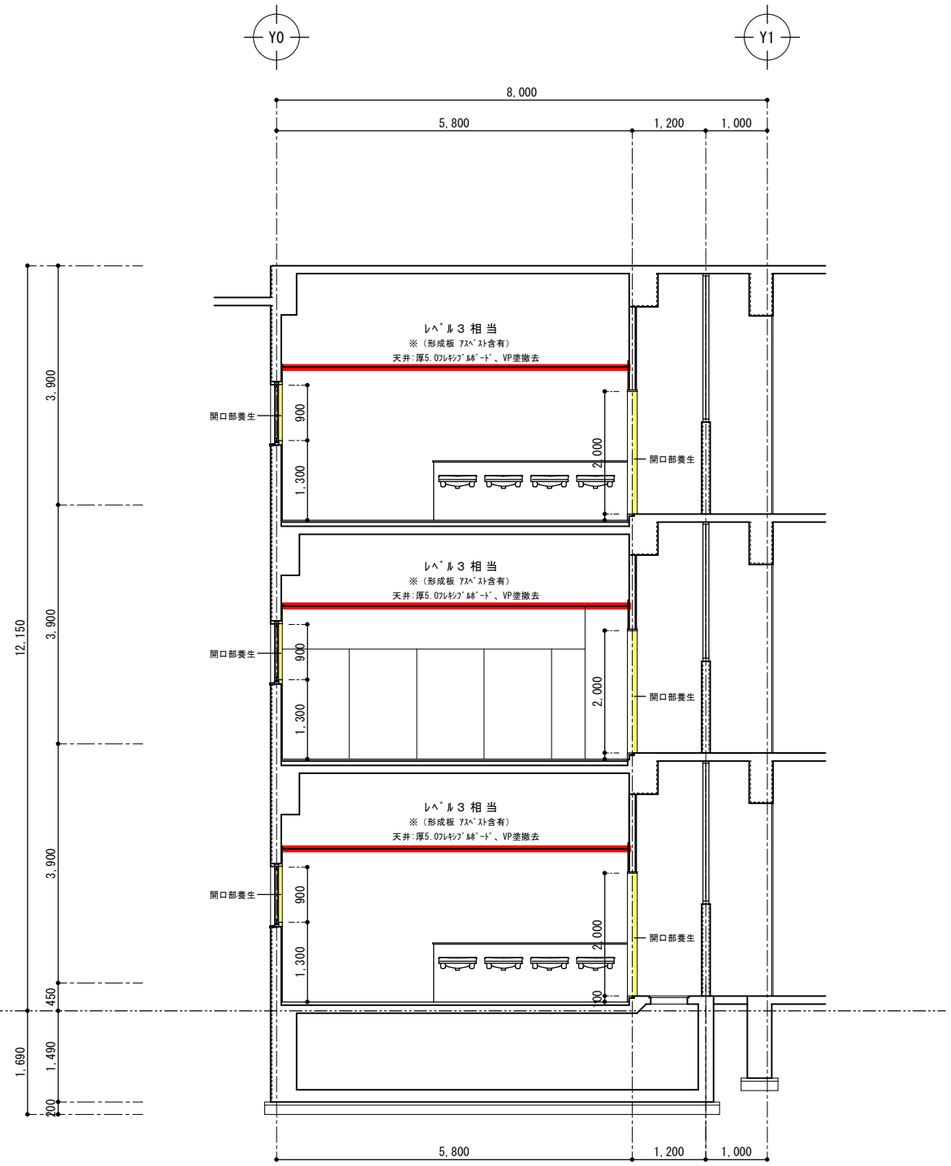

１～3階 普通教室側 便所断面詳細図（改修前）　A3版 S=1/100　A1版 S=1/50

※　便所（男）（女）仕上げ
床：25角ﾓｻﾞｲｸﾙﾀｲﾙ貼り
壁：108角半磁気質ﾀｲﾙ貼り
腰壁：108角半磁気質ﾀｲﾙ貼り
廻り縁：塩ﾋﾞ製廻り縁
天井：厚5.0 ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾎﾞｰﾄﾞ目透かし張りＶＰ塗　※（形成板 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有）

【特記仕様書】

1. 屋内床養生シートは、厚0.15ポリエチレンシート　二重張りとする
2. 屋内壁・天井養生シートは、厚0.10ポリエチレンシート　一重張りとする
3. 粉じん濃度測定は、作業中にクリーンルーム出入口1カ所、屋外4方位（P-1～P-4）測定を行う
   作業後（養生シート撤去前）に便所内1カ所、屋外4方位（P-1～P-4）測定を行う
4. 作業前・作業後に真空掃除機による清掃を行う
5. 石綿含有建材等の処分は管理型及び安定型処分とし、マニフェスト及び報告書を作成し提出する事
6. その他の内容の施工については、施工前に監理者及び監督員と十分に協議し施工する事

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）				工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内				図面名称	１～3階 普通教室側 便所平面・断面ｱｽﾍﾞｽﾄ撤去図
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課				縮　尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100
摘　要					図面番号	ｱｽﾍﾞｽﾄ撤去－５
検　印	管理建築士	設　計	製　図		設計者	名　称　有限会社ナカソネ設計
						資格者氏名　管理建築士　仲宗根　徹
						登録番号　1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
						所　在　地　沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 TEL　0980-52-2797

（改修前）

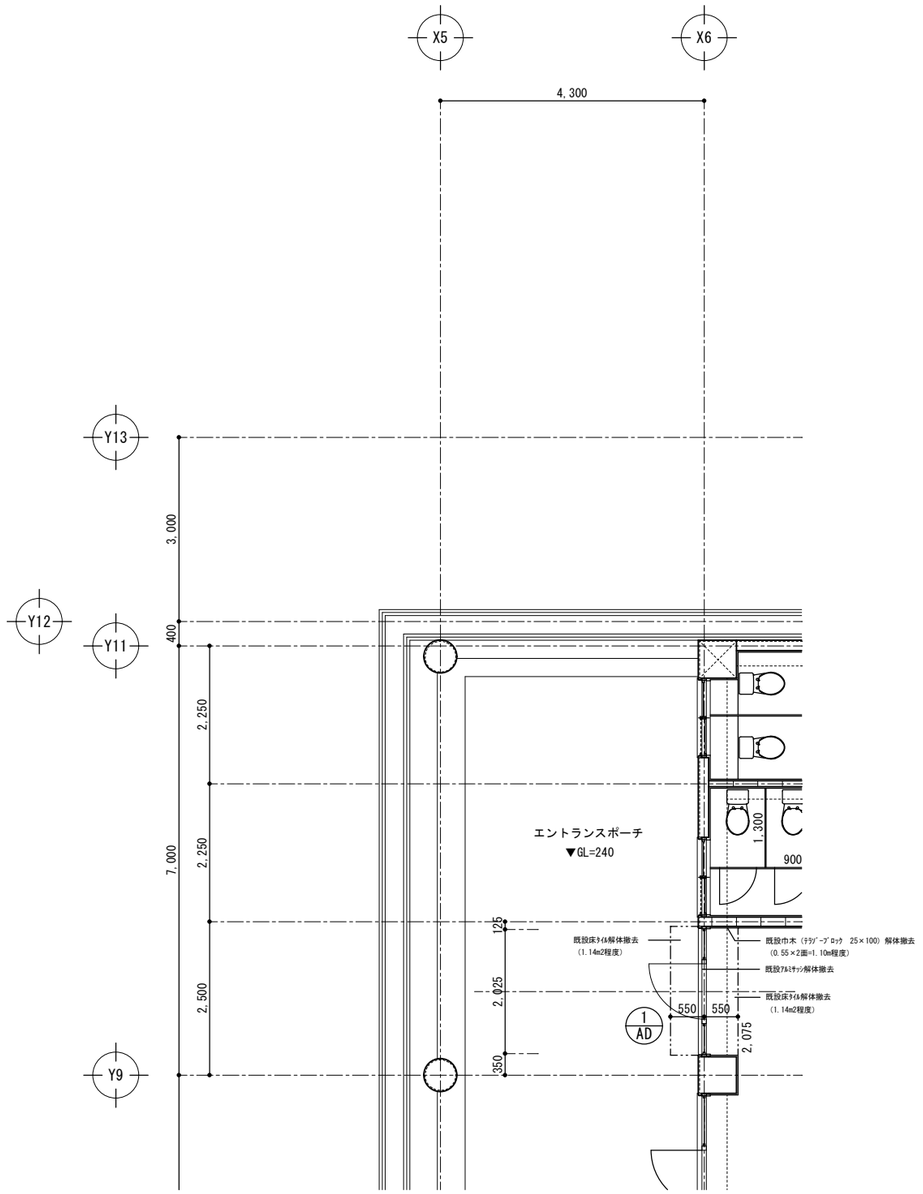

エントランスポーチ部分 スロープ平面詳細図（改修前）　A3版 S=1/100　A1版 S=1/50

（改修後）

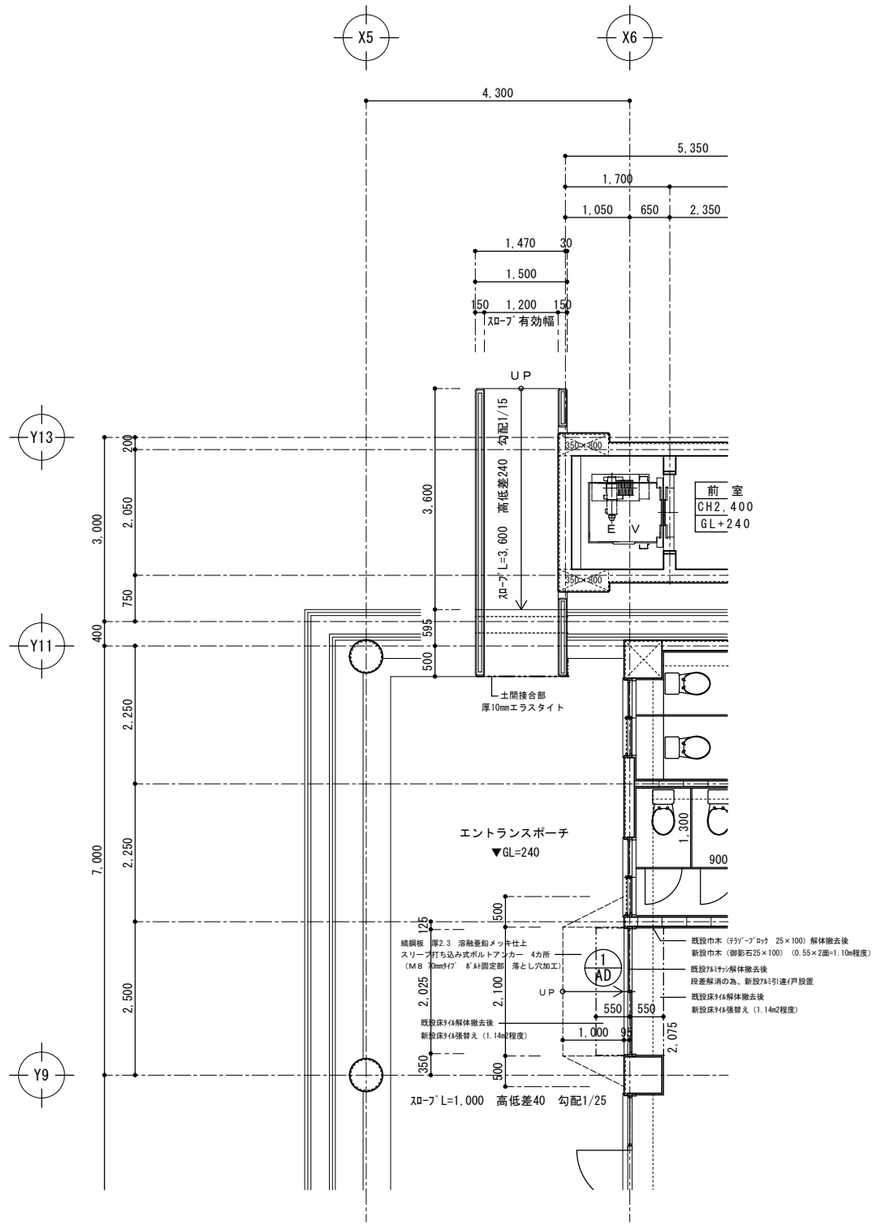

※ ｴﾝﾄﾗﾝｽﾎﾟｰﾁ部分 縞鋼板スロープ設置 ２箇所 （全体平面図参照）

※ 厚150 新設ｽﾛｰﾌﾟ・脱輪防止立上り（ｺﾝｸﾘｰﾄ強度：21-15-20）

※ ボルト・ナット保護樹脂キャップ（黄色）含む

エントランスポーチ部分 スロープ平面詳細図（改修後）　A3版 S=1/100　A1版 S=1/50

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（スロープ）				工事年度	令和 8 年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内				図面名称	エントランスポーチ スロープ平面詳細図・（改修前・後）	
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課				縮尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100	
摘要					図面番号	ＳＬ－１	
検印	管理建築士	設計	製図		設計者	名称	有限会社ナカソネ設計
						資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
						登録番号	1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
						所在地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 TEL 0980-52-2797

（改修後）

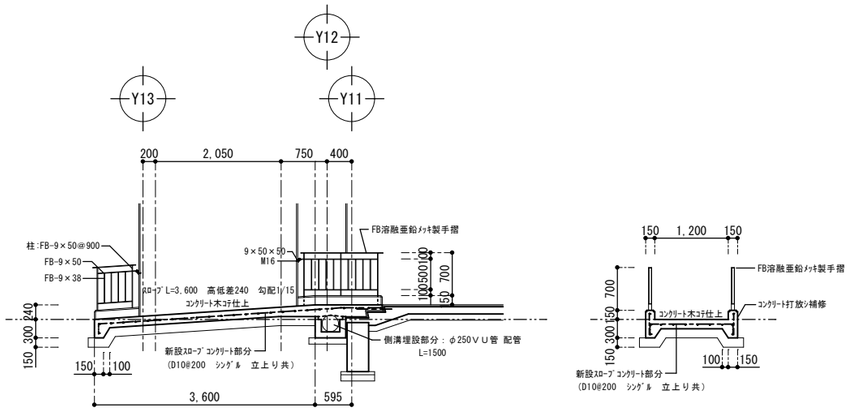

※ 厚150 新設ｽﾛｰﾌﾟ・脱輪防止立上り（ｺﾝｸﾘｰﾄ強度：21-15-20）

エントランスポーチ部分 スロープ断面詳細図（改修後） A3版 S=1/100 A1版 S=1/50

（改修前）

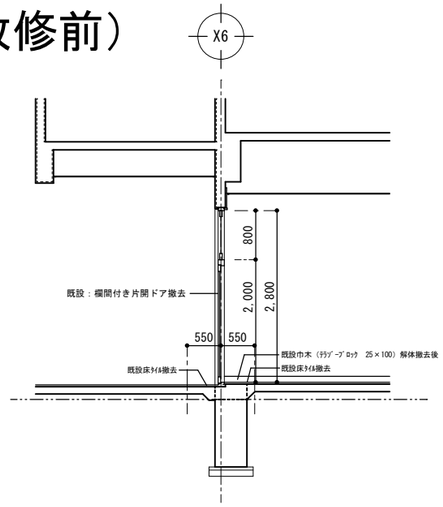

（改修後）

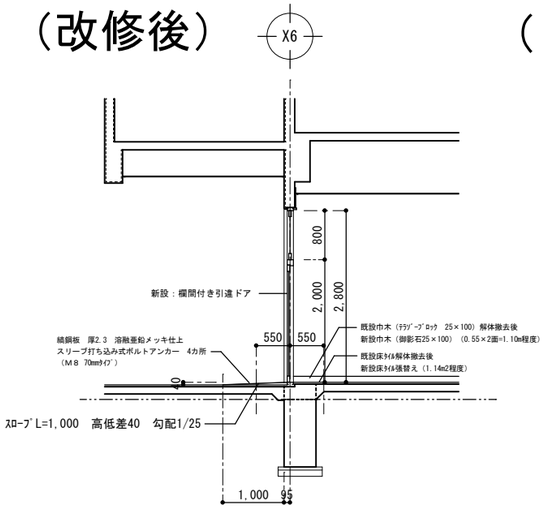

エントランスポーチ部分 スロープ断面詳細図（改修前・後） A3版 S=1/100 A1版 S=1/50

《 内 部 仕 上 表 》

階	番号	位置／室名	床高	床	幅木	腰壁	壁	天井	天井高	廻り縁	備考
1階	1	外部 ｽﾛｰﾌﾟ部分	図示	ｺﾝｸﾘｰﾄ木ｺﾃ仕上	－	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼ補修（立上り部分）	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼ補修（立上り部分）	－	－	－	FB溶融亜鉛メッキ製手摺 側溝埋設部分：φ250ＶＵ管 配管
	2	エントランスホール	図示	既設 100角 磁器質タイル張り 解体撤去の上 100角 磁器質タイル張り（施工影響範囲）	御影石 25×100 （施工影響範囲）	既設そのまま	既設そのまま	既設そのまま	H=3,070	既設そのまま	
	3	ポーチ部分	図示	既設 100角 磁器質タイル張り 解体撤去の上 100角 磁器質タイル張り（施工影響範囲）	－	既設そのまま	既設そのまま	既設そのまま	－	－	縞鋼板スロープ

改修前 片開きドア 建具表

建具記号（箇所）	1/AD 1箇所	キープラン 平面詳細参照
型状、寸法	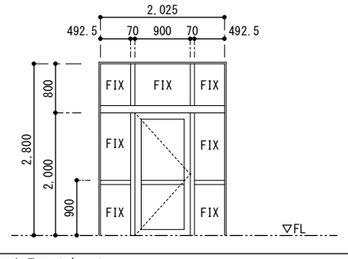	
取付場所	エントランスホール	
型式	欄間付き片開ドア	
材質、仕上	ｱﾙﾐﾆｳﾑｱﾙﾏｲﾄ(ｼﾙﾊﾞｰ)	
見込	100㎜	
ガラス	厚5.0 ﾌﾛｰﾄ板ｶﾞﾗｽ	
金物、その他	その他付属金物一式含む。	

改修後 引違ドア 建具表

建具記号（箇所）	1/AD 1箇所	キープラン 平面詳細参照
型状、寸法	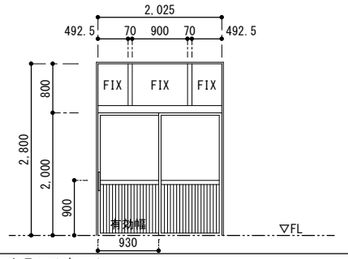	
取付場所	エントランスホール	
型式	欄間付き引違ドア	
材質、仕上	ｱﾙﾐﾆｳﾑｱﾙﾏｲﾄ(ｼﾙﾊﾞｰ)	
見込	100㎜	
ガラス	厚6.8 網入ﾌﾛｰﾄ板ｶﾞﾗｽ	
金物、その他	引違い錠（1個）、腰下 ｱﾙﾐﾊﾟﾈﾙ、下枠 ｽﾃﾝﾚｽ SUS304、ｱﾙﾐ額縁 ｽﾃﾝﾚｽ製ﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ L=300、その他付属金物一式含む。	

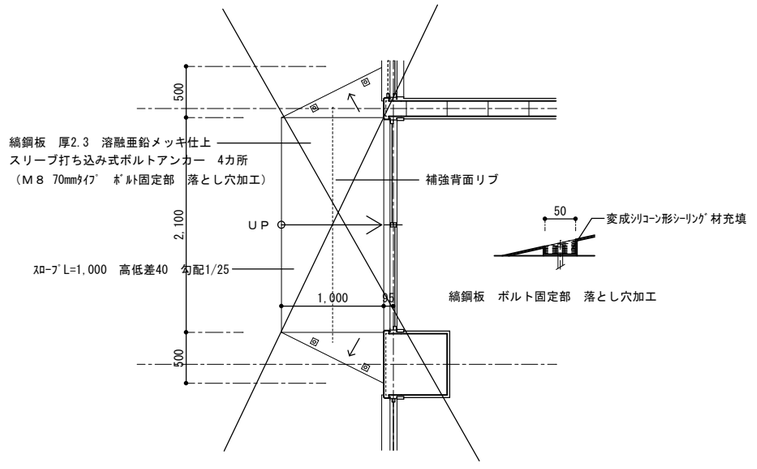

縞鋼板スロープ詳細図 A3版 S=1/60 A1版 S=1/30

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（スロープ）	工事年度	令和 8 年度		
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	エントランスポーチ スロープ 断面詳細図・仕上表・建具表（改修後）		
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100		
摘要		図面番号	ＳＬ－２		
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称：有限会社ナカソネ設計 資格者氏名：管理建築士 仲宗根 徹 登録番号：1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号 所在地：沖縄県名護市宮里二丁目４番７－１号 TEL 0980-52-2797

（改修前）

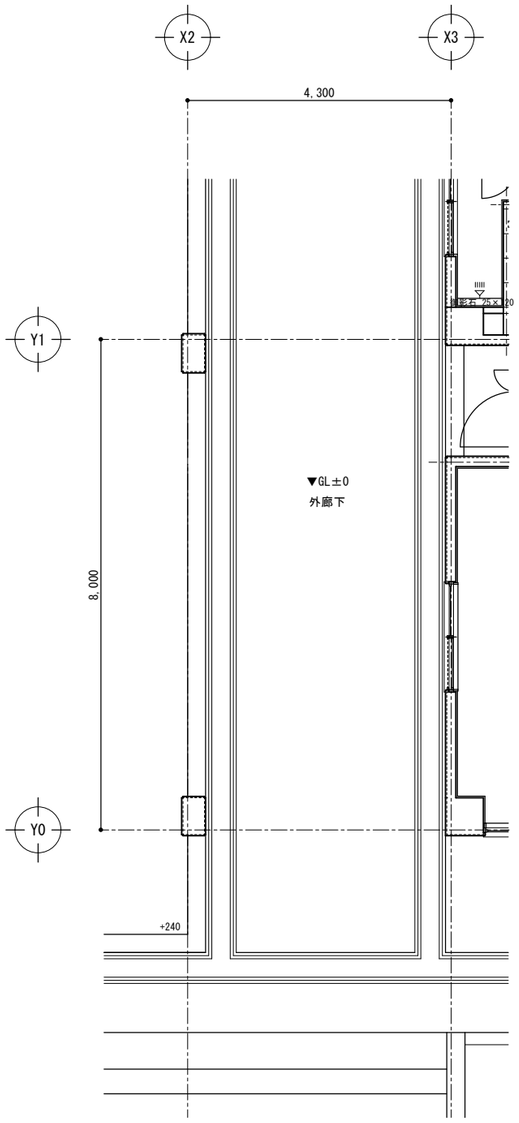

職員用出入口部分 ｽﾛｰﾌﾟ平面詳細図（改修前）　A3版 S=1/100　A1版 S=1/50

（改修後）

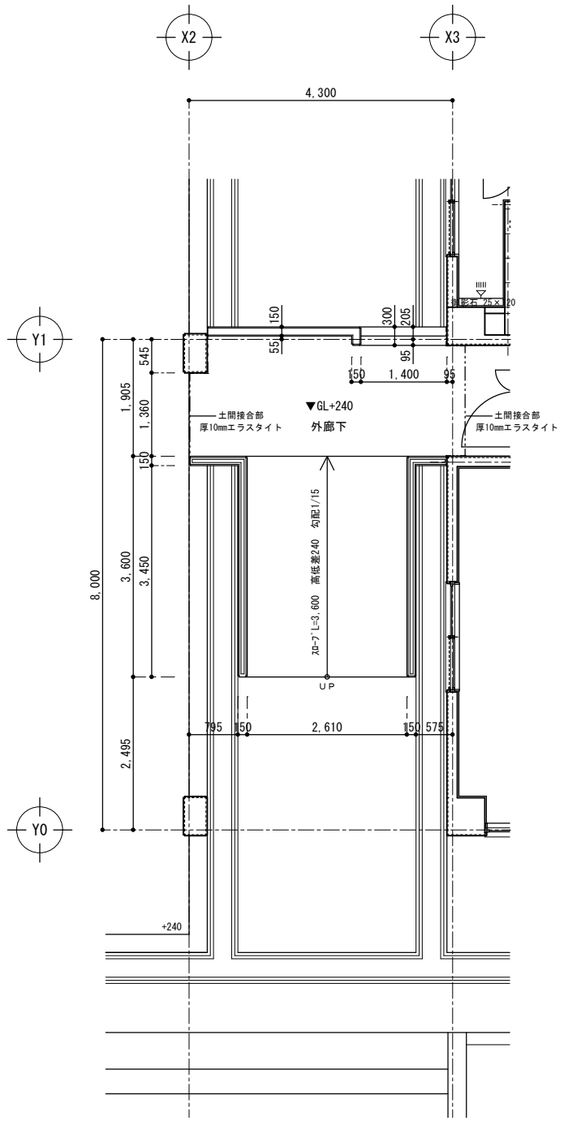

※ 厚150 新設ｽﾛｰﾌﾟ・脱輪防止立上り（ｺﾝｸﾘｰﾄ強度：21-15-20）

職員用出入口部分 ｽﾛｰﾌﾟ平面詳細図（改修後）　A3版 S=1/100　A1版 S=1/50

（改修後）

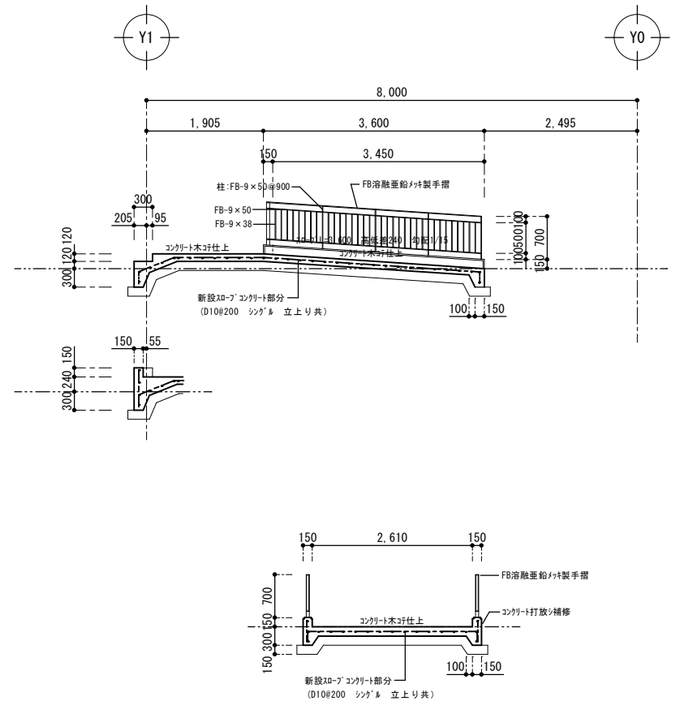

※ 厚150 新設ｽﾛｰﾌﾟ・脱輪防止立上り（ｺﾝｸﾘｰﾄ強度：21-15-20）

職員用出入口部分 ｽﾛｰﾌﾟ断面詳細図（改修後）　A3版 S=1/100　A1版 S=1/50

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（スロープ）			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	職員用出入口 スロープ 平面・断面詳細図・（改修前・後）	
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100	
摘要				図面番号	ＳＬ－３	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
					登録番号	1級建築士登録（大臣）第２６００９９号
					所在地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 TEL 0980-52-2797

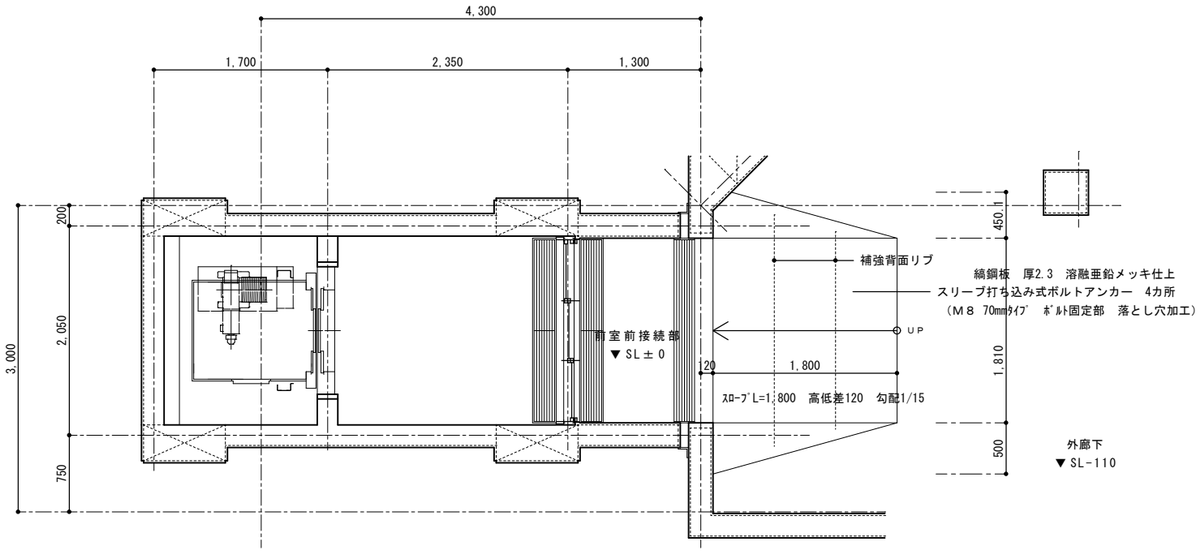

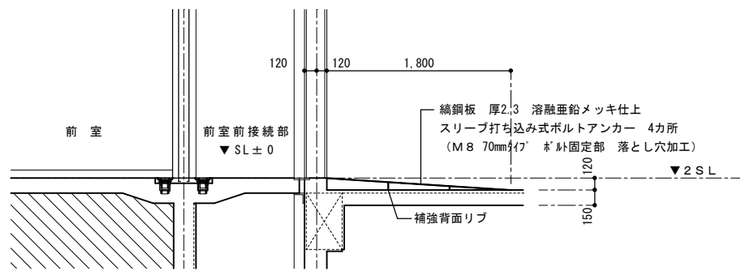

３箇所共通（1階～3階）

（ １ ７ ）

1階～3階ＥＶ棟 出入口部分ｽﾛｰﾌﾟ詳細図（改修後）

A3版　S=1/60
A1版　S=1/30

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（スロープ）			工事年度	令和　８　年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	縞鋼板スロープ（４） 平面・断面詳細図（改修後）	
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮　尺	A1版　S=1:30　A3版　S=1:60	
摘　要				図面番号	ＳＬ－４	
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
					登録番号	１級建築士登録 （大臣）第２６６０９９号
					所　在　地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 ＴＥＬ　０９８０－５２－２７９７

建築工事特記仕様書【機械設備工事編】　沖縄県土木建築部

令和8年7月　改定版

1　工事概要

（1）工 事 名　：大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ棟）

（2）工事場所　：沖縄県名護市宮里地内

（3）建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積（ｍ２）	用途区分
			消防法施行令別表第一
学校	RC造3階建て		第7項
計			

（注：延べ面積は建築基準法による表記）

（4）工事科目（〇印を付けたものを適用する）

工事科目	建物別及び屋外			
	屋内			屋外
空気調和設備				
換気設備				
排煙設備				
自動制御設備				
衛生器具設備	〇			
給水設備	〇			
排水設備	〇			
給湯設備				
消火設備	〇			
ガス設備				
厨房機器設備				
浄化槽設備				
エレベーター設備				
小荷物専用昇降機設備				
エスカレーター設備				
撤去工事	〇			〇
発生材処理	〇			〇
電気設備工事				
軽微な建築工事				

2　本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和８年８月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和８年８月の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3　機械設備工事仕様

（1）標準仕様書等

ア　図面及びこの特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（令和7年版）（以下「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（機械工事編）」（令和7年版）（以下「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（機械工事編）」（令和7年版）（以下「標準図」という。）による。

イ　本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（令和7年版）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（令和7年版）による。

（2）特記仕様

ア　項目の番号に〇印が付いた特記事項を適用する。

イ　特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に〇印が付いたものを適用する。ただし、〇印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に〇印がある場合は、ともに適用する。

ウ　項目に記載の（　．　．　）内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4　その他

（1）公共事業労務費調査に対する協力

ア　本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

イ　調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

ウ　公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

エ　本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

（2）暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」（平成19年７月24日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア　暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ　暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。

ウ　暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

（3）ウイークリースタンスの実施

工事現場環境に関しては、ウイークリースタンスの実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受注者で共有すること。

当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ（下記アドレス）を参照すること。

https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kenkeitosyo.html

（4）工事監理業務への協力等

ア　本工事の工事監理業務（建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。）は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。

イ　工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者（以下「管理技術者等」という。）の氏名は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限を有しない。

ウ　設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。

エ　建設業法第23条の2の規定に基づく工事監理に対する報告の書類は監督員に提出すること。

（5）本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

（6）県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

（7）下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。

（8）不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督員を通して関連市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

（9）ダンプトラック等による過積載等の防止について

ア　工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。

イ　過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

ウ　資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ　さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。

オ　「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

カ　下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

キ　アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

（10）不正軽油の使用の禁止等について

ア　受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。）を使用し、又は使用させてはならない。

イ　受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

（11）設計図書における資材等の取扱いについて

ア　本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。

イ　本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。

ウ　「参考図」は建設工事請負契約約款第１条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

（12）ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から25条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約書における設計変更ガイドライン（営繕工事編）」（沖縄県土木建築部）によるものとする。

（13）本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

ア

受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の内の事業主が納付義務を負う保険料（以降「法定福利費」という。）を明示すること。

また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。

イ

発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法廷福利費と予定価格にしめる法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（国土交通省ＨＰ）】

https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）（国土交通省ＨＰ）】

https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf

【各団体が作成した標準見積書（国土交通省ＨＰ）】

ホーム＞政策・仕事＞土地・建設産業＞建設産業・不動産業＞各団体が作成した標準見積書

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo.const.tk2.000082.html

（14）工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

通知様式については、沖縄県技術・建設業課のホームページ（下記アドレス）を参照すること。

pef.okinawa.jp/machizukuri/kentiku/1023167/1013333/1013334/1013335.html

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ棟）			工事年度	令和　８　年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	特記仕様書（機械設備）－１	
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮　尺	A1版　S=N/S　A3版　S=N/S	
摘　要				図面番号	Ｍ－０１	
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
					登録番号	１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
					所　在　地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 ＴＥＬ　0980－52－2797

項目	特記事項
一般共通事項	
○ 1 工事実績情報の登録 (1.1.4)	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が５００万円未満の工事については、登録を要しない。
○ 2 適用図書等 (1.1.6)	※公共建築工事標準仕様書（令和７年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築改修工事標準仕様書（令和７年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築設備工事標準図（令和７年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修） ※営繕工事写真撮影要領（令和５年版） ※（建築、電気設備、機械設備）工事監理指針（令和４年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業（建築材料等・設備機材等）評価名簿（令和４年版）（一般社団法人公共建築協会） ※
○ 3 別契約の関連工事 (1.1.7)	（１）関連工事との取り合いは、別表－１による。ただし、図示されたものを除く。 （２）他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。
○ 4 工事の一時中止に係る事項 (1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 （１）工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 （２）工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
5 工事の余裕期間	・ 余裕期間を設定する工事 【 方式】 【以下から選択：発注者指定方式／任意着手方式／フレックス方式】 （１）本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。 なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 （２）余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックスの方式において、受注者は余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書（様式－１）」を作成し、発注者（契約担当者）に通知（提出）すること。 （３）その他事項は「余裕期間を設定する工事実施要領」による。
6 遠隔臨場の実施 (1.1.14)	・本工事は遠隔臨場を適用する。使用する機器及び立合う工程等については監督職員と協議をする事とする。
7 概成工期 (1.2.1)	図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。
○ 8 施工図等 (1.2.3)	（１）施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者へ移譲するものとする。 （２）受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図（各１／５０程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を 受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 （３）施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後３０日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。
○ 9 工事の記録 (1.2.4)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。
○ １０ 設計図CADデータの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図ＣＡＤデータを貸与する。なお、貸与されたＣＡＤデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。
○ １１ 施工管理体制 (1.3.1)	（１）工事請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合9,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。 なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・請負契約の締結の日の翌日から平成 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

項目	特記事項
	イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている契約校期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
	（２）主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第２６条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に３か月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料等の写し）を提出しなければならない。
○ １２ 主任技術者等の資格	（１）主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※資格の区分１ 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、１級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を機械部門、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者 ・資格の区分２ 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、１級又は２級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分１のロに掲げる者 ・資格の区分３ 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第７条第２号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 （２）発注者へ資格を証明する資料を提出すること。
○ １３ 主任技術者又は監理技術者の兼務	※本工事は、建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・本工事は、建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認めない。
○ １４ 電気保安技術者 (1.3.2)	電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。
１５ 施工条件 (1.3.3)	施工条件は、図示及び以下による。 （ ）
１６ 交通安全管理 (1.3.6)	国道６路線及び県道７路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。（令和3年2月19日沖縄県公安委員会告示第38号）
○ １７ 施工中の環境保全等 (1.3.8)	（１）「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成９年７月３１日建設省告示第1536号、最終改正平成13年４月９日国土交通省告示第487号）による建設機械を使用する。 （２）本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年10月８日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力７．５～２６０ｋＷ） ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） キ ローラ類 ク ホイールクレーン

項目	特記事項
１８ 発生材の処理等 (1.3.9)	適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。（建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、ＰＣＢ、アスベスト等有害物質調査など） （１）マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。

	発生材の種類及び処理方法
引渡しを要するもの	・無 ・有（図示）
特別管理産業廃棄物	・無 ・有（図示） ※現場調査を行う
再利用を図るもの	・無 ・有（図示）

（２）本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので、適正に処理すること。
（３）建設リサイクルの推進について
受注者は、該当する建設資材がある場合、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」（以下、「ＣＯＢＲＩＳ」（コブリス）という。）により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。
また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「COBRIS」により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。
（４）本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。
ただし、島内、もしくは建設発生木材（伐採木を含む）・建設汚泥については工事現場から５０ｋｍ以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。
①搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設へ搬出
②搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出
（５）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。
（６）アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について
ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、「廃棄物」という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。
「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記ＨＰに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。
http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html
なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。
イ 発生する濁水（汚濁）に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。
ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。
（７）撤去前に内容物（燃料、冷媒、吸収液、廃油等）の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料（アスベスト、鉛、PCB等）が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。
○ １９ 工事の保険等
（１）次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後１４日以上とする。
※火災保険
※組立保険
※請負業者賠償責任保険
・建設工事保険
・労働災害総合保険
（２）建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ棟）			工事年度	令和 ８ 年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	特記仕様書（機械設備）－２	
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮 尺	A1版 S=N/S A3版 S=N/S	
摘 要				図面番号	Ｍ－０２	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設計者	名 称	有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
					登録番号	１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
					所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目４番7-1号 ＴＥＬ 0980－52－2797

項目		特記事項
		（３）建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア　掛金収納書を契約後原則一ケ月以内（電子申請方式による場合にあっては契約原則４０日以内）に発注者に提出する。 イ　当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ　未加入下請事業者に対する加入を指導する。 エ　工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。
○	20　ゆいくる材について	（１）ゆいくる材の利用 ア　本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。 イ　ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。 ウ　ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。 （２）ゆいくる材の品質管理 ア　受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。 イ　受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に公益財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ　受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。 エ　受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。
○	21　機材の品質等 (1.4.2)	※工事に使用する機材の品質等は図示（機器仕様書等）又はこれらと同等のものとする。（製品番号等は参考であり限定しない。） ※使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」（一般社団法人公共建築協会）による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。
○	22　技能士 (1.5.2)	技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ⊙配管施工（建築配管作業） ・熱絶縁施工（保温保冷工事作業） ・冷凍、空気調和機器施工（冷凍、空気調和機器施工作業） ⊙建築板金施工（ダクト板金作業）
	23　化学物質の濃度測定 (1.5.10)	（１）測定の時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。 測定対象室 / 測定箇所数 / 測定時期 / 備　考 （２）測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。
	24　技術検査 (1.6.2)	中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。 （　　）
○	25　完成時の提出図書 (1.7.1)	（１）本工事の完成時の提出図面は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。 （２）本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 （３）工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（公財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）１部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 （４）受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア　ゆいくる材利用状況報告書 イ　ゆいくる材出荷量証明書
		（５）建築物等の利用に関する説明書について ◉「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き（国土交通省ホームページに掲載）を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。
		（６）受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。
	26　情報共有システムの使用	本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。 （１）現場事務所等に、利用する情報共有システムが推奨するパソコンＯＳ及びブラウザの環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンＯＳ】　：Microsoft Windows　11 【推奨ブラウザ】　：Microsoft Edge 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 （２）受注者は沖縄県CALSシステムの利用にあっては、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県ＣＡＬＳシステムを運営している者に支払うこと。 （３）沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）。
	27　標識その他 (1.7.4)	主機械室に機器等の取扱い方法、点検項目及び系統図等を記載したアクリル樹脂製等の案内板を設ける。記載内容、設置場所等は監督員の承諾を受けること。
○	28　機材	監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示（機器仕様書等）によるほか標準仕様書等、標準図による。
○	29　施工	監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。
○	30　耐震施工	（１）耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。 ※「建築設備耐震設計・施工指針　２０１４年版」 （２）建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 （３）架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。但し、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。
	31　磁気探査	本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領　令和２年１月」（沖縄県土木建築部）によるものとし、位置は図示による。
○	32　墜落制止用器具	・墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成３０年６月２２日付け基発０６２２第２号）を遵守すること。
○	33　「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	・本工事は「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。 実施については「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事工事試行要領（案）」及び「労務費見積り尊重宣言」実施要領」（２０１８．１２．２１日本建設業連合会）等を参照し実施するものとする。
○	34　建設キャリアアップシステム（CCUS）活用について	・本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「ＣＣＵＳ」という。）の対象工事であり、受注後に「沖縄県建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）活用工事試行要領」によりＣＣＵＳを活用するか発注者と協議するものとする。 実施については、「沖縄県建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）活用工事試行要領」、及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し実施するものとする。
	35　その他	※
	共通工事	
○	1　総合調整 (1.3.3)	総合調整は以下の項目を行うこと。 ⊙風量調整 ⊙水量調整 ・室内外空気の温湿度の調整 ⊙室内気流及びじんあいの調整 ⊙騒音、振動の調整 ⊙飲料水の水質の測定 ・雑用水の水質の測定 ⊙運転状態（総合調整結果）の記録

項目		特記事項
○	2　配管材料 (2.1.2)	管材は別表－２による。ただし、図示されたものを除く。
○	3　埋設配管 (2.7.1)	・地中埋設標の設置は図示によるほか、屋外埋設管の分岐、曲り部に設置する。 ・アスファルト舗装以外の地中埋設標は、（・コンクリート製　⊙鉄製）とする。
	4　保温工事 (3.1.1)	図示および契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温の種別、施工箇所等は図示による。
	5　塗装 (3.2.1)	露出部分は全て塗装を施すこと。
○	6　仮設工事 (4.1.1)	本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、請負者の負担とする。 監督員事務所を本工事で（※設置しない　・設置する（・構内　・構外　・既存建物内一部使用））。 監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。 設置する備品等の種類 / 数量 / 設置する備品等の種類 / 数量 ・足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（２）手すり据置方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと。
○	7　土工事 (4.2.1)	建設発生土の処分は次による。 ・構内敷き均し　　・構内たい積 ※場外搬出適切処理 搬出先名称（　　） 搬出先所在地（　　） 運搬距離（　　ｋｍ　　） 搬出先基準（条件）（　　）
○	8　その他	（１）請負者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、請負者の負担とする。 （２）以下の負担金は請負者の負担とする。 ・水道引込に係る負担金（　　円） ・ガス引込に係る負担金（　　円） ※ （３）図示されたものを除き、以下による。 ※
	空気調和設備工事	
	1　空気調和機	室外機は、図示された場合を除き以下による。 ※耐塩処理を施す。（原則、県内工場施工。５年間保証。） ※端子板にヤモリガード対策を施す。
	2　制気口	図示されていない制気口の材質は（・鋼板　・アルミニウム板）とする。
	3　ダクト (1.14.3)	長辺が1,500㎜以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、（・アングルフランジ　・コーナーボルト（・共板フランジ　・スライドオンフランジ））工法とする。
	4　ダクト付属品	風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・送風機吐出側 ・送風機吸い込み側 ・外気取り入れダクト
	5　設計温湿度条件	設計温湿度条件は以下による。 外気（温度（℃）/ 湿度（%））/ 室内（　）（温度（℃）/ 湿度（%）） 夏季：32.8° C / 26℃ / 50% 冬季：
	6　その他	※

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ棟）			工事年度	令和　８　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	特記仕様書（機械設備）－３
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮　尺	A1版　S=N/S　A3版　S=N/S
摘　要				図面番号	Ｍ－０３
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称：有限会社ナカソネ設計 資格者氏名：管理建築士　仲宗根　徹 登録番号：１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号 所在地：沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号　ＴＥＬ　0980－52－2797

特記事項

別表－１（関連工事との取り合い）

工事内容		本工事	別途工事	
		機械	電気	建築
機器の基礎	屋内設置（架台、アンカーボルトを除く）	・	・	・
	屋上設置（架台、アンカーボルトを除く）	・	・	・
	屋外設置（架台、アンカーボルトを除く）	・	・	・
	架台、アンカーボルト	・	・	・
貫通スリーブ（はり、床、壁）	スリーブ	・	・	・
	補強鉄筋	・	・	※
	スリーブの穴埋め	・	・	・
箱入れ（はり、床、壁）	箱入れ	・	・	・
	補強鉄筋	・	・	※
	型枠の穴埋め	※	・	・
天井、壁の切り込み	墨出し	※	・	・
	下地組み、ボード類切り込み（埋込照明器具、スピーカー等）	※	・	・
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・	・	・
インサート	インサート	・	・	・
外気取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	・	・	・
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	※	・	・
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	※	・	・
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・	※	・
	天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配管	・	・	・
	上記の配線	・	・	・
	パッケージ型空気調和機などで屋内機と屋外機との間の配管	・	・	・
	上記の配線	・	・	・
	電極棒及びフロートスイッチの本体	・	・	・
	上記の配管、配線	・	・	・
自動制御	電気配管	・	・	・
	電気配線	・	・	・
	電源供給	・	・	・
浄化槽	コンクリート躯体	・	・	・
	基礎コンクリート	・	・	・
	基礎杭	・	・	・
	根切り、埋戻し	・	・	・
	残土処理	・	・	・
	防護柵	・	・	・
	土止め工事	・	・	・
	保護砂	・	・	・
	湧水処理	・	・	・
	送風機室（換気用送風機を含む）	・	・	・
	操作盤までの１次側電気工事	・	・	・
	操作盤以降の２次側電気工事	・	・	・
樋	ルーフドレイン及び立て樋	・	・	・
	立て樋接続用埋設横引管	・	・	・
流し類	台所流し台、手洗い流し台（ＳＵＳ人研ぎ共）	・	・	・
	上記の配管接続	・	・	・
化粧鏡	衛生陶器メーカー規格外の物	・	・	・
カウンター	はめ込洗面器のカウンター	・	・	・
身障者用手すり	衛生器具回り	・	・	・
	その他手すり	・	・	・

※配線は接続を含むものとする。

特記事項

別表－２（管材）

用途	施工箇所	管材
冷温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
冷水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
冷却水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
蒸気管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
高温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
油管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
ブライン管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
冷媒管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
給水管	屋内一般配管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管JIS K 6742(HIVP)
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	〃
	地中配管	
給湯管	屋内一般配管	
	屋内一般配管（機械室、浴室廻り）	
	屋内一般配管（機械室、浴室廻り）	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
消火管	屋内一般配管	配管用炭素鋼鋼管　JIS G 3452
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	配管用炭素鋼鋼管　JIS G 3452
	地中配管	
排水管	屋内一般配管	硬質ポリ塩化ビニル管（JIS K 6741）
	機械室・便所配管	〃
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	〃
	地中配管	〃
通気管	屋内一般配管	硬質ポリ塩化ビニル管（JIS K 6741）
	機械室・便所配管	〃
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	〃
	地中配管	
ガス管	屋内一般配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	

特記事項

※冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合の断熱材の厚さは、液管10㎜以上、ガス管20㎜以上とする。

※

特記事項

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ棟）			工事年度	令和　８　年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	特記仕様書（機械設備）－４	
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮　尺	A1版　S=N/S　A3版　S=N/S	
摘　要				図面番号	Ｍ－０４	
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
					登録番号	１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
					所　在　地	沖縄県名護市宮里三丁目４番7-1号 ＴＥＬ　0980－52－2797

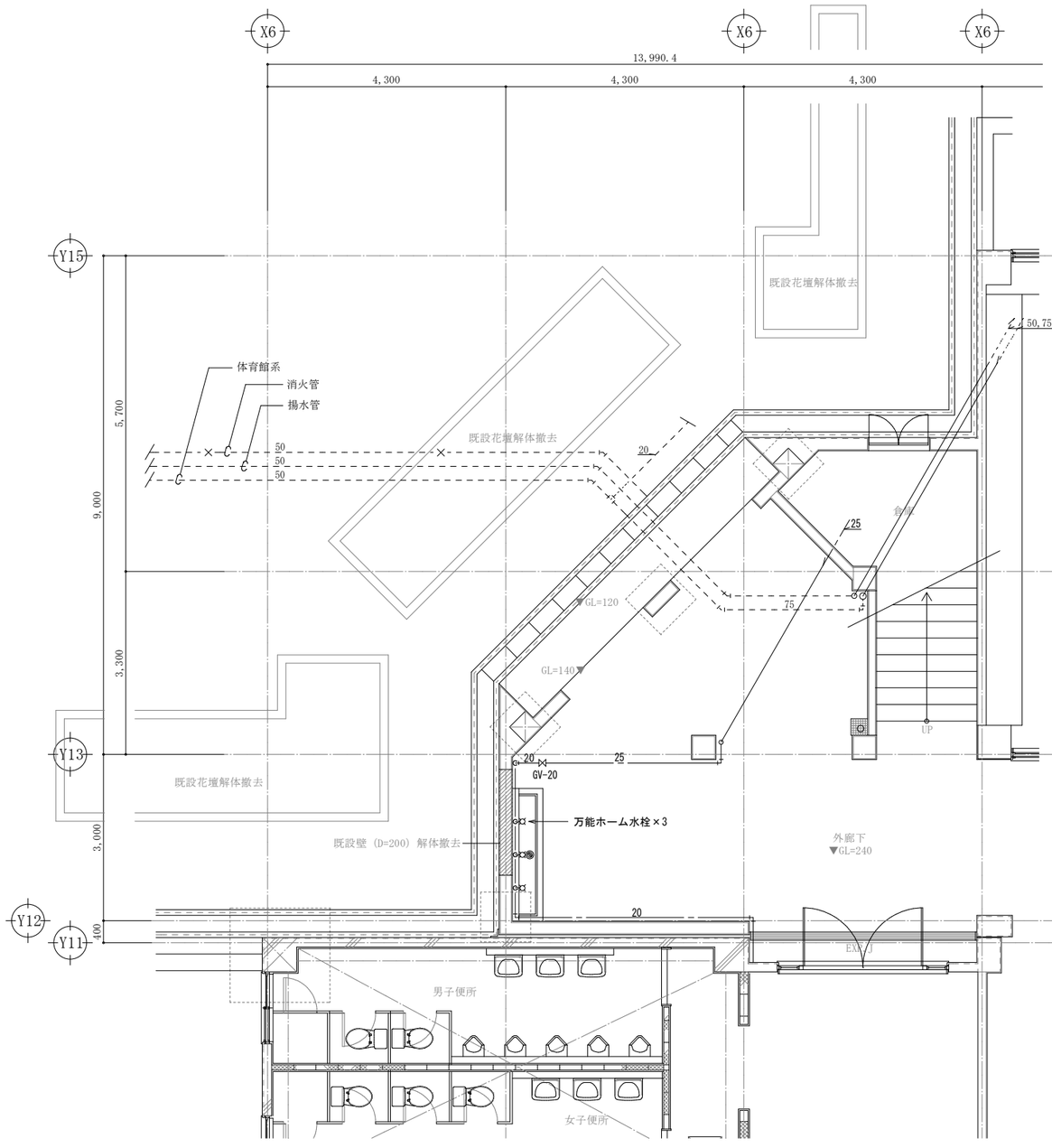

注　記

1．図中に明記の給水栓、給水管、排水管は撤去する事。

2．図中に明記なき部分で機能（撤去後）に支障をきたす部分は撤去及び補修する事。

3．施工前に事前調査を十分に行う事。

１階水飲場配管詳細図　SCALE　1:50

（改修前）

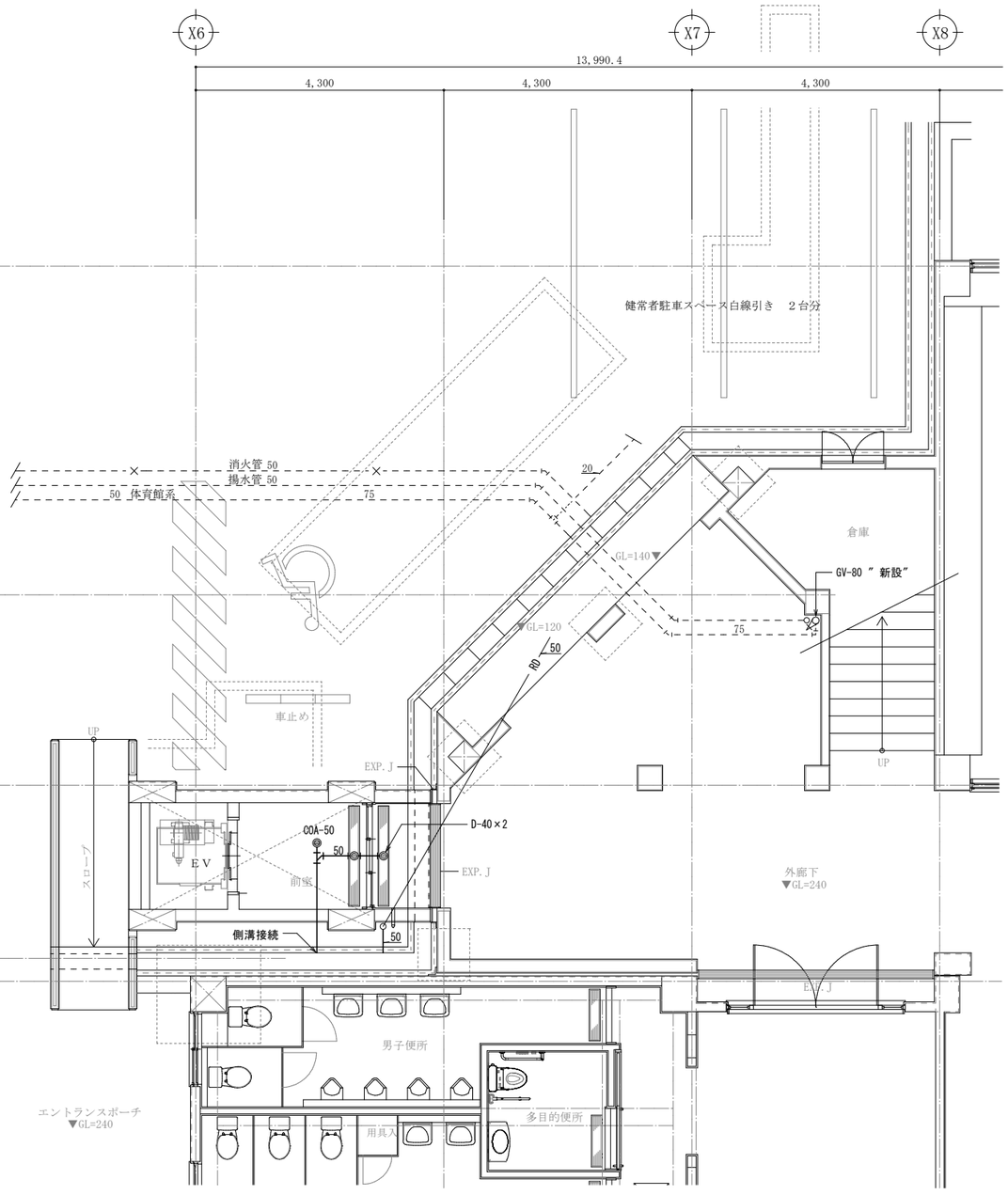

１階水飲場配管詳細図　SCALE　1:50

（改修後）

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ棟）		工事年度	令和　８　年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内		図面名称	１階水飲場・EVホール配管詳細図	
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課		縮　尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100	
摘　要			図面番号	Ｍ－０５	
検　印	管理建築士　設　計　製　図		設計者	名　称	有限会社ナカソネ設計
				資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
				登録番号	１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
				所　在　地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号　ＴＥＬ　0980－52－2797

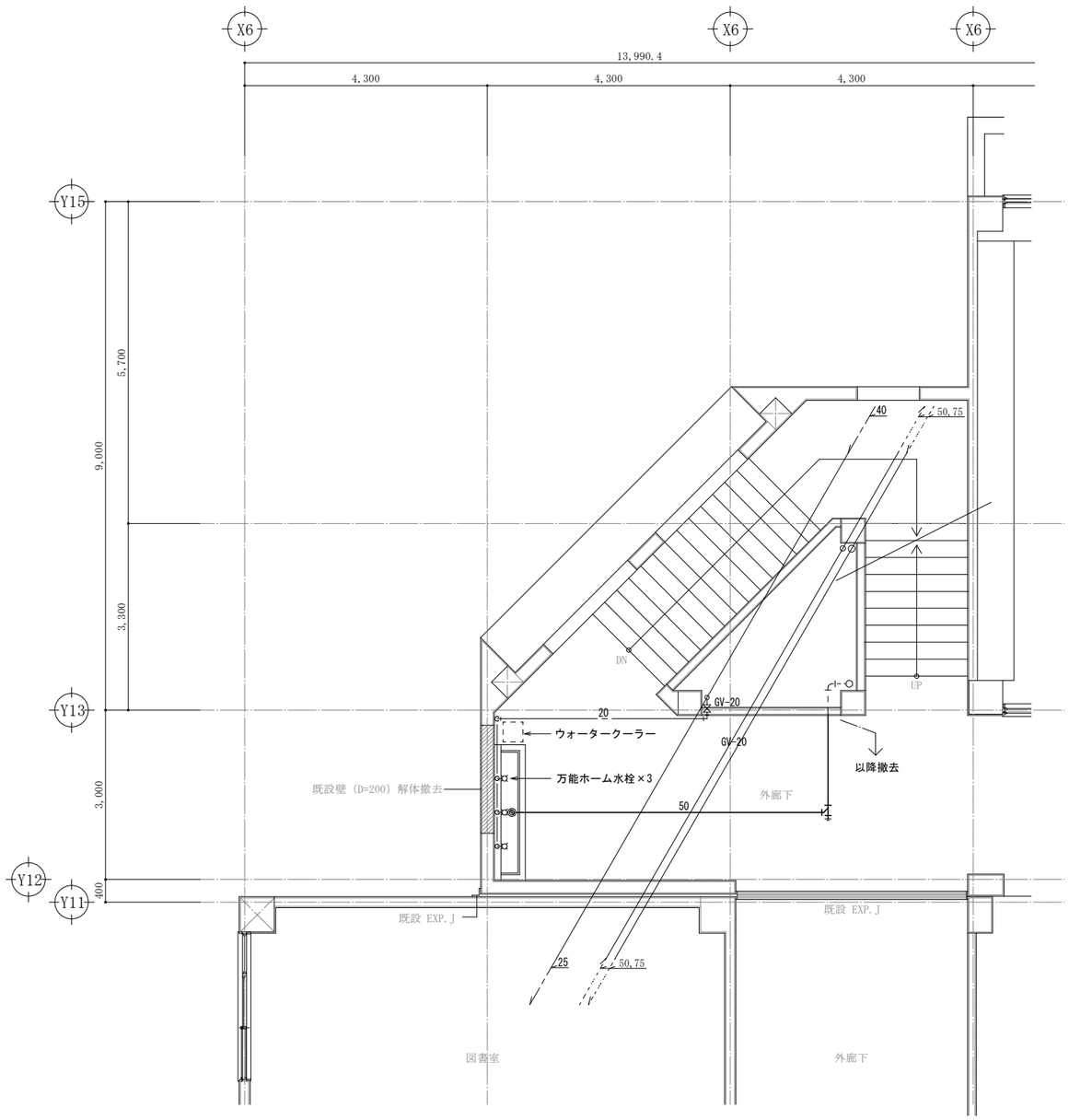

注　記

1．図中に明記の給水栓、給水管、排水管は撤去する事。

2．図中に明記なき部分で機能（撤去後）に支障をきたす部分は撤去及び補修する事。

3．施工前に事前調査を十分に行う事。

２階水飲場配管詳細図　SCALE　1:50

（改修前）

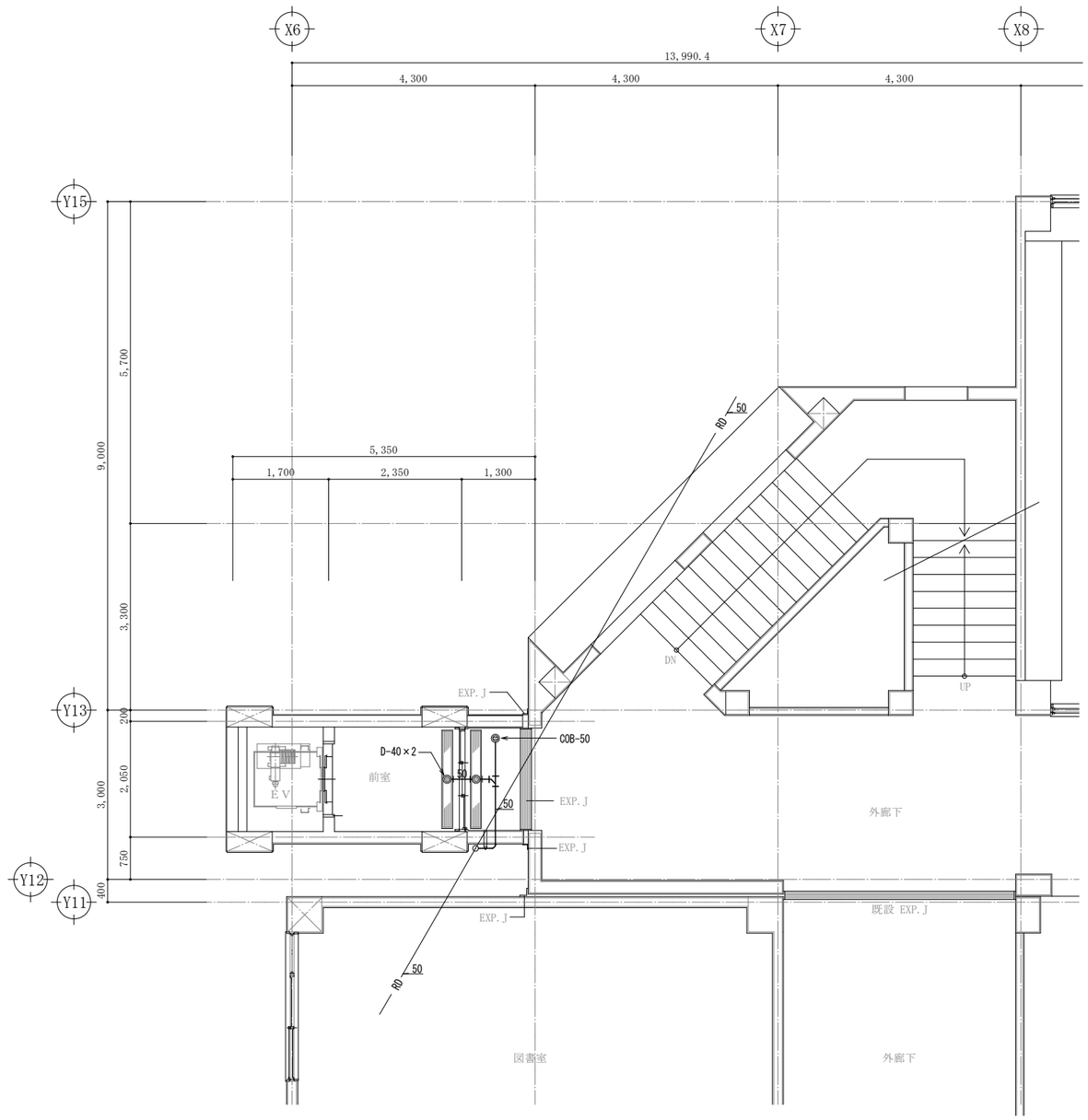

２階ＥＶホール詳細図　SCALE　1:50

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ棟）			工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	２階水飲場・EVホール配管詳細図
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮　尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100
摘　要				図面番号	Ｍ－０６
検　印	管理建築士　設　計　製　図			設計者	名　称：有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名：管理建築士　仲宗根　徹
					登録番号：１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
					所　在　地：沖縄県名護市宮里三丁目４番7-1号 ＴＥＬ　0980－52－2797

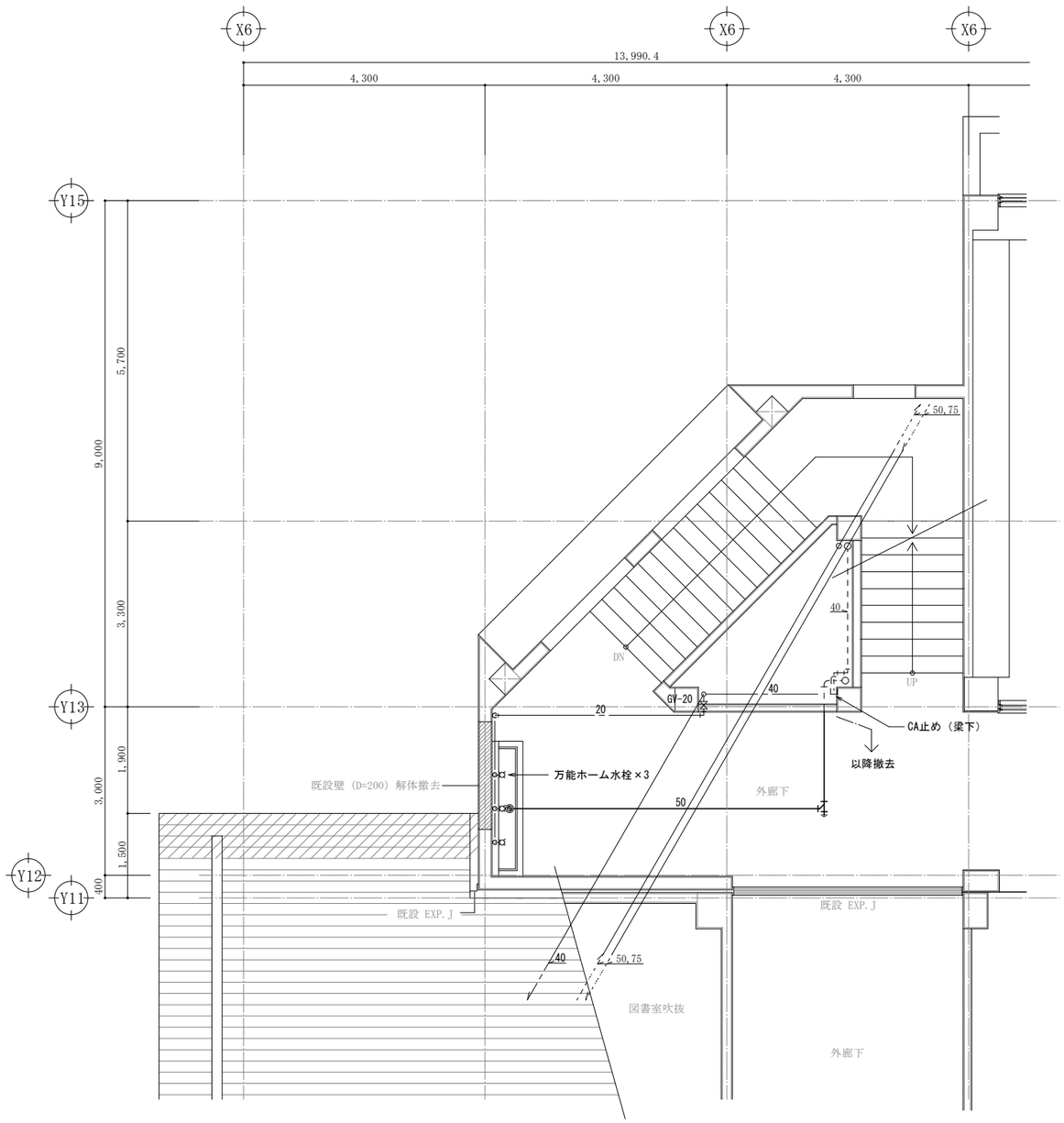

注　記

1．図中に明記の給水栓、給水管、排水管は撤去する事。

2．図中に明記なき部分で機能（撤去後）に支障をきたす部分は撤去及び補修する事。

3．施工前に事前調査を十分に行う事。

３階水飲場配管詳細図　SCALE　1:50

（改修前）

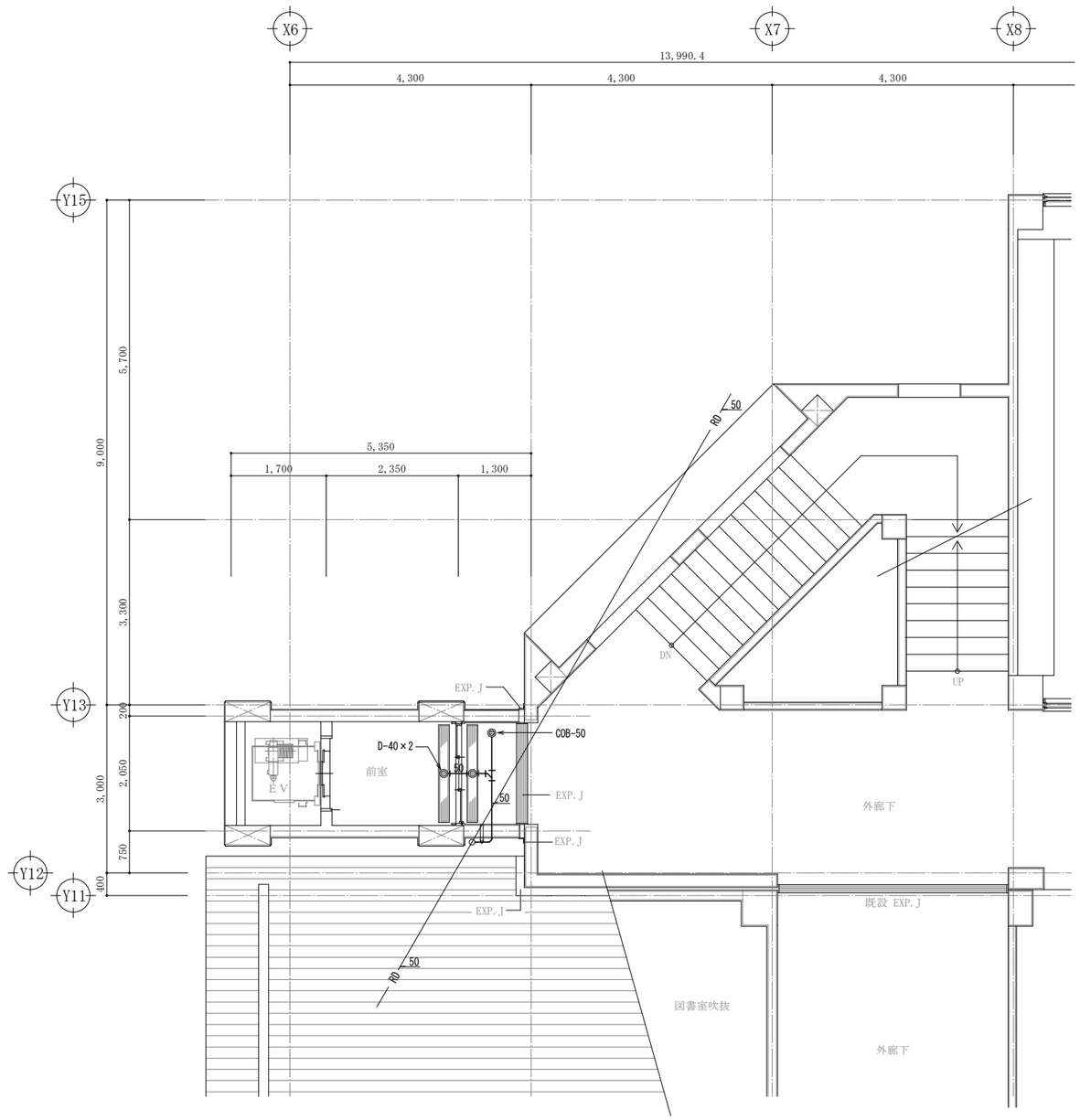

３階ＥＶホール詳細図　SCALE　1:50

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ棟）		工事年度	令和　8　年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内		図面名称	３階水飲場・EVホール配管詳細図	
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課		縮　尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100	
摘　要			図面番号	Ｍ－０７	
検　印	管理建築士　設　計　製　図		設計者	名　称	有限会社ナカソネ設計
				資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
				登録番号	1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
				所　在　地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL　0980－52－2797

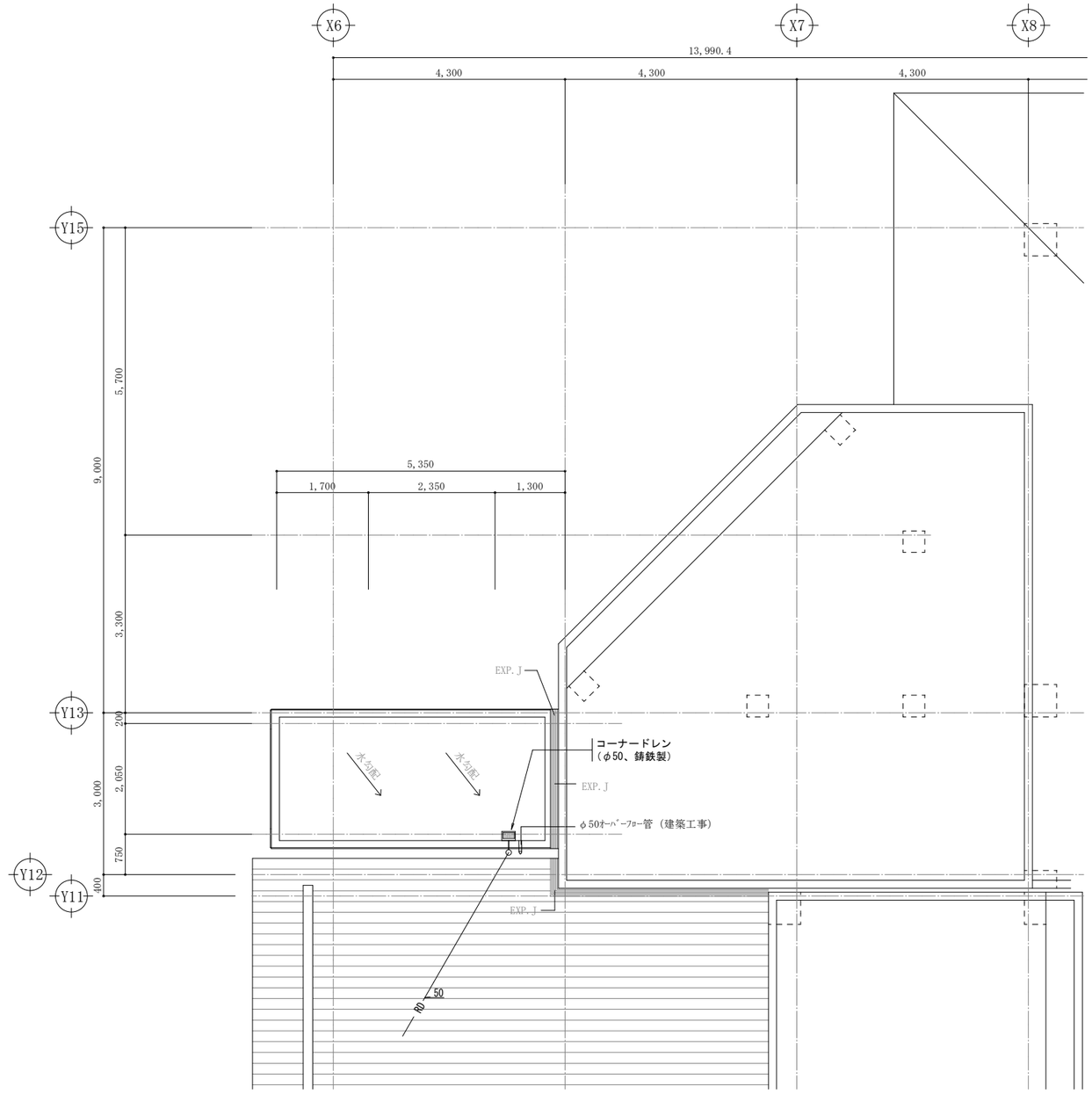

R階給排水設備平面詳細図　SCALE 1:50

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ棟）	工事年度	令和　８　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	R階給排水設備平面詳細図
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課	縮　尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100
摘　要		図面番号	Ｍ－０８
検　印	管理建築士　設　計　製　図	設計者 名　称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
		登録番号	1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
		所在地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 ＴＥＬ　0980－52－2797

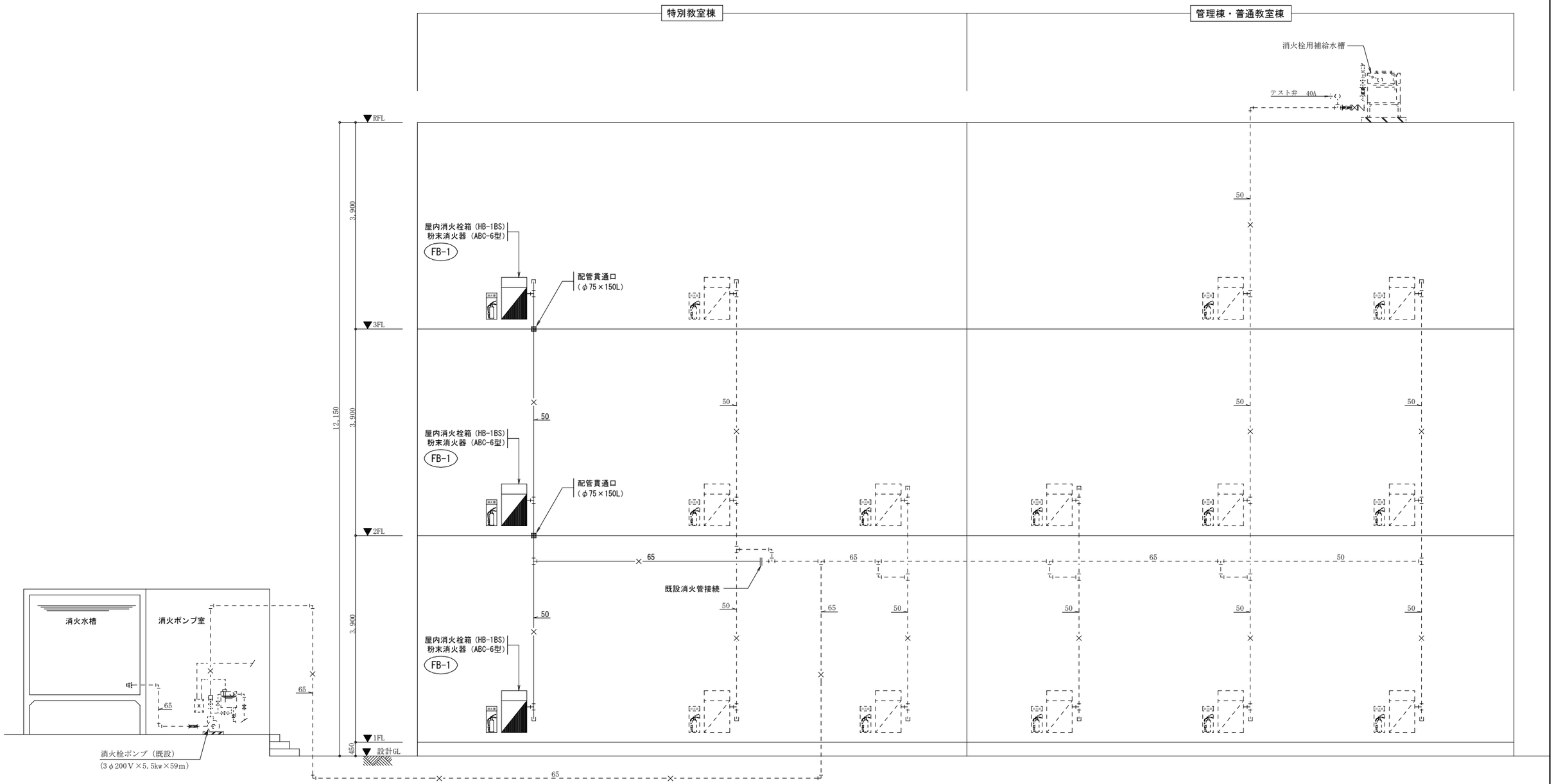

機器表

記号	名称	機器仕様	設置場所	数量	備考
FB-1	屋内消火栓箱	型式：易操作性1号消火栓（消火器箱併設型）　HB－1BS型（露出型） 材質：電気亜鉛めっき製（t＝1．6） 附属品：40A　消火栓（ボール弁）　起動スイッチ　ノズル　ホース　他	外廊下	3	

消火設備　系統図　NO:SCALE

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（EV棟）			工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	消火設備　系統図
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮尺	A1版　S=N/S　A3版　S=N/S
摘要				図面番号	M－09
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称：有限会社ナカソネ設計 資格者氏名：管理建築士　仲宗根　徹 登録番号：1級建築士登録（大臣）第26099号 所在地：沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL　0980-52-2797

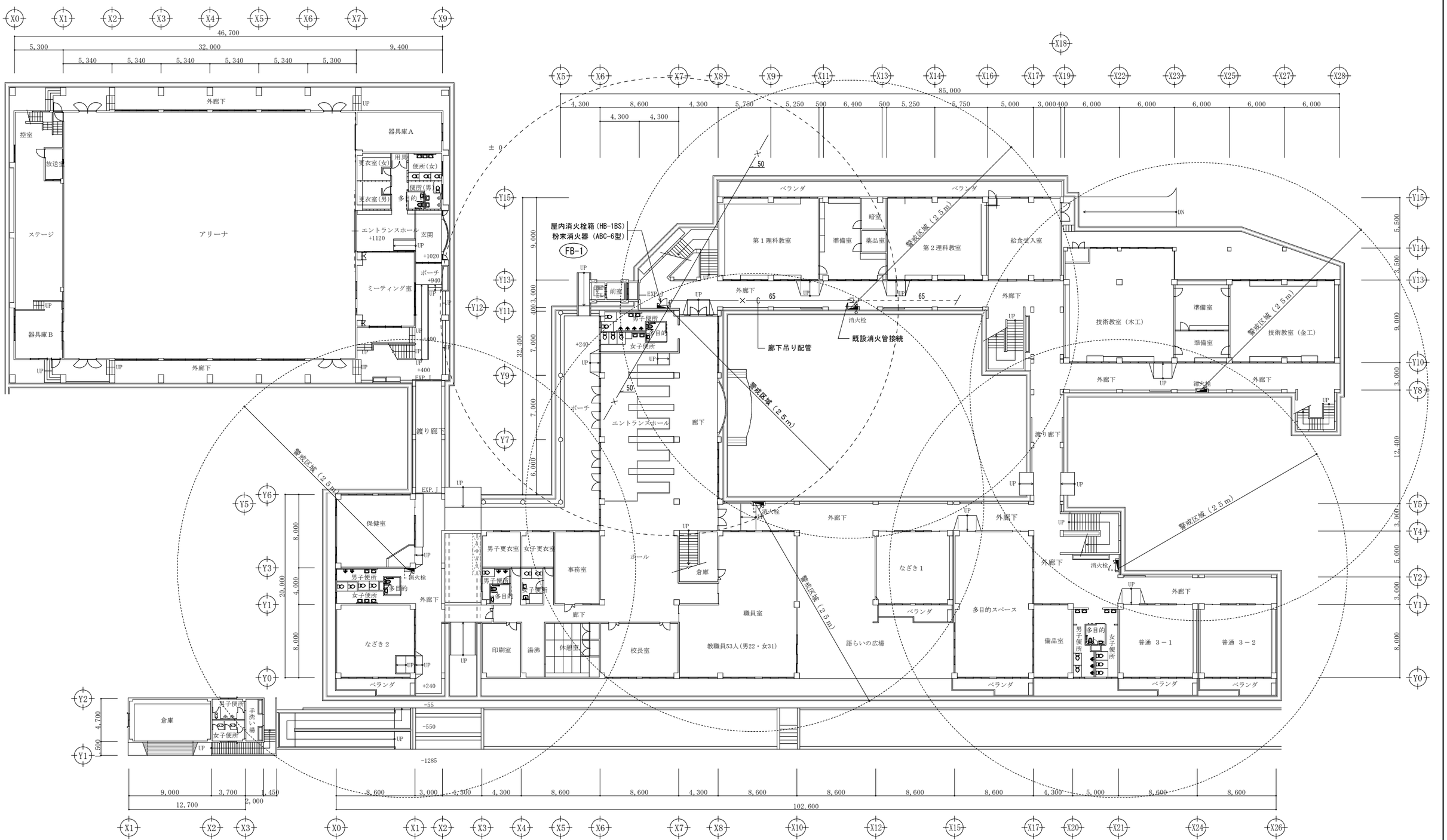

1階消火設備平面図　SCALE 1:200

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ棟）	工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	1階消火設備平面図
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課	縮尺	A1版　S=1:200　A3版　S=1:400
摘要		図面番号	Ｍ－１０
検印	管理建築士　設　計　製　図	設計者	名称：有限会社ナカソネ設計 資格者氏名：管理建築士　仲宗根　徹 登録番号：1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号 所在地：沖縄県名護市宮里三丁目4番1-1号 ＴＥＬ　0980－52－2797

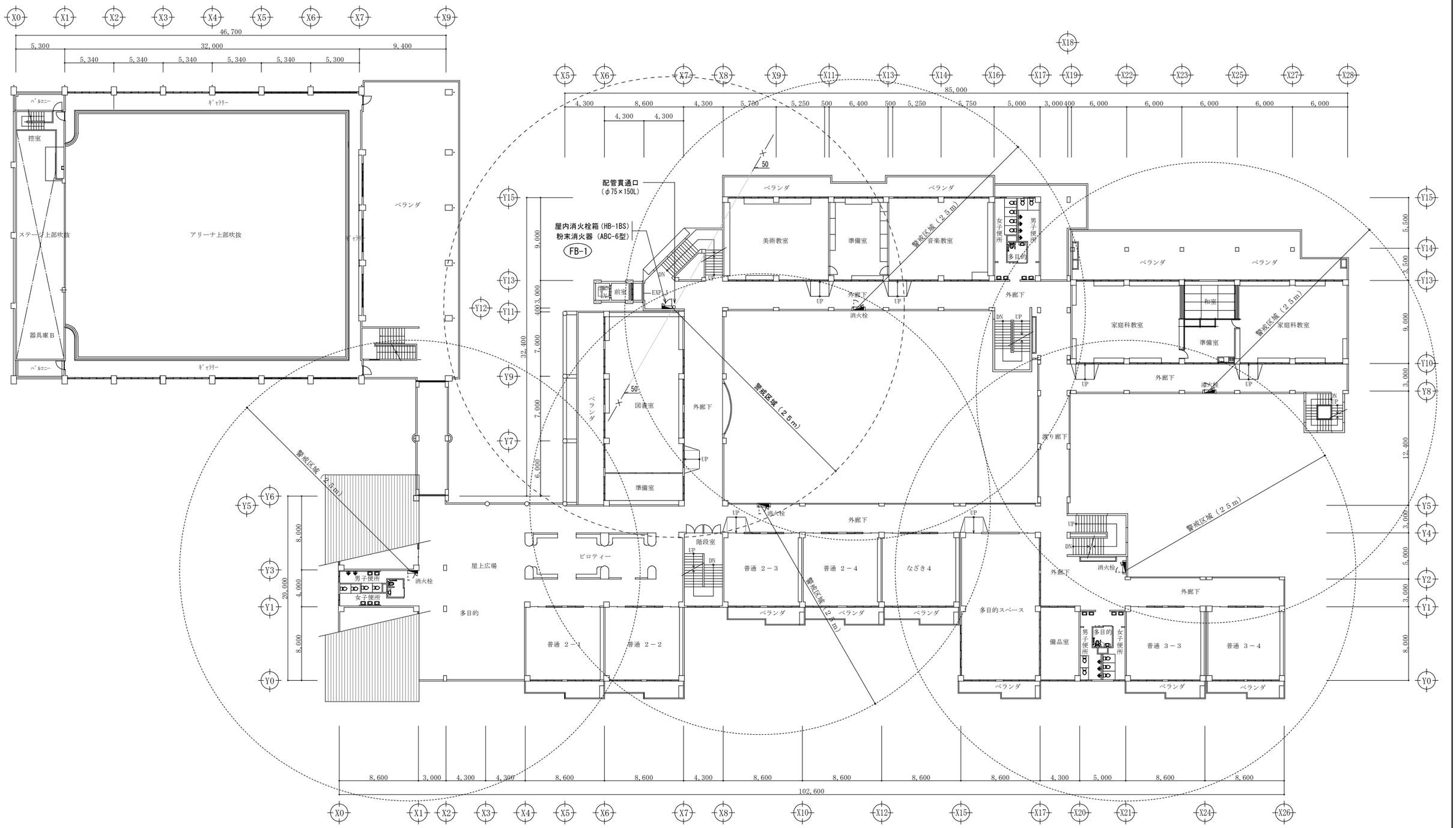

２階消火設備平面図　SCALE　1:200

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ棟）	工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	２階消火設備平面図
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課	縮尺	A1版　S=1:200　A3版　S=1:400
摘要		図面番号	Ｍ－１１
検印	管理建築士　設　計　製　図	設計者	名称：有限会社ナカソネ設計 資格者氏名：管理建築士　仲宗根　徹 登録番号：１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号 所在地：沖縄県名護市宮里三丁目４番７−１号　ＴＥＬ　0980−52−2797

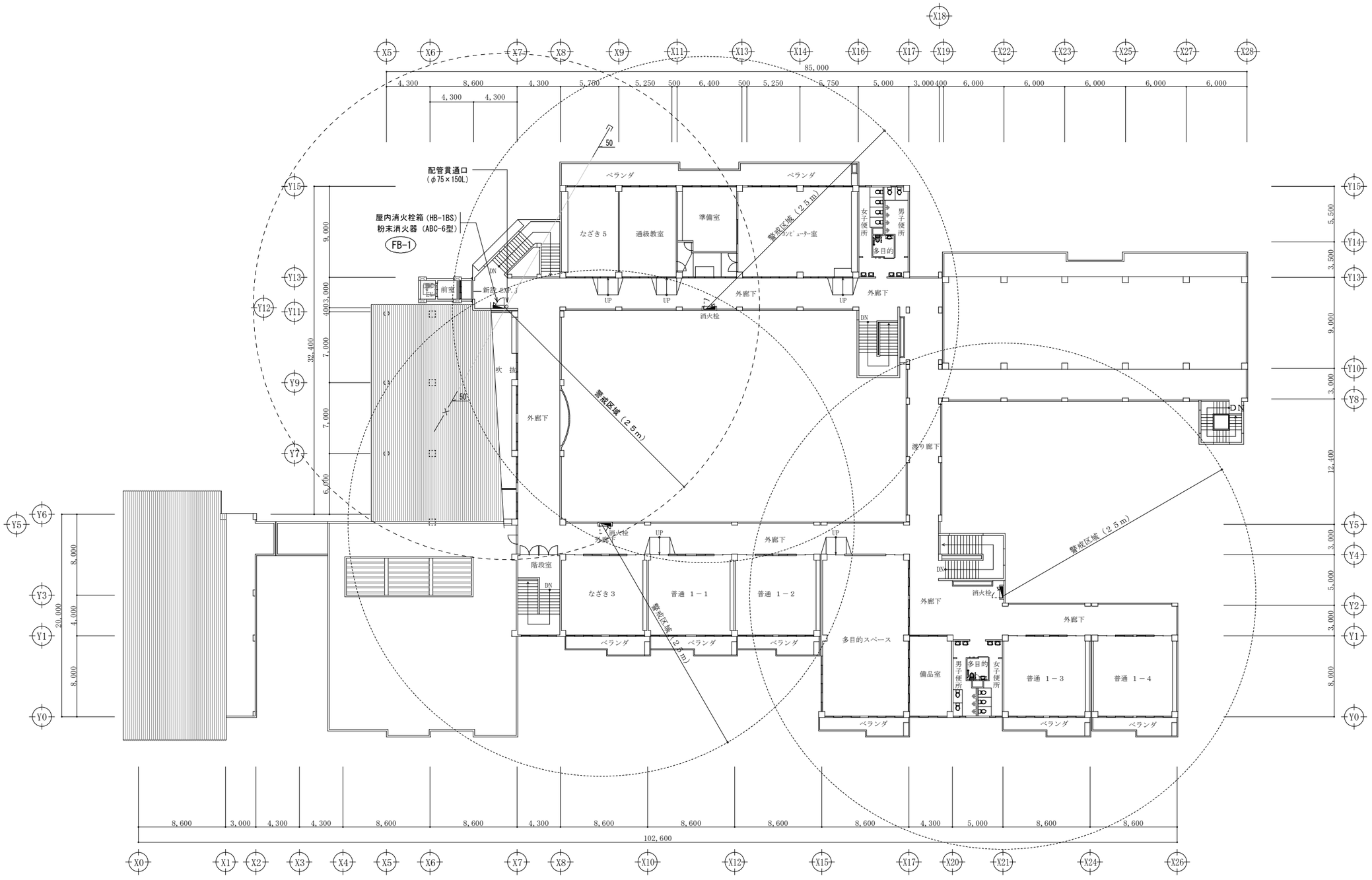

３階消火設備平面図　SCALE 1:200

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ棟）	工事年度	令和　８　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	３階消火設備平面図
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課	縮尺	A1版　S=1:200　A3版　S=1:400
摘要		図面番号	Ｍ－１２
検印	管理建築士　設　計　製　図	設計者 名称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
		登録番号	１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
		所在地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７-１号 ＴＥＬ　0980－52－2797

建築工事特記仕様書【機械設備工事編】　沖縄県土木建築部

令和8年7月　改定版

1　工事概要

（1）工 事 名　：大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）

（2）工事場所　：沖縄県名護市宮里地内

（3）建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積（ｍ２）	用途区分
			消防法施行令別表第一
学校	RC造3階建て		第7項
計			

（注：延べ面積は建築基準法による表記）

（4）工事科目（〇印を付けたものを適用する）

工事科目	建物別及び屋外			
	屋内			屋外
空気調和設備				
換気設備	〇			
排煙設備				
自動制御設備				
衛生器具設備	〇			
給水設備	〇			〇
排水設備	〇			
給湯設備				
消火設備				
ガス設備				
厨房機器設備				
浄化槽設備				
エレベーター設備				
小荷物専用昇降機設備				
エスカレーター設備				
撤去工事	〇			〇
発生材処理	〇			〇
電気設備工事				
軽微な建築工事				

2　本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和８年８月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和８年８月の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3　機械設備工事仕様

（1）標準仕様書等

ア　図面及びこの特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（令和7年版）（以下「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（機械工事編）」（令和7年版）（以下「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（機械工事編）」（令和7年版）（以下「標準図」という。）による。

イ　本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（令和7年版）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（令和7年版）による。

（2）特記仕様

ア　項目の番号に〇印が付いた特記事項を適用する。

イ　特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に〇印が付いたものを適用する。ただし、〇印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に〇印がある場合は、ともに適用する。

ウ　項目に記載の（　．　．　）内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4　その他

（1）公共事業労務費調査に対する協力

ア　本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

イ　調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

ウ　公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

エ　本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

（2）暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」（平成19年７月24日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア　暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ　暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。

ウ　暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

（3）ウイークリースタンスの実施

工事現場環境に関しては、ウイークリースタンスの実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受注者で共有すること。

当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ（下記アドレス）を参照すること。

https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kenkeitosyo.html

（4）工事監理業務への協力等

ア　本工事の工事監理業務（建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。）は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。

イ　工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者（以下「管理技術者等」という。）の氏名は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限を有しない。

ウ　設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。

エ　建設業法第23条の2の規定に基づく工事監理に対する報告の書類は監督員に提出すること。

（5）本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

（6）県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

（7）下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。

（8）不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督員を通して関連市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

（9）ダンプトラック等による過積載等の防止について

ア　工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。

イ　過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

ウ　資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ　さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。

オ　「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

カ　下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

キ　アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

（10）不正軽油の使用の禁止等について

ア　受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。）を使用し、又は使用させてはならない。

イ　受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

（11）設計図書における資材等の取扱いについて

ア　本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。

イ　本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。

ウ　「参考図」は建設工事請負契約約款第１条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

（12）ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から25条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約書における設計変更ガイドライン（営繕工事編）」（沖縄県土木建築部）によるものとする。

（13）本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

ア

受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の内の事業主が納付義務を負う保険料（以降「法定福利費」という。）を明示すること。

また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。

イ

発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法廷福利費と予定価格にしめる法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（国土交通省ＨＰ）】

https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）（国土交通省ＨＰ）】

https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf

【各団体が作成した標準見積書（国土交通省ＨＰ）】

ホーム＞政策・仕事＞土地・建設産業＞建設産業・不動産業＞各団体が作成した標準見積書

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo.const.tk2.000082.html

（14）工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

通知様式については、沖縄県技術・建設業課のホームページ（下記アドレス）を参照すること。

pef.okinawa.jp/machizukuri/kentiku/1023167/1013333/1013334/1013335.html

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）			工事年度	令和　８　年度		
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	特記仕様書（機械設備）－１		
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮　尺	A1版　S=N/S　A3版　S=N/S		
摘　要				図面番号	ＫＭ－０１		
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	有限会社ナカソネ設計	
					資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹	
					登録番号	１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号	
					所　在　地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 ＴＥＬ　0980－52－2797	

項目	特記事項
一般共通事項	
○ 1 工事実績情報の登録 (1.1.4)	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が５００万円未満の工事については、登録を要しない。
○ 2 適用図書等 (1.1.6)	※公共建築工事標準仕様書（令和７年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築改修工事標準仕様書（令和７年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築設備工事標準図（令和７年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修） ※営繕工事写真撮影要領（令和５年版） ※（建築、電気設備、機械設備）工事監理指針（令和４年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業（建築材料等・設備機材等）評価名簿（令和４年版）（一般社団法人公共建築協会） ※
○ 3 別契約の関連工事 (1.1.7)	（１）関連工事との取り合いは、別表－１による。ただし、図示されたものを除く。 （２）他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。
○ 4 工事の一時中止に係る事項 (1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 （１）工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 （２）工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
5 工事の余裕期間	・ 余裕期間を設定する工事 【 方式】 【以下から選択：発注者指定方式／任意着手方式／フレックス方式】 （１）本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。 なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 （２）余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックスの方式において、受注者は余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書（様式－１）」を作成し、発注者（契約担当者）に通知（提出）すること。 （３）その他事項は「余裕期間を設定する工事実施要領」による。
6 遠隔臨場の実施 (1.1.14)	・本工事は遠隔臨場を適用する。使用する機器及び立合う工程等については監督職員と協議をする事とする。
7 概成工期 (1.2.1)	図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。
○ 8 施工図等 (1.2.3)	（１）施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者へ移譲するものとする。 （２）受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図（各１／５０程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を 受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 （３）施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後３０日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。
○ 9 工事の記録 (1.2.4)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。
○ １０ 設計図CADデータの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図ＣＡＤデータを貸与する。なお、貸与されたＣＡＤデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。
○ １１ 施工管理体制 (1.3.1)	（１）工事請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合9,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。 なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・請負契約の締結の日の翌日から平成 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。
○ １２ 主任技術者等の資格	（１）主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※資格の区分１ 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、１級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を機械部門、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者 ・資格の区分２ 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、１級又は２級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分１のロに掲げる者 ・資格の区分３ 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第７条第２号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 （２）発注者へ資格を証明する資料を提出すること。
○ １３ 主任技術者又は監理技術者の兼務	※本工事は、建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・本工事は、建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認めない。
○ １４ 電気保安技術者 (1.3.2)	電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。
１５ 施工条件 (1.3.3)	施工条件は、図示及び以下による。 （ ）
１６ 交通安全管理 (1.3.6)	国道６路線及び県道７路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。（令和3年2月19日沖縄県公安委員会告示第38号）
○ １７ 施工中の環境保全等 (1.3.8)	（１）「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成９年７月３１日建設省告示第1536号、最終改正平成13年４月９日国土交通省告示第487号）による建設機械を使用する。 （２）本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年10月８日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力７．５～２６０ｋＷ） ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） キ ローラ類 ク ホイールクレーン
１８ 発生材の処理等 (1.3.9)	適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。（建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、ＰＣＢ、アスベスト等有害物質調査など） （１）マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。 引渡しを要するもの：・無 ・有（図示） 特別管理産業廃棄物：・無 ・有（図示） ※現場調査を行う 再利用を図るもの：・無 ・有（図示） （２）本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので、適正に処理すること。 （３）建設リサイクルの推進について 受注者は、該当する建設資材がある場合、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」（以下、「ＣＯＢＲＩＳ」（コブリス）という。）により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「COBRIS」により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。 （４）本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。ただし、島内、もしくは建設発生木材（伐採木を含む）・建設汚泥については工事現場から５０ｋｍ以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。 ①搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設へ搬出 ②搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出 （５）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 （６）アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、「廃棄物」という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記ＨＰに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ 発生する濁水（汚濁）に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。 （７）撤去前に内容物（燃料、冷媒、吸収液、廃油等）の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料（アスベスト、鉛、PCB等）が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。
○ １９ 工事の保険等	（１）次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後１４日以上とする。 ※火災保険 ※組立保険 ※請負業者賠償責任保険 ・建設工事保険 ・労働災害総合保険 （２）建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）			工事年度	令和 ８ 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	特記仕様書（機械設備）－２
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮 尺	A1版 S=N/S A3版 S=N/S
摘 要				図面番号	ＫＭ－０２
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設計者 名 称	有限会社ナカソネ設計
				資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
				登録番号	１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
				所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７-１号 ＴＥＬ 0980－52－2797

項目		特記事項
		（３）建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア　掛金収納書を契約後原則一ケ月以内（電子申請方式による場合にあっては契約原則４０日以内）に発注者に提出する。 イ　当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ　未加入下請事業者に対する加入を指導する。 エ　工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。
○	20　ゆいくる材について	（１）ゆいくる材の利用 ア　本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。 イ　ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。 ウ　ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。 （２）ゆいくる材の品質管理 ア　受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。 イ　受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に公益財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ　受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。 エ　受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。
○	21　機材の品質等 (1.4.2)	※工事に使用する機材の品質等は図示（機器仕様書等）又はこれらと同等のものとする。（製品番号等は参考であり限定しない。） ※使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」（一般社団法人公共建築協会）による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。
○	22　技能士 (1.5.2)	技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ⊙配管施工（建築配管作業） ・熱絶縁施工（保温保冷工事作業） ・冷凍、空気調和機器施工（冷凍、空気調和機器施工作業） ⊙建築板金施工（ダクト板金作業）
	23　化学物質の濃度測定 (1.5.10)	（１）測定の時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。 測定対象室 / 測定箇所数 / 測定時期 / 備　考 （２）測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。
	24　技術検査 (1.6.2)	中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。 （　　）
○	25　完成時の提出図書 (1.7.1)	（１）本工事の完成時の提出図面は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。 （２）本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 （３）工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（公財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）１部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 （４）受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。

項目		特記事項
		ア　ゆいくる材利用状況報告書 イ　ゆいくる材出荷量証明書 （５）建築物等の利用に関する説明書について ◉「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き（国土交通省ホームページに掲載）を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。 （６）受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。
	26　情報共有システムの使用	本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。 （１）現場事務所等に、利用する情報共有システムが推奨するパソコンＯＳ及びブラウザの環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンＯＳ】　：Microsoft Windows　11 【推奨ブラウザ】　：Microsoft Edge 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 （２）受注者は沖縄県CALSシステムの利用にあっては、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県ＣＡＬＳシステムを運営している者に支払うこと。 （３）沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）。
	27　標識その他 (1.7.4)	主機械室に機器等の取扱い方法、点検項目及び系統図等を記載したアクリル樹脂製等の案内板を設ける。記載内容、設置場所等は監督員の承諾を受けること。
○	28　機材	監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示（機器仕様書等）によるほか標準仕様書等、標準図による。
○	29　施工	監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。
○	30　耐震施工	（１）耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。 ※「建築設備耐震設計・施工指針　２０１４年版」 （２）建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 （３）架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。但し、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。
	31　磁気探査	本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領　令和２年１月」（沖縄県土木建築部）によるものとし、位置は図示による。
○	32　墜落制止用器具	・墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成３０年６月２２日付け基発０６２２第２号）を遵守すること。
○	33　「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	・本工事は「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。 実施については「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事工事試行要領（案）」及び「労務費見積り尊重宣言」実施要領」（２０１８．１２．２１日本建設業連合会）等を参照し実施するものとする。
○	34　建設キャリアアップシステム（CCUS）活用について	・本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「ＣＣＵＳ」という。）の対象工事であり、受注後に「沖縄県建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）活用工事試行要領」によりＣＣＵＳを活用するか発注者と協議するものとする。 実施については、「沖縄県建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）活用工事試行要領」、及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し実施するものとする。
	35　その他	※
	共通工事	
○	1　総合調整 (1.3.3)	総合調整は以下の項目を行うこと。 ⊙風量調整 ⊙水量調整 ・室内外空気の温湿度の調整 ⊙室内気流及びじんあいの調整 ⊙騒音、振動の調整 ⊙飲料水の水質の測定 ・雑用水の水質の測定 ⊙運転状態（総合調整結果）の記録

項目		特記事項
○	2　配管材料 (2.1.2)	管材は別表－２による。ただし、図示されたものを除く。
○	3　埋設配管 (2.7.1)	・地中埋設標の設置は図示によるほか、屋外埋設管の分岐、曲り部に設置する。 ・アスファルト舗装以外の地中埋設標は、（・コンクリート製　⊙鉄製）とする。
	4　保温工事 (3.1.1)	図示および契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温の種別、施工箇所等は図示による。
	5　塗装 (3.2.1)	露出部分は全て塗装を施すこと。
○	6　仮設工事 (4.1.1)	本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、請負者の負担とする。 監督員事務所を本工事で（※設置しない　・設置する（・構内　・構外　・既存建物内一部使用））。 監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。 設置する備品等の種類 / 数量 / 設置する備品等の種類 / 数量 ・足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（２）手すり据置方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと。
○	7　土工事 (4.2.1)	建設発生土の処分は次による。 ・構内敷き均し　　・構内たい積 ※場外搬出適切処理 搬出先名称（　　） 搬出先所在地（　　） 運搬距離（　　ｋｍ　　） 搬出先基準（条件）（　　）
○	8　その他	（１）請負者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、請負者の負担とする。 （２）以下の負担金は請負者の負担とする。 ・水道引込に係る負担金（　　円） ・ガス引込に係る負担金（　　円） ※ （３）図示されたものを除き、以下による。 ※
	空気調和設備工事	
	1　空気調和機	室外機は、図示された場合を除き以下による。 ※耐塩処理を施す。（原則、県内工場施工。５年間保証。） ※端子板にヤモリガード対策を施す。
	2　制気口	図示されていない制気口の材質は（・鋼板　・アルミニウム板）とする。
	3　ダクト (1.14.3)	長辺が1,500㎜以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、（・アングルフランジ　・コーナーボルト（・共板フランジ　・スライドオンフランジ））工法とする。
	4　ダクト付属品	風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・送風機吐出側 ・送風機吸い込み側 ・外気取り入れダクト
	5　設計温湿度条件	設計温湿度条件は以下による。 外気（温度（℃）/ 湿度（%））/ 室内（　）（温度（℃）/ 湿度（%）） 夏季：32.8° C / 26℃ / 50% 冬季：
	6　その他	※

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）		工事年度	令和　８　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内		図面名称	特記仕様書（機械設備）－３
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課		縮　尺	A1版　S=N/S　A3版　S=N/S
摘　要			図面番号	ＫＭ－０３
検　印	管理建築士	設　計	製　図	

設計者		
	名　称	有限会社ナカソネ設計
	資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
	登録番号	１級建築士登録（大臣）第２６６９９号
	所在地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号　ＴＥＬ　0980－52－2797

特記事項

別表－１（関連工事との取り合い）

工事内容		本工事	別途工事	
		機械	電気	建築
機器の基礎	屋内設置（架台、アンカーボルトを除く）	・	・	・
	屋上設置（架台、アンカーボルトを除く）	・	・	・
	屋外設置（架台、アンカーボルトを除く）	・	・	・
	架台、アンカーボルト	・	・	・
貫通スリーブ（はり、床、壁）	スリーブ	・	・	・
	補強鉄筋	・	・	※
	スリーブの穴埋め	・	・	・
箱入れ（はり、床、壁）	箱入れ	・	・	・
	補強鉄筋	・	・	※
	型枠の穴埋め	※	・	・
天井、壁の切り込み	墨出し	※	・	・
	下地組み、ボード類切り込み（埋込照明器具、スピーカー等）	※	・	・
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・	・	・
インサート	インサート	・	・	・
外気取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	・	・	・
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	※	・	・
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	※	・	・
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・	※	・
	天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配管	・	・	・
	上記の配線	・	・	・
	パッケージ型空気調和機などで屋内機と屋外機との間の配管	・	・	・
	上記の配線	・	・	・
	電極棒及びフロートスイッチの本体	・	・	・
	上記の配管、配線	・	・	・
自動制御	電気配管	・	・	・
	電気配線	・	・	・
	電源供給	・	・	・
浄化槽	コンクリート躯体	・	・	・
	基礎コンクリート	・	・	・
	基礎杭	・	・	・
	根切り、埋戻し	・	・	・
	残土処理	・	・	・
	防護柵	・	・	・
	土止め工事	・	・	・
	保護砂	・	・	・
	湧水処理	・	・	・
	送風機室（換気用送風機を含む）	・	・	・
	操作盤までの１次側電気工事	・	・	・
	操作盤以降の２次側電気工事	・	・	・
樋	ルーフドレイン及び立て樋	・	・	・
	立て樋接続用埋設横引管	・	・	・
流し類	台所流し台、手洗い流し台（ＳＵＳ人研ぎ共）	・	・	・
	上記の配管接続	・	・	・
化粧鏡	衛生陶器メーカー規格外の物	・	・	・
カウンター	はめ込洗面器のカウンター	・	・	・
身障者用手すり	衛生器具回り	・	・	・
	その他手すり	・	・	・

※配線は接続を含むものとする。

特記事項

別表－２（管材）

用途	施工箇所	管材
冷温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
冷水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
冷却水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
蒸気管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
高温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
油管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
ブライン管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
冷媒管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
給水管	屋内一般配管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管JIS K 6742(HIVP)
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	〃
	地中配管	〃
給湯管	屋内一般配管	被覆銅管　(JIS H 3330)
	屋内一般配管（機械室、浴室廻り）	
	屋内一般配管（機械室、浴室廻り）	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
消火管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
排水管	屋内一般配管	硬質ポリ塩化ビニル管　(JIS K 6741)
	機械室・便所配管	〃
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	〃
	地中配管	〃
通気管	屋内一般配管	硬質ポリ塩化ビニル管　(JIS K 6741)
	機械室・便所配管	〃
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	〃
	地中配管	
ガス管	屋内一般配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	

特記事項

※冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合の断熱材の厚さは、液管10㎜以上、ガス管20㎜以上とする。

※

特記事項

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）			工事年度	令和　８　年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	特記仕様書（機械設備）－４	
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮　尺	A1版　S=N/S　A3版　S=N/S	
摘　要				図面番号	ＫＭ－０４	
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
					登録番号	１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
					所　在　地	沖縄県名護市宮里三丁目４番7-1号 ＴＥＬ　0980－52－2797

機器表（衛生器具）

※今回対象：Ｂ，Ｇタイプ

項目	名称	適用	品番 TOTO	品番 ＬＩＸＩＬ	仕様（付属品）	タイプＡ１Ｆ	タイプＡ２Ｆ	タイプＢ	タイプＣ２Ｆ	タイプＣ３Ｆ	タイプＤ	タイプＥ	タイプＦ	タイプＧ１Ｆ	タイプＧ２Ｆ	タイプＧ３Ｆ	合計	備考
衛生器具設備	洋風大便器	Ｃ１２００Ｓ（国土交通省記号）	ＣＳ５９７ＢＳ ＳＨ５９６ＢＡＹＲ ＴＣ２９１ ＹＨ６５０	ＢＣ－Ｐ２０ＨＵ ＤＴ－ＰＡ２５０ＨＵＣＨ ＣＦ－３９ＣＫ－Ｕ ＣＦ－ＡＡ６４	床置床排水大便器、壁給水型　ロータンク（密結タンク） 普通便座　ワンハンドカット式紙巻器（棚付二連） 床フランジ（メタル）　スパッド　キャップ付ＡＹボルト	4	4	5	6	6	3	4	3	5	5	5	５０	
	洋風大便器	Ｃ１１１１Ｒ（国土交通省記号）	ＣＳ２０ＡＢ ＳＨ３０ＢＡ ＴＣＦ５５３４ ＹＨ６５０	ＢＣ－２２０ＳＫ７５ ＤＴ－Ｋ２５０ ＣＷ－ＫＡ３１ＡＱＣ ＣＦ－ＡＡ６４	腰掛式車椅子対応便器（密結形）　壁給水型　ウォシュレット ロータンク（密結形）　ワンハンドカット式紙巻器（棚付二連） 床フランジ（メタル）　スパッド　キャップ付ＡＹボルト	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	１０	
	小便器	Ｕ５２０（国土交通省記号）	ＵＦＨ５００ ＴＥＡ６２ＡＤＳ	Ｕ－４１１Ｒ ＯＫＵ－ＡＴ１３１ＳＤ	壁掛壁排水小便器（低リップ） フラッシュバルブ（乾電池タイプ）　トラップ付　他	2	2	4	4	4	2	2	2	3	3	3	３１	
	洗面器	Ｌ４１０（国土交通省記号）	Ｌ２５０ＣＭ ＴＬＣ１１ＡＲ	Ｌ－１７６ＵＡＮ ＬＦ－Ｅ０２	壁掛洗面器　単水栓 止水栓（アングル形）　排水金具（Ｐトラップ）　他	4	4	5	4	4		5		4	4	4	４０	
	洗面器	Ｌ４１０（国土交通省記号）	Ｌ２７０ＣＭ ＴＬＣ１１ＡＲ	Ｌ－２７５ＡＮ ＬＦ－Ｅ０２	壁掛洗面器　単水栓 止水栓（アングル形）　排水金具（Ｐトラップ）　他	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	１０	
	手洗器		ＬＳＬ８７０ＡＰＲ	Ｌ－Ａ７４ＰＣ	壁掛手洗器　単水栓（ハンドル式） 止水栓（アングル形）　排水金具（Ｐトラップ）　他								2				２	
	大便器用手すり		Ｔ１１２ＣＬ１０	ＫＦ－９２０ＡＥ７０Ｄ１２Ｊ	Ｌ型（樹脂製）　（Ｌ＝７００×７００）　固定アンカー	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	１０	
	大便器用手すり		Ｔ１１２ＨＫ８Ｒ	ＫＦ－４７１ＥＨ７０ＪＵ	はね上げ型（樹脂製）　（Ｌ＝８００）　固定アンカー	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	１０	
	小便器用手すり		Ｔ１１２ＣＵ２２	ＫＦ－７０１ＡＥＪ	６００×５００（樹脂製）　固定アンカー	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	１１	
	化粧鏡		ＹＭ３０４５Ａ	ＫＦ－３０４５	化粧鏡（３００×４５０）								4				４	
	化粧鏡		ＹＭ３５４５Ａ	ＫＦ－３５４５	化粧鏡（３５０×４５０）	4	4	5	4	4		5		4	4	4	３８	
	化粧鏡		ＹＭ３５６０Ａ	ＫＦ－４０６０	化粧鏡（３５０×６００）	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	１０	
	タオル掛		ＴＳ１１３Ａ１Ｒ	ＫＦ－ＡＡ７１Ｐ	ステンレス製　４７７×６７×６２								2				２	
	万能ホーム水栓	１３―Ｆ７	Ｔ２００ＳＮＲ１３Ｃ	ＬＦ－７Ｒ－１３	吐水口回転型水栓　節水形						4						４	
	カップリング付水栓	１３―Ｆ１２	Ｔ２８ＫＵＮＨ１３	ＬＦ－１５－１３－ＣＶ	カップリング付横水栓　節水形				2	2	2			2	2	2	１２	
	シャワーセット		ＴＢＶ０３４０３Ｊ	ＢＦ－ＫＡ１４５ＴＳＬ	壁付サーモスタット混合水栓								2				２	
	洗濯機用水栓		ＴＷ１１Ｒ	ＬＦ－ＷＪ５０ＫＱＡ	横水栓（緊急止水付）								1				１	
	掃除用水栓				Ｂ２２Ａ（三栄）　※洗面器止水栓に取付	3	3	3	1	1		3	3	1	1	1	２０	

特記事項
１、品番の型番及び社名は参考とする。

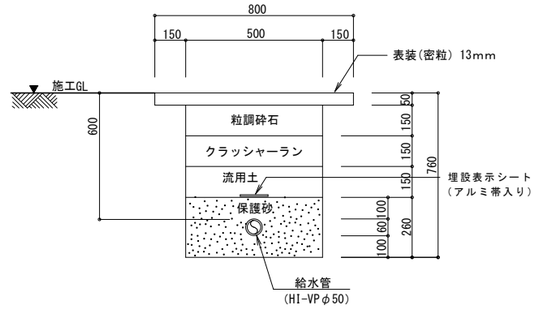

給水管布設断面図
（車道部）

機器表（換気設備）

※今回対象：Ｂ，Ｇタイプ

記号	名称	仕様（付属品）	タイプＡ１Ｆ	タイプＡ２Ｆ	タイプＢ	タイプＣ２Ｆ	タイプＣ３Ｆ	タイプＥ	タイプＦ	タイプＧ１Ｆ	タイプＧ２Ｆ	タイプＧ３Ｆ	合計	備考
FE－1	天井用換気扇	型式：天井埋込型　低騒音型（樹脂製） 能力：９０m^3/ｈ×２９Ｐａ　１φ１００Ｖ×１５．５Ｗ 付属品：パイプフード（深型ステンレス製、防虫網付）　φ１００	1	1				3					5	
FE－2	天井用換気扇	型式：天井埋込型　低騒音型（樹脂製） 能力：１２０m^3/ｈ×４９Ｐａ　１φ１００Ｖ×１５．５Ｗ 付属品：パイプフード（深型ステンレス製、防虫網付）　φ１００			1	1	1	2	1	1	1	1	9	
FE－3	天井用換気扇	型式：天井埋込型　低騒音型（樹脂製） 能力：２３０m^3/ｈ×３４Ｐａ　１φ１００Ｖ×２９．５Ｗ 付属品：吊金具他			4				2				6	
FE－4	天井用換気扇	型式：天井埋込型　低騒音型（樹脂製） 能力：２６０m^3/ｈ×４３Ｐａ　１φ１００Ｖ×２９．５Ｗ 付属品：吊金具他	2										2	
FE－5	天井用換気扇	型式：天井埋込型　低騒音型（樹脂製） 能力：３３０m^3/ｈ×６７Ｐａ　１φ１００Ｖ×４９Ｗ 付属品：吊金具他				2	2			2	2	2	１０	
FE－6	壁用換気扇	型式：壁掛型（格子タイプ）　電気式シャッター 能力：４８０m^3/ｈ　１φ１００Ｖ×１３．５Ｗ 付属品：取付枠共		2									2	

特記事項
１、天井埋込換気扇の電動機出力はＪＩＳ Ｃ ９６０３に規定された消費電力による。

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）	工事年度	令和　８　年度		
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	機器表（更新）		
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課	縮尺	A1版　S=N/S　A3版　S=N/S		
摘要		図面番号	ＫＭ－０５		
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称　有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名　管理建築士　仲宗根　徹
					登録番号　１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
					所在地　沖縄県名護市宮里三丁目４番７−１号　ＴＥＬ　0980−52−2797

解体工事特記仕様書（機械設備）

１節　一般事項

１－１適用範囲

大宮中学校バリアフリー化改修工事に適用する。

公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和７年版、関連法規（建設リサイクル法、廃棄物処理法資源有効利用促進法等）及び国土交通省建設リサイクルガイドライン遵守し、施工を行う。

１－２用語の定義

本仕様書に於いて用いる用語の意味は、次のとおりとする。

１）「分別解体」とは、建築物等に用いられた建設資材に係る廃棄物をその処理状態に応じて分別し、該当建築物を計画的に解体する行為をいう。

２）「破壊解体」とは、圧砕機又はブレーカー等により、躯体を破砕して解体する行為をいう。

３）「転倒解体」とは、壁・柱等の転倒方向を定め脚部の一部を破壊し、所定の方向に転倒させ解体する行為をいう。

４）「部材解体」とは、カッター又はワイヤソー等により、躯体を部材ごと、又は柱と梁等の部材が組み合ったブロックごとに、切離し解体する行為をいう。

５）「自立解体」とは、対象となる柱又は壁等が、控となっていた他の架構や壁等から切離され、自立した状態をいう。

２節　調査・事前措置

２－１施工調査

解体施工に係る施工調査は、特別管理処置、再使用、再資源化等に分類し調査を行う。

１）設計図書と現場との整合性を調査

２）施工計画、処理方法

３）上記１）２）をまとめて報告書作成

２－２事前措置

ａ）特別管理産業廃棄物がある場合は、特別管理産業廃棄物等の処理に先立ち、種類別に具体的な処理計画、改修計画を定め施工計画書に記載する。

ｂ）建築物等の解体に先立ち、各種設備の供給が停止していることを確認する。

なお、電線、ケーブル等の供給等の切断は、次の１）及び２）による。

１）切断は、躯体に支障がない位置で適切に行い、切断位置は記録を残し、監督職員に提出する。

２）新たに配管・配線等の切回しが必要となる場合は、監督職員と協議する。

ｃ）落下する恐れのある付属物は撤去する。

ｄ）建築物の解体に際して、周辺環境に害虫等による影響が予測される場合は、駆除等を行う。

ｅ）電気設備のコンデンサー等は、残留電荷の確認を行い、必要に応じて放電する。

３節　建築物の解体手順

３－１解体手順

解体手順は、次の１）から７）による。ただし、解体施工の技術上により難しい場合は手順を変更し、監督職員に報告する。

１）建築設備

２）内・外装材

３）屋根瓦材等

４）躯体

５）基礎・杭その他

６）構内舗装等

７）地下埋設物、埋設配管

４節　建築設備

ａ）機械設備は、次の１）から６）に分別解体する。

１）配管及びダクト

２）機器類

３）保温材

４）浄化槽、ユニットバス

５）衛生陶器類

６）その他の機械設備

５節　再資源化

下記の項目については、再資源化を行うものとする。

１）配管及びダクト

２）機器類

機器表（衛生器具）

※今回対象：Ｂ，Ｇタイプ

名称	品番	付属品	数量 タイプA1F	タイプA2F	タイプB	タイプC2F	タイプC3F	タイプD	タイプE	タイプF	タイプG1F	タイプG2F	タイプG3F	合計	備考
洋風大便器	CS370/SH370BA	本体及び付属金具類一式	4	4	5	6	6	3	4	2	6	6	6	52	（参考質量：38.1kg）
洋風大便器	C710/S710S	本体及び付属金具類一式								1				1	（参考質量：34.8kg）
小便器	U29	本体及び付属金具類一式	2	2	5	4	4		3		4	4	4	32	（参考質量：35.1kg）
小便器	U307C	本体及び付属金具類一式						2		2				4	（参考質量：38.4kg）
洗面器	L230D	本体及び付属金具類一式	5	5	6	8	8		6		8	8	8	62	（参考質量：10.5kg）
掃除用流し	SK22A	本体及び付属金具類一式								2				2	（参考質量：28.0kg）
化粧鏡	TS119FE3	本体及び付属金具類一式	4	2		4			6	2	4	3	4	29	（参考質量：2.22kg）
万能ホーム水栓	T200SN-13	本体及び付属金具類一式	2	2	2	2	2	6	2	2	2	2	2	26	（参考質量：0.33kg）
シャワーセット	TM115CS	本体及び付属金具類一式								2				2	（参考質量：2.88kg）
タオル掛	TS113A1R	本体及び付属金具類一式								2				2	（参考質量：0.23kg）

機器表（換気機器）

※今回対象：Ｂ，Ｇタイプ

記号	名称	品番	付属品	数量 タイプA1F	タイプA2F	タイプB	タイプC2F	タイプC3F	タイプE	タイプF	タイプG1F	タイプG2F	タイプG3F	合計	備考
VF-1	天井埋込換気扇	VD-15ZP （三菱）	本体及び付属金具類一式						4					4	（参考質量：3.5kg）
VF-2	天井埋込換気扇	VD-18ZS （三菱）	本体及び付属金具類一式			4								4	（参考質量：6.8kg）
VF-3	天井埋込換気扇	VD-20ZS （三菱）	本体及び付属金具類一式	2			2	2			2	2	2	12	（参考質量：9.0kg）
VF-4	天井埋込換気扇	VD-20ZS-B （三菱）	本体及び付属金具類一式							2				2	（参考質量：7.2kg）
VF-5	壁用換気扇	E-20EH2 （三菱）	本体及び付属金具類一式		2									2	（参考質量：2.8kg）

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）			工事年度	令和　8　年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	特記仕様書（改修）、機器表（撤去）	
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮尺	A1版　S=N/S　A3版　S=N/S	
摘要				図面番号	ＫＭ－０６	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
					登録番号	1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
					所在地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL　0980－52－2797

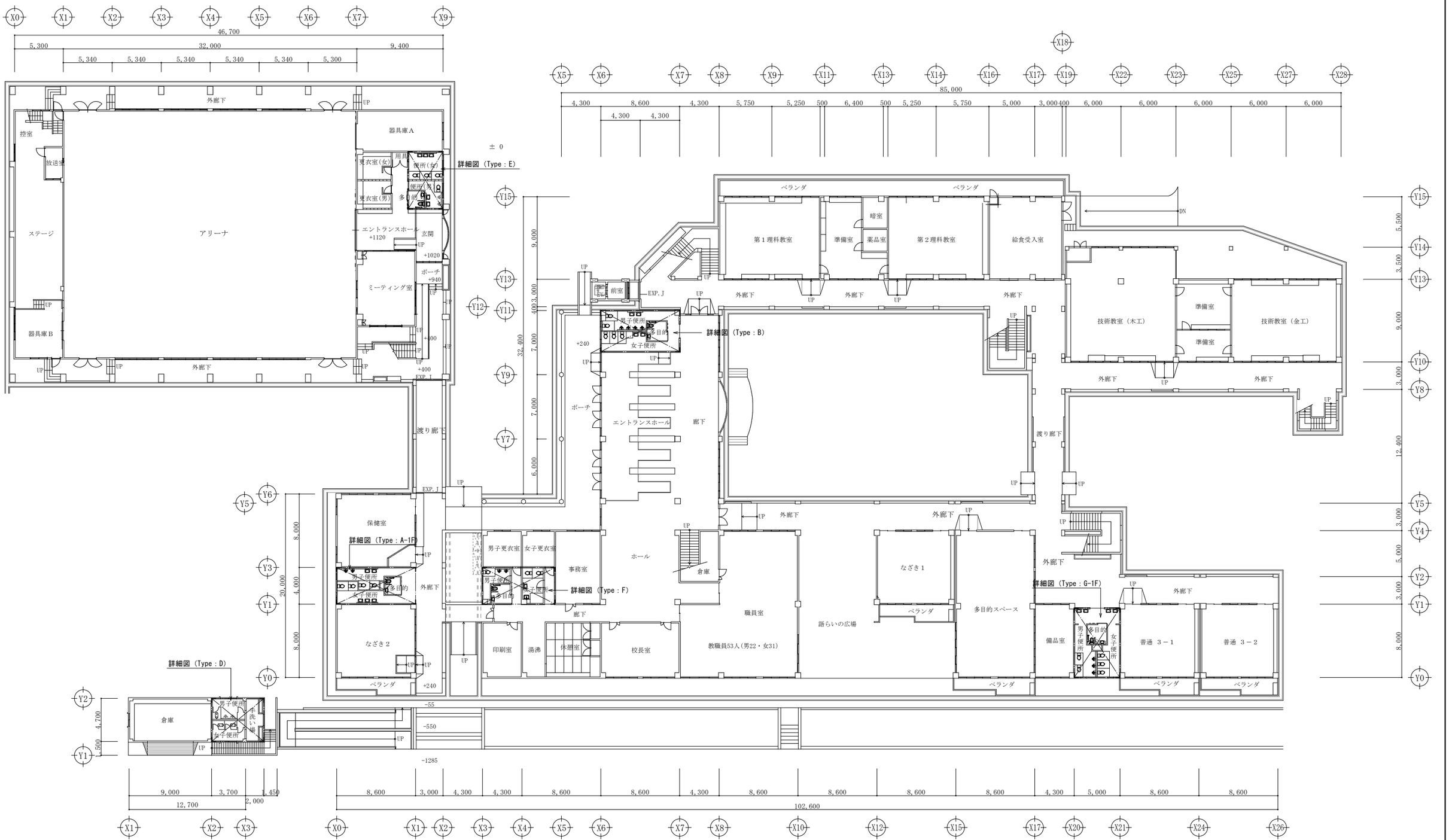

１階給排水設備平面図　SCALE　1:200

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）	工事年度	令和　８　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	１階給排水設備平面図
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課	縮尺	A1版　S=1:200　A3版　S=1:400
摘要		図面番号	ＫＭ－０７
検印	管理建築士　設　計　製　図	設計者	名称：有限会社ナカソネ設計 資格者氏名：管理建築士　仲宗根　徹 登録番号：１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号 所在地：沖縄県名護市宮里三丁目４番７−１号　TEL　0980−52−2797

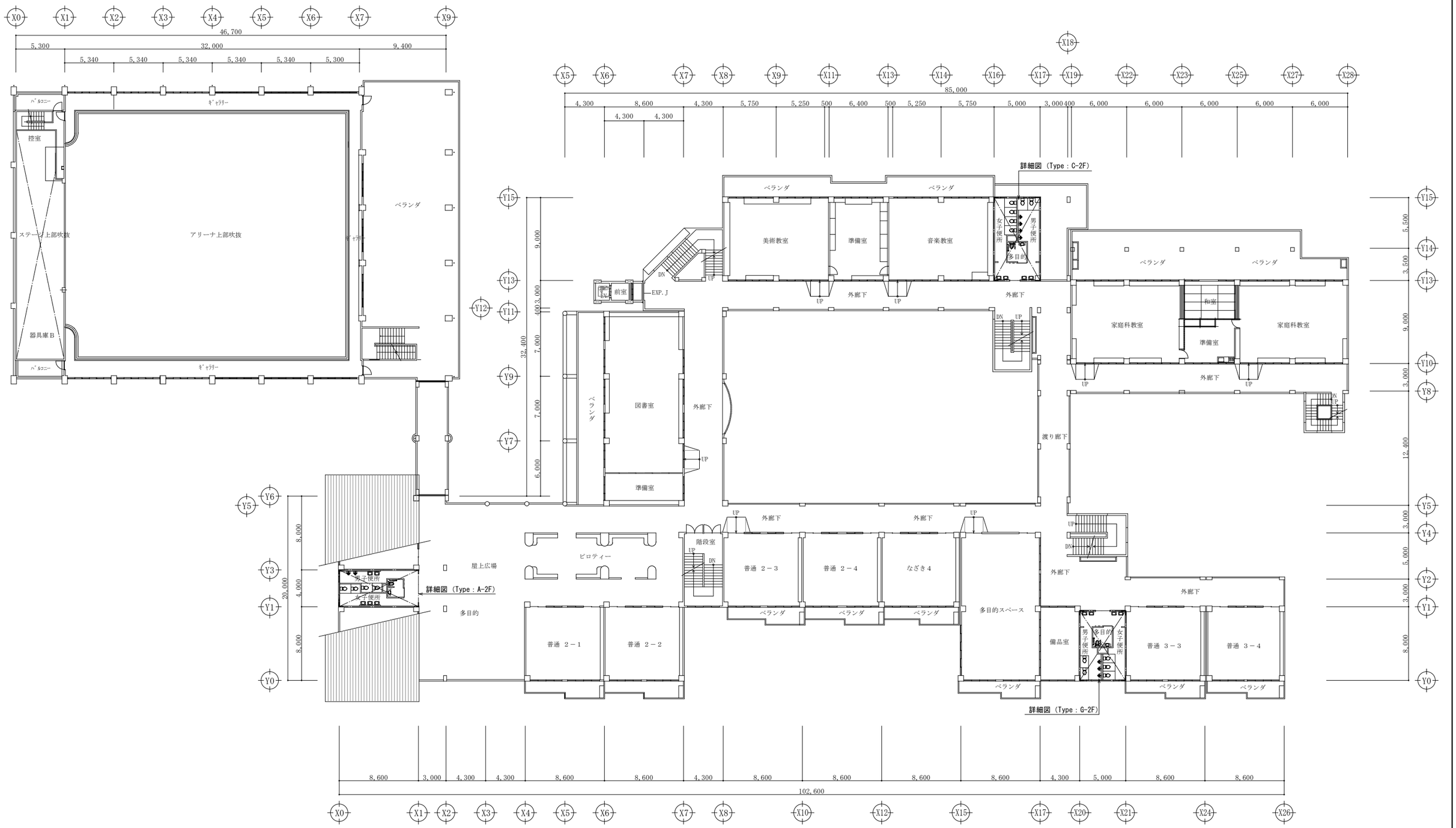

２階給排水設備平面図　SCALE　1:200

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）	工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	２階給排水設備平面図
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課	縮尺	A1版　S=1:200　A3版　S=1:400
摘要		図面番号	ＫＭ－０８
検印	管理建築士　設　計　製　図	設計者 名称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
		登録番号	1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
		所在地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL. 0980-52-2797

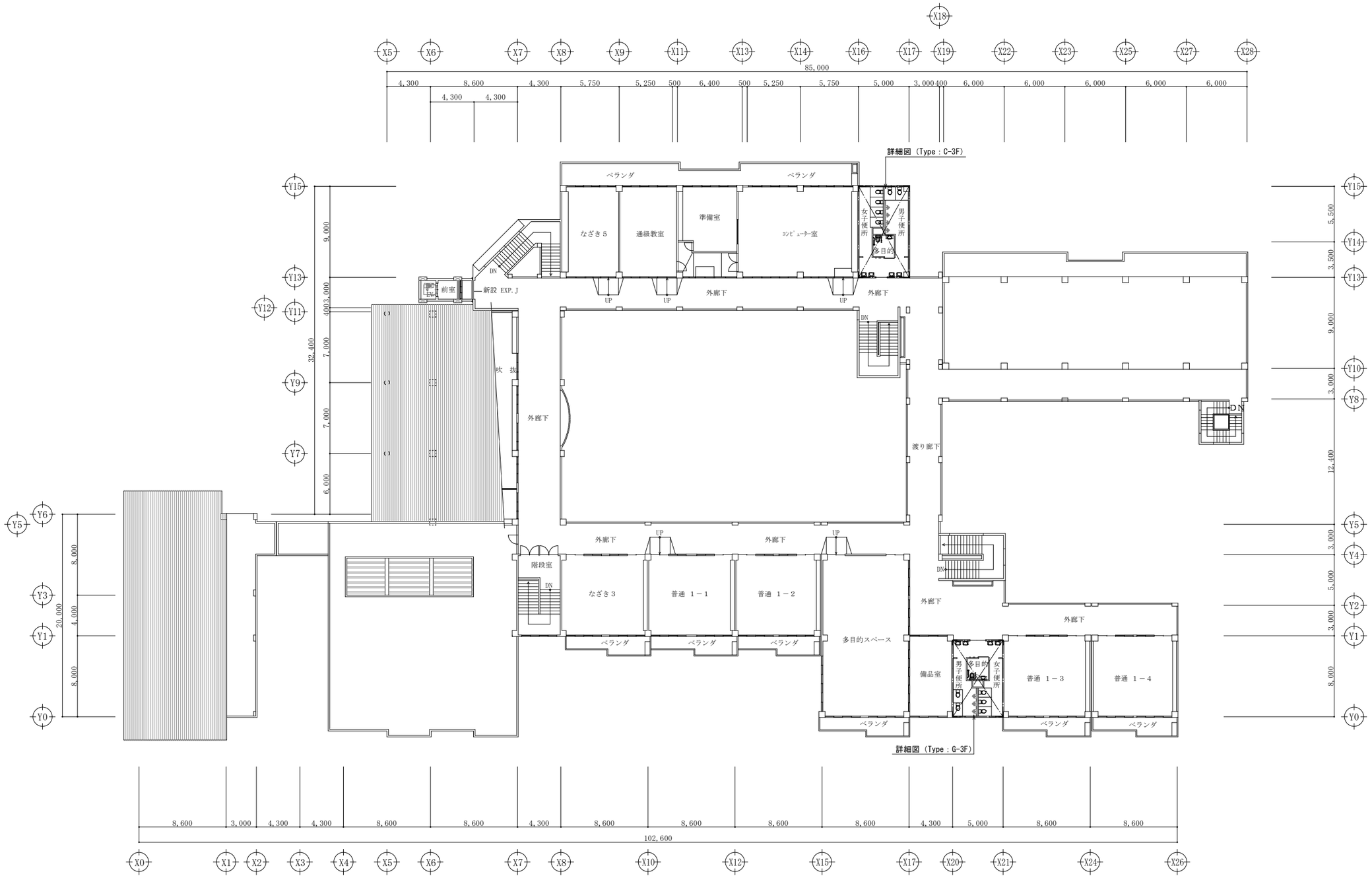

３階給排水設備平面図　SCALE　1:300

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）	工事年度	令和　８　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	３階給排水設備平面図
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課	縮　尺	A1版　S=1:200　A3版　S=1:400
摘　要		図面番号	ＫＭ－０９
検　印	管理建築士　設　計　製　図	設計者 名　称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
		登録番号	１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
		所在地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７−１号 ＴＥＬ　0980−52−2797

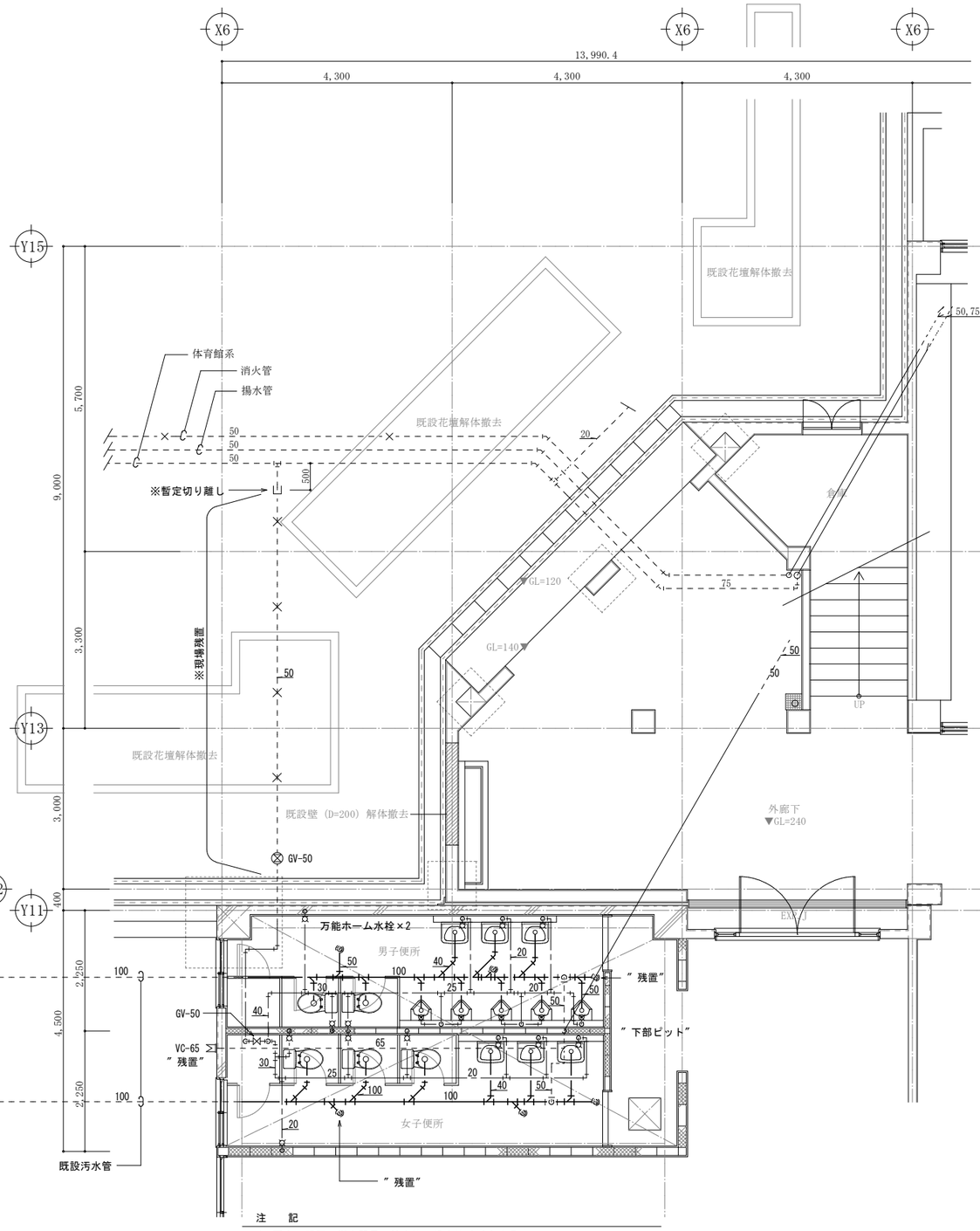

注　記

1．図中に明記の衛生器具、給水管、排水管は撤去する事。
2．地中梁貫通部分の配管は既存配管再使用とする。（給水管、排水管）
3．床上排水金物、床上掃除口は現場残置とする。
4．図中に明記なき部分で機能（撤去後）に支障をきたす部分は撤去及び補修する事。
5．施工前に事前調査を十分に行う事。

便所配管詳細図（Type：B）　SCALE　1:50
（改修前）

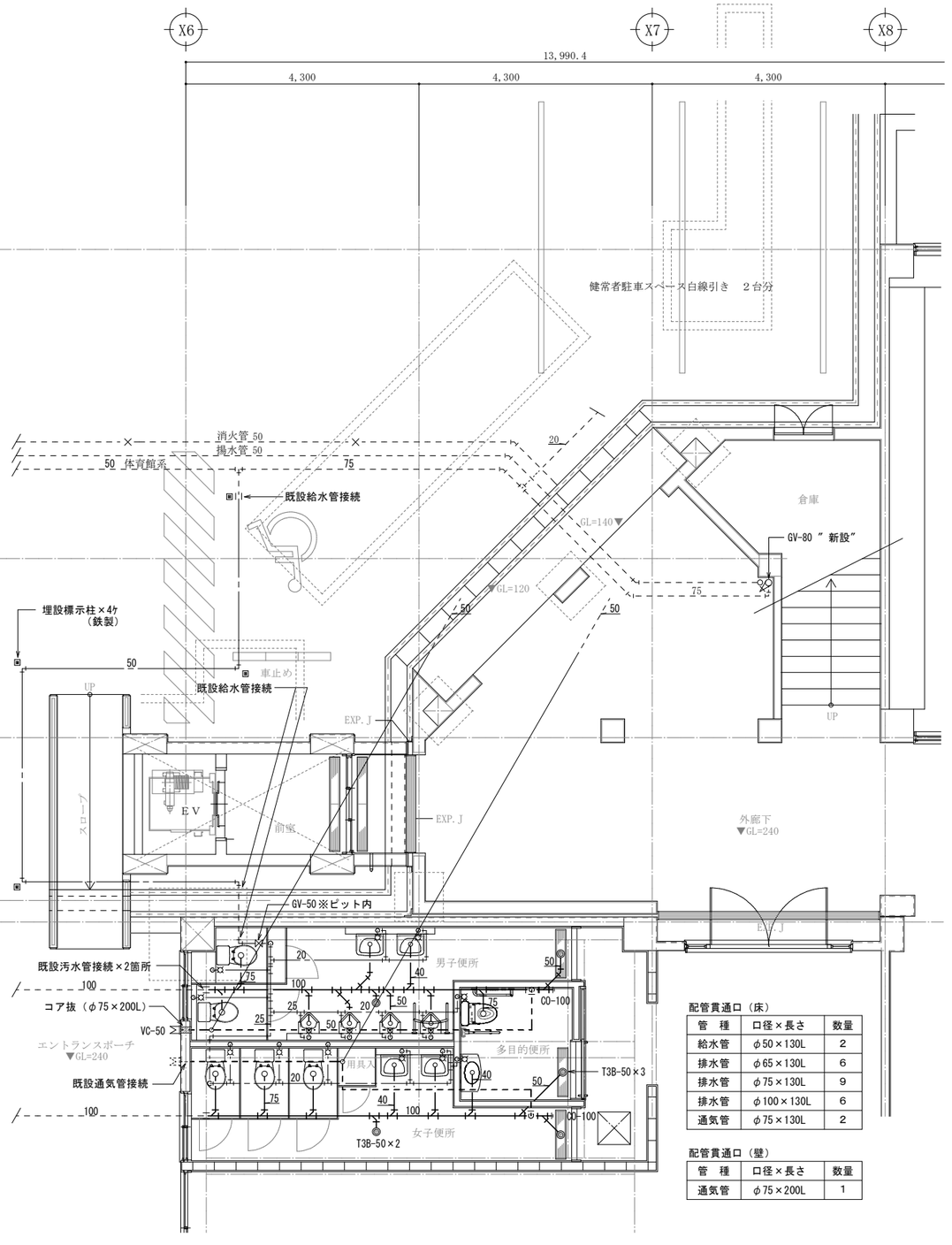

配管貫通口（床）

管　種	口径×長さ	数量
給水管	φ50×130L	2
排水管	φ65×130L	6
排水管	φ75×130L	9
排水管	φ100×130L	6
通気管	φ75×130L	2

配管貫通口（壁）

管　種	口径×長さ	数量
通気管	φ75×200L	1

注　記

1．更新の給水管は床転がし配管とする。（男子、女子、多目的共）
2．地中梁貫通部分の配管は既存配管再使用とする。（給水管、排水管）
3．洗面器のアングル止水栓に掃除用水栓を設置する。（各1ヶ所、共通）
4．床スラブの不要な貫通口は補修モルタル詰めとする。
5．図中に明記なき部分で機能（撤去後）に支障をきたす部分は撤去及び補修する事。

便所配管詳細図（Type：B）　SCALE　1:50
（改修後）

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）	工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	便所配管詳細図　Type：B
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課	縮尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100
摘要		図面番号	KM－10
検印	管理建築士　設計製図	設計者	名称：有限会社ナカソネ設計 資格者氏名：管理建築士　仲宗根　徹 登録番号：1級建築士登録（大臣）第266099号 所在地：沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号　TEL　0980－52－2797

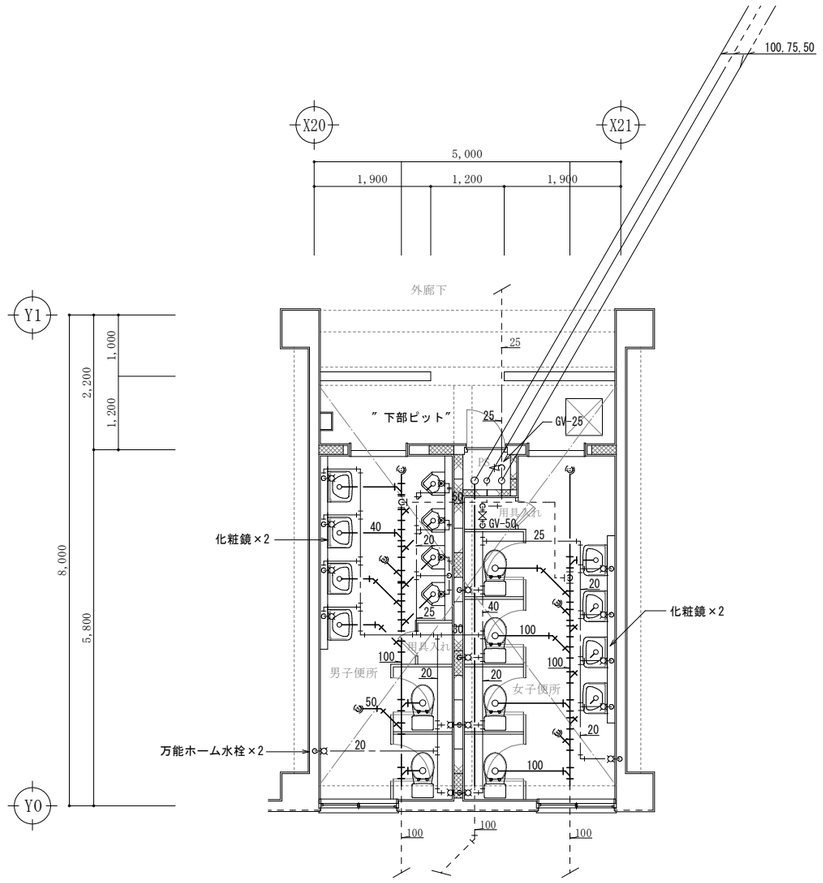

注　記

1．図中に明記の衛生器具、給水管、排水管は撤去する事。（ＰＳ共）
2．床上排水金物、床上掃除口は現場残置とする。
3．図中に明記なき部分で機能（撤去後）に支障をきたす部分は撤去及び補修する事。
4．施工前に事前調査を十分に行う事。

便所配管詳細図（Type：G-1F）　SCALE　1:50

（改修前）

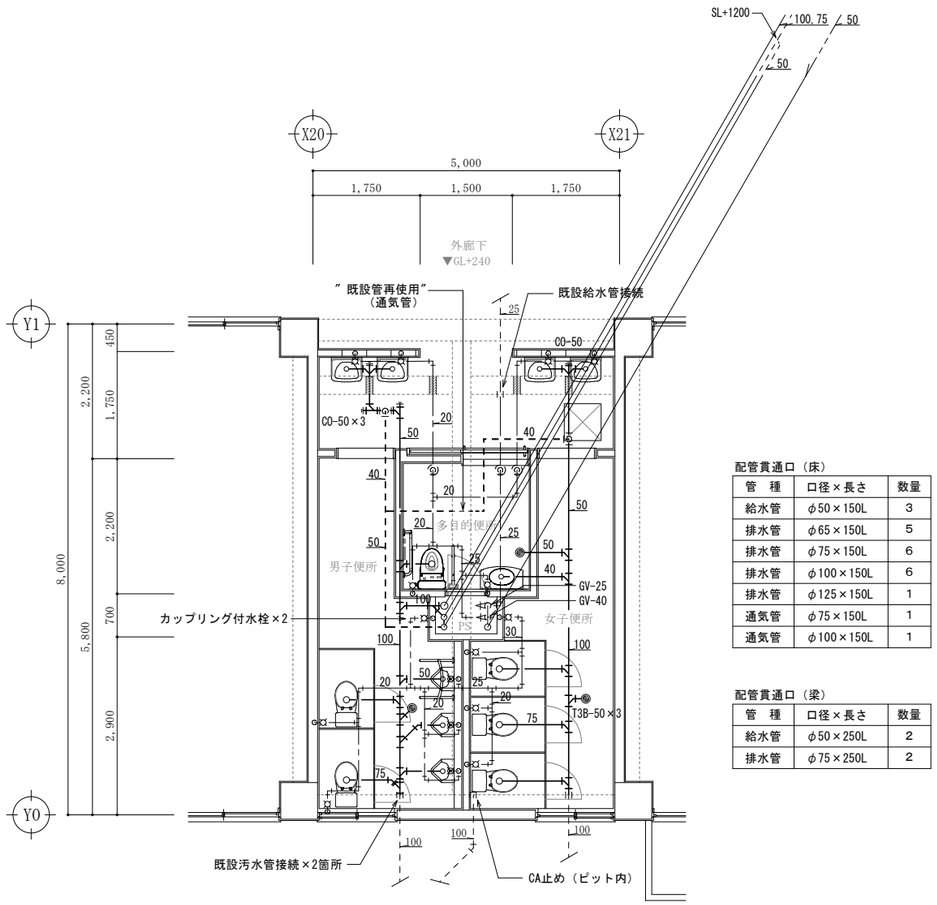

配管貫通口（床）

管　種	口径×長さ	数量
給水管	φ50×150L	3
排水管	φ65×150L	5
排水管	φ75×150L	6
排水管	φ100×150L	6
排水管	φ125×150L	1
通気管	φ75×150L	1
通気管	φ100×150L	1

配管貫通口（梁）

管　種	口径×長さ	数量
給水管	φ50×250L	2
排水管	φ75×250L	2

注　記

1．更新の給水管は床転がし配管とする。（男子、女子、多目的共）
2．洗面器のアングル止水栓に掃除用水栓を設置する。（多目的便所）
3．地中梁貫通部分の配管は既存配管再使用とする。（汚水管、通気管）
4．床スラブの不要な貫通口は補修モルタル詰めとする。
5．図中に明記なき部分で機能（撤去後）に支障をきたす部分は撤去及び補修する事。

便所配管詳細図（Type：G-1F）　SCALE　1:50

（改修後）

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）			工事年度	令和　8　年度		
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	便所配管詳細図　Ｔｙｐｅ：Ｇ－１Ｆ		
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮　尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100		
摘　要				図面番号	ＫＭ－１１		
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	有限会社ナカソネ設計	
					資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹	
					登録番号	1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号	
					所在地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 ＴＥＬ　0980－52－2797	

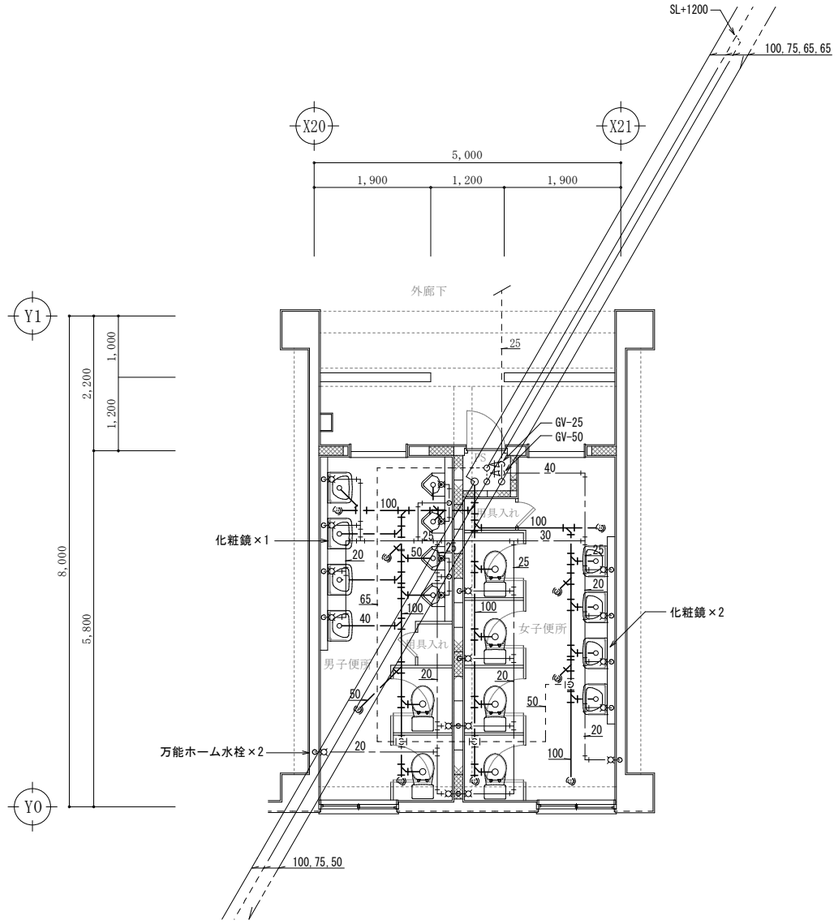

注　記

1．図中に明記の衛生器具、給水管、排水管は撤去する事。（ＰＳ共）
2．床上排水金物、床上掃除口は現場残置とする。
3．図中に明記なき部分で機能（撤去後）に支障をきたす部分は撤去及び補修する事。
4．施工前に事前調査を十分に行う事。

便所配管詳細図（Type：G-2F）　SCALE　1:50

（改修前）

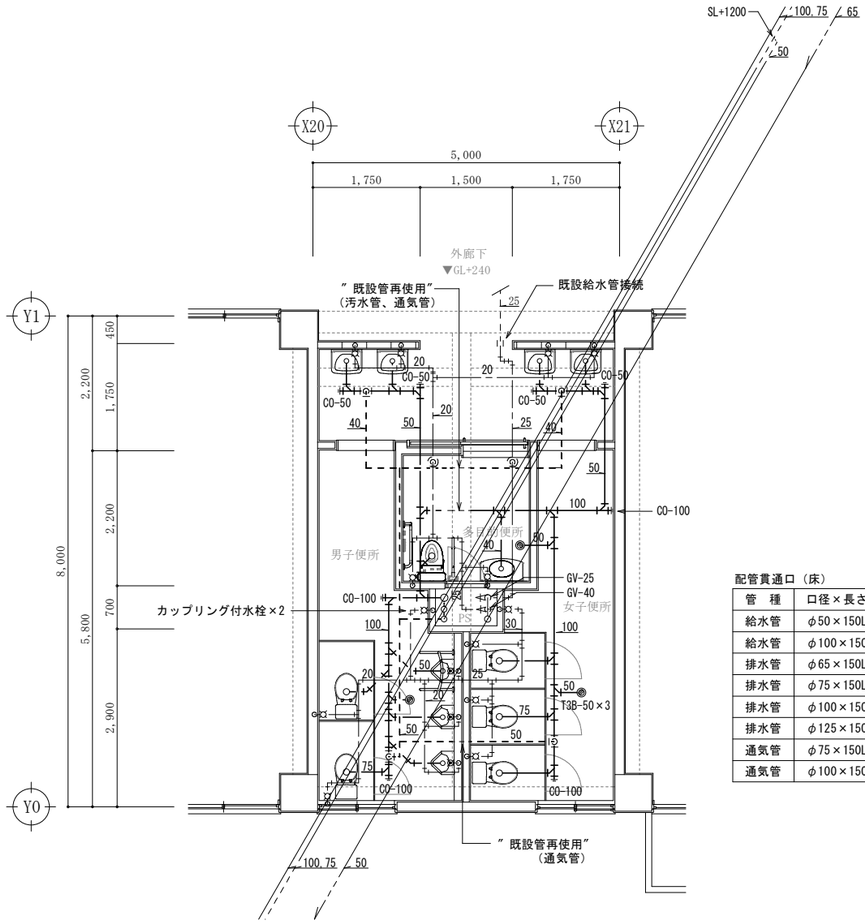

配管貫通口（床）		
管　種	口径×長さ	数量
給水管	φ50×150L	2
給水管	φ100×150L	1
排水管	φ65×150L	5
排水管	φ75×150L	6
排水管	φ100×150L	6
排水管	φ125×150L	1
通気管	φ75×150L	1
通気管	φ100×150L	1

注　記

1．更新の給水管は床転がし配管とする。（男子、女子、多目的共）
2．洗面器のアングル止水栓に掃除用水栓を設置する。（多目的便所）
3．地中梁貫通部分の配管は既存配管再使用とする。（汚水管、通気管）
4．床スラブの不要な貫通口は補修モルタル詰めとする。
5．図中に明記なき部分で機能（撤去後）に支障をきたす部分は撤去及び補修する事。

便所配管詳細図（Type：G-2F）　SCALE　1:50

（改修後）

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）			工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	便所配管詳細図　Ｔｙｐｅ：Ｇ－２Ｆ
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮　尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100
摘　要				図面番号	ＫＭ－１２
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称：有限会社ナカソネ設計 資格者氏名：管理建築士　仲宗根　徹 登録番号：１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号 所　在　地：沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号　ＴＥＬ　0980－52－2797

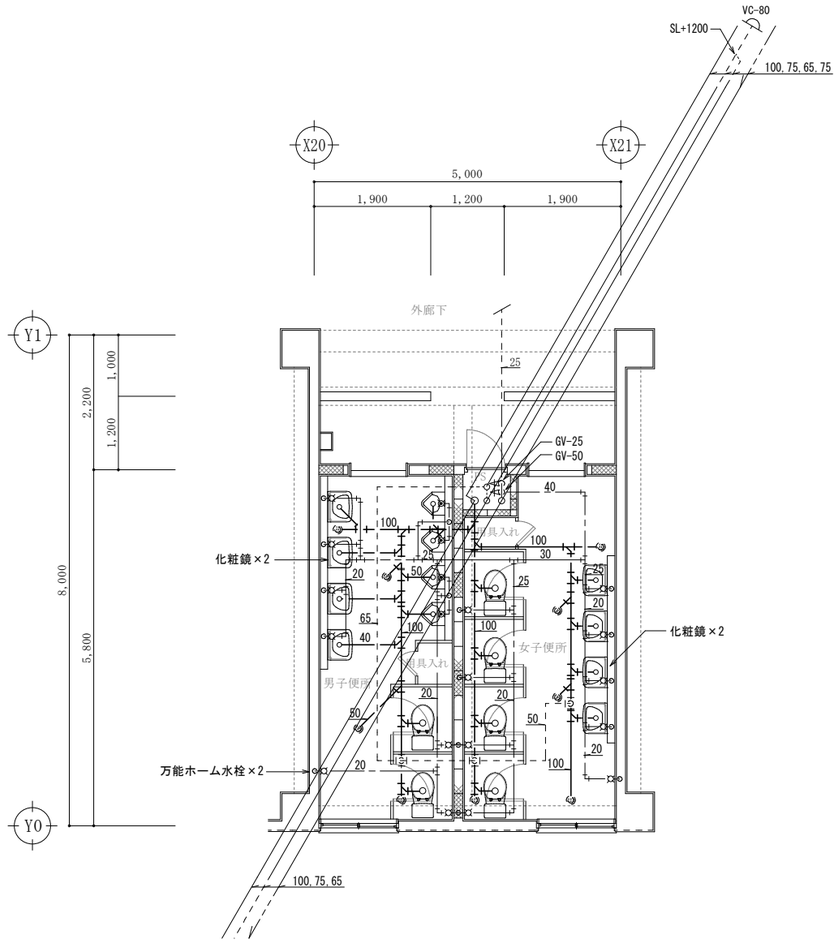

注　記

1．図中に明記の衛生器具、給水管、排水管は撤去する事。（ＰＳ共）
2．床上排水金物、床上掃除口は現場残置とする。
3．図中に明記なき部分で機能（撤去後）に支障をきたす部分は撤去及び補修する事。
4．施工前に事前調査を十分に行う事。

便所配管詳細図（Type：G-3F）　SCALE　1:50

（改修前）

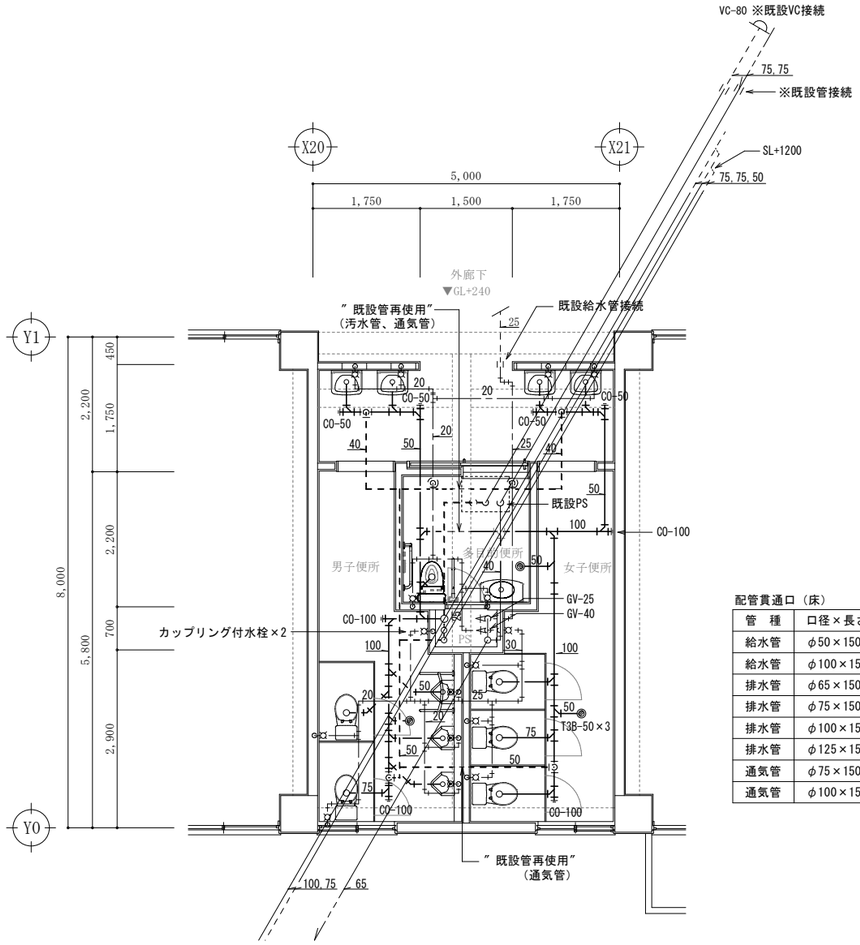

配管貫通口（床）

管　種	口径×長さ	数量
給水管	φ50×150L	2
給水管	φ100×150L	1
排水管	φ65×150L	5
排水管	φ75×150L	6
排水管	φ100×150L	6
排水管	φ125×150L	1
通気管	φ75×150L	1
通気管	φ100×150L	1

注　記

1．更新の給水管は床転がし配管とする。（男子、女子、多目的共）
2．洗面器のアングル止水栓に掃除用水栓を設置する。（多目的便所）
3．地中梁貫通部分の配管は既存配管再使用とする。（汚水管、通気管）
4．床スラブの不要な貫通口は補修モルタル詰めとする。
5．図中に明記なき部分で機能（撤去後）に支障をきたす部分は撤去及び補修する事。

便所配管詳細図（Type：G-3F）　SCALE　1:50

（改修後）

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）			工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	便所配管詳細図　Ｔｙｐｅ：Ｇ－３Ｆ
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮　尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100
摘　要				図面番号	ＫＭ－１３
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称：有限会社ナカソネ設計 資格者氏名：管理建築士　仲宗根　徹 登録番号：１級建築士登録（大臣）第２６６０９９号 所　在　地：沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号　ＴＥＬ　0980－52－2797

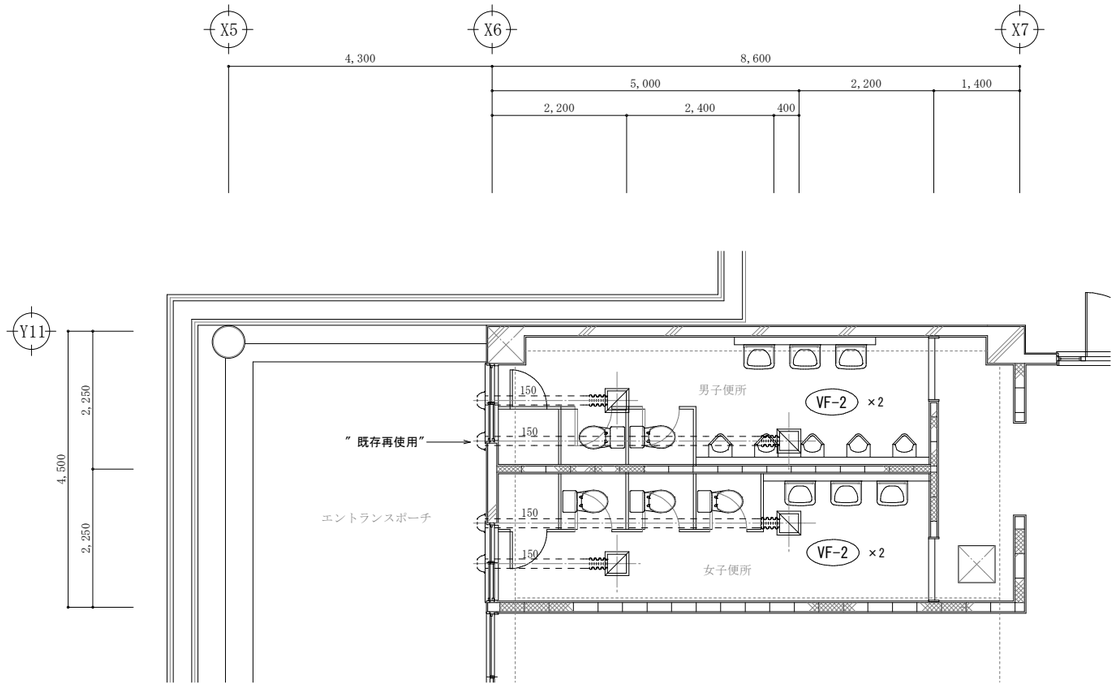

注　記

1．男子便所、女子便所の天井用換気扇は撤去する。
2．男子便所、女子便所の硬質ポリ塩化ビニル管及びパイプフードは既設再使用とする。
3．図中に明記なき部分で機能（撤去後）に支障をきたす部分は撤去及び補修する事。
4．施工前に事前調査を十分に行う事。

換気設備平面図（Type：B）　SCALE 1:50

（改修前）

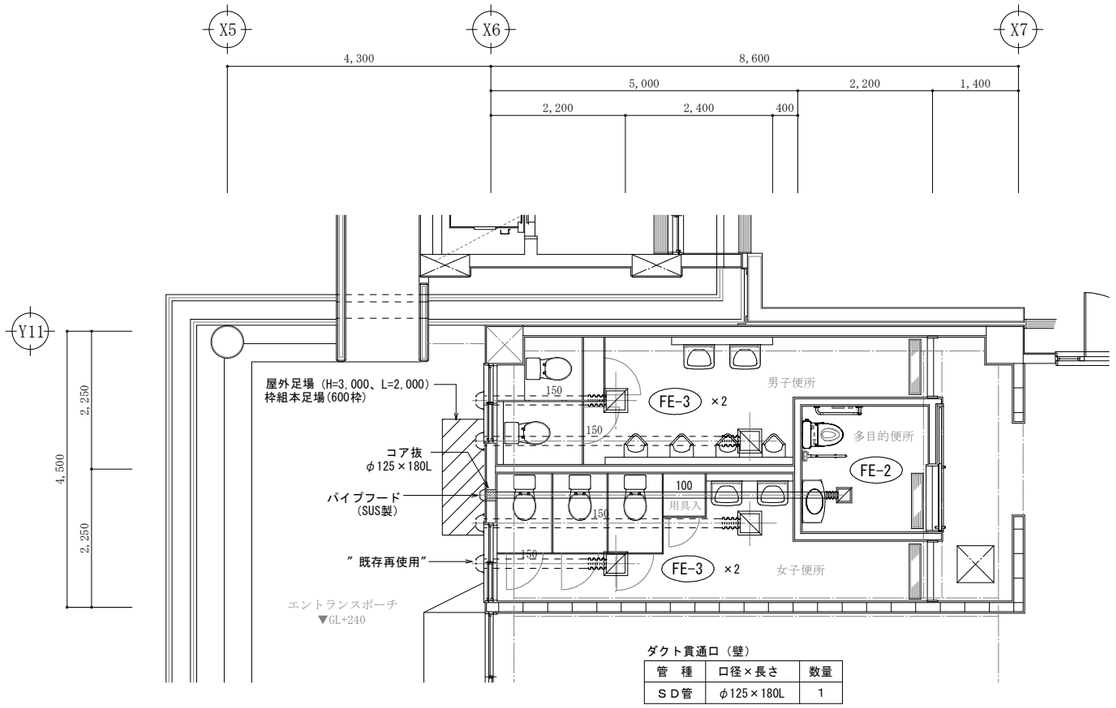

ダクト貫通口（壁）

管　種	口径×長さ	数量
ＳＤ管	φ125×180L	1

注　記

1．男子便所、女子便所の天井用換気扇は更新する。
2．男子便所、女子便所の硬質ポリ塩化ビニル管及びパイプフードは既設再使用とする。
3．図中に明記なき部分で機能（撤去後）に支障をきたす部分は撤去及び補修する事。
4．施工前に事前調査を十分に行う事。

換気設備平面図（Type：B）　SCALE 1:50

（改修後）

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）	工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	換気設備平面図　Ｔｙｐｅ：Ｂ
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課	縮　尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100
摘　要		図面番号	Ｍ－１４
検　印	管理建築士　設　計　製　図	設計者 名　称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
		登録番号	1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
		所　在　地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL　0980－52－2797

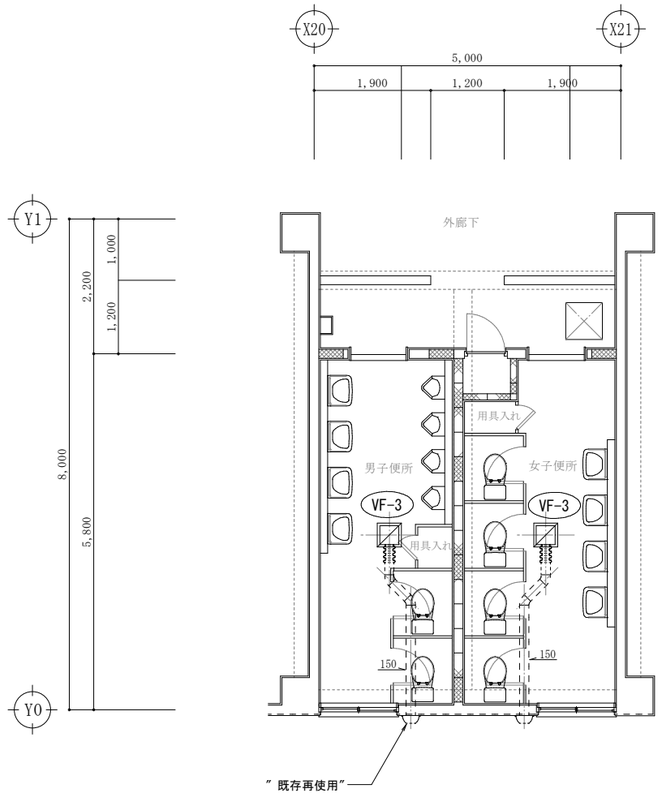

注　記

1．男子便所、女子便所の天井用換気扇は撤去する。
2．男子便所、女子便所の硬質ポリ塩化ビニル管及びパイプフードは既設再使用とする。
3．図中に明記なき部分で機能（撤去後）に支障をきたす部分は撤去及び補修する事。
4．施工前に事前調査を十分に行う事。

換気設備平面図（Type：G）　SCALE　1:50

（改修前）

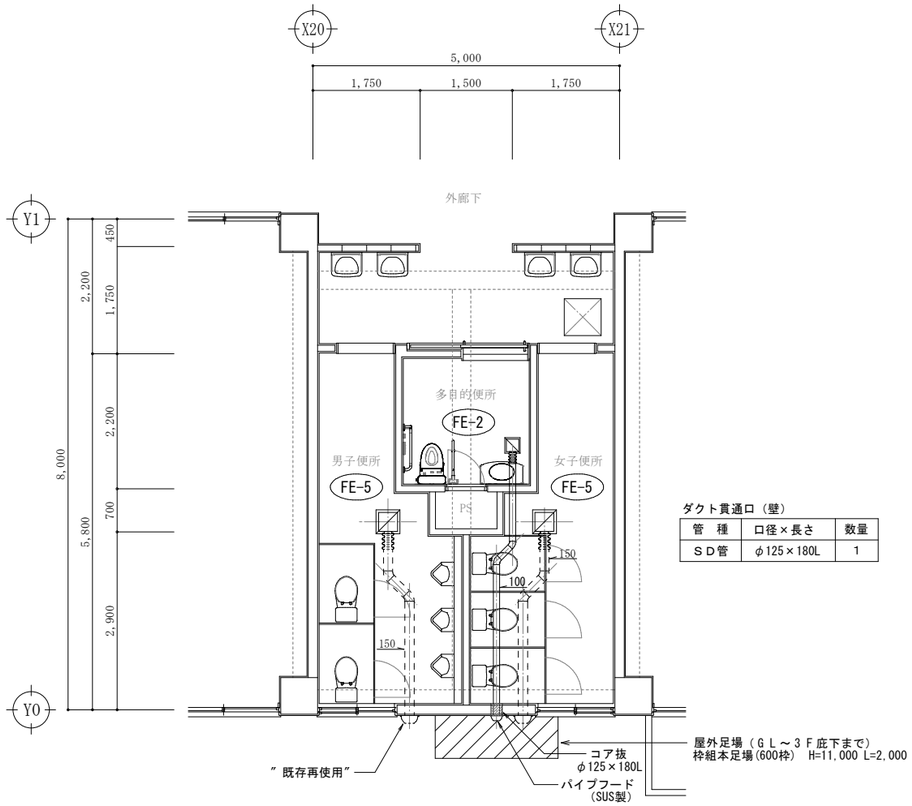

ダクト貫通口（壁）

管　種	口径×長さ	数量
ＳＤ管	φ125×180L	1

注　記

1．男子便所、女子便所の天井用換気扇は撤去更新する。
2．男子便所、女子便所の硬質ポリ塩化ビニル管及びパイプフードは既設再使用とする。
3．図中に明記なき部分で機能（撤去後）に支障をきたす部分は撤去及び補修する事。
4．施工前に事前調査を十分に行う事。

換気設備平面図（Type：G）　SCALE　1:50

（改修前）

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）	工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	換気設備平面図　Ｔｙｐｅ：Ｇ
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課	縮　尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100
摘　要		図面番号	ＫＭ－１５
検　印	管理建築士　設　計　製　図	設計者 名　称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
		登録番号	1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
		所在地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 ＴＥＬ　0980－52－2797

建築工事特記仕様書【電気設備工事編】 沖縄県土木建築部

令和8年7月 改定版

1 工事概要

（1）工 事 名 ： 大宮中学校バリアフリー化改修工事

（2）工事場所 ： 沖縄県名護市宮里地内

（3）建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積	用途区分
		（m2）	消防法施行令別表第一
大宮中学校	RC造3階建て		(7)項
計			

（注：延べ面積は建築基準法による表記）

（4）工事科目（〇印を付けたものを適用する）

工事科目	建物別及び屋外			
	大宮中学校			屋外
電灯設備	〇			
動力設備				
電熱設備				
雷保護設備				
受変電設備				
電力貯蔵設備				
発電設備				
構内情報通信網設備				
構内交換設備	〇			
情報表示設備				
映像・音響設備				
拡声設備	〇			
誘導支援設備				
テレビ共同受信設備				
監視カメラ設備				
駐車場管制設備				
防犯・入退室管理設備				
火災報知設備	〇			
中央監視制御設備				
構内配電線路				〇
構内通信線路				
テレビ電波障害防除設備				
発生材処理	〇			〇
撤去工事	〇			〇
軽微な機械設備工事				
軽微な建築工事				

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和 8 年 9 月 日 時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和 8 年 9 月 日 の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 電気設備工事仕様

（1）標準仕様書等

ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（令和7年版）（以下「標準仕様書」という。）

イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（令和7年版）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（令和7年版）による。

（2）特記仕様

ア 項目の番号に〇印が付いた特記事項を適用する。

イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に〇印が付いたものを適用する。ただし、〇印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に〇印がある場合は、ともに適用する。

ウ 項目に記載の（ . . ）内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4 その他

（1）公共事業労務費調査に対する協力

ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

（2）暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」（平成19年7月24日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。

ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

（3）ウィークリースタンスの実施

工事現場環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3．取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。

当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ（下記アドレス）を参照すること。

https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html

（4）工事監理業務への協力等

ア 本工事の工事監理業務（建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。）は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。

イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者（以下「管理技術者等」という。）の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。

ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。

エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。

（5）本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

（6）県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

（7）下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。

（8）不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督員を通して関連市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

（9）ダンプトラック等による過積載等の防止について

ア 工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。

イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。

オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

（10）不正軽油の使用の禁止等について

ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。）を使用し、又は使用させてはならない。

イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

（11）設計図書における資材等の取扱いについて

ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。

イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。

ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

（12）ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から26条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（営繕工事編）」（沖縄県土木建築部）によるものとする。

（13）本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の内の事業主が納付義務を負う保険料（以降「法定福利費」という。）を明示すること。

また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。

イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（国土交通省HP）】
https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）（国土交通省HP）】
https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf

【各団体が作成した標準見積書（国土交通省HP）】
ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

（14）工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24 年法律第100 号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

通知様式については、沖縄県技術・建設業課のホームページ（下記アドレス）を参照すること。

https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013334/1013335.html

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事				工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内				図面名称	特記仕様書（電気設備）－1
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課				縮尺	NO SCALE
概要					図面番号	E－1
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名	仲宗根 徹
					登録番号	一級建築士登録 266099号
					所在地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7−1号

項目	特記事項
	※

一般共通事項

○	1 工事実績情報の登録 （1.1.4）	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。
○	2 適用図書等 （1.1.6）	※公共建築工事標準仕様書（令和7年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築改修工事標準仕様書（令和7年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築設備工事標準図（令和7年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修） ※営繕工事写真撮影要領（令和5年版） ※（建築、電気設備、機械設備）工事監理指針（令和7年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業（建築材料等・設備機材等）評価名簿（令和6年版）（一般社団法人公共建築協会） ※
○	3 別契約の関連工事 （1.1.7）	(1) 関連工事との取り合いは、別表－1による。ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。
○	4 工事の一時中止に係る事項 （1.1.9）	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
	5 工事の余裕期間	・ 余裕期間を設定する工事【　　】方式 【以下から選択：発注者指定方式／任意着手方式／フレックス方式】 (1) 本工事は余裕期間として【　　日間】を設定した工事である。 なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 (2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書（様式－1）」を作成し、発注者（契約担当者）に通知（提出）すること。 (3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。
	6 遠隔臨場の実施（1.1.14）	・ 本工事は遠隔臨場を適用する。使用する機器及び立合う工程等については監督職員と協議をすることとする。
	7 概成工期 （1.2.1）	図示された範囲は、令和　年　月　日 までに完了すること。
○	8 施工図等 （1.2.3）	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者へ移譲するものとする。 (2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図（各1/50程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。
○	9 工事の記録 （1.2.4）	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。
○	10 設計図CADデータの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。
○	11 施工管理体制 （1.3.1）	(1) 工事請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合9,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・ 請負契約の締結の日の翌日から令和　年　月　日 までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 (2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料等の写し）を提出しなければならない。
○	12 主任技術者等の資格	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※ 資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門又は建設部門に合格した者 ・ 資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・ 資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 (2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。
○	13 主任技術者又は監理技術者の兼務	※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認めない。
○	14 施工条件 （1.3.3）	施工条件は、図示及び以下による。 （　　）
○	15 交通安全管理 （1.3.6）	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。（令和3年2月19日沖縄県公安委員会告示第38号）
○	16 施工中の環境保全等 （1.3.8）	(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号）による建設機械を使用する。
○	17 発生材の処理等 （1.3.9）	適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。（建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など） (1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。 発生材の種類及び処理方法 引渡しを要するもの　・ 無　・ 有（図示） 特別管理産業廃棄物　・ 無　・ 有（図示）　※現場調査を行う 再利用を図るもの　・ 無　・ 有（図示） (2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので、適正に処理すること。 (3) 建設リサイクルの推進について 受注者は、該当する建設資材がある場合、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS」という。）により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時にCOBRISにより作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。 (4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。 ただし、島内、もしくは建設発生木材（伐採木を含む）・建設汚泥については工事現場から50km以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。 ①搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設へ搬出 ②搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出 (5) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、「廃棄物」という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ 発生する濁水（汚濁）に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について（通知）（平成24年3月28日付け土技第1257号）」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて（通知）（平成25年1月17日付け土技第942号）」に基づき、適正に処理すること。 (7) 撤去前に内容物（燃料、冷媒、吸収液、廃油等）の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料（アスベスト、鉛、PCB等）が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事			工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	特記仕様書（電気設備）－2
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮尺	NO SCALE
概要				図面番号	E- 2
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称　有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名　仲宗根　徹
					登録番号　一級建築士登録　266099号
					所在地　沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号

○ 18 工事の保険等

(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。
※ 火災保険
※ 組立保険
※ 請負業者賠償責任保険
・ 建設工事保険
・ 労働災害総合保険

(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。
(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。
ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。
イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。
ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。
エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

○ 19 ゆいくる材について

(1) ゆいくる材の利用
ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。
イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。
ウ ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。
(2) ゆいくる材の品質管理
ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。
イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に公益財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。
ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。
エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。

○ 20 機材の品質等 (1.4.2)

※ 工事に使用する機材の品質等は図示(機器仕様書等)又はこれらと同等のものとする。(製品番号等は参考であり限定しない。)
※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。
※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。

21 化学物質の濃度測定 (1.5.8)

(1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。

測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考

(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。

22 技術検査 (1.6.2)

中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。
(　　)

○ 23 完成時の提出図書 (1.7.1)

(1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。
(2) 本工事は電子納品対象工事とする。
電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。
(3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。
工事完成図書は、電子媒体で(正)1部提出する。
「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。
(4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。
ア ゆいくる材利用状況報告書
イ ゆいくる材出荷量証明書

(5) 建築物等の利用に関する説明書について
⊙ 「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き(国土交通省ホームページに掲載)を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。
(6) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。

24 情報共有システムの使用

本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。

(1) 現場事務所等に、利用する情報共有システムが推奨するパソコンOS及びブラウザの環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。

情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。

(2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあっては沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。
(3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)。

○ 25 墜落制止用器具

墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。

26 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事

本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。
実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。

27 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について

本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。
受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。
実施については、「沖縄県　建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参照し実施するものとする。

○ 28 仮設工事 (2.1.1)

本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受注者の負担とする。
監督員事務所を本工事で
(※設置しない　・ 設置する(　・ 構内　・ 構外　・ 既存建物内一部使用))。
監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。

設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量

・ 足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

○ 29 土工事 (2.2.1)

建設発生土の処分は次による。
※ 構内敷きならし　　・ 構内たい積
・ 構外搬出適切処理
搬出先名称　(　　)
搬出先所在地　(　　)
運搬距離　(　　km　　)
搬出先基準(条件)　(　　)

30 塗装工事 (2.7.1)

めっき又は塗装が施された機材の塗装は図示による他、標準仕様書等、標準図による。

○ 31 機材

監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示(機器仕様書等)によるほか標準仕様書等、標準図による。

○ 32 施工

監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。

○ 33 耐震施工

(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は、指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。
※「建築設備耐震設計・施工指針　2014年版」
・
・
(2) 建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。

34 磁気探査

(3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。

本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領　令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。

○ 35 その他

(1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。
(2) 以下の負担金は受注者の負担とする。
・ 電力引込に係る負担金(　　円)

(3) 図示されたものを除き、以下による。
⊙ 位置ボックスは(　・ 金属製　⊙ 合成樹脂製　・　　)とする。
⊙ フラッシプレートは(　・ 樹脂製　⊙ ステンレス製　・ 黄銅WB製　・　　)とする。
⊙ 長さ1m以上の入線しない電線管には、直径1.2mm以上の被覆鉄線を挿入する。
⊙ 一般照明の照度測定を行う。照度測定を行う場所は、監督職員の指示による。

別表－1(関連工事との取り合い)

工事内容		本工事	別途工事	
		電気	機械	建築
機器の基礎	屋内設置(架台、アンカーボルトを除く)	・		※
	屋上設置(架台、アンカーボルトを除く)	・		※
	屋外設置(架台、アンカーボルトを除く)	※		・
	架台、アンカーボルト	※		・
貫通スリーブ(はり、床、壁)	スリーブ	※		・
	補強鉄筋	・		※
	スリーブの穴埋め	※		・
箱入れ(はり、床、壁)	箱入れ	※		・
	補強鉄筋	・		※
	型枠の穴埋め	※		・
天井、壁の切り込み	墨出し	※		・
	下地組み、ボード類切り込み(埋込照明器具、スピーカー等)	・		※
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・		※
インサート	インサート	※		・
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	・	※	
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	・	※	
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	※	・	
	天井吊り機器(空調機、空調換気扇)の本体と操作スイッチ間の配管	※	・	
	上記の配線	・	※	
	パッケージ型空気調和機などで屋内機と屋外機との間の配管	※	・	
	上記の配線	・	※	
	電極棒及びフロートスイッチの本体	・	※	
	上記の配管、配線	※	・	
自動制御	電気配管	・	・	
	電気配線	・	・	
	電源供給	※	・	
浄化槽	操作盤までの1次側電気工事	※	・	
	操作盤以降の2次側電気工事	・	※	
建具類駆動装置	建具類電動駆動装置の2次配線及び操作スイッチ	・		※
	上記の配管	※		・
自動閉鎖装置	自動閉鎖装置取り付け箇所の切り込み及び補強	・		※
	上記の配管、配線	※		・
		・	・	・

※配線は接続を含むものとする。

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	特記仕様書(電気設備)－3	
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮尺	NO SCALE	
概要				図面番号	E－3	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名	仲宗根　徹
					登録番号	一級建築士登録　266099号
					所在地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号

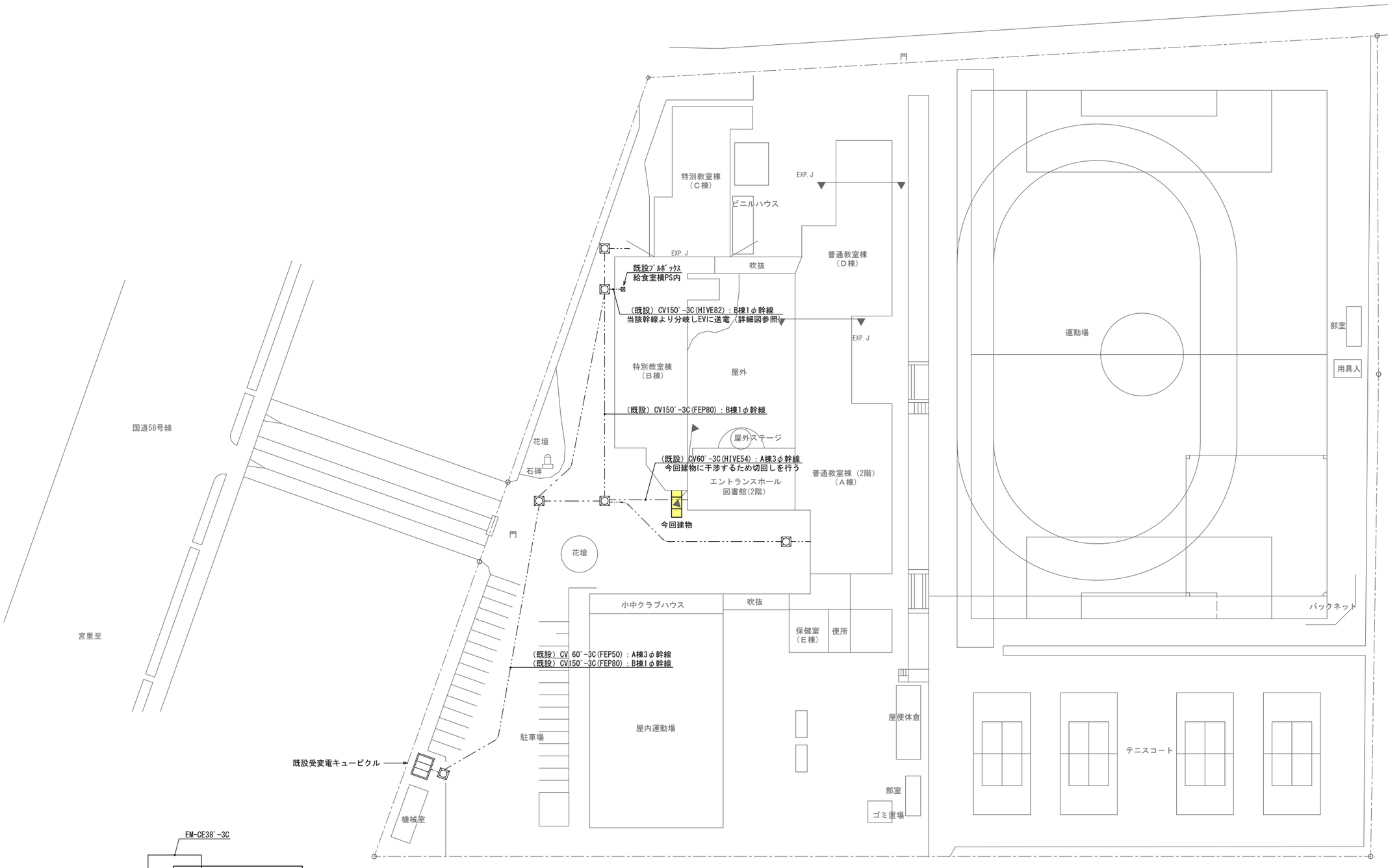

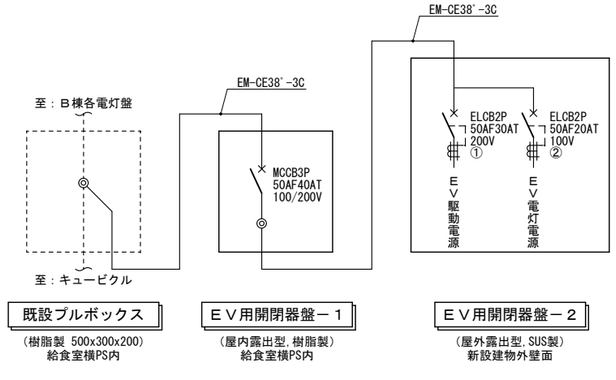

既設プルボックス
（樹脂製 500x300x200）
給食室横PS内

ＥＶ用開閉器盤－１
（屋内露出型，樹脂製）
給食室横PS内

ＥＶ用開閉器盤－２
（屋外露出型，SUS製）
新設建物外壁面

動力設備配置図　S=1/400

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）	工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	配置図
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課	縮　尺	A1版　S=1:400　A3版　S=1:800
摘　要		図面番号	Ｅ－４

検印	管理建築士	設　計	製　図

設計者		
	名　称	有限会社ナカソネ設計
	資格者氏名	管理建築士　　仲宗根　徹
	登録番号	1級建築士登録 （大臣）第２６６０９９号
	所在地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 ＴＥＬ　０９８０－５２－２７９７

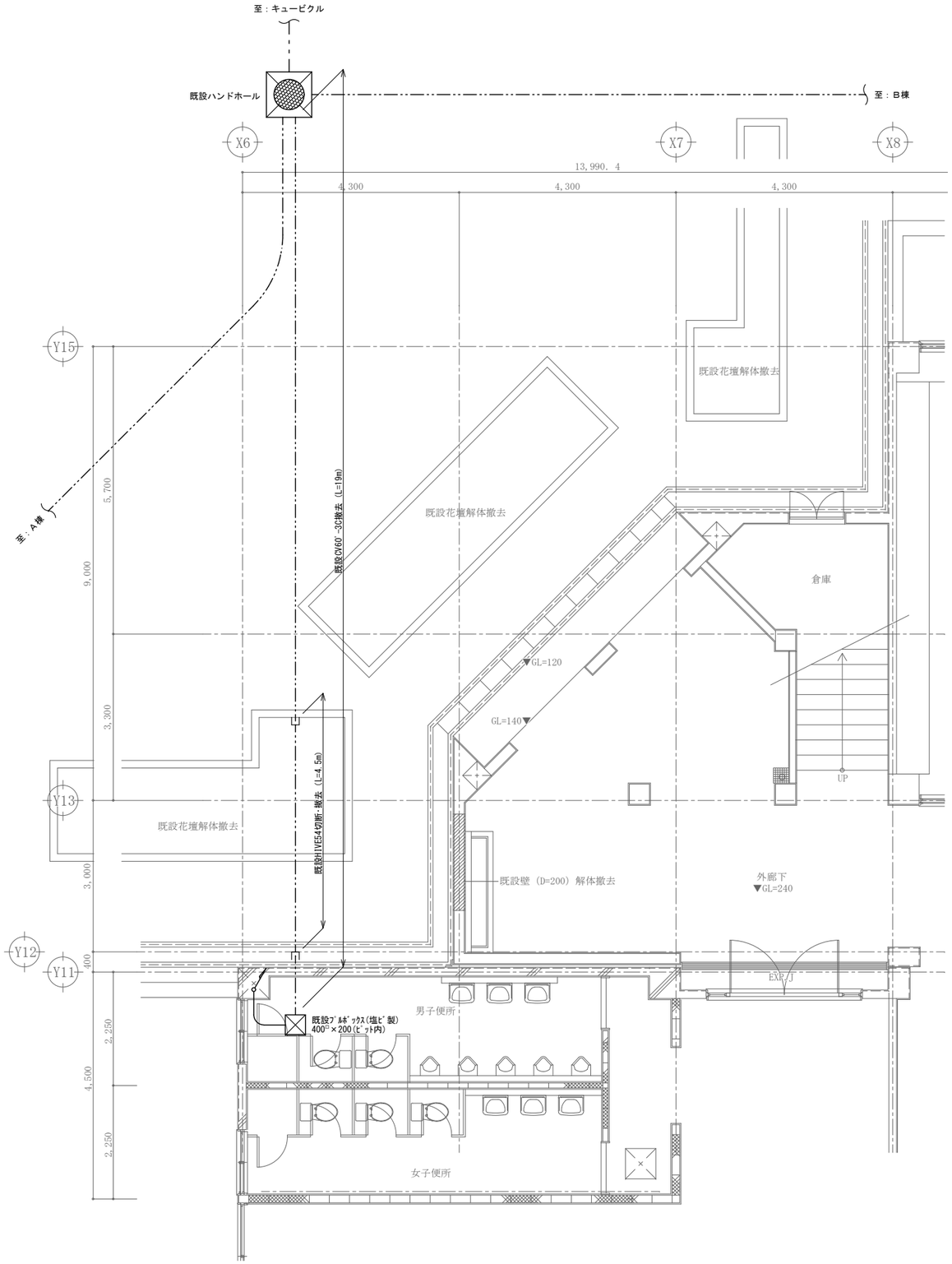

幹線設備平面図　SCALE　1：50
（改修前）

注記

1．施工前に事前調査を十分に行うこと。
2．既設幹線は改修作業前に絶縁抵抗測定を行い、その結果を監理者及び監督員に報告すること。

幹線設備平面図　SCALE　1：50
（改修後）

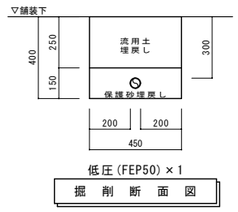

掘　削　断　面　図

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（EV）			工事年度	令和　８　年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	幹線設備切り回し工事平面図	
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課			縮　尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100	
摘　要				図面番号	Ｅ－５	
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
					登録番号	1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
					所在地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 TEL　０９８０－５２－２２９７

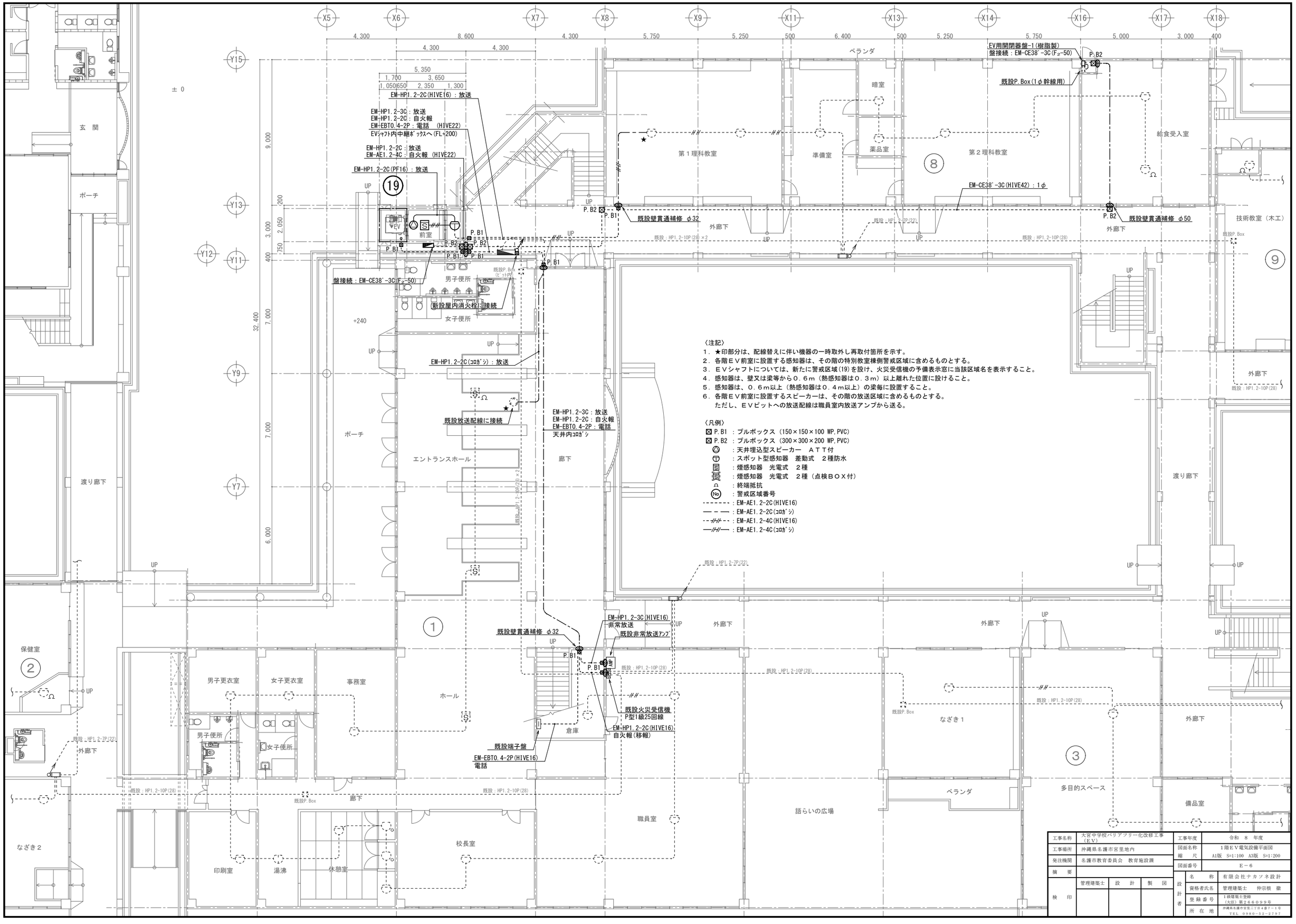
X5
X6
X7
X8
X9
X11
X13
X14
X16
X17
X18
Y15
Y13
Y12
Y11
Y9
Y7
4,300
8,600
4,300
5,750
5,250
500
6,400
500
5,250
5,750
5,000
3,000
400
4,300
4,300
5,350
1,700
3,650
1,050
650
2,350
1,300
9,000
2,050
200
3,000
750
400
7,000
32,400
7,000
6,000
± 0
+240
玄 関
ポーチ
渡り廊下
保健室
2
なぎさ２
男子更衣室
女子更衣室
事務室
男子便所
女子便所
印刷室
湯沸
休憩室
校長室
ホール
1
エントランスホール
ポーチ
廊下
倉庫
職員室
19
EV
前室
男子便所
女子便所
新設屋内消火栓に接続
既設放送配線に接続
既設壁貫通補修 φ32
既設壁貫通補修 φ50
既設端子盤
既設火災受信機
P型1級25回線
既設非常放送ｱﾝﾌﾟ
既設P.Box
既設P.Box(ピットPB)
ベランダ
暗室
第１理科教室
準備室
薬品室
8
第２理科教室
給食受入室
外廊下
技術教室（木工）
9
なぎさ１
3
多目的スペース
ベランダ
語らいの広場
備品室
渡り廊下
外廊下
既設P. Box
既設P.Box(ピットPB)
既設：HP1.2-10P(28)
既設：HP1.2-10P(28)×2
既設：HP1.2-7P(22)
既設：HP1.2-10P(28)
既設：HP1.2-7P(22)
既設：HP1.2-10P(28)
既設：HP1.2-10P(28)
既設：HP1.2-10P(28)
既設：HP1.2-7P(22)
既設：HP1.2-10P(28)
既設：HP1.2-10P(28)
既設：HP1.2-10P(28

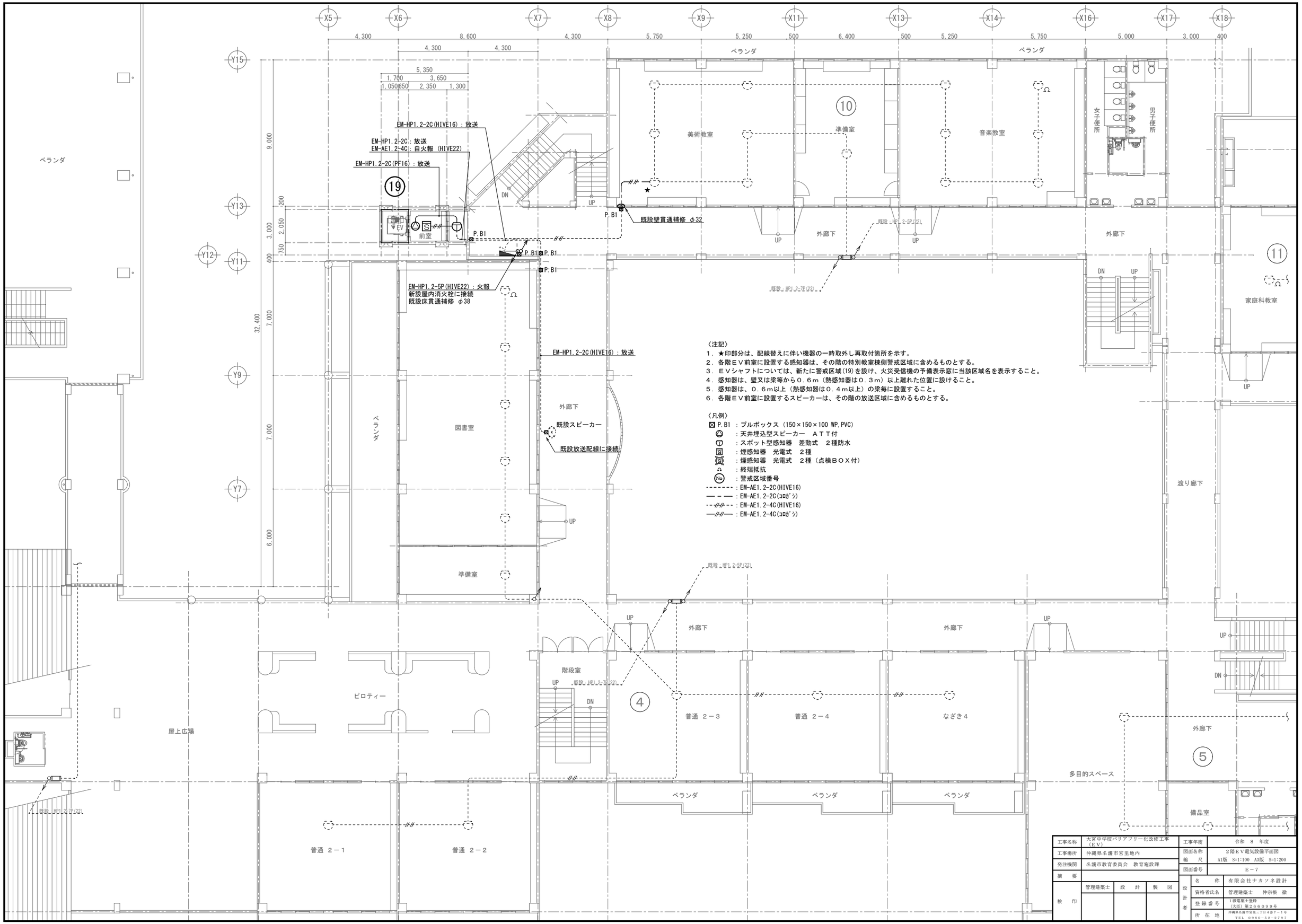

〈注記〉
1．★印部分は、配線替えに伴い機器の一時取外し再取付箇所を示す。
2．各階ＥＶ前室に設置する感知器は、その階の特別教室棟側警戒区域に含めるものとする。
3．ＥＶシャフトについては、新たに警戒区域(19)を設け、火災受信機の予備表示窓に当該区域名を表示すること。
4．感知器は、壁又は梁等から０．６ｍ（熱感知器は０．３ｍ）以上離れた位置に設けること。
5．感知器は、０．６ｍ以上（熱感知器は０．４ｍ以上）の梁毎に設置すること。
6．各階ＥＶ前室に設置するスピーカーは、その階の放送区域に含めるものとする。

〈凡例〉
- ⊠ P.B1 ：プルボックス（150×150×100 WP,PVC）
- △ ：天井埋込型スピーカー　ＡＴＴ付
- ⓣ ：スポット型感知器　差動式　２種防水
- Ⓢ ：煙感知器　光電式　２種
- Ⓢ ：煙感知器　光電式　２種（点検ＢＯＸ付）
- Ω ：終端抵抗
- (No) ：警戒区域番号
- ：EM-AE1.2-2C(HIVE16)
- ：EM-AE1.2-2C(ｺﾛｶﾞｼ)
- ：EM-AE1.2-4C(HIVE16)
- ：EM-AE1.2-4C(ｺﾛｶﾞｼ)

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）	工事年度	令和　8　年度		
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	２階ＥＶ電気設備平面図		
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課	縮　尺	A1版　S=1:100　A3版　S=1:200		
摘　要		図面番号	Ｅ－７		
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称 / 有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名 / 管理建築士　仲宗根　徹
					登録番号 / 1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
					所在地 / 沖縄県名護市宮里２丁目４８７－１９　TEL　0980－52－2797

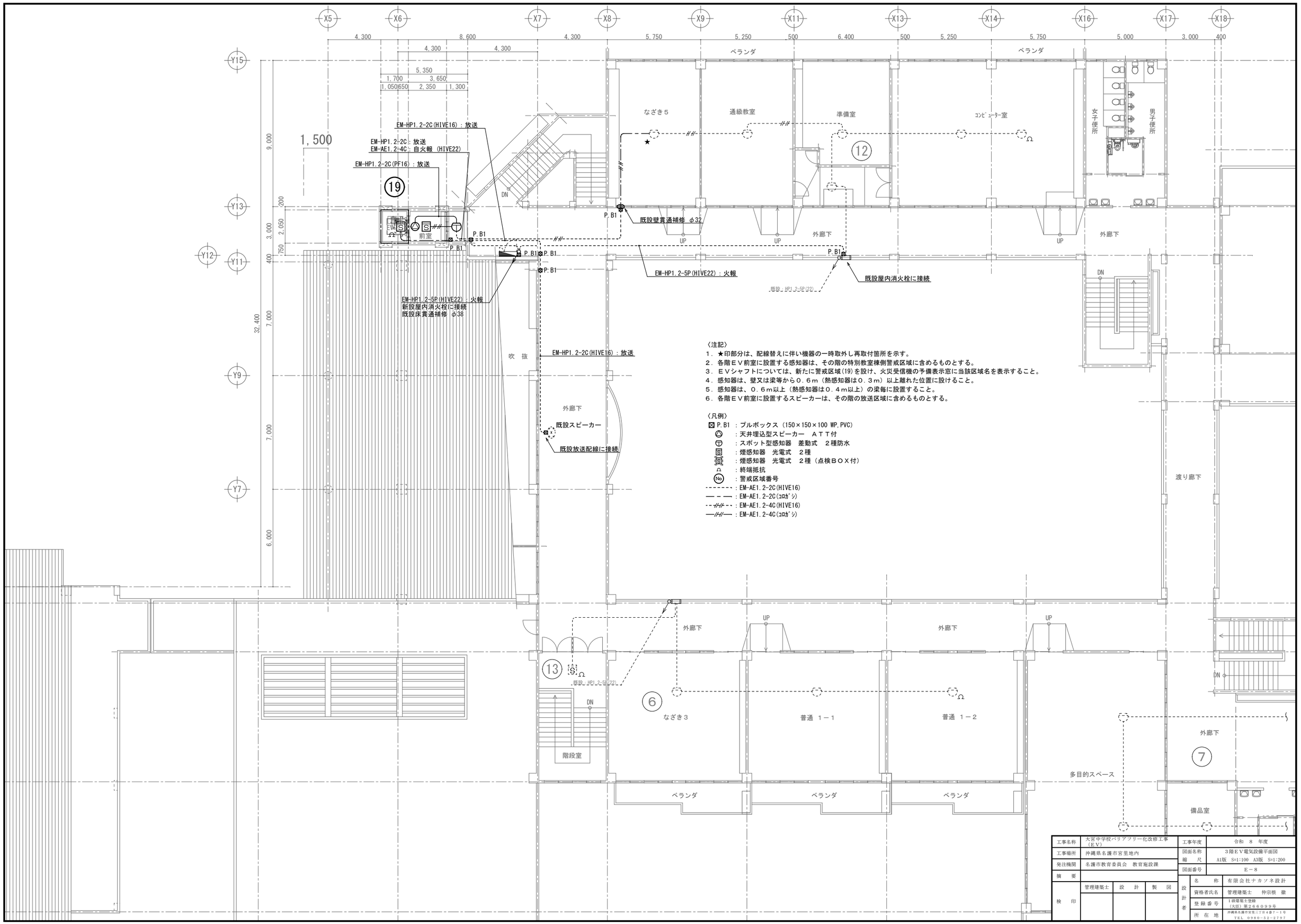

〈注記〉
1．★印部分は、配線替えに伴い機器の一時取外し再取付箇所を示す。
2．各階ＥＶ前室に設置する感知器は、その階の特別教室棟側警戒区域に含めるものとする。
3．ＥＶシャフトについては、新たに警戒区域(19)を設け、火災受信機の予備表示窓に当該区域名を表示すること。
4．感知器は、壁又は梁等から０．６ｍ（熱感知器は０．３ｍ）以上離れた位置に設けること。
5．感知器は、０．６ｍ以上（熱感知器は０．４ｍ以上）の梁毎に設置すること。
6．各階ＥＶ前室に設置するスピーカーは、その階の放送区域に含めるものとする。

〈凡例〉
- ⊠ P.B1 ：プルボックス（150×150×100 WP,PVC）
- △ ：天井埋込型スピーカー　ＡＴＴ付
- ㊦ ：スポット型感知器　差動式　２種防水
- Ⓢ ：煙感知器　光電式　２種
- Ⓢ ：煙感知器　光電式　２種（点検ＢＯＸ付）
- Ω ：終端抵抗
- (No) ：警戒区域番号
- ------ ：EM-AE1.2-2C(HIVE16)
- — － — ：EM-AE1.2-2C(ｺﾛｶﾞｼ)
- --//-- ：EM-AE1.2-4C(HIVE16)
- —//— ：EM-AE1.2-4C(ｺﾛｶﾞｼ)

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（EV）
工事場所	沖縄県名護市宮里地内
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課
摘　要	

検印	管理建築士	設　計	製　図

工事年度	令和　８　年度
図面名称	３階ＥＶ電気設備平面図
縮　尺	A1版　S=1:100　A3版　S=1:200
図面番号	Ｅ－８

設計者	
名　称	有限会社ナカソネ設計
資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
登録番号	1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
所在地	沖縄県名護市宮里二丁目４番７－１号 TEL 0980-52-2797

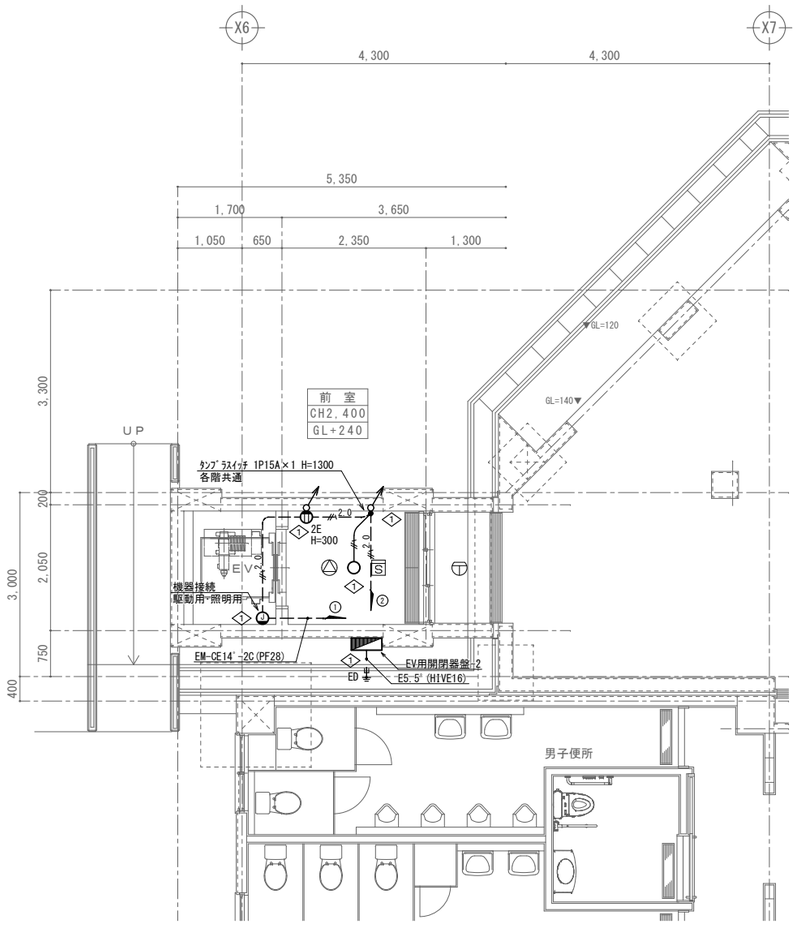

1階平面詳細図（改修後）　A3版 S=1/100　A1版 S=1/50

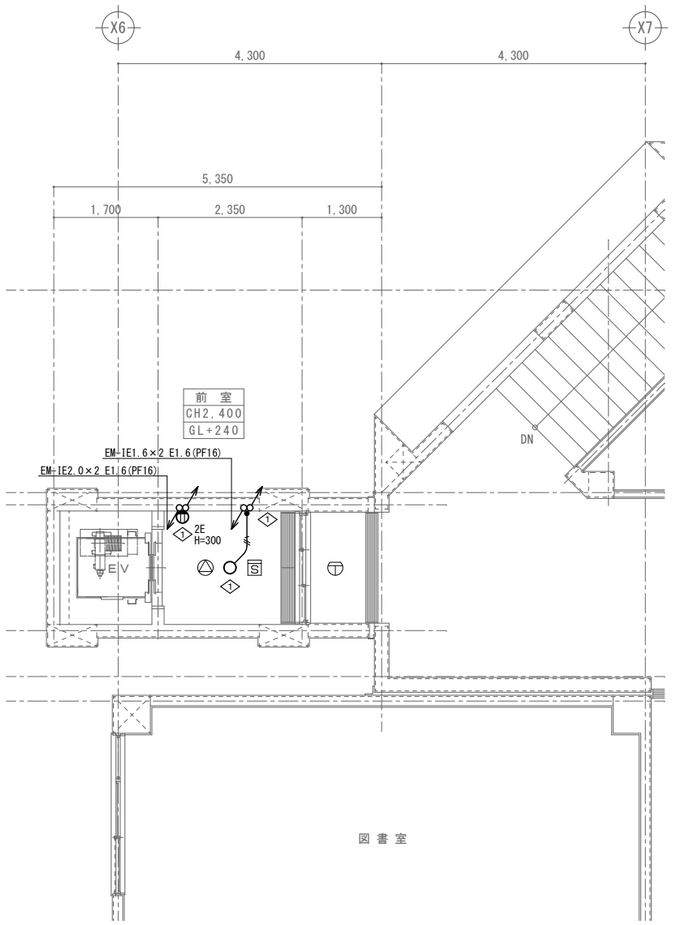

2階平面詳細図（改修後）　A3版 S=1/100　A1版 S=1/50

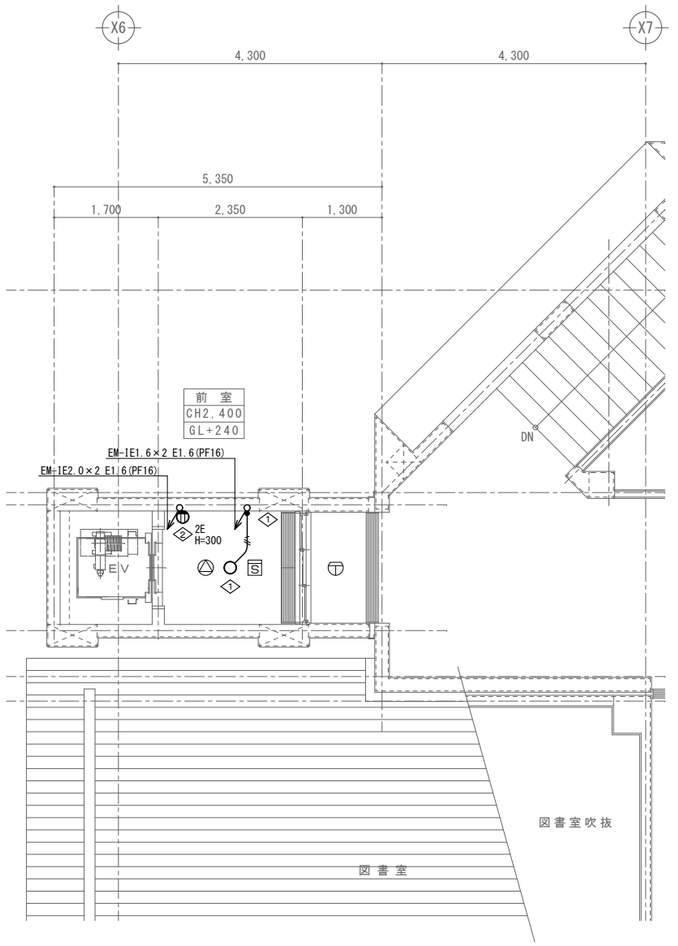

3階平面詳細図（改修後）　A3版 S=1/100　A1版 S=1/50

TYPE-f	ＬＥＤダウンライト

公共施設型番：ＬＲＳ１－１３

昼白色(5000K) Ra83
光束維持時間:40000時間
定格消費電力:11.3W
埋込穴:φ150

2E	コンセント

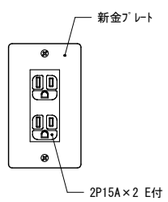

	天井埋込型スピーカー（ATT付）

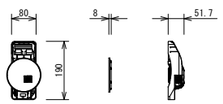

L級

スピーカーユニット	8 cmコーン型
定格入力	3 W/1 W
出力音圧レベル	92 dB/W (1 m)
周波数特性	150 Hz～20 kHz
入力インピーダンス	3.3 kΩ/10 kΩ
本体仕上	黒色モールド成型
パネル/フレーム	アルミパンチング/ABS樹脂
アッテネータ	4段階（大/中/小/切）

凡例	
○	LED照明器具
●	ﾀﾝﾌﾞﾗｽｲｯﾁ（1P15A×1） 新金ﾌﾟﾚｰﾄ
2E	ｺﾝｾﾝﾄ（2P15A×2 E付）新金ﾌﾟﾚｰﾄ
J	ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝﾎﾞｯｸｽ 樹脂製
◇1	ｱｳﾄﾚｯﾄﾎﾞｯｸｽ（四角中浅44,PVC）
◇2	埋込ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ（1個用,PVC）

記入なき配管配線は、下記による。
2.0 EM-IE2.0×2 E1.6（PF16）
EM-IE1.6×2 E1.6（PF16）

注記
1．建築工事及びエレベーター工事と施工区分の確認を行うこと。

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（ＥＶ）				工事年度	令和　8　年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内				図面名称	ＥＶ電気設備平面詳細図	
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課				縮　尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100	
摘　要					図面番号	Ｅ－９	
検　印	管理建築士	設　計	製　図		設計者	名　称	有限会社ナカソネ設計
						資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
						登録番号	1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
						所在地	沖縄県名護市宮里二丁目４番７－１号 TEL 0980-52-2797

TYPE-A	ＦＬ４０Ｗ×１　富士型

機器重量：１．８ｋｇ
ＦＳＳ４－４０１

TYPE-b	ＬＥＤベースライト

公共施設型番：ＬＳＳ９－４－３７

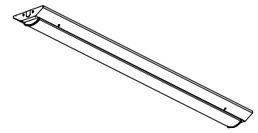

昼白色(5000K) Ra83
光束維持時間:40000時間
定格消費電力:24.6W

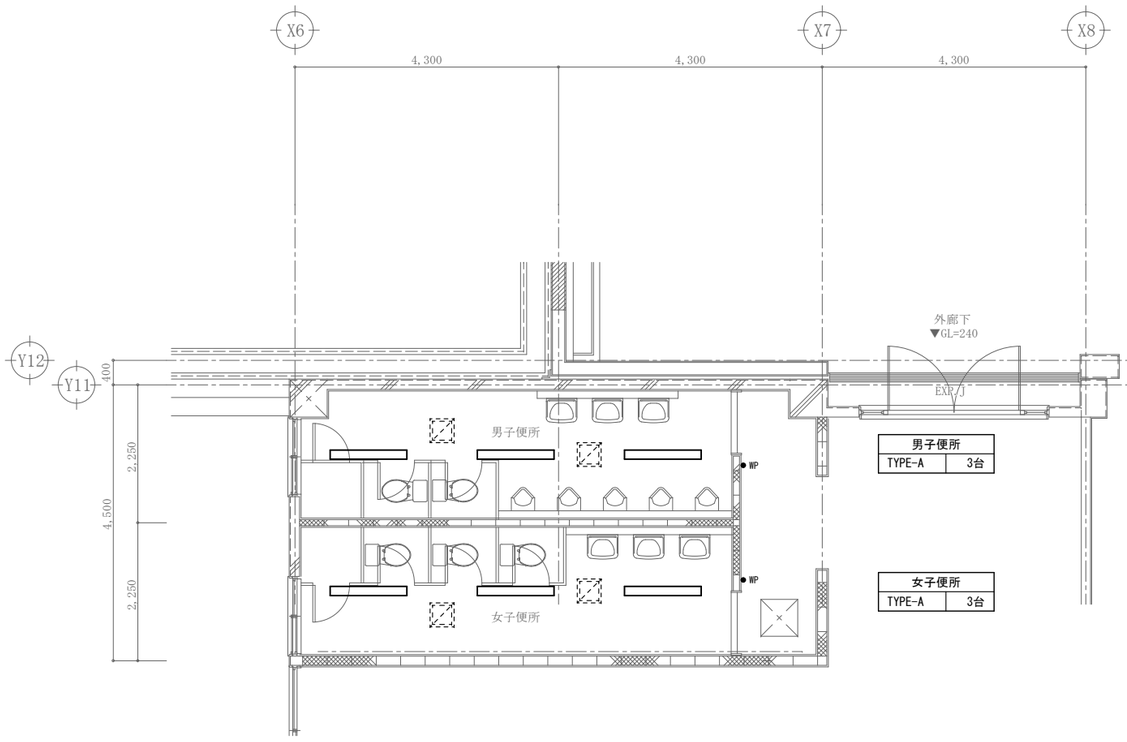

電灯設備平面図（Type：B）　SCALE　1：50
（改修前）

凡例		
	蛍光灯照明器具	撤去、処分
●WP	防水ｽｲｯﾁ（1P15A×1）	撤去、処分
換気扇	換気扇（別途機械工事）	

注記
１．施工前に事前調査を十分に行うこと。
２．機器撤去に伴い、不要な配管配線も撤去を行うこと。

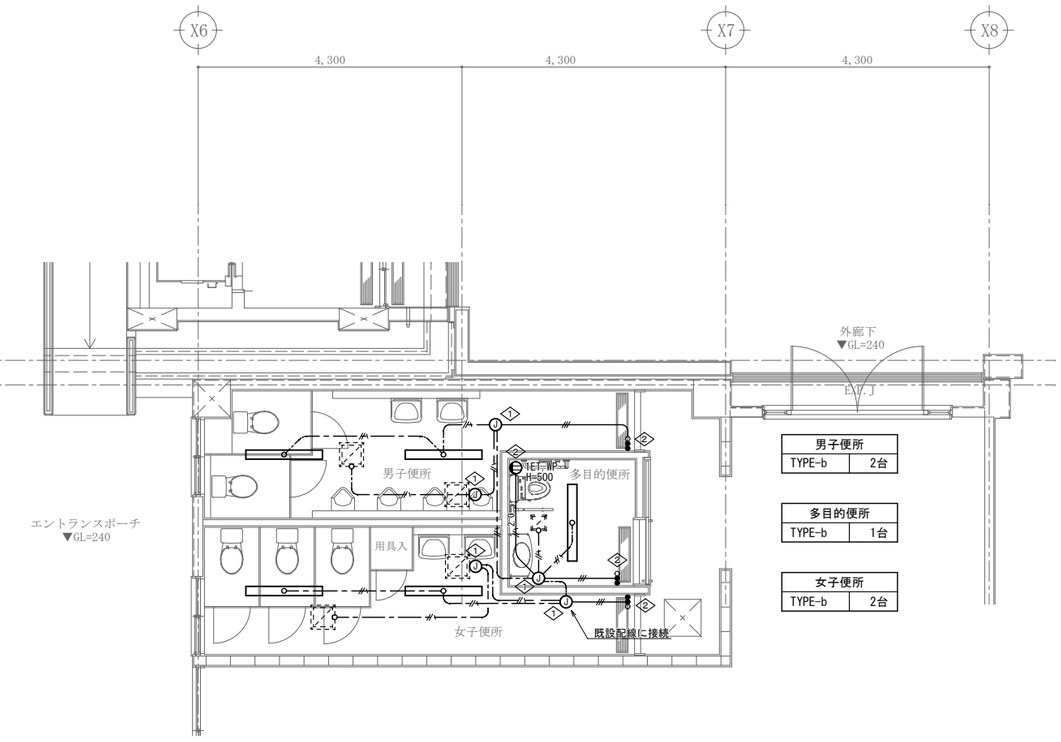

電灯設備平面図（Type：B）　SCALE　1：50
（改修後）

凡例	
	LED照明器具
	ﾀﾝﾌﾞﾗｽｲｯﾁ（1P15A×2,PL×1）　新金ﾌﾟﾚｰﾄ
1ET,WP	ｺﾝｾﾝﾄ（2P15A×1 ET付）　金属ｶﾊﾞｰ付
換気扇	換気扇（別途機械工事）
J	ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝﾎﾞｯｸｽ 樹脂製
1	ｱｳﾄﾚｯﾄﾎﾞｯｸｽ（四角中浅44,PVC）
2	埋込ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ（1個用,PVC）

記入なき配管配線は、下記による。

―//2.0―	EM-IE2.0×2 E1.6 (PF16)
- -//2.0- -	EM-EEF2.0-3C (ｺﾛｶﾞｼ)
―//	EM-IE1.6×2 E1.6 (PF16)
- -//- -	EM-EEF1.6-3C (ｺﾛｶﾞｼ)
―///	EM-IE1.6×3 (PF16)

注記
１．既設配線を使用する箇所は、改修作業前に絶縁抵抗測定を行い、その結果を監理者及び監督員に報告すること。
２．改修後の電灯設備機器へは、既設電灯配線より分岐し供給を行うものとする。
３．二重天井内はコロガシ配線とし、新設壁内はPF管にて保護する。
４．スイッチ取付高さＦＬ＋１，３００とする。（多目的は１，１００）

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）	工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	電灯設備平面図　Type：B
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課	縮尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100
摘要		図面番号	Ｅ－１０

検印	管理建築士	設計	製図

設計者	名称	有限会社ナカソネ設計
	資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
	登録番号	1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
	所在地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 TEL　０９８０－５２－２２９７

TYPE-A	ＦＬ４０Ｗ×１　富士型

機器重量：１．８ｋｇ
ＦＳＳ４－４０１

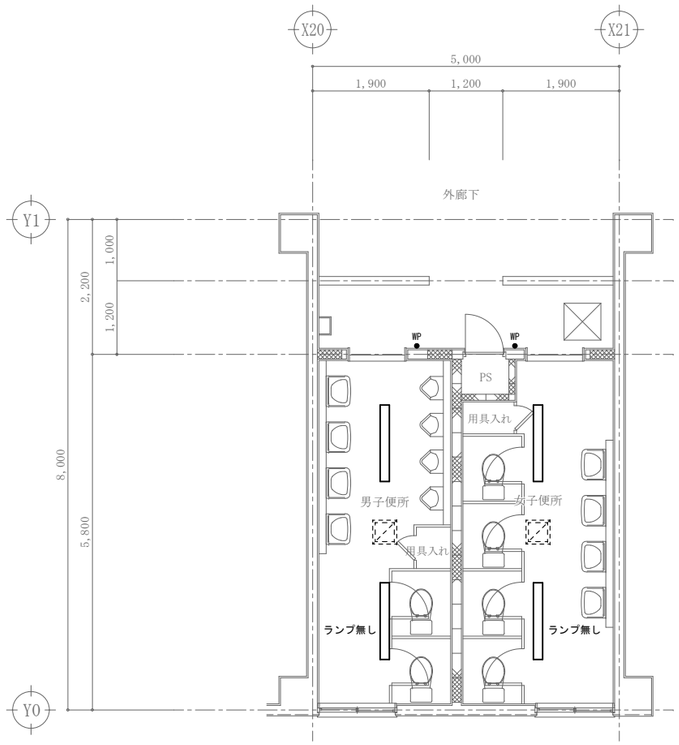

男子便所	
TYPE-A	2台

※１台はランプ無し

女子便所	
TYPE-A	2台

※１台はランプ無し

電灯設備平面図（Type：G-1F）　SCALE　1：50
（改修前）

凡例		
	蛍光灯照明器具	撤去、処分
●WP	防水ｽｲｯﾁ（1P15A×1）	撤去、処分
換気扇	換気扇（別途機械工事）	

注記
１．施工前に事前調査を十分に行うこと。
２．機器撤去に伴い、不要な配管配線も撤去を行うこと。

TYPE-b	ＬＥＤベースライト

公共施設型番：ＬＳＳ９－４－３７

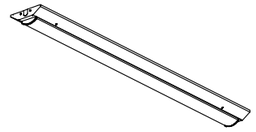

昼白色(5000K) Ra83
光束維持時間:40000時間
定格消費電力:24.6W

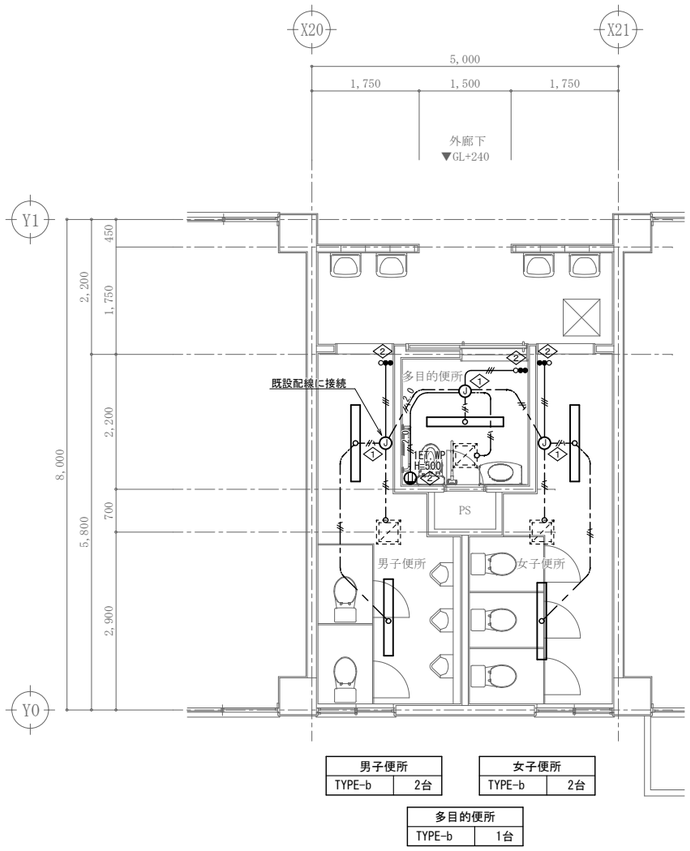

男子便所	
TYPE-b	2台

女子便所	
TYPE-b	2台

多目的便所	
TYPE-b	1台

電灯設備平面図（Type：G-1F）　SCALE　1：50
（改修後）

凡例	
	LED照明器具
	ﾀﾝﾌﾞﾗｽｲｯﾁ（1P15A×2,PL×1）　新金ﾌﾟﾚｰﾄ
1ET,WP	ｺﾝｾﾝﾄ（2P15A×1 ET付）　金属ｶﾊﾞｰ付
換気扇	換気扇（別途機械工事）
J	ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝﾎﾞｯｸｽ 樹脂製
1	ｱｳﾄﾚｯﾄﾎﾞｯｸｽ（四角中浅44,PVC）
2	埋込ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ（1個用,PVC）

記入なき配管配線は、下記による。

2.0	EM-IE2.0×2 E1.6	(PF16)
2.0 C	EM-EEF2.0-3C	(ｺﾛｶﾞｼ)
	EM-IE1.6×2 E1.6	(PF16)
	EM-EEF1.6-3C	(ｺﾛｶﾞｼ)
	EM-IE1.6×3	(PF16)

注記
１．既設配線を使用する箇所は、改修作業前に絶縁抵抗測定を行い、その結果を監理者及び監督員に報告すること。
２．改修後の電灯設備機器へは、既設電灯配線より分岐し供給を行うものとする。
３．二重天井内はコロガシ配線とし、新設壁内はPF管にて保護する。
４．スイッチ取付高さＦＬ＋１，３００とする。（多目的は１，１００）

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）	工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	電灯設備平面図　Type：G-1F
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課	縮　尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100
摘　要		図面番号	Ｅ－１１

検印	管理建築士	設　計	製　図

設計者		
	名　称	有限会社ナカソネ設計
	資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
	登録番号	1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
	所在地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 TEL　0980-52-2797

TYPE-A	ＦＬ４０Ｗ×１　富士型

機器重量：１．８ｋｇ
ＦＳＳ４－４０１

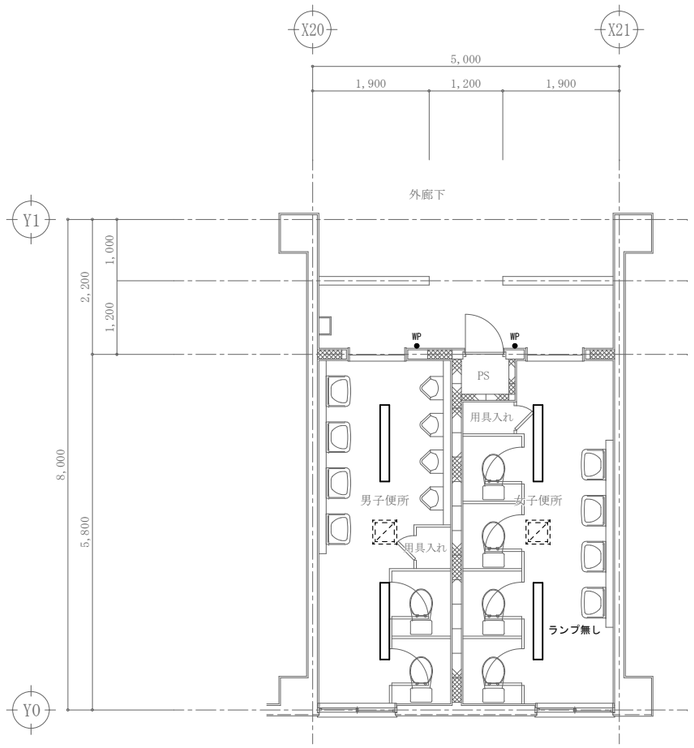

男子便所	
TYPE-A	2台

女子便所	
TYPE-A	2台

※１台はランプ無し

電灯設備平面図（Type：G-2F）　SCALE　1：50
（改修前）

凡例		
	蛍光灯照明器具	撤去、処分
●WP	防水ｽｲｯﾁ（1P15A×1）	撤去、処分
	換気扇（別途機械工事）	

注記
１．施工前に事前調査を十分に行うこと。
２．機器撤去に伴い、不要な配管配線も撤去を行うこと。

TYPE-b	ＬＥＤベースライト

公共施設型番：ＬＳＳ９－４－３７

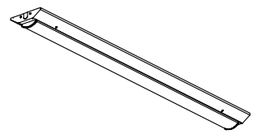

昼白色(5000K) Ra83
光束維持時間:40000時間
定格消費電力:24.6W

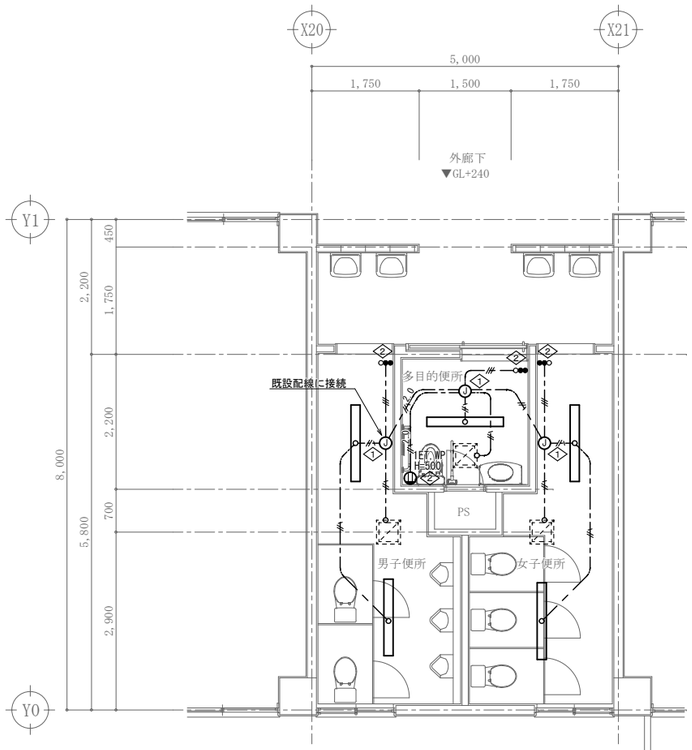

男子便所	
TYPE-b	2台

女子便所	
TYPE-b	2台

多目的便所	
TYPE-b	1台

電灯設備平面図（Type：G-2F）　SCALE　1：50
（改修後）

凡例	
	LED照明器具
	ﾀﾝﾌﾞﾗｽｲｯﾁ（1P15A×2,PL×1）　新金ﾌﾟﾚｰﾄ
1ET,WP	ｺﾝｾﾝﾄ（2P15A×1 ET付）　金属ｶﾊﾞｰ付
	換気扇（別途機械工事）
J	ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝﾎﾞｯｸｽ 樹脂製
1	ｱｳﾄﾚｯﾄﾎﾞｯｸｽ（四角中浅44,PVC）
2	埋込ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ（1個用,PVC）

記入なき配管配線は、下記による。

―//―2.0―	EM-IE2.0×2 E1.6	(PF16)
― - -//―2.0―	EM-EEF2.0-3C	(ｺﾛｶﾞｼ)
―//―	EM-IE1.6×2 E1.6	(PF16)
― - -//― - -	EM-EEF1.6-3C	(ｺﾛｶﾞｼ)
―///	EM-IE1.6×3	(PF16)

注記
１．既設配線を使用する箇所は、改修作業前に絶縁抵抗測定を行い、その結果を監理者及び監督員に報告すること。
２．改修後の電灯設備機器へは、既設電灯配線より分岐し供給を行うものとする。
３．二重天井内はコロガシ配線とし、新設壁内はPF管にて保護する。
４．スイッチ取付高さＦＬ＋１，３００とする。（多目的は１，１００）

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）	工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	電灯設備平面図　Type：G-2F
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課	縮　尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100
摘　要		図面番号	Ｅ－１２

検印	管理建築士	設　計	製　図

設計者		
	名　称	有限会社ナカソネ設計
	資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
	登録番号	1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
	所在地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 TEL　0980-52-2797

TYPE-A	ＦＬ４０Ｗ×１　富士型

機器重量：１．８ｋｇ
ＦＳＳ４－４０１

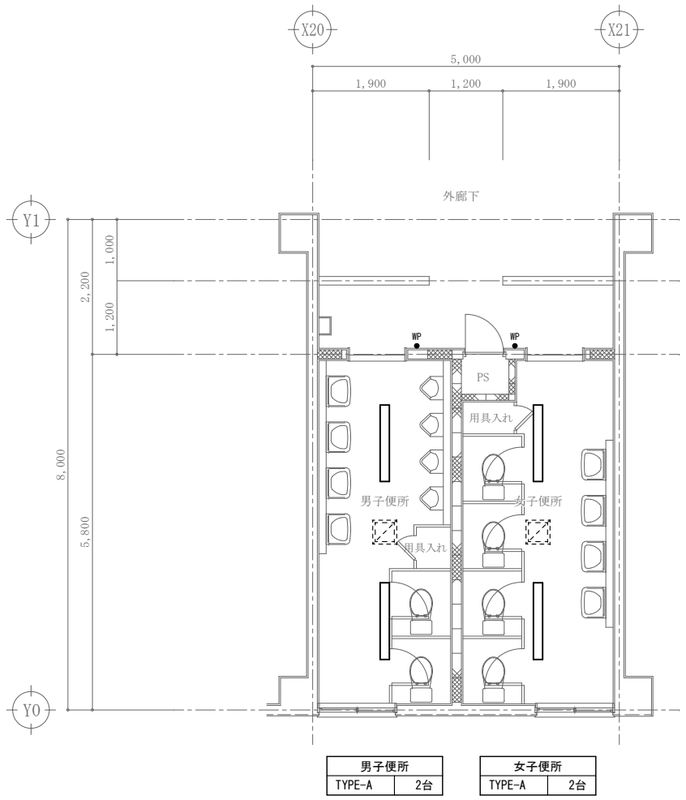

男子便所	
TYPE-A	2台

女子便所	
TYPE-A	2台

電灯設備平面図（Type：G-3F）　SCALE　1：50
（改修前）

凡例		
	蛍光灯照明器具	撤去、処分
●WP	防水ｽｲｯﾁ（1P15A×1）	撤去、処分
	換気扇（別途機械工事）	

注記
１．施工前に事前調査を十分に行うこと。
２．機器撤去に伴い、不要な配管配線も撤去を行うこと。

TYPE-b	ＬＥＤベースライト

公共施設型番：ＬＳＳ９－４－３７

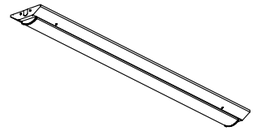

昼白色(5000K) Ra83
光束維持時間:40000時間
定格消費電力:24.6W

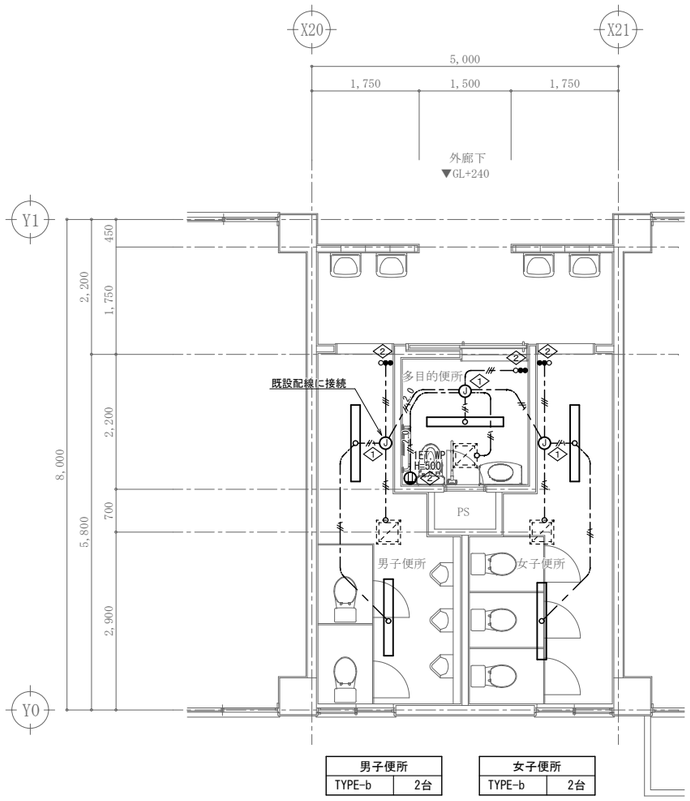

男子便所	
TYPE-b	2台

女子便所	
TYPE-b	2台

多目的便所	
TYPE-b	1台

電灯設備平面図（Type：G-3F）　SCALE　1：50
（改修後）

凡例	
	LED照明器具
	ﾀﾝﾌﾞﾗｽｲｯﾁ（1P15A×2,PL×1）　新金ﾌﾟﾚｰﾄ
1ET,WP	ｺﾝｾﾝﾄ（2P15A×1 ET付）　金属ｶﾊﾞｰ付
	換気扇（別途機械工事）
J	ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝﾎﾞｯｸｽ 樹脂製
1	ｱｳﾄﾚｯﾄﾎﾞｯｸｽ（四角中浅44,PVC）
2	埋込ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ（1個用,PVC）

記入なき配管配線は、下記による。

―//―2.0―	EM-IE2.0×2 E1.6	(PF16)
― - -//-2.0- - ―	EM-EEF2.0-3C	(ｺﾛｶﾞｼ)
―//―	EM-IE1.6×2 E1.6	(PF16)
― - -//- - - ―	EM-EEF1.6-3C	(ｺﾛｶﾞｼ)
―//―	EM-IE1.6×3	(PF16)

注記
１．既設配線を使用する箇所は、改修作業前に絶縁抵抗測定を行い、その結果を監理者及び監督員に報告すること。
２．改修後の電灯設備機器へは、既設電灯配線より分岐し供給を行うものとする。
３．二重天井内はコロガシ配線とし、新設壁内はPF管にて保護する。
４．スイッチ取付高さＦＬ＋１，３００とする。（多目的は１，１００）

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）	工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	電灯設備平面図　Type：G-3F
発注機関	名護市教育委員会　教育施設課	縮　尺	A1版　S=1:50　A3版　S=1:100
摘　要		図面番号	Ｅ－１３

検印	管理建築士	設　計	製　図

設計者		
	名　称	有限会社ナカソネ設計
	資格者氏名	管理建築士　仲宗根　徹
	登録番号	1級建築士登録（大臣）第２６６０９９号
	所在地	沖縄県名護市宮里三丁目４番７－１号 TEL　0980-52-2797